

平成24年第5回

香美市議会定例会会議録

平成24年9月 5日 開 会

平成24年9月24日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 4 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 4 年 9 月 5 日 水曜日

平成24年第5回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月5日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課総務班長	森安伸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課収納班長	中山泰仁	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

代表監査委員 福 留 通 彦 農業委員会事務局長 西 村 博 之

監査委員事務局長 横 谷 勝 正

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 68号 平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 80号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 81号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 82号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 83号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 85号 市道の路線の認定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成24年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成24年9月5日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告

3. 議会改革推進特別委員会委員長報告

4. 市長の報告

(1) 地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告について

報告第10号 平成23年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第11号 平成23年度香美市資金不足比率の報告について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第68号 平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第71号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第72号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第73号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第74号 平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第11 議案第75号 平成23年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第76号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第13 議案第 77号 平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 78号 平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 79号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第 80号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 81号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 82号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第 83号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 85号 市道の路線の認定について

会議録署名議員

4番、利根健二君、5番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成24年第5回香美市議会定例会を開会いたします。

まず、平成24年第5回香美市議会定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏は雨が多く蒸し暑い日が続いてまいりましたが、9月に入って朝夕が少し過ごしやすくなってまいりました。議員各位、執行部には何かとご多忙の中を本議会定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

今日の国政は与野党が対立し、地方交付税の先送りや予算抑制の地方税の財政圧迫も懸念される状況であります。このことは赤字国債発行に必要な公債発行特例法案の今国会での成立が与野党の対立で絶望的になったからであります。一日も早く国政が正常化をし、地方自治体や国民が安心して暮らせる政治を推進してほしいものであります。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案等は、報告2件、平成23年度各会計の歳入歳出決算の認定議案11件、平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）など7件であります。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれては慎重な審査と審議の上、それぞれ議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたしておきます。また、議員各位におかれては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて4番、利根健二君、5番、濱田百合子君の両君を指名をいたします。両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、8月31日議会運営委員会にて協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。本日招集されました平成24年第5回香美市議会定例会の運営につきまして、去る8月31日に議会運営委員会を開催しましたので協議の結果をご報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から9月24日までの20日間としました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げでの閉会と会期の延長を必要とする場合については議長に一任することになりました。

開会当日、今期議会に執行部から上程される議案及び報告はお手元にお配りしている提出議案のとおりでありますけれども、そのほかに住宅新築資金の訴えの提起の専決処分報告が1件追加されるとの報告がありました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。

会期2日目の6日から会期6日目の10日までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期7日目の11日から会期9日目の13日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の14日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き議案第79号については連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の15日から会期13日目の17日までは、休日及び祝日並びに議案精査のため休会としました。

会期14日目の18日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の19日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期16日目の20日から会期19日目の23日までは、休日及び議案審査整理のため休会としました。

会期20日目の最終日24日ではありますが、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加議案がありますので、委員会案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。また、全ての案件の審議が終了した後に組織会議を予定しております。

次に、一般質問の通告は、会期第2日目の6日、午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容ではありますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。陳情、決議案については案件がなく、請願第1号については、学校給食資材の発注に関する請願でありまして、8月20日に土佐山田町給食資材センター協同組合の山崎忠三代表理事から提出されたものであります。協議の結果、教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

次に、発議第1号から第3号までの発議につきましては、議会改革推進特別委員会と議会運営委員会それぞれ審議をしてきた案件ですので、提出者を各委員会の委員長とし、残りの委員全員が賛成者となり、それぞれ最終日に追加案件として提案することになりました。

続いて、意見書案第12号から第14号までの意見書案については、3件とも書式等が整っておりますので、会派代表者会議において各会派が意見書に対する調整を行い、

提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月24日までの20日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月24日までの20日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

平成24年第4回香美市議会臨時会において可決されましたオスプレイを配備、訓練飛行させないよう求める意見書については、衆・参両院議長、内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第10号及び第11号の報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書、平成23年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成23年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成23年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、平成23年度財政健全化判断比率の審査意見並びに平成23年度資金不足比率の審査意見が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

6月議会以降、7月25日、8月20日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。審査の経過及び結果について順次報告いたします。

7月25日の協議事項は、1点目、市税等の滞納整理の状況について、2点目、市有財産の管理、活用状況等についてであります。

1点目、市税等の滞納整理の状況については、前回審査以降の職員等における学校給食費、駐車場利用料の滞納の改善状況等について説明を受け審査を行いました。学校給食費滞納9件については、電話催促、直接徴収によって現在未納はなしとのことであ

ります。質疑では納付書紛失者については再送付を行ったとのことであり、駐車場利用料滞納については、平成22年、23年度延べ35人分については、5月末の出納閉鎖までに徴収、収納を行った。平成24年度分については、540名利用者全員より徴収、収納を行いました。また、納期限までに納付のなかった者に対しては、納期限から1カ月以内に徴収を行いました。今回、香美市役所職員駐車場使用要綱の改正を行い、納期限から1カ月を超えて滞納したとき、許可の取り消しを行う旨の要綱改正を行ったことが改善につながったとの報告がございました。質疑では要綱改正は庁内メールにて周知徹底をした。短期の臨時雇用等の場合、忘れやすいので園長にも再度の周知にて全員の納付が完了したとのことであり、

2点目、市有財産の管理、活用状況等については、最初に今日までの経過、予算措置、問題点、今後の進め方について報告がございました。続いて、市街化区域内の普通財産の土地、建物について、詳細にわたる説明を受け審査を行いました。ただし、事業終了後処分する課が不明で普通財産に明確に移行ができておらず、残地として残っている物については今回審査の対象から外しているとのことであり、全体的質疑では、前述の案件は5件ほど手つかずのままです。また、小さい物件はたくさんあるとのことであり、防草シートは近隣住民からの苦情にて対応している。個別審査対象は9件ございました。旧さくら保育園及びその職員駐車場、専売公社社宅跡地、旧前山市営住宅、旧秦山保育園職員駐車場、旧庚申住宅、秋葉神社、商工会内一部敷地、旧竹串組合工場倉庫、警察官舎跡地であります。個別案件ごとの質疑は省略いたしますが、状況調査報告より方向性の定まっている案件のほか、売り払い可能物件については、課題等を克服し早期の処分を行うための委員からの各提案等がございました。また、現在は困難性が高いが近い将来処分すべき案件、無償貸し付けが妥当な案件等の方向性について検討を行いました。今回審査においても財産管理台帳整備の必要性が明らかになり、市長に対し提言書を出すことで一致いたしました。

続きまして、8月20日の協議事項について報告いたします。

1点目、財産管理台帳整備についての提言について。2点目、本特別委員会2年間の総括についてであります。2点とも委員各位による案文精査のもと文章を整え、本日会議終了後、市長に取りまとめ及び提言を行う運びとなりました。

以上で行政財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行政財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、6月定例会以降の議会改革推進特別委員会の審議内容及び決定事項につきましてご報告

をいたします。

まず、5月に実施をいたしました議会報告会の総括といたしまして、報告会を実施した各班よりそれぞれ意見集約の上報告を受けたところでございます。その報告を参考にし、また報告会会場でのアンケート結果も考慮をいたしまして審議をいたしました。審議の結果、報告会の実施回数につきましては、当初年1回としておりましたが、これを年2回の開催とし、毎年5月と11月に実施をすることといたしました。また、開催場所につきましては、現行の土佐山田町5カ所を6カ所に、香北町及び物部町はそれぞれ2カ所から3カ所にふやし、合計12カ所での開催といたしました。班編成につきましては、これまでどおり3班編成にて実施をするということといたしました。これらの変更に伴いまして、議会報告会実施要綱の修正もいたしたところでございます。さらに今後の課題といたしまして、報告会の周知の方法について意見交換をし、次回以降の報告会に向け準備をしていくことを確認したところでございます。

また、物部町大栃自治会から依頼がございまして、去る7月18日に大栃地区におきまして議会報告会を実施いたしました。報告会への出席者は、正副議長並びに物部町出身の議員4名、計6名でございました。参加者は約30名の参加がございました。

議会報告会におきまして市民の皆様からのご要望やご意見、ご提言につきましては、議会報告会実施要綱に沿いまして、市行政に対するご要望等は、各常任委員会で調査または意見集約の上議長が市長に文書で報告をし、その旨を発言者に回答することとなっております。また、議会に対するご要望等につきましては、議会運営委員会において協議の上発言者に回答することとなっております。このことから、市内9カ所から実施をいたしました報告会でのご要望等を所管の常任委員会及び議会運営委員会に振り分ける作業を行い、議長より各委員長に文書で通知をしたところでございます。

続きまして、議会基本条例につきましては、総務課法制担当の指摘事項や各委員の意見を踏まえ前文から第21条まで最終チェックをし、条例案を完成させたところでございます。なお、附則につきましては、施行期日としまして「この条例は平成24年10月1日から施行する」との一文、また、「香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例（平成21年香美市条例第46号）は廃止する」との一文を記したところでございます。条例案につきましては、本定例会の最終日に追加提案し、本会議方式で採決をすることといたしております。その際の提案者は特別委員会委員長とし、委員全員が賛成者となることを確認をしております。また、議員政治倫理条例につきましても、議会基本条例と同様に、本定例会最終日に本会議方式で採決することといたしております。なお、議員政治倫理審査会規程につきましては、議員政治倫理条例施行後に議長決裁にて施行することといたしました。

以上で議会改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第68号、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、議案第85号、市道の路線の認定についてまで、以上18件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第68号から議案第85号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日平成24年第5回香美市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の中をご参集いただきましてありがとうございます。また、平素は市行政の運営に対しましてご指導、ご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

それでは、諸般の報告並びに今期定例会に提案をいたしております議案の説明を申し上げます。お手元にお配りをしております冊子をごらんをいただきたいと思います。

まず、各課関連の行政報告でございますが、総務課から職員研修につきましては、8月21日、22日に職員を対象とした防災研修を行いました。研修には227名が参加をし、災害時職員初動マニュアルをもとにして災害発生時の初動について学びました。

管財課から入札状況についてでございますが、4月1日から8月16日までに行った入札の総件数は76件、予定価格の総額は8億7,127万4,200円、落札金額の総額は7億2,040万6,820円となっております。

まちづくり推進課からお試し住宅につきまして、香北町吉野にあります企業局の官舎を利用したお試し住宅の備品整備は6月末で完了し、即入居可能な部屋は3部屋となりました。8月13日には1名が入居し、定住に向けた活動を行っております。

姉妹都市交流につきましては、姉妹都市であります北海道積丹町より訪問団が3名、8月3日から8月5日までの日程で来市され、8月4日は第44回土佐山田まつりに参加して交流を深めました。

自主防災組織一斉避難訓練及び市役所防災訓練につきまして、9月2日に行われました県下一斉避難訓練には36の自主防災組織において総勢1,784人が参加をし、避難訓練や炊き出し訓練また情報伝達訓練などを実施しました。一方、市役所では第2配備の対象職員79名による防災訓練を行い、震度5弱の地震発生を想定として災害時職員初動マニュアルに従い情報収集訓練を行いました。また、地震発生により香美警察署の庁舎が使用できない状況を想定し、26名の警察署員と連携をして仮庁舎設置訓練や通信訓練を実施をいたしました。

産業振興課から農業災害についてでございますが、6月、7月に発生をしました農地や農業用施設災害の内訳は下の表のとおりであります。これらの災害は9月中に国の査定を受検後、順次復旧工事に着手いたします。

商工観光につきまして、今年も香美市3大まつりが盛大に開催され下の表のとおりたくさんの方々にお越しをいただきました。各祭りの実行委員会や多くの市民ボランティ

アの方々のご尽力に感謝を申し上げます。

有害鳥獣につきましては、4月1日から8月20日までに補助金を支払った有害鳥獣の捕獲頭数は下の表のとおりであります。過去最高であった昨年度同期より捕獲頭数は増加をいたしております。また、今年はいノシシと猿による農作物の被害が増加しており、特に捕獲するよう狩猟者の方々をお願いをいたしております。

林業事務所から7月の集中豪雨による林道施設災害復旧事業につきまして、物部町の久保和久保地区におきまして、林道路側欠壊による集落まで車両通行が不可能となっていることから、災害査定前に着工できる全応急工事制度を利用して、早急に復旧本工事等を行います。その他の10件につきましては、9月18日から21日に予定をされており、林野庁の災害査定を受検後、速やかに工事着手し不通林道の復旧を図ります。

建設課から土木関係につきましては、7月11日からの梅雨前線豪雨により被災した道路、河川などあわせて18件は、9月10日に予定されている第3次査定を受検するため準備を進めています。

道路改良工事について、予定していました委託業務1件を含む7件全て発注済みであり現在施工中です。

がけくずれ住家防災対策事業は、豪雨関連による被災箇所を追加して7件となり、うち6件は発注済みで残り1件は県へ申請中です。

上下水道課から簡易水道事業につきまして、土佐山田町の山田堰簡易水道影山地区送配水施設移設工事は、6月に完了し順調に稼働しています。また、物部町の大柘簡易水道区域拡張工事は6月に着手しており、完成は平成25年3月末の予定です。

下水道事業につきまして、公共下水道中部分区、楠目地区ですが、枝線管渠築造工事は7月に着手をいたしました。今回の工事は、国道の通行制限及び市道の通行どめを実施することから、関係者の協議や調整を行いながら円滑な施工を図ります。なお、完成は平成25年3月末の予定です。

教育振興課から学校統合及び休校につきまして、繁藤小中学校と佐岡小学校の統合及び休校につきまして、学校適正規模検討委員会の提言を受けて、市学校適正配置等推進本部により作成された適正配置計画案にのっとり、関係者の方々と協議を重ねてきました。その結果、生徒保護者や地元の理解を得て、平成25年4月1日より佐岡小学校を片地小学校へ、繁藤小学校を香長小学校へ、繁藤中学校を鏡野中学校へそれぞれ統合し、統合された3校は休校とする方針が決まりました。

消防課から平成24年1月1日から7月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきましては、昨年同期と比較して火災件数は11件、救急出動は61件、救助出動は4件いずれも減となっております。以下、表のとおりであります。

香美市消防団の活動につきましては、7月22日に物部方面隊、同29日に香北方面隊が団員の消防技術向上と方面隊の連携を図るために夏季訓練を行いました。

続きまして、今期定例会に予定をいたしております議案について提案及び説明を申し

上げます。

報告第10号は、平成23年度香美市健全化判断比率の報告です。

報告第11号は、平成23年度香美市資金不足比率の報告についてです。

次に、議案第68号は、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第69号は、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第70号は、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第71号は、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第72号は、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第73号は、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第74号は、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算の認定についてです。

議案第75号は、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第76号は、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第77号は、平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてです。

議案第78号は、平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

議案第68号から78号の平成23年度各会計歳入歳出決算の認定は、監査委員の意見書とともに提出いたしておりますので、審査のほどよろしくお願いをいたします。なお、監査の方々には細部にわたって監査をいただきまして、そのご労苦に感謝と敬意を表します。

続いて、議案第79号は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）であります。繰越額の確定による前年度繰越金の追加、旧農政事務所購入費及び土地改良区補助金の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正などが主なものであります。

議案第80号は、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第81号は、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）であります。

議案第82号は、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）であります。

議案第 83 号は、平成 24 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）であります。

議案第 84 号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 85 号は、市道の路線の認定についてです。

以上、平成 24 年度香美市一般会計補正予算など報告 2 件、議案 18 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これより報告第 10 号及び報告第 11 号の質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、議案第 68 号から議案第 78 号までの各案件は、平成 23 年度の香美市一般会計、各特別会計及び各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから議案第 68 号から議案第 78 号までの監査委員の決算審査意見書並びに平成 23 年度財政健全化判断比率及び平成 23 年度資金不足比率の審査意見についての説明を求めます。代表監査委員、福留通彦君。

○代表監査委員（福留通彦君）　おはようございます。代表監査委員の福留です。どうかよろしくお願いたします。

市長より、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 23 年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しましたので、その概要について説明をさせていただきます。お手元の資料の 1 ページをおあけください。

第 1、審査の概要ですが、審査の対象は平成 23 年度香美市一般会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計、それぞれの歳入歳出決算とそれに附属する平成 23 年度各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書です。

2、審査の期間は、平成 24 年 8 月 10 日、15 日、16 日、17 日の 4 日間です。審査の手續につきましては、（1）各会計に関する会計処理が、関係法令などの規定に準拠して適法かつ正確に行われているかどうかを確かめ、決算書及び政令で定める書類は、法令などの定めるところに従って調製され適正に表示されているかどうかを確かめた。

（2）予算の計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されているかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全化について考

察・検討した。

(3) 審査の方法については、各会計決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続及びその他必要と認めた監査手続を適用した。なお、証拠書類につきましては、例月現金出納検査において精査をしております。

第2、審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であると認められた。また、関連する事務の処理は適正に行われており、予算の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められた。

決算の総括ですが、審査結果の詳細につきましては事前に資料を見ていただいていることと思いますし時間の都合もありますので、要点のみの説明とさせていただきます。

(1) の決算規模は2ページの表のとおりとなっております。ごらんをいただきたいと思ひます。

3ページの決算収支ですが、平成23年度の一般会計と8特別会計を合わせた総計決算における歳入総額は249億4,500万円、歳出総額は243億1,100万円、形式収支は6億3,400万円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越額を差し引いた実質収支の額は4億5,000万円の黒字となっている。しかし、この中には各会計相互間で動かす繰入金、繰出金及び負担金13億4,600万円が含まれており、これを相殺した実質的な金の動きは2ページの上段の表の純計決算額にあるとおり歳入が235億9,900万円、歳出が229万6,500万円となります。平成23年度の一般会計の形式収支が前年度と比較して54%減少しているのは、施設整備基金へ積立金11億円が積み立てておるのが主な要因です。

3番の市債の状況ですが、今年度の地方債残高は対前年度5億6,243万円減の231億1,253万円となっております。これは平成22年度に比べ償還額は減少しているものの、庁舎建設事業と保育園建設事業の完了に伴い発行額が減少したためです。

4ページに移りまして、会計別に見てますと、まず、2の一般会計で平成23年度の決算状況は歳入総額165億441万7,000円、歳出総額159億3,704万6,000円で、形式収支は5億6,737万1,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源1億6,485万2,000円を差し引いた実質収支は4億251万9,000円の黒字となり、うち2億126万円を地方自治法233条の2ただし書きの規定により、財政調整基金に積み立てることとなります。

(1) 歳入ですが、歳入の構成です。次の表のとおり、自主財源は27.3%、依存財源72.7%となっております。自主財源については、市税が6,053万3,000円、2.5%増収し、歳入に占める割合が14.9%となっております。依存財源については全般的に減少しているが、地方交付税及び国庫支出金の占める割合が53.3%となり、依然として依存比率は高くなっております。

5 ページの科目別歳入決算状況です。

平成23年度の一般会計の決算額は、予算現額173億6,982万8,000円に対して、調定額173億587万8,000円、歳入総額165億441万7,000円です。収入未済額は7億9,242万5,000円で、そのうち不納欠損額は903万6,000円となっています。歳入予算科目別決算状況については5ページの表のとおりです。

6 ページには増減理由を載せておりますが、主なものだけ説明をいたします。

(ア)の市税、平成23年度の収入済額は24億5,910万1,000円で、前年度収入済額に比べ6,053万3,000円、2.5%増加している。市税の約41%を占める市民税のうち個人市民税は所得の増加に伴って増加しており、法人税も業績向上等による増加が大きい。現年度調定額を前年度と比較すると3,106万9,000円、3.2%増加しています。また、市税の約51%を占める固定資産税は、土地評価額の下落による減少があるものの、新築家屋の増加がそれを上回ったことにより増額となっています。なお、市民税等の収入実績は7ページに示すとおりです。

次に、(ウ)の国庫支出金、本年度の収入済額は16億940万3,000円で、前年度収入済額に比べ5億4,627万9,000円、25.3%の大幅減となっています。これは児童手当及び子ども手当交付金が増加したものの、安全・安心な学校づくり交付金及び地域活性化関連の交付金が減少したためである。

(オ)の繰入金、本年度の収入済額は2億5,147万円で、前年度収入済額に比べ7,890万4,000円、23.9%減少している。これは庁舎建設基金繰入金の大幅な減少と老人保健特別会計繰入金の減少に伴うものです。

最後に、(キ)の市債、本年度の収入済額は13億7,779万8,000円で、前年度収入済額に比べ13億6,553万2,000円、約50%の大幅減となっています。これは林道整備事業債及び道路新設事業債が増加したものの、庁舎建設では外構工事が主体となり庁舎建設事業債が大きく減少、また保育園建設事業債も皆減となったためです。

ウの収入実績については7ページから9ページに載せておりますが、8ページの中ほどの(エ)諸収入で、住宅新築資金等貸付金の収入率が前年度に比べ8.9ポイント増加している。これは平成23年度に競売による配当金が繰上償還、一括完済がなされたためとなっています。

9ページの表はまたごらんになっていただきたいと思います。

10ページには、不納欠損処分を事由別に載せてありますが、きめ細かな収納努力にもかかわらず、長引く不況によりまして生活困窮や生活保護などが影響しているものと思われる。

(2)の歳出に移ります。

歳出の構成ですが、義務的経費は前年度を3,070万9,000円下回りました。こ

れは公債費の減額が大きく影響しており、また、投資的経費は普通建設事業費で庁舎及び保育園建設の完成に伴い大幅に減少しています。その他の経費では、新庁舎備品費、施設等整備基金積立金 11 億円などが増加しています。

12 ページに移りまして、科目別決算状況を載せてございますが、総務費につきましては、支出済額は前年度に比べ 11 億 4,267 万 8,000 円、29.7% 減少しています。これは主に庁舎建設費が大幅に減少したためです。

(イ) の民生費、支出済額は前年度に比べ 2 億 8,708 万 2,000 円減少している。これは子ども手当関連、福祉医療費等が増加したものの、保育園建設事業が完了したことによるものです。

(オ) の消防費のなお書きについて説明をいたします。

特殊勤務手当につきましては、香美市一般職の職員の給与に関する条例第 16 条に「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する」と定められています。隔日勤務の消防職員には、救急車等による緊急出動や深夜に及ぶ勤務などにより当然支給されるべきですが、月曜から金曜までの毎日勤務の職員については、この著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に該当するとは考えにくいこと。また、地方公務員法第 24 条第 3 項では「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とされており、近隣の安芸市、香南市、南国市、高知市等を見ても、消防職員というだけで無条件に特殊勤務を支給している自治体はありません。なお、条例の制定、改廃権は市長並びに議会にあり、監査委員は条例そのものを監査することはできませんが、条例に基づいて支出された結果、不適切な場合は是正を求め意見を提出できることとなっているところです。

以上、一般会計です。

続きまして、13 ページから特別会計に移ります。

3、簡易水道事業特別会計、平成 23 年度の歳入総額は 4 億 4,238 万 5,000 円、歳出額は 4 億 3,428 万 7,000 円で、形式収支は 809 万 8,000 円となっている。しかし、一般会計から 6,876 万 8,000 円が基準外繰入金として補填されているため、実質 6,855 万 8,000 円の赤字決算となっています。

14 ページに公共下水道事業特別会計を載せてあります。

平成 23 年度の決算額は歳入総額 4 億 5,193 万 2,000 円、歳出総額は 4 億 3,999 万 8,000 円で、形式収支は 1,193 万 4,000 円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 59 万 4,000 円の黒字となるが、一般会計から 2,520 万 3,000 円が基準外繰入金として補填されているため、実質 2,460 万 9,000 円の赤字決算となります。

15 ページの特定環境保全公共下水道事業特別会計、これは美良布地区の下水ですが、実質737万6,000円の赤字決算となっています。

17 ページの農業集落排水事業特別会計につきましては、農業集落排水事業の対象区域は土佐山田町逆川地区で、平成19年から5カ年計画で総事業費5億8,828万2,000円で事業が完成しました。平成24年4月から供用開始となっております。

7番、国民健康保険会計ですが、平成23年度の歳入総額は39億64万7,000円、歳出総額は38億7,863万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源がないため形式収支、実質収支ともに2,201万3,000円の黒字となり、そのうち1,110万7,000円を地方自治法第233条の2ただし書きの規定により、国民健康保険財政調整基金に2年以内に積み立てることとなります。なお、国庫支出金の落ち込みや後期高齢者支援金等の増により、国民健康保険財政調整基金を7,000万円取り崩して補填しております。

19ページからあります8番の介護保険特別会計（保険事業勘定）、9番の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）、10番の後期高齢者医療特別会計については、特に補足することはありませんのでごらんになっていただきたいと思います。

22ページの11、財政構造の弾力性等に移ります。

平成23年度の実質収支比率、公債費比率は改善されているが、財政力指数や経常収支比率はわずかに悪化している。なお、実質収支比率については10.3%から4.0%へ数値は下がっておりますが、実質収支が黒字であればあるほどよいというものではありません。実質収支額を標準財政規模で割った実質収支比率は、経験的に3%ないし5%程度が望ましいとされております。それ以上の黒字額は行政水準の向上や住民負担の軽減に充てられるべきだとされておるからです。いずれにしましても、本比率の改善は自助努力もありますが外部要因の効果によるものが大きく、今後も国政の動向等に注意しながら財政の健全化に努力する必要があります。

最後にむすびですが、平成18年3月の合併から6年が経過し、普通交付税、国庫補助金、合併特例債、県補助金の優遇措置を受け、市民の懸案であった新庁舎での業務も開始され、その他不可欠な諸事業も円滑な推進が図れている。

大規模保育園の建設もその一つであるが、保育の運営面において、保育士の過半数が臨時職員であり、不足する部分には保育士の資格を持たない者を充てるなど、十分な保育体制とは言いがたい面もあります。

緩やかな景気回復に伴い、市税収入は所得割及び法人税ともに増加し、固定資産税においても新築家屋の増加等により増額となった。しかし、新庁舎建設事業、保育園建設事業等が完了したため起債は減少し、国庫支出金においては地域活性化関連交付金と安全・安心な学校づくり交付金が削減された。平成23年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額249億4,500万円、歳出総額243億1,100万円、差し引き6億3,400万円の黒字となっている。会計相互間の繰入金や繰出金を除いた

純計では、歳入総額は235億9,800万円、歳出総額は229億6,500万円、前年度と比較すると歳入総額は13億9,400万円、歳出総額は7億1,900万円縮小した決算となっている。今後の財政運営に当たっては、香美市振興計画に基づき行政改革の計画的な推進や事務事業の見直しを図り、限られた財源の効率的な配分と効果的な事務執行に努力されたい。

最後に、市民が将来にわたって安全・安心に暮らすことのできる魅力あるまちづくりと市のさらなる発展を期待してむすびとするものです。

次に、水道事業の決算報告書が皆さんのお手元にあると思いますけれど、裏表紙から手前に4枚めくっていただきたいと思います。

平成23年度香美市水道事業会計決算審査意見書

第1、審査の概要

審査の対象、平成23年度香美市水道事業会計決算。

審査の期日または期間、平成24年7月23日、26日の2日間。

審査の場所、香美市役所5階、監査委員事務局。

審査の内容、この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。また、地方公営企業法第30条第3項に定めのある、同法第3条の「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という経営の基本を原則に留意し審査を実施した。

2ページの第2、審査の結果ですが、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認める。

2、事業の概況、前年度と比較して給水戸数は166戸増加しているが、給水人口は69人減少しました。

給水場を出る水の量、年間配水量は196万3,961立方メートルと0.27%減少し、各家庭で使われる水、年間給水量も176万9,529立方メートルと1.17%減少している。これは近年多くの地方自治体で発生している現象であり、節水意識の高まりや節水型機器の普及、景気低迷の影響による水需要そのものの減少に起因しているものと思われます。

3、経営状況、収益ですが、事業収益は1億8,773万円と3.25%減少しており、その95.84%を占める給水収益も1億7,992万円、1.12%減少している。しかし、事業収益と事業費用はともに減少しており、その減少幅も同程度となっております。なお、原水及び浄水費・配水及び給水費に当たっては、修繕費その他により465万円ほど増加している状況ですが、施設、管渠そういったものの老朽化も進行しており、修繕等の費用が増加することはやむを得ないものと思われます。

年度末の収納率ですが、現年分、過年分の合計では91.81%となっている。水道料金につきましては、滞納した場合には給水停止等の処置をしており、従前から収納率は高く推移をしております。

なお、公営企業会計は発生主義をとっているため、出納閉鎖期間がなく91%台の収納率となっているが、3月請求分で4月、5月に納入されたものを含めた実質収納率は98%以上となっております。

次に費用ですが、総費用も先ほど申しあげましたように、1億3,299万9,847円と7.04%減少しており、その結果、純利益その他のところを書いてありますように、純利益は5,472万7,163円、総収支比率は141.15%、経常収支比率は141.39%とそれぞれ増加している。なお、業務活動の成果を占める営業収益比率については、148.72%と前年度を11.41ポイント上回っています。

また、供給単価は101.68円と微増し、給水原価は74円93銭、5.5%の減で、その結果、料金回収率は135.70%、7.51ポイントの増加となっております。その結果、料金回収については高い費用対効果が発揮されていることがうかがえます。

5ページに移りまして財務の状況ですが、資産及び資本につきましては、資産は21億8,765万2,734円、資本は21億6,180万6,098円となっており、資産、資本ともに増加しております。この結果、自己資本比率は85.49%と年々上昇しており、経営が安定していることがうかがえます。また、固定比率88.72%、固定資産対長期資本比率は76.72%とともに100%未満であり、健全経営であると言えます。それぞれの比率の説明は下の表にございますので、また見ておいていただきたいと思えます。

最後にむすびですけれど、水道事業会計の当年度の純利益は5,472万7,163円であり、業績は安定している。しかしながら、安定供給のための水源確保、老朽施設を改修しながら運用している現状及び簡易水道事業との統合を見据えた運営となると、将来的には厳しい経営状況が予想されることから、一層の経営効率化に努めるとともに、香美市水道事業基本計画に沿った運営をお願いするところです。

続きまして、工業用水道事業決算報告書をおあけいただきたいと思えます。

同じく、裏表紙から2枚めくっていただきたいと思えます。

平成23年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

1、審査の概要ですが、概要につきましては、水道事業会計とほぼ同様ですので省略をさせていただきます。

次のページの審査の結果ですが、1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状況を適正に表示しているものと認める。

2、今後の動向とむすび、高知テクノパーク工業団地は、高度技術工業や先端技術産業など県外事業や隣接する高知工科大学と共同研究を行う県内企業を誘致し、新たなリーディング産業の育成を図る役目を担っている。しかしながら、平成19年度以降給水

実績がなく、本年度新たに進出してきた企業も工業用水の使用は見込めず、事業費用の99.9%、1,253万円を他会計から繰り入れる厳しい状況となっています。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率、資金不足比率の審査に移ります。

平成23年度財政健全化判断比率の審査意見

1、審査の対象、平成23年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定となる事項を記載した書類。

審査の期間、平成24年8月17日。

審査の概要、市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

4、審査の結果、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は下表のとおり健全化基準未満となっています。

補足ですけれど、実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないために、また将来負担比率は充当可能基金の増加や有利な起債など、地方交付税に算入される額の増加等により、将来負担比率でなくってマイナスの0.6という数字になっておりますのでー（横棒）で表記しております。実質公債費比率は、前年度より1.1%改善されて12.1%となっております。

次に、平成23年度資金不足比率の審査意見に移ります。

審査の対象、平成23年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

審査の期間、平成24年8月17日。

審査の概要、市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

審査の結果ですが、審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また表のとおり、香美市には資金不足となっている事業会計はなく、全ての比率は早期健全化基準未満となっています。

以上で審査に付された一般会計を初めとする11会計の決算並びに健全化判断比率、資金不足比率の審査結果の説明を終わらせていただきます。

なお、数字等に読み間違い、お聞き苦しい点があったかもしれませんが、お手元の資料が正しいとのご理解をいただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について説明をしていただきました。そのご苦勞に対しまして、一同にかわり敬意を表しお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月11日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

(午前10時16分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 4 年 9 月 1 1 日 火曜日

平成24年第5回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 3 番	大 岸 眞 弓
2 番	矢 野 公 昭	1 4 番	片 岡 守 春
3 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	竹 平 豊 久
4 番	利 根 健 二	1 6 番	島 岡 信 彦
5 番	濱 田 百合子	1 7 番	石 川 彰 宏
6 番	山 崎 晃 子	1 8 番	竹 内 俊 夫
7 番	爲 近 初 男	1 9 番	前 田 泰 祐
8 番	千 頭 洋 一	2 0 番	山 本 芳 男
9 番	織 田 秀 幸	2 1 番	小 松 紀 夫
1 0 番	比与森 光 俊	2 2 番	西 村 芳 成
1 2 番	山 崎 龍太郎		

欠席の議員

1 1 番 依 光 美代子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	岡 本 博 臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	阿 部 政 敏	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成24年9月11日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 4番 利 根 健 二
- ② 14番 片 岡 守 春
- ③ 3番 山 崎 眞 幹
- ④ 6番 山 崎 晃 子
- ⑤ 7番 爲 近 初 男
- ⑥ 1番 有 元 和 哉
- ⑦ 5番 濱 田 百合子
- ⑧ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑨ 10番 比与森 光 俊
- ⑩ 9番 織 田 秀 幸
- ⑪ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑫ 11番 依 光 美代子

会議録署名議員

4番、利根健二君、5番、濱田百合子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前にご報告いたします。11番、依光美代子君は、所用のため欠席、19番、前田泰祐君は、所用のため遅刻という連絡がっておりますのでご報告をしておきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根健二です。1番目ということで自分の人生の中でですね、この前から1番というのは初めてのような気が、結構後ろから1番いうのが自分多いんですが、今回すごく緊張しておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問のほうをさせていただきます。

文化ホールの項目でございます。文化ホールの建設はということで4つ質問させていただいております。

土佐山田町時代から文化ホール設立の基金がありながら、第1次香美市振興計画の前期基本計画にはホールについての記述そのものがなかったように思います。こういった基金を設立するということは、先人が今はできないけれども必要なものだから後世にぜひつくってほしいという夢を託しているんだと自分は解釈をしております。振興計画というのは、審議会におきまして各委員が慎重な審議を重ねた結果であることは承知はしておりますが、基金を積んで行うような重要な事項、事業につきましては、行政サイドとしても重要検討課題として前期基本計画の中でももっと強力に提案すべきではなかったのかと自分は思っております。

これはもう終わっていることなので置いときまして、今回めでたくと言っていいのかどうか、文化ホールについては後期基本計画の中でうたわれております。製本版の第1次香美市振興計画後期基本計画の116ページにおきまして、芸術・芸能・文化等の振興という項目がございます。そこでまず、1問目の質問に移ります。

現状と課題の項目のところには、「現在、市内の文化施設において、芸能大会、合唱団定期演奏会や音楽祭などに適した音響設備、舞台照明と収容設備を備えた施設が不足しており、市民が活動を発表する場の環境を整えるため、検討が必要です」と記述されております。これは新規文化ホールの建設が検討課題の議題の主なものと思われませんが、しかし、この文をよく読み直しまして現状を考えていきますと、香美市地域の施設を総合的に検討する必要も出てくるんじゃないかと、そういったことも含んでるんじゃないかというような読み取り方もできます。つまり現在あるそれぞれの施設、山田、香北、物部にそれぞれ小規模、中小規模のホールがございますが、その機能、管理の向上に向

けての検討も新規ホールの検討とあわせて検討していくことが、ここに書かれているようにそういったことと思います。ここに書かれた文章の意に沿うように思いますけども、その辺をどういうふうに捉えているのか、まず質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） おはようございます。利根議員のご質問にお答えいたします。

文化ホールと現在の施設に関連してご質問を受けたところでございます。まず、現在のこの各旧の市町村にございました施設につきましてですが、文化ホールという基金がございますので、遠い将来また近いうちに現実するのか、ここまではご答弁できませんけれど、そういったこともございますので、現在のですね市内にある施設につきましては、市民の文化活動の場として日ごろから利活用してございます。そのため、今後も施設の機能また管理の向上ができる限り図られるよう、関係部署と連携して今後も維持管理に努めていきたいとこのように思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。自分の質問はその文化ホールができてはいいですね、言うたらどこにできるかまだわかりませんが、もし山田にそういったものができたとしてですね、その500人規模か1,000人規模かわかりませんができたとしても、物部は物部でちゃんとその100人とか200人規模の催し物というがはそれぞれ適したサイズの催し物というがあると思うがです。そういったところについてもちゃんと手当てをして機能の向上も図って、皆さんが発表しやすい場所として継続してその機能向上について検討していく必要があるんじゃないかというような趣旨での質問でございます。いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。お答えいたします。

1回目にご答弁をさせていただいたわけですが、ちょっとご答弁の内容が違っていたようなこともございます。当然現施設、それと現在の地域の方がそれぞれの施設でご利用されておりますので、そこは財源的なこともございますし、建設される時期の問題もございます。そういったこともありますので、両面といいますか今の建物も機能が果たせるうちは十分していくべきであろうかと思っております。免震とかいろいろそういったものも今後やっていくと思っておりますので、そういったことで十分そういった機能が続く限りはそういったことをしていけばよいと思っておりますけれど、その施設を今後老朽化が進んだ時点でどうなるかということは、現時点ではまた私のほうではその施設管理につきましてちょっと借用しながら文化活動しているという立場でございますので、少しお答えできない、私の生涯学習振興課としてはちょっとご答弁ができないという状況でございます、申しわけありませんが。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） それぞれの担当の課のほうで管理、運営をして、それについての十分な手当ではしていくというように自分は理解をいたしました。この文化ホールの検討の会というかどうかという場になるかわかりませんが、検討する場所そのもので現状のホールについての検討はしないというようなことでよろしいでしょうか。

（生涯学習振興課長、田島基宏君、自席にてうなづく）

○4番（利根健二君） これが委員会ができるのか審議会ができるのなのかわかりませんが、その場はもう純粋に文化ホール建設だけの委員会なりなんなりで検討することで、ホールについてだけでこういったその全体的なことについては今回の分では検討しないということによろしいですよという確認でございます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 全体での研究も含めてということになるかと思えます。文化ホールだけでなく、やはりそういった全体的なバランスも必要かと思えますので、そういったことも話の中には出てくるとこのように考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） そしたら、2番目の質問に移ってまいります。

同じページでございますが、基本的方向の項目において、「また、文化センターの建設については、施設の必要性、施設の運営管理など多くの課題があるので、検討を行います」と記述されております。この文章だけを見ると、施設の必要性そのものも課題の1つであり、検討の対象であるというように見えます。これは施設の必要性はあるもののその建設費用、運営、管理など多くの課題があるので検討を行いますというのとちょっと意味が変わってくるように思います、この文章だけを見るとです。つまり、文化ホールの必要性そのものを討議の対象にしてしまうと中止という選択も出てくるわけですね。これは基金を設立した先人の思いからいうと随分かけ離れた結果に、悲しい結果になると思いますが、そのあたりの解釈をどういうふうに現在捉えておるのか、この文章の読み方なんです、単純に言えばね。それについてお答えをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。お答えいたします。

この後期の計画に上げたのはですね、やはり文化ホールに関して住民の意見が、基本計画を作成する場合にアンケートに出ていった点、また、センター建設基金も条例化されているということでございますので、文化ホール建設につきましてはさまざまな先ほど言いましたように場所とか規模とかいろいろ、駐車場の広さとか費用の問題とか入りますので、すぐということにはならないかと思えます。それで、とりあえず、まず文化センターの建設というよりは、まずは内部で研究をさせていただきたいということがありまして、今回文章化をさせていただいたということでございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 内部ということですが、ちょっと次の質問にかかわって

くる内容なので、ここは置いときまして次の質問へ移ってまいります。その次の施策の内容の項目において、「また、文化センターの建設について、一定の検討期間を定め、関係団体や関係部署と話し合いをもち、検討を行います」と記述されております。実施計画の作成に当たっては、基本的には行政サイドの事務事項となると認識をしておりますが、次の点についてお答えをください。このここに書かれている一定期間とはどれぐらいを想定しているのかをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

文化センターのこの検討期間ということですが、まず建設を、建設の組織というよりはこの文化センターそのものがどういったものかということで、行政サイドといたしまして、内部でこの5年間のうちに少ししょっぱなでございしますが研究をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 行政サイドで5年間ということですが、この記述によりますと、関係団体や関係部署、関係部署というのはもちろん内部の、行政内部として捉えてよいかと思いますが、関係団体という言葉が出ております。

そこで次の質問になりますが、関係団体はどこを想定しているのかをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

現時点ではこの計画を立ち上げたばかりですので、そのことも含めまして例えば文化推進協議会とか、あるいは音楽祭なんかに関わられた団体とか幾つか出てこられるかと思っておりますけれど、現時点では特にまだそういったものをどういうふうにするのかということも確定はしておりません。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 次の質問でございます。上へ移ります。

「話し合いをもち」という表現がなかなか曖昧な表現でございまして、これは基金までつくっている案件というか事案でございます。通常であればしっかりした委員会、審議会になるのか、多分委員会になるという名称的にはなるとは思いますけれども、しっかりした委員会を立ち上げる必要があると思いますが、いかがでございましょうか。個別に一本釣りで意見を聞くんじゃないかと私自身は思っておりますが、それについての見解をよろしくをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

生涯学習振興課といたしましては、まずそこまでは踏み込まずにこの5年間のうちで

生涯学習振興課といたしましていろいろなところへ出向いたり、いろいろな皆様のご意見をお聞きしながら文化センター建設につきまして内部で研究をして、そして建設委員会というそういった組織が十分もうしなければいけない時期になるということになれば、またその時点で考えらしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） そしたら、次の質問でございます。

こういった基本計画に載った以上ですね、実施計画のほうにですよね、その委員会開かれずに予算なんかも執行されん企画ではございますけども、基本計画に載ったこの事業については実施計画の中にですよね、そのこういった検討をしているということをやちゃんと打ち出してですね記述するべきではないかと。いろんな市民の方々を交えました審議会の中で出たね、基本計画の中でうたわれてることですので、関心のある方も結構おられると思いますんで、内部だけでなかなか討議しているということは外には見えづらい、だからどっか文章にして残すとそれがまた皆さんの目にもとまることもあるかと思っておりますので、ぜひその5年間の間にですよね、ついても実施計画の中に織り込んで、こういった計画を検討してるんだということを実施計画も含めてですけども、折に触れ外に向かってアナウンスをしていくべきではないかと思っておりますけども、その辺いかがでございましょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 私どもも研究いたしまして、そういった時期が来ましたらそういった実施計画にも網羅していきたいと今後考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 次の4番目の質問に移ります。

現在の施設はですね、振興計画に書かれているように音楽、舞踊等、舞台芸術においては全くというほど対応しておりません。そういう中で以前にも前言ったことありますけども、プロを呼びたくても身近に一流のものを見る機会が非常に少ないと、香美市民におきましては地元で見れない。自分たちも発表する場所がないから他の市へ行って発表会をやるなどと、その利用率などの数字にあらわれてない不便さは既にご承知のことと思います。それだけではなく、いろんな会合においてでも大会等を網渡りでやっている状態がありますので、ちょっと例を1つ挙げさせていただきます。

先の7月14日に高知工科大学の講堂で行われた平成24年度民生委員児童委員中央東ブロック研修会がありました。これを例にとらせていただきますと、これは行政も大いにかかわっている準公的事業と私は認識しておりますが、今年は香美市が担当になったわけですけども、その会場について実はかなり苦勞がございました。その会場である高知工科大学講堂では、土曜日、大会当日についても、貸し出しは一応オーケーであ

るが、突然学会等が入った場合は使用許可を取り消すという条件でございます。前日の準備、リハーサル等については授業が優先であり、ない場合のみオーケーということでございます。前日の夕方についても学校内のクラブの練習が優先であると、ホールについては。クラブの練習がある場合はリハーサル、準備等についても貸せないというように交渉した主催者が申しております。企画とか案内状送付等、事前準備が結構こういったかかわります、こういったものにつきましては。そういった中でこの条件がまさに綱渡りでございます。今回は鏡野中学校のあったかプロジェクトの中の「笑顔がいちばん」という曲がありまして、その発表もあり前日のリハーサルがどうしてももう必要となっておりましたが、これもぎりぎりまで予定が立たないような状況でございました。以前その公民館のホールの危険性なども取り上げて改修の必要があるとかという話も自分もさしていただきましたが、こういったいろんな事業がですね事故もなくほぼ予定どおり、その他問題なくできているということは、皆さん気がついてないですけどもかなり偶然にできている要素がございます。こういった舞台芸術以外のところにつきましては目につきにくいことではございますが、文化ホールの建設を検討するにはこういった現状もですねしっかり認識していただきまして、その必要性を確認する必要がございますが、こういったことをご存じでしたかという、多分課長はいろんな交渉も今までホールなどについてはされてきたこともあると思いますけども、ご存じでしたかということ、それを聞いた上でその5年間を内部だけでやるというのは、もうちょっと早うしよかなという気持ちにはならないかなとかいうような質問でございます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

1例を挙げていただきまして、具体的なことをご質問させていただいたわけでございます。生涯学習振興課も高知工科大学を成人式を利用させていただいているわけでございますが、そういったときに実際その駐車場なんかはそういったこともございまして、私たちが苦勞した経緯がございます。できたら市にそういった施設があれば、外のほうでなくて大きなそういった人を集める場合は無事にそんな苦勞もなくできるかと思うわけでございますけれど、現時点ではこちらとしては公民館、中央公民館のほうを管轄しているわけですが、できない場合はほかの関係の部署のほうへお願いして、借用してそこでいろいろの大会をしていると、こういった状況でございます。

それで、そういった文化ホール専門みたいなそういった建物が当然できれば、私ども運営は非常に楽になるわけですけど、大変な金額等発生すると思いますのですぐにといいわけにはまいりません。それで、そういったこと自体は認識をしているわけでございますので、なるべくそれが実現化できればこしたことはない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 多分、課長はいろんな場面でそういったホールを借りたりとか随分認識はされておられると思います。大学のホールについては、昔ホールやったころもそうですけども、講堂になってから特に香美市民が利用するのに制約ということもないですけども、あくまでもこう学校の施設だと、たしかできたころは県の施設でもうちょっと借りやすかったんじゃないかなと思いますけども、そんないろいろどんどん使いづらくなっておりますし、例えば現在あそこが使えない場合のそこそこの大規模なことができる中央公民館ですよね、管轄のね、においてでもですよ、国政とか知事、県議等の選挙が入ったら会館全てがキャンセルということになりますよね。特に衆議院議員なんかはその日程が決まるのが非常にぎりぎりになってくる、企画からしたら非常に厳しい状況になっておりますので、秋のその文化祭のシーズンなんかにそういううわさが出ると係の方も本当に大変な作業をずっとこう心労もね重ねながらやっているんじゃないかと思いますので、ぜひ5年と言わず、できるだけ早くよろしくお願いをしたいと。

また、現在の公民館においてですわね、鏡野吹奏楽団が実は上手の控室に楽器等を一部置いております。ステージの利用者がですね、ちょっと使いづらいついて言っているのを自分が入った現場で何回か聞いております。これも鏡野吹奏楽団が悪いわけじゃなくてそういった文化施設自体がちょっと利用者にとっても飽和状態になっちゅうということ。せっかくね、香美市民のためにも活動していただいている鏡野吹奏楽団が、あそこできれいに十分練習もできないような状況というか、あのエリアのあのサイズのものが不足しているっていうことをまた認識をしていただいて、このスピードアップをできましたらよろしくお願いをいたします。という本当は質問形式で終わらんといいかんがですけども、ここはくどくなりますので、次の質問に移ります。

音楽祭の開催についてでございます。音楽祭も開催のための基金を積んでおります。また同じく製本版の香美市第1次振興計画後期基本計画の116ページにおきまして、その施策の内容（1）のところで、芸術・芸能・文化にふれる機会の拡充のところで、「開催を検討」との記述がございます。開催に当たっては今までの音楽祭にプラスした企画を立て、今まで関心が薄かった層にも音楽文化を広めていくことが大切だと思います。内容については実行委員会が検討、決定をしていくことになろうかと思いますが、香美市出身のプロとかセミプロの方も各分野で活躍しております。先輩や後輩の頑張っている姿を見ることもまた刺激になろうかなと私自身は思っております。また、従来その音楽を使った音楽イベント、本体ではないですけども従来のイベントの中でそういった音楽を使った企画もございますので、そういったところと連動していくことも予算の割に効果を上げることもできるんじゃないかと私は思っております。

そこで、順次質問をしていきます。音楽祭の開催の予定があればよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 申しわけありません。お答えいたします。

音楽祭の関係のご質問でございますけれど、これにつきましては、この5年内のこの期間のうちにですね開催について研究をいたしまして開催日を決定していきたいと、このように考えております。現時点ではいつになるかということにはちょっとお答えできない状況でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 済みません。ちょっとわかりにくかったんですが、5年以内
に開催を検討するということですか。5年以内で開催をするように検討ということでご
ざいでしょうか。確認をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 5年以内に検討させていただきます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） ということは、開催は5年以内にはほぼないということと理
解してよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 前回6年ぐらい前にやっておりますので、でき
たらこの5年以内で開催したいというふうに取り組みを進めていきたいと思いを
ます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 済みません。なかなか日本語というものは難しいもので、捉
え方がいろいろございますので失礼をいたしました。次の質問に移ってまいります。

実行委員会というのがつくられると思いますが、実行委員会の委員の選考におきまし
て、今までの選考方法ですね多分各有名、有名ということもないですが現在活動してい
る団体の方が委員になっている部分が多いんじゃないかと思いますが、今までのそうい
った委員にプラスしてですね、幅広いジャンルに精通した人物やいろいろなイベントに
参加した経験のある人物を追加するべきと思いますが、どうでしょうかという質問でご
ざいます。

現在、よく知られておるクラシック系でなくですね、だけでなくジャズやロックなど
のジャンルでも香美市出身のプロやセミプロの方が結構おります。等々今までの委員で
はなかなか手に入手できない情報もあると思いますので、充実した実行委員会にするた
めにもその立ち上げの折、幅広い人材が集結すべく検討をお願いしたいと思いがい
かがでしょうか。

また、みずから手を挙げる委員の枠もつくることによってですね、もっともっと人
材も、豊富な人材も集まってくるんじゃないかと思いますが、そのあたりのお考えをお
尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

実行委員会の委員につきましては、以前の音楽祭のメンバーを参考に組織づくりを行

うことになろうかと思えますけれど、先ほどご質問が出ましたようになるべく幅広い委員さんで構成することも大切であろうかと、そのように考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。ぜひ幅広い委員をお願いしたいと思いますが、最後に質問したそのみずからが手を挙げる委員の枠ですね、自薦というか、俺はこれを知っちゃうき、このことで力になれるき、ぜひ実行委員となって力を注ぎたいとそういった人の枠をつくっていただけるのかどうなのかをよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 現時点ではまだ全てが白紙の状況でございますので、なるべくそういった意向に沿うように内部で協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 続きまして、次へ行く前にもう1つ、済みません。

自分がその1番でも提案させてもろうた従来のイベントとの連動企画とかいろんなことを今回自分が提案させていただいているもっと幅広いジャンルとかっていうのは、多分従来よりもかなり準備期間が要ると思うがですよ。すごい大変、今までからしたら大変な音楽祭の規模に自分自身はしたいと思いうがですけども、そうなった場合ですね、やっぱりぜひいろんな企画っていうのは1年以上前から翌年度の企画を立てる場合がありますので、かなりの期間を早目早目に実行委員会を検討していただいてですねやっていただきたいと思えますけども、そういったことはお願いをできますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 当然下準備を含めそういったものは十分やらせていきたいと、このように思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） それでは、本日最後の質問に移ってまいります。

実行委員会のホームページ、実行委員会の開催をホームページでお知らせして企画、実行のボランティア募集してはどうかと思えます。これはずっと先ほどの答弁いただきゆう中で、随分先のことで現在すぐに答弁できるようなことじゃないかもしれませんが、こういった意見もあるということも、聞くような感じで、はい。一応質問の形式でやらさせていただきます。

2で質問をしたような方法をとりましたが、幾ら知識豊富な経験豊富な人材を集めても限界があるわけですね。今までの5人の例えば実行委員が10人になっても、倍からその人たちが持っている情報も足しても20倍そこそこですけども、ホームページとかいろいろ使うともうちょっと広いそのツールがありますので、これはですね実行委員会が企画を決定するに当たっての知識、情報をホームページとかフェイスブックとか、最近結構フェイスブックの情報がなかなか力を持っておりまして、そういったところも利用

して補完をしてもらおうと、そういった提案と実現に向けてのスタッフをホームページとかフェイスブックとかも利用して集めてしまおうという提案型の質問でございます。

例えば、出ていただけるかどうかわかりませんが、さっきも言いましたように、最近もメジャーレベルというかメジャーのレコード会社からですねデビューしている、ここ1年でデビューしている山田出身の若手のミュージシャンの方もおります。そういった方にはぜひそういった音楽祭にはですね地元出身ということで参加していただきたいと私個人的には思っておりますが、そういった情報を持っていたりですね、そういった方にパイプのある方の力も必要になってこようかと思えます。また、そういったことの実行にはボランティアスタッフも従来よりも必要になってくるんじゃないかと思えます。具体的な企画の段階に入ったときには、企画に対してはもちろん実現に向けてのサポートも必要になってきます。そういった人材を集めるために実行委員会の募集だけでなく随時情報をアップして、また、そこから情報も収集すると。そして、プランニングはもちろん実行部隊もそこで募集する必要があると思えますが見解を求めます。これは従来ホームページでなかなかそういったパブリックコメントなんかも集まりにくいとか、割と利用率が低いようでございますが、先ほど申しましたようにフェイスブックとかいろんなツールがどんどんどんどん出てきてますので、そういったことについて柔軟に対応して効果を上げていく必要があるんじゃないかと、そういうことでございますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。お答えいたします。

ホームページとかフェイスブックと、これを利用されたらどうかというご質問です。それで、そういったホームページを担当している部署とも協議しながら、最終的には実行委員会の組織が決定されましたときに、その時点で実行委員会に提案をさせていただきまして、今後に向けて計画とか実行に関しての呼びかけもしていきたいとこのように考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） なかなかホームページっていうのは思ったほど最近皆さん見て、見るだけの一方通行の形がホームページって多いんで意外に集まらないと。その中で最近はやっているフェイスブック、この課長さんの中でも何人か、何人かというか1名僕フェイスブックでお友達になって情報というか、こんなことやゆうよというやつを見ていただきゆう方もおりますし、議員の仲間とかほかの市役所の職員の中でもそういったことやってる方おりますんで、それは割と双方向で割とやりやすい、しかも昔はやったような匿名じゃなくって実名でやりとりしてますので、責任のある言葉がちゃんと発信できてまたその情報ももらえるというようなことで、どっかの県かどっかよその市がホームページそのものをフェイスブックでやっているようなところもございませぬ

で、十分に公的に使えるようなシステムですので、ぜひそれをまた参考をお願いをしたいと思います。

自分自身はその今までの過去2回ぐらいかな、自分の記憶にある音楽祭なのですが、今まで音楽会の発表会の集合体のような感じが自分自身はしてたのですが、ぜひ香美市を上げての音楽祭っていうか音楽祭りにしていただきたいと思いますが、その辺の意気込みみたいなものがありましたらよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 現時点では、私のほうからどういったお祭りにするかということまではしておりませんが、やはり過去に音楽祭を何回かやってきておりますので、そういったことをベースに今後時代も変わってきております、そういったことで検討委員会の中で協議をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 終わります。

○議長（西村芳成君） はい。利根健二君の質問が終わりました。

次に、14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

まず、最初にオスプレイ配備と低空飛行について市長の見解を伺います。

今、安全性が大問題になっている米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイが国内に配備されようとしています。開発段階から墜落事故を繰り返し、今年に入ってもアフリカのモロッコやアメリカ国内フロリダでも墜落している危険な航空機です。オスプレイは岩国基地で飛行テストなどを行った後、9月には沖縄に移動させ、10月から運用を開始することを予定しています。オスプレイが配備されれば、普天間基地を基点に沖縄県内と日本各地を飛び回ります。沖縄県民と全国各地の住民の命を危険にさらすのは間違いありません。高知県の上空には低空飛行訓練を行うオレンジルートがあります。このルートは和歌山県中部から紀伊水道を横切り急峻な四国山地を縦断します。ルート周辺では過去2回の米軍機墜落事故が発生しています。1994年には本山町と土佐町にまたがる早明浦ダムの湖面に攻撃機が墜落、1999年には空中給油中に土佐湾沖に墜落しました。このルートでの年間訓練回数は全国に7ルートあるわけですが、他の6ルートの中でも最も回数が多く、467回と概算されています。高知県では昨年からは医師や看護師が同乗する医療ヘリを導入して山間部などの急患に対応をしています。ルート沿いにも16カ所のヘリの離着陸場があります。本山町では昨年11月に防災ヘリによる病院の避難訓練の実施中に米軍機3機が飛来、住民の命を守るヘリが危険にさらされる事態が発生しています。その上に、事故多発欠陥機と指摘されるオスプレイの低空飛行訓練を許せば、その危険性は飛躍的に高まると思われませんが市長の見解をまず伺います。

続いて、防犯灯の修繕について質問をします。

市民生活の安全に資するため防犯灯の維持、修繕に配慮されてきました。昨年自治会を通じて防犯灯の実態の調査があり、行政はその実態をつかんだ上で本年度から自治会等に対し、蛍光灯をLEDに変更した場合と蛍光灯の修理に対して補助金が交付されることになっています。LEDへの変更は節電のためにも大変効果があると期待されています。

そこでお尋ねをします。調査の結果、認定防犯灯に指定されている防犯灯は市内に何基ありますか。今年の予算ではLEDに切りかえる灯数は120基を予定していると聞きます。現在までに補助金交付をしたLEDは何基でしょうか。また、修繕の灯数がわかればお答えをお願いします。

今年度LEDに変更できるのは各自治会に2基と聞いております。蛍光灯をLEDに変更する場合、補助金は1基につき上限3万円で、蛍光灯を修繕した場合には1基につき上限1万円が予算化されております。2基以外に自治会に宛てがわれた2基以外に、自治会の要望で自治会負担で蛍光灯をLEDに変更する場合にも、蛍光灯の修繕並みの上限1万円の補助金が出ないのかどうかについてお尋ねをします。

これで1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。片岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、オスプレイ配備への低空飛行訓練についてということですが、片岡議員からもご質問のお話の中でございました米軍が沖縄に現在オスプレイ配備について検討をされて具体的にも既にそうした方向で進んでいるわけですが、しかし、その中において大変さまざまな議論が起きているわけですが、特にこの議論の中でも安全性に対する状況と申すまいでしょうか、そうしたものが伝わっていないということが大きな原因になっておるのではないかと申すように思っております。オスプレイに先ほどご質問にもございましたように今までに何回か墜落事故が起きておりますし、また先日すぐ一昨日でしたか、南部ノースカロライナ州におきまして市街地に緊急着陸をしたというふうなアクシデントも起きているわけですが、このような状況の中で強引に配備するということは、私自身容認できるものではないというふうに認識をいたしております。やはり議論の代表となっております事故原因のさらなる解明と同時に、国民への説明の必要があるわけですが、特にオレンジルートの一部にかかっております本市、物部町の一部にかかっているわけですが、そうしたことからして市民の安全安心の確保の観点から、現段階での配備には私自身賛成はできないということをお伝えをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。片岡議員の防犯灯の修繕等につきまして答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の質問の防犯灯、認定防犯灯に指定されている防犯灯は何基かということですが、現在の認定数につきましては、山田1,426灯、香北33灯、物部251灯で合計1,710灯でございます。

そして、2番目の現在まで補助金を交付したLED灯は何基かという質問ですが、現時点でLED灯への交換の補助金を交付した、これは器具、LEDに交換の補助金でございますが、65灯でございます。金額は149万1,712円でございます。なお、本年度は自治会等が管理する防犯灯がある自治会118のうち73の自治会から交換の要望がございまして、予算を割り振っています。1灯当たり3万円と仮定すると現予算の中では123灯が可能ということになるかというふうに思います。あと修繕の灯数でございますが、現在のところ97灯で15万7,247円を支出をしております。

そして、3番目の質問のですね今年度LEDに交換できるのは各自治会に2基と聞いている。従来灯をLED灯に交換する場合の補助金は1基につき上限3万円で、従来灯を修繕する場合は1基につき上限1万円となっている。各自治会に2基以外に自治会の要望でLED灯に切りかえる場合、従来灯並みの補助金ができないかという質問ですが、LED灯への交換につきましては、交換希望のあった自治会に対して行っておりまして、管理している防犯灯の数により勘案しまして3万円または6万円を割り振っております。

自治会からの要望で従来の蛍光灯を修繕する場合の上限1万円、修繕費の2分の1の上限が1万円ということになっておりますが、これの補助ができないかということについてのご質問でございますが、補助金1万円で自治会等がLED灯に切りかえた場合、1基当たり2万円程度ですね、約2万円程度の負担が生じてきます。しかし、従来の蛍光灯式の防犯灯が故障し、器具を全部取りかえる必要がある場合や安定器やセンサー等の故障で多額の費用が生じる場合は、新たに蛍光灯を設置しても行く行くはLED灯への交換が必要となろうかと思えます。そうなれば市も自治会も二重の負担が生じてくることとなります。こういったケースの場合は、自治会が自己負担を納得の上、LED灯に交換するというのであれば、今後は認めていく必要があるのではないかというふうにも思っております。仮に実施するとした場合には補助金交付要綱の変更も必要となりますし、自治会への周知や予算の見直しも必要となり、今すぐということにはできないかもしれませんが、新年度に向け検討させていただきたいというふうに思います。

なお、自治会に割り振っております3万円、6万円についてですが、これは6万円で2基ということではございません。6万円の中ですら、仮に6灯交換していただいても結構でございますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 片岡です。

市長の見解ありがとうございました。過日も9月の9日に沖縄で10万人以上の県民の皆さん方がこのオスプレイの配備に反対するという事で全国的な運動にも盛り上がっているところがあります。国会周辺でも1万人の方がオスプレイの配備を許さんという統一行動も行われております。私たちも力を結集して、ぜひともこの香美市の上空にこの飛行機が来ないように頑張っていきたい、このように決意をするものであります。

蛍光灯についてですけど、今年度はこれ初めての施策として行われている中で、今まではこれは65基を交付したということですけど、1,710灯を15年、目安としては15年の目安でかえていくと、その15年で割れば1年間に120灯以上を交換していかないかんということになっているようですけど、これはあくまでも自治会からの申請主義で受け付けてるというように聞いておりますけれども、これはこういう施策については予算を残していくということじゃなくして使い切っていくというような性格の事業だと思います。なぜかといえば先ほど課長さんのほうからも説明がありましたように、いうたら無駄な金の使い方をしないということからいけばね、答弁の中でも複雑な修理については自治会が負担をした場合はその1万円の、上限1万円の市の補助金は交付要綱を変えても来年からしたいということで、僕も非常に前向きだとは思っております。しかし、この1問目の質問で65基の今の段階、結局9月1日と考えても65基ということですけども、この申請待ちで年度内にこの120基が達成できるのかとの見通しなのかどうか。

それと、予算が余ればこのことについては申請がなくても行政主導でかえていけるのではないかと思います。そこの見通しをお願いします。九十数基の修理の申請が来ているというけれども、これは上限1万円であって実際聞くところによれば2,000円か2,500円ぐらい、ほとんどがこの電球の交換ということがその修理ということで申請が来ゆうということを知りましたので、予算はその点からいけばやね、もっとこの3万円の負担のほうの数をふやすこともできると思いますけれども、そこのあたりの見通しというか、そういうものはどうなっているのかお伺いをします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。片岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

あくまで現在執行しているのが65灯ということでございまして123灯のほうを自治会に割り振っておりますので、自治会のほうに割り振っておりますので、年度内に順次取りかえが進んで予算のほうはですね全て執行できるというふうに思っております。

それとですね、申請がなくてもできるのかって、あくまでこの防犯灯の所有がですね自治会になってますんで、市が補助を出すという仕組みになってますんで、自治会からの申請がなければですね、直接行政のほうはですね、それを取りかえるってことはですねできないというふうに思います。ただ、市内には行政が管理しております防犯灯もございまして、そういったものにつきましてはやはり行政が独自でですね、今後取りか

えていく必要はあろうかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、3番、山崎でございます。

まずですね、香美市をアンパンマンの聖地に、やなせたかし先生のふるさととしてのまちづくりということで、皆さんにはお聞きなじみが多いかと思えますけれども、なかなか傍聴のね、方がいる中でお話しするのはこれが最初かなということで、私もちょっとまたふんどしを締め直してちょっとお話をしてみたいと思うんですけれども。

まずですね、やなせたかし先生はですね、7月21日のオイドル絵っせい「ヒノミコ」という高知新聞の夕刊ですけれども1、3の土曜日に連載してます。この中でですね、誰も信じる人はいないであろう笑い話として、アンパンマン、日ノ御子、そして安徳帝というかかわりについて、そして朴ノ木のやなせ家の土地について述べられております。ごらんになっていない方もいると思いますので、一部読ませていただきますとこういうぐあいです。

前略ですけれども、「アンパンマンの顔をよく見てください。丸いだけで少しもアンパンに似ていない。むしろ太陽に似ている。太陽の子、つまり日の御子なのだ。現在生まれたばかりの幼児が何の理由もなくアンパンマンを好きになりパパママという前にアンパンマンを覚えてしまう」中略。「なぜかそれは僕にもわからないがアンパンマンが太陽の子であるからではないか。そして物部川北岸生まれの僕が太陽の顔をしたアンパンマンを描いたのは一つの天命ではなかったかアハハハハハ、もちろんこれは笑い話。誰も信じる人はいないだろう。しかしそれでもいいのだ、幸いに北岸にはやなせ家の土地が300坪ある。僕はここに自分の骨を埋める石碑を建て設計図も完了した。朴ノ木という地名にちなんで、マグノリア（モクレン科）の木も是非植えたいと思っている。そしてできればアンパンマンの銅像も建てたい、それが悲劇の幼帝安徳帝に対する僕の個人的なレクイエムになる」これ後略ですけれども、後はね。というふうなことでですね、ここで新しいストーリーというものが追加されました。私の勝手な想像ではありませんけれども、この建てると言っているアンパンマンの像ですよね、建てたいと言っているアンパンマンの像のこの下にはね、「アンパンマンこの地から飛び出す。世界に愛と勇気を伝えるために」というふうなね、言葉が添えられたりするかもしれない。でもやなせ先生のことですから、やなせ先生は詩人でございますから、多分もっとすばらしい言葉を刻むと思います。その場所がアンパンマンの飛び立った聖地となることも予測を当然されるわけで、というか、やなせ先生がこの地は聖地だというふうに指定をしたというふうにも見えるわけですから、今後朴ノ木はもちろんのことですね、その他のやな

せ先生とアンパンマンに関連する施設を訪れる人々に身も心もですね、アンパンマンとやなせ先生でいっぱいになってもらえるように、本市はアンパンマンの聖地で、やなせたかし先生のふるさどであるという確信と一体性を持った保った関連施設の環境の整備が急がれるというふうに私は考えます。そうすることが人生は喜ばせごっこのやなせ先生の思いにかなうことだというふうに考えます。

そこで、順次提案も含めてお尋ねをするわけですが、この朴ノ木のこの話ですけど、これは平成24年の7月21日ですから、その前ですね去年の3月の19日の「飛べアンパンマン」というところでは、まだここにアンパンマンが飛び出そうとする像をつくり、やなせ家についても短い記録を残して、そして碑を建てようかとも思っていると、その段階であったと。1年半かかっていよいよ、いよいよ新しいストーリーができるかなという段階でございます。それについてまず順次お尋ねをしますけれども、朴ノ木のやなせ家の土地について最初にこれ工事の発注者ということになりますけれども、このことについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の香美市をアンパンマンの聖地というご質問について、後の質問にもかかってくる部分では今お話ありましたように背景あるいは関連があるわけですが、とりあえずその1番の朴ノ木のやなせ先生の土地の件につきましてはですね、これは個人の財産でもございます、市の関与すべき事案ではないというふうなことでございますので、答弁については控えさせていただきたいというふうに思います。ご理解お願いいたします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということは、やなせたかしスタジオ、やなせスタジオがその発注してやってるのか、普通一般的っていうか考えると財団がそれになれるか僕はよくわからないんですけれども、誰か発注者がいないとですね、当然そのことについて何の関係もないと、個人の財産であるからそこという話もわからんわけではないんですけれども、事が事ですから、そこ、それに対して全く行政が無関心とは言いませんけれども、それで果たしていいのかなという気はいたします。できた物がじゃあどうなるのかということですよ。ここで言われているようにアンパンマンの像もできて、安徳帝もその話につながってということになると、なかなかその香美市としては、これは将来に向けてすばらしい財産をまたやなせ先生は置いてくれたというふうに僕には読めるのですが、そのできた後の、この1番についてはですね、できた後の維持管理ということも問うておるわけですが、これ全部について現在何の予断も持っていないということですか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

先ほど言いましたように個人の資産に係る部分にかかわって、その相手方からですね

市に対して何らかのそのアクションがあれば、それはそれでこちらもそれを踏まえて対応しなきゃならんということがありましようけれども、現段階ではそのような時点にないというふうに考えております。ですから予断を持ってということもございませんし、むしろそういうアプローチがないのにこちらからそういう話を持ちかけると、ことは、市にどういった思惑があるのかということにもつながりかねませんので、そこら辺はやはり控えるべきだろうというふうに思います。そういうお答えでお許しいただきます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。何らかのアクションが、今のところアクションがないんで対応できないと、アクションがあれば対応をします。今から言ったら、市に何か思惑がありゃあという話になると、僕は思惑があっていいと思って質問いっもしゆうわけですけども、ぜひ香美市をアンパンマンの聖地にね、やなせたかしさんの、先生のふるさととしてのまちづくりをしっかりとやっていきたいとね、今までのそのやなせさんのこの本市に対する貢献、そして高知県に対する貢献、そして世界に対する貢献に対してしっかりとそれを検証していく場を香美市につくっていきたいという思惑があればいいとは思いますが、当面相手から来るのを待つということ。

はい。じゃあ1番目はですね、なお、確認をさせていただきたいんですけども、管理してくれと言われた場合には管理をする当然余地はあるという認識でいいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） こっちが管理をできる状態のものであるかどうか。あるいはまたそのあくまで、今先ほどお話されたことでどうも聞きますと、先生個人のメモリアルのようなお話でございますから、そうすると市が管理すべき物かということに、そこら辺は慎重に対応しなきゃならんというふうに思います。そういう受けとめ方です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） この最初のことはですね、後に全部かかわってきますので、徐々にまたここに触れることがあればまた後段の質問で触れていきたいと思っております。

それでは、2番目のですねアンパンマンミュージアム周辺の諸施設についてということですけども、このあの辺のことですね、こう現在あるやなせたかし記念館の周辺のことを皆さんちょっと頭の中に浮かべていただければわかると思っておりますけれども、あの周辺にはですね、アンパンマンミュージアム振興財団の管理する施設のほかにですね、ざっと数えてみても香北の自然公園、ピースフルセレネ、葦生の里、アンパンマンロード、これ何か読者の広場にね、帯屋町にアンパンマンロードをやったらえいんやないかちゅうようなことも載ってましたけども、あとアンパンマン図書館、それぞれたくさんいろんな施設があるわけですね。そして、それがつくられた経過や設置目的がそれぞれ違っていでですね、なかなか1つのものとして一体的に整合性がとりにくいという

面はあるとしても、その最初テーマに掲げてますアンパンマン、やなせたかしというキーワードで1つ方向性、考え方を整理して、周辺も含めてしっかりと回遊できるですね、その辺をずっと回遊できるストーリーづくり、仕組みづくりというものが必要だというふうに考えます。このことについて、まずそういうことが必要だと当然思っていると思いますけれども、見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員とはこれまでもですね、アンパンマンをテーマにして山崎議員の熱い思いの中からその夢を描き、それからそこからその実現に何らかの、向けて手当が打てんもんかこの場で随分語り合ってもきましたし、ときには行動も一緒にしてきたというふうに思いますけども、ちょうど1年前にも同じテーマでのご質問をいただいたことでしたけども、この質問を踏まえてですね、次の2と3というところにもつながっているというふうに受けとめておりますことから、一問一答ではございますけども、どうしても3を先に答えるようになるのかなと思っています。

まず、ここではその設置目的が違うことから整合性がとりにくいという側面と、それから2問目では、ならばその調整機能を担う仕組みづくりについてはどうかという提起がなされているという認識に立ってのお答えになりますけれども、まちづくり委員会の役割、機能をどう考えるかということに要はなろうかというふうに思うわけで、まちづくり委員会のあり方につきましては、何を期待しそこに実行性をどう求めるかということに尽きるというふうに考えており、そういうことからまちづくり委員会が大きな役割を担っていただくことになりはしないか。だとすれば、組織化においては委員会の性質といいますか性格と構成要因について、相当慎重に組み立てなければならないというふうに考えておまして、担当におきましては現在参考に資するために先進事例等の引き込み作業をしている段階でございます。具体的なまちづくり委員会の機能構築にまでは至っておりませんので明確なお答えにはなりませんけれども、提起されておりますようなことを、そこで1と2についてのお答えになるわけですけども、それぞれのいきさつがあつての現在の管理方法となっております。これに対して行政主体で整合性やあるいは第三者的機能を仕組むということはいかがなものかというふうにも考えます。そういった点では、まちづくり委員会がこうした作業を行うことは特に違和感を持つことではございません。提案としてお預かりさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。一問一答でやっていただいたほうが私も整理しやすいんですけども、順番にじゃあ3つ目言われたんで、1つ目と2つ目をじゃ順番にいいですか。

必要だと考えているわけですよ。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 基本的な認識は考えております。ただ、まちづくり委員会をどうつくり込むかによってのことに最終的にはかかわってこようというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それで、2番目ですけど、なかなかね、せっかくつくってるんでね、これ言わしていただけるといいんですけど、管理運営者の違いで全体としての姿を描きにくいのであれば調整機能を担うホールディングカンパニーのような仕組みも有効ではないかということで、その部分をまちづくり委員会というところへ、課長のほうで3番のほうともかかわりがあるのではというお答えをいただいたと思うのですが、これもじゃあ、有効だろうと考えているという認識でいいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 有効か有効じゃないかというお答えで言えばですね、そういうものも当然想定というか認識をしながらつくり込まないかなだろうというふうに思いますけども、ただですね、そのまちづくり委員会はあくまで行政の思惑をもってそのまちづくり委員会の担う役割というものを組んでしまうのはどんなものかなというふうにも思っておりますので、先ほど言いましたように山崎議員から提起のありました件については、つくる段階あるいはそのまちづくり委員会のほうにですねおつながりをする、そういった形でお預かりをさせていただきたいというふうな思いを持ってお答えをさせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） やっぱり順番どおり行かないと、どうも思いが違うなど今答弁聞きながら思ったんですけど、別にこのホールディングカンパニーについてはまちづくり委員会とは直接連携はしてません。そういうものが必要なんじゃないかなということだけでして、そのホールディングカンパニーみたいなものについては、今現在そこにあるね、そこに立っている管理者の間で話し合える場があればいいんじゃないかなというふうなイメージです。それで、その次の段階でそういうイメージもそういう機能ももしかしたらその関係者よりももうちょっと広げて外の意見ですよ、も含めてまちづくり委員会へという、そういうふうにかつ少ずつ広げていったつもりだったんですけども、先に3番言われてしまいましたんで、その今私が言った、要はそこ現在ですよ、いろんな管理者が何人もいらっしゃいますんで、何団体もありますので、その中で何か話し合いができるような場、どうでしょうかということについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 事業目的に沿ってそれぞれが運営をしていただいています。それをそのどっかでその調整機能を含めて持つことについては、なかなか不可能じゃないかもわかりませんが、やはりそういった機能を持たずということになってきますと、それなりに逆にこちらが構えをせないかんということもありますので、現段階でそこまでしようというような思いはございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それで、次にまちづくり委員会へということで、予定では行くようになってました。

これね、先に課長のほうから説明もありましたけども、6月議会でお互いちょっと少し意見交換をした中でね、ちょっとサイズの問題でどのようなものを課長のほうは割と全体的なたくさんのもを盛り込むという意見だったと思いますけれども、私はもうちょっとちっちゃいほうがいいんじゃないかというふう、ちっちゃいことでもまちづくり委員会は活用できるんじゃないかというふうな意見を言わしていただいたと思います。このまちづくり委員会っていうのは、ご存じのように合併協定の中です、市民憲章もでき、いろんなものができた中で最後に残っているというか、ほぼそのものになっております。それはですね、これ何でこれが合併協定の中に入ったのかなということをやっと気になって調べてみたら、土佐山田町時代のですねまちづくり委員会設置条例というのがありまして、そこの所掌事務が多分関連することでこれが残されたんじゃないかというふうに思いました。このまちづくり委員会、土佐山田町まちづくり委員会設置条例での所掌事務については、第2条で「委員会は、町長の諮問に応じ第3次土佐山田町振興計画の実施に関し、必要な調査研究及び組織づくりを行う」と。要は振興計画関連のことをやるということでこう残されたということだというふうに思いました。ですから、これ既に答弁をいただいたわけですがけれども、これはあのエリアは里の交流拠点ということでね、その充実機能強化ということで振興計画と直結するので、そして地域審議会にも直結するというので、これが下敷きになっていると思われるので、制度設計中のまちづくり委員会に持たせるのは可能じゃないか、このような機能を持たせるのは可能じゃないかということでお尋ねをする予定でございました。答弁いただきましたけれども、再度流れに沿ってもう一度答弁お願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

今回のそのまちづくり委員会の部分につきましては、先ほど出ましたように振興計画に特化した担う役割というものに限定をした考え方は持っておりません。6月議会でもお答えいたしましたように、今おっしゃられるように小さいコンパクトな組織ですと割合立ち上げやすいんですけども、考えておりますのが、現在あるそのまちづくりに関連するその組織の糾合と、それから新たなテーマに取り組む組織をあわせたものを想定し

ているということで6月議会ではお答えをさせていただいたというふうに思います。そういった意味で時間をかけてしっかりやり上げていきたい。そのうち市民の声をできるだけその広く反映をさすようなシステム、あるいは機能というものをそこに求めると。その中はよほどしっかりした考え方でつくらないと、どうも始めたもののうまく機能しないということになっておもしろくございませんので、ここは慎重にありたいということをお答えしたような状況でございます。山崎眞幹議員さんおっしゃるように、私が言う大きなものじゃなくって、もっと小さいものであっていいじゃないかという考え方、それは当然あると思いますけども。できるだけそのいろんなその組織を分化したものがあらんじゃなくって、意見集約ができるまちづくりの組織であってほしいという思いから、現在そういった想定をしておるところでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。まちづくり委員会の制度設計についてちょっと通告もしてないんですけども、ちょっと確認というかをしておきたいんですけども、今の話だとそのテーマの立て方によってね、その大きなもので全部議論をしていくのか、1つのそのまちづくりというものがあって、目標があってですよ、香美市にはありますよね、目標があって、それに対してまちづくり委員会って1つがあって、ある意味その分科会というか、小委員会みたいなものの中で話し合っていくのか、そこら辺が妙にはっきりわからないわけですよ。私の場合はその大きなまちづくりというものは振興計画というものがあってそこにあるわけですから、それに対して各、例えば5つ、5つですか、5つか6つ分かれてますよね、それに対してということもあるし。でも、この土佐山田町時代のことから言うと、やっぱり振興計画のことに関してというふうなこともあるんで、そこら辺が制度設計の部分にかかってくるんで、ここで私はそのまちづくり委員会のことを聞いてないのであれですけど、ピラミッドなのかどうかだけぐらいちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） その部分につきましては、その6月議会のやりとりの中でも若干触れさせていただいたという記憶ございますけども。まず、このまちづくり委員会の組織がどういったその機能を持つのかという部分では、合意形成を図るためのまず機関というものの考え方を1つは持つておるようなこととさせていただきます。別にこれ確定したわけございませんけども、そういったことを前提にですね、まちづくり委員会のつくり込みというものを考えとるわけですけども。テーマについては恐らくそれぞれのその部会というものがあったり、それからこの糾合するという言葉をしておりますので。そうすると、それぞれの団体があってそれぞれの団体で提案されてきたものを合意形成をする場がまちづくり委員会としてあるのかと。今おっしゃられましたよ

うにまだ制度設計までくくり込んでおりませんのであれですけど、構想としてはそんな考え方です。この部分についてはまだ6月のお答えから大きく前へ前進するというような状況ではございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは本来の質問に戻ります。

次、3番ですけれども、聖地に向かう動線整備に核となるですねアンパンマン列車、そしてアンパンマンバスがとまり、香美市いんふおめーしょんがある駅及び駅周辺についてということであります。

まず、1番目のこの土佐山田駅を通称アンパンマンが生まれたまち駅とするという考え方ということですけども、これまたやっぱり新しいストーリーが自分はさっきも言いましたように加わったと、ついに聖地完成というふうなね、自分の中ではそういうふうに思っているわけで。そうするとですね、これは、この件については今年の3月議会、そして6月議会と二度もお尋ねをしてですね、その都度、その都度答えもいただきました。その後、その天野さんね、アンパンマン室長の天野さんをお迎えして、ライセンスはライセンスの話も聞いて、多少の経過があつてここに至っているわけです。そういうことでもありますから、この際もう一度ですね、その件についてどうなのかという見解をお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

アンパンマンの著作権の問題については天野さんからいろいろお習いをしてよりハードルが高くなったなという自分の思いにあるわけですけども、JR土佐山田駅を通称アンパンマンの生まれたまち駅とすることについてですけども、これもできれば本当にいいという思いは議員と同じ思いですけども、これまでも呼称使用につきましては、「アンパンマン」と単独呼称することにつきましては、著作権の上からなかなか手が届かないことはもとよりですね、そのアンパンマンの表現に何らかの表現といいますか言葉といいますか、そういったものを付加すれば、じゃあ抵触しないのかということについても、それこそその天野さんの学びの中からですね、なかなかそもそもアンパンマンが含まれることそのものの問題意識をしっかりと持たなければならないということを受けとめたわけです。著作権の問題だけではなくって、他者の施設、すなわちJRさんの施設とかいうことの関係もございまして、そこを言えば、その例えばJRさんのアンパンマン活用の視点との関係ですね。この地域だけという思いを持ってないというのがちょっと感じられた部分でございますけどもそういったこと。それと経費負担の問題1つをとってみましても、なかなかその協働することの容易ならざることを随分とその悩ましい思いを議員も含めてですねともにしてきたというふうに認識しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。同じ思いをしてきました。それで多分同じ疑問も持ちながらですね、きょうこの場にいるわけですけれども。はい。わかりました。

その次に移ります。

そういうことも含めてということになりますけれども、状況というものはですね、やはり刻々と変わるし、一度こう決めてしまったことを着実にこう遂行していく、進行していくということはもちろん大切ですが、変化する状況に対して速やかに柔軟に先を見ながら対応をしていく姿勢もやっぱりね、忘れてはならないのかなというように考えます。

従来の都市計画ではですねこの前お聞きしたときもですね、担当課長の話では、とにかく新町西町線が完成した後で考えるというふうな駅前の再開発とかね、それについてもというお話が主であったというふうに思います。それは従来の計画の中で当然決められてることで肃々とやっていただければいいんですけれども、新町西町線というのが計画されてどれぐらいの時間がじゃあ一体たったのかということも含めて考えるとですね、それだけではいかんのかなというふうに思います。振興計画5年間、10年の計画であと5年であの中の計画をやることによって、平成28年度でしたかね2万8,000人というその人口を目指していると。ということはその中の策をやらなきゃそこへ行きつかないというふうに私は読んでますので、そういう中で言われている駅前の再開発であるとかいろんなものをこうクリアしていくためにもですね、ちょっと違う考え方が要るのかなというふうに思います。

最近その「まんが王国」高知危機？」ね、「鳥取が「建国」を掲げ大攻勢」というふうな、これは要はまんが甲子園のときに鳥取県がPRブースを出してね、お金も予算9億円の予算で本県の20倍もかけてやっておりますよということを高知新聞が心配しましてね、これでえいのかというふうなことをゆった記事とかですね、あとその「まんが王国のっとり」、これ小社会8月の27日の小社会ですね。通天閣の鳥取県のPRコーナーでやっぱりまんが、いわゆる国際まんが博へ対して入り込みのPRをしてたと。「これでは「まんが王国とっとり」ならぬ「まんが王国のっとり」ではないか！？」と。「本家を自負する高知県人の一人として、心中穏やかでなかったのは事実」と。「今年で21回目を刻んだ本県の「まんが甲子園」は、人材育成面で貢献している。積み重ねてきた実績は揺るがない。その半面、漫画を観光振興に」観光振興にですよ、「生かす取り組みなどでは水をあけられている感も否めない。「水木しげるロード」がなぜ年間300万人を超える観光客を引きつけるのか。学ぶべきところはしっかり学びたい」と。「本家は高知」の思い込みばかり強過ぎて、階段から転がり落ちないように」というふうなね心配もされております。こういう心配をされているね、高知新聞社を別に安心させると、元気づけるということにも当然なるわけですけれども。

高知県の産振計画ね、高知県の産振計画にですね、このアクションプランに「香美市

をアンパンマンの聖地に」という1つプランを加えていただいて、というふうに通告を
しましたらですね、思わぬ援軍が高知新聞からまたありまして、これ9月8日ですけれ
ども、四万十町対象に宿泊施設（資料を示しながら説明）、これをアクションプランに
入れて整備するという話ですけれども、詳しくは僕も時間が限られてますので言いません
けれども、こういうやっぱり同じようなことを考えて、その高知県のアクションプラン
を利用しながら何とかやろうというところもあるわけですよ。ですから、そのアクシ
ョンプランに「やなせたかし先生のふるさととしてのまちづくり、香美市をアンパンマ
ンの聖地に」ということを加えて、そこに県としても取り組んでいただいて、そのさま
ざまな支援策を活用しながら駅ですね、駅の南北をつなぐ、駅として北っかわにもたく
さんの新しい町ができて、そこに住んでいる方もたくさんいます。その方々が山田
駅を利用するのはすごく不便なんですよね、考えていただいたらわかりますけれども。
そういうことを解消するためにも、そして秋月丸線を北の土佐山田駅にですね、そのひ
つつけるとか誘導するためにもですね、町のその南北をつなぐという意味でも跨線橋駅
みたいなね、後免の跨線橋駅みたいなことを考えると、その周辺に飲食や物販を備え
た情報センター、いわゆるその香美市はアンパンマンの聖地になるわけですから、私の
説ですけれども。そうするとやっぱりそこに情報センターというのが必要になりますの
で、今のそのいんふおめーしょんよりももうちょっとしっかりと、今飲食や物販で
きませんのでそういうものも備えたものも含めたその一体的な整備に取りかかることも
本当にこの時期すごくいいんじゃないかなと、これをきっかけにやるのもいいんじゃない
かなというふうに考えるわけですけれども、そういうことについて見解をお尋ねをい
たします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

駅及び周辺整備に係るご質問ですけれども、JR土佐山田駅、特にその北側の変化に伴
いまして、駅利用者の利便性向上の観点からもですね、その今言われましたように跨線
橋駅についての構想が話されました。JRさんについてですねそれとなく以前にお尋ね
をした経過もございますけれども、JRさんとしては計画を有しておらないというこ
とがございました。ちなみに整備といたしましては、以前にこういった跨線橋駅を整備し
たケース、後免駅もあるわけですけれども、JRさん自身のお話の中からは、香川県の駅
のお話が出ましたけれども、そういったケースを参考にいたしますと、跨線橋駅をつくる
のに5億円程度かかったというお話でございました。その数字を受けてですね、なか
なかこれは容易ならん話だなというふうに受けとめたことでした。

なおですね、じゃもう少しその違った視点で、せめてその南北の通行の利便性を向上
させるために、歩行者あるいはその自転車などが通行できる跨線橋だということではど
うかと、これは正式には自由通路というふうですけれども、そういったものについてはど
うだろうかという話の中では、不確かではありますけれどもおよそ5,000万円ほどか

かるというふうにお聞きをしたというふうに記憶をいたしております。駅周辺整備につきましては、町の玄関でもございますので、何らかのその手だてが必要であるということはだんだんの方からも問われていることでもございますし、そのことはもとより振興計画についてもその計画が求められているところでございます。こういったことにどう今後対応するか、これは駅を中心にですね、市民の交通の利便性の観点から考えないかんことは1つあると思いますし、もう1つ今ご提案ございましたその県の補助制度なんかを使うてですね財源を構えて、その駅構内に何らかのそういったものをつくってはどうかということですが、駅の構内につくりますとご承知のように物販ができないということがございますので、そこら辺はなかなか用地の確保も含めて難しい課題が横たわっているというふうにちょっとお聞きをして感じたことでした。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ね、5億円。カリオン時計2億円、1億円。なかなかお金のかかることばかりで大変なんですけど。これ県のね、観光拠点等整備事業費補助金上限5,000万円でちょっと足りませんね。でも平成24年度ね、これぜひね、今その駅の敷地って言いましたけど、敷地外にね、今のとこ人の土地ですから、人の土地をとやかく言ってね前も痛い目に遭ったことありますけれども、山田駅前協議会のときにね痛い目に遭いましたけども。それに近いところにね、この前まで雇用創造協議会っていうところが事務所構えてました場所なんかは割といいのかなというふうにも思いますので、あそこ5,000万円の補助で、この県の観光、核となる観光拠点を軸とした広域観光の仕組みづくりっていうのは、平成24年度にいろんなその資源の棚卸し、資源の整理、いろんな位置づけをして平成22年についてその事業を活用してという、平成25年か、来年度についてというそのものでありますので、やっぱりそういうもんもこの際必要なのかなというふうに思います。これはその次の質問にもまたかかわってきますけれども。

次の質問に③のほうに移りますけれども、これはさっきね答弁いただいたみたいなんですけど、できたらやはり考えるところはですね、いろんなその組織が糾合してというお話がありましたけれども、たくさんの人で、さっきその前の1番目のね利根議員の話にもありました、いろんな思いを持っている人がね何かそこに参加できる仕組みというものを1つ制度設計の中に入れていただくようなことも含めて、既にこれは答弁いただいたことにもなりますけれども、再度お願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、瀧田賢二君。

○政策企画財政課長（瀧田賢二君） お答えいたします。

県の制度がですね、不動産の取得までオーケーなのかということとはちょっと承知をしておりません。施設整備に関してという部分で意外とその建物の構造を変えたりとか、あるいはその、どういいますか修繕したりとかいうことについてはよく制度的にありま

すけども、なかなか用地の購入に対する補助ということまで想定をしているのかどうか、ちょっと認識がございません。その点についてはちょっとお答えを差し控えさせていただきます。

3番目の件についてですけども、議員のほうからも言われましたように、もう先ほどまちづくり委員会のことについては、今の段階で説明できることについては説明をし尽くしたというふうに思っております。ですので、このご提起についてもお預かりをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） さっきのあれですけど、用地取得整備はだめと言われてますね。書いてます？

（政策企画財政課長、濱田賢二君、自席から「だめ、だめです。」と発言する）

○3番（山崎眞幹君） だめって書いてます、はい。要綱に。

はい。それでは、アンパンマン…。

○議長（西村芳成君） 山崎議員、それで今打ち切りです、一応？

○3番（山崎眞幹君） これで、アンパンマン関連終わります。

○議長（西村芳成君） ちょっと休憩します。

○3番（山崎眞幹君） 休憩ですか。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、次に移ります。

次は高知工科大学を軸としたまちづくりです。これ振興計画の中では軸としたまちづくりというのは6月のときにね課長のほうから軸としたというお話があったんでこう書いたんですけど、振興計画の中には高知工科大学とともに歩むまちづくりの推進ということで一緒のことですけど、6月議会でも幾つかねお話をさせていただきました。そのときの議論を踏まえながらさらに関連する幾つかのことについてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、連携推進協議会のあり方も含めて6月で言ったんですけども、その成果としてその話し合いの中で大学のあるまちづくり検討ワーキングというのができてですね、そこでコミュニティサイクル、「K-C1e」というやつ。ちょっとよくわからなかったんですが、「K-C1e」というコミュニティサイクルが生まれて、「K-C1eタウンシティ香美」というのがお話を伺いました。それ以降の

ですね、全般的な動きについて6月議会以降、何かそこで検討されたこと等ありあましたらですね、そのことについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の高知工科大学を軸としたまちづくりの中で、6月以降の検討事項と結果についてというお尋ねですけれども、6月議会以降におきましては、大学のあるまちづくり検討ワーキングは開催をされておられません。したがって、7月24日開催の連携協議会における協議議題としても特段ございませんでした。ただですね、今ご質問ございましたK-C1eについては別途の対応ということになっておりますので、この件についてお尋ねでございますので少し報告をいたしておきます。

その後ですね、現在香美市役所には2台この電動アシスト自転車置いて、実証実験的に使っておるわけですが、工科大のほうから駅にあった分だと思いますけれども、これをプラザ八王子に2台移動をいたしまして、市役所とあわせてですね、市の関連としては4台を使って拡大して評価をしていきたいというふうな取り組みになっております。

今後については、まだ来年度以降どうするかということ決まっているわけではございませんけれども、これにかかわっております熊谷先生を中心とする部分では、K-C1eタウンシティ香美ということの実現に向けてこの実証実験を生かしていきたいというふうにご認識をされておるといふふうに承知をいたしております。ちょっとそれ以上の情報は私のほうで持っておりませんので以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そのK-C1eですけれども、過日ですね9月7日やったと思いますが、観光協会の理事会がありまして、その中でも駅前のレンタサイクルについていろいろありました。5台あって、やっぱり結構その公共交通がちょっと不便じゃないですか、香美市って。だからね、駅からそのサイクルを借りてね、龍河洞までこいで来る人がおるらしいがですよ。そういうこともあるんで、ちょっとそこら辺のこともあれでしたらおつなぎいただいでですね、本当にそのK-C1eタウンシティ香美、これいいもんになったらいいなというふうに思いますので、ぜひその点をおつなぎいただいたらというふうに思います。

それでは、次に移ります。次は道路のインフラの関係です。

いわゆるこれ橋本県政の時代にね、もう今や維新と言えば橋下 徹と。でも10年前、十何年前維新と言えば橋本大二郎だったわけですが、その維新のどこが違うかという、橋本大二郎さんは割と外に向けていろいろと情報発信をしていく中で夢を語っていったというところがあったわけですが、橋下 徹さんは、何かこうちょっと言い方は悪いですがけれども、問題点を見つけてそこを改善していけば何か世の中よくなるよというふうなちょっと手法の違いがあるやに思います、これは本題じゃないんであれですけれども。橋本県政時代の3大プロジェクトがありまして、それ工科大学、森林総合センター、農

林合同庁舎ということで、その後に完成しました高知テクノパークですね、これを結ぶその橋本県政時代の情報維新とか何とか維新、その維新の中核になっていたのが高知工科大だったわけです。その工科大をある意味最大限に活用していくために道路のインフラの整備も要るんじゃないかということで、こう計画をされていた道路がずっとありまして、それがですねようやく少しずつ、全体像とは言わなくても完成をしかけてきた中でも本当にちょっとした一歩なんですけれども、まずその県道いわゆる宮ノ口深淵線というのが橋本県政のときにこの大きく位置づけられまして、自分は県道神母ノ木野市線というところにいますから、ちょっとそこが忘れ去られてしまったわけですけども、そこで工事中の工科大の東の道路につながる橋の完成、もう大分完成してきましたので、その予定時期をまず、これ別々に、一緒に言っていたのかな？ 済みません。あっ、全部一緒に聞いてますね。その道路全部に関してですね完成時期と195までの計画では延伸していくということでありました宮ノ口のところは。そして、工科大を中心にいわゆる高知テクノパークに向かってありました県道間宮ノ口線について現状等をお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 山崎議員の宮ノ口深淵線の橋梁についてお答えをいたします。

県道龍河洞公園線に連結部分の南に位置する片地川にかかる橋梁でございますが、現在上部工を工事発注済みです。平成25年3月完成を目指していると聞いてます。工区全体の供用開始は神母ノ木野市線との連結の供用開始から県道龍河洞公園線交差点の間は平成25年度内を予定としております。

2点目の大学東部分、平成9年に供用開始をしていますが、それより以北への延伸については、現改良新設区間の完了も含め、一定の路線としての機能確保ができると判断して、現段階では具体的な計画はありません。

3点目のテクノパークに向かう道路でございますが、同様に間宮ノ口線についても工業団地へアクセスが可能となっており、現在の状況で路線としての機能確保ができると判断しており、現段階では具体的な計画はないとのことでございます。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） なかなかね、結構大きな計画、あけぼの街道との関係もありますけれども、あけぼの街道、佐野大橋とこうぐるっと回ってね、宮ノ口のあの北からこうぐっと来てというふうなお話を橋本県政の時代にはお聞きをして、まあまあ現状に合わせてしまったのかなということで、でも一応全部わかりましたのでどうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。

いわゆるその産学官の連携事業となっております高知油研ですね。高知油研では、こ

の12月23日の高知新聞の記事ではですね、「計画では、香美市の工業団地「高知テクノパーク」に来年3月に着工、10月に約20人態勢で稼働予定。外資系企業が100%直接投資する工業建設は県内初」とこういうふうに言われてました。これが平成23年ですからもう着工してなきゃいけないと思うんですが、この現状とですね。

そして、木質バイオマス発電と木質ペレット製造を同時に行うエネルギー事業、これについては7月、今年の7月10日の記事ですけれども、「発電所とペレット工場は同市土佐山田町内に隣接して建設。13年4月着工、14年夏以降の稼働を目指す。総事業費は27億円」。そして、11日の記事では、「一般家庭2千世帯分の電力に当たる年間約3600万キロワット時の発電と、国内3位の規模となる年間約1万4千トンのペレット生産を目指す」とこうされてます。この事業の2つの事業の現在の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎眞幹議員の高知油研の件についてお答えいたします。

高知油研立地の当初計画におきましては、平成24年3月31日までに土地売買の契約を行い、同年4月、本年4月ですが、工場の建設に着工、そして10月より操業開始の予定でありましたが、2点、中国経済が不景気であり、中国国内の製造業の成長率が落ちてきている。次に、高知工場の工場長となる人材に専門知識と経験を持つ方を募集しているが、求める人材の雇用に予定以上の時間がかかっている。これらによりまして、現状は当初計画からおくれている。以上が高知油研から県企業立地課を通じ示されている公式見解の全てでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 私のほうからは木質バイオマス発電と木質ペレット製造を同時に行うエネルギー事業の進捗状況についてというお尋ねについてお答えいたします。

この件につきましては、7月24日開催の高知工科大学との連携協議会において7月10日に新聞報道された内容と同様の計画が説明をされましたけれども、その後の動向については承知をしておらるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ありがとうございました。それでは、次の質問に移ります。

これ振興計画のですね、高知工科大とともに歩むまちづくりと、大きくですね地域交流拠点としての充実と、そして地域産業振興の連携、そして教育機会での連携というのがこう3つ挙げられております。そこにはそう挙げられているわけですけれども、そ

ここで書き込まれていることについてはですね、いわゆる大学の持つ機能、主にその学術的機能を生かすための視点での書き込みが多いわけですし、そこに書き切れていない分も実際活動している部分もそういう部分が多いというふうに私は認識をしています。一方ですね、工科大には常に入れかわっていく、新しく出ていけば新しく補充される、トータルとして大体2,400名規模のですね、あそこで生活をしている人たちがいるわけです。そのおよそ2,400名のキャンパスライフをですね、いろんな意味で支えていく、いわゆる生活環境面についての整備に対する香美市としての書き込みがないことはですね、いわゆるその地域交流拠点の充実という面からもちょっとバランスを欠くんじゃなかろうかと、やっぱりそういう書き込みがあってしかるべきではないかというふうに私には思えるわけですけれども、その点についての見解をお尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 振興計画におけます大学生の生活環境の整備に関する書き込みがないことはバランスを欠いとるではないかというご指摘ですけれども、これに対する見解を求められておるわけですが、後期基本計画策定におきましては、審議会委員さんにも検証段階から作業を行っていただき、記述等についても審議をいただいたところでございます。特に工科大学に関しましては、散在する関連項目等新たに項目を立てまして整理をしていただきましたけれども、この審議会の審議の過程においてもですね、お尋ねの記述と均衡についての取り扱いについては、計画への反映について特に議されてないというふうに受けとめております。

なお、その具体にその事業化等が必要な場合についてはですね、実施計画段階で位置づけ、書き込みといたしますかということがされることも考えられますので、特に基本計画にないからこのことが一切香美市の振興計画には位置づかんのだということでもないというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。確かにね、言われるようにその検証も含めてやりました。幸い私も委員に含めていただきまして、自分なりに微力を尽くしましたけれども、全体の印象としてね、ちょっと時間が足らなかったなという、十分であった人もいたかもしれないけれども、自分はちょっと足らなかった、もうちょっとじゃなかったかなという気もしましたので、ぜひ次の議論でもまたやりますんで、書き込まないわけではないということで了解をします。

そしたら、次ですけれども4番目ですよね。さはさりとはてすよね、その中でなかったからといって、じゃあ何でそこでそういう話が出てこなかったのかなあっていうことをちょっと考えてみる必要もありはしないのかなという気がします。

工科大ができてから16年たちました。大学はそのそれぞれの時代の流れの中で、先ほど利根議員がねホールの使用についてのやりづらいのがあったという話がありました。

それもやっぱり最初は公設民営で知事が理事長になって、地元といかにスムーズに交流していくかということで一生懸命そこに視点を置いてですねやっていたこともあるんじゃないかなというふうにも考えられます。

その大学がどう変化したかということを見てみますと、まず、その形態としては公設民営から県立へということになりました。そして、文系のマネジメント学部を設立しました。スポーツ推薦を実施しました。武道館の建築をしました。そして、今国際交流センター計画やっています。そのようにどんどん時代に合わせて合わせてこう変化を遂げているわけですね。その中でやはりその大学が来るということで土佐山田町時代から多分一番これ期待されていたであろうことは経済効果、市民に対する経済効果というふうに僕は思います。そのことがね、多分一番その期待されていたと思うんですけども、そのことが主にですね、ちょっとこれ後づけの話かもしれませんが、自分は学園都市構想、ソフィアポリス構想っていうのをね、もうどっか行ってなくなったと思いますよパンフレットは。あれ僕も持ってたらよかったですけどどっか行っちゃいまして、でもはっきりとその絵は覚えてます。道が、さっき言いました、さっき話をした道が通ってね、間、高知テクノパークにもその道が通って、その周りにたくさんの住家があって商店があってというふうな中をはっきりと脳裏に焼きつけてますので、そこにほとんどね、学園都市構想というものに盛り込まれていってしましまして、それが頓挫してしまったということで、思考停止に陥ってしまったのかね、みんなが。それともあえて触れないようにしたのか、忘れようとしたのか。そういう側面も今から考えてみるとなきにしもあらずじゃなかったのかなというふうにも思うわけですね。ですから、やっぱり一番の肝はその2,400人というその単位の人がそこで生活しているんだという、その経済効果をやっぱりしっかりと市民の皆さんにね、体感していただくというか、そういうことが施策として必要じゃなかろうかなというふうにも思うわけです。

それで、そのためにはその生活環境の整備によってその工科大にかかわる、繰り返しくなりましてもそういう大きなたくさんの人たちがそこで生活者として香美市に貢献する、そのようなことができる環境整備がやっぱりより多くの一般のね市民の方々に対しても起業や、起業ですね、そして雇用の機会ももたらすし、そこにそういうもんができれば変化の様子も見えやすくてわかりやすい本当に施策じゃないかなというふうに思います。これはもうたびたびね言ってますけれども、その都市計画の見直しも含めてですね、そういう視点も含めてかつての学園都市構想、これは地区計画、区域計画だったかな、それは専門家がおりますけれども、かつての学園都市構想のようなね整備構想策定と実行をですね、これは今までの議論の経過からもいってそのまちづくり委員会というものに再度そういう視点からねを持って検討していただいて、6月のその議論の中でも計画を立てて実行を担うというところまで、たしか課長も発言をされてたと思いますので、そのことについて担ってもらえるようなこともですね可能ではないかというふうに考えるわけです。このことについて見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

かつてのようなその学園都市構想、これはですね地方拠点都市法の中での計画の位置づけとして、もともとはそのつくられたという由来があるわけですが、これがその振興計画の中でもしっかり位置づいてきた経過というのも当然ご指摘のようにございます。これがじゃあ今どういう状況にあるかということは、ご指摘もいただきましたのであえてもうそれ以上申し上げませんが、そのようなその整備構想策定をということにつきましては、この策定とその実行についてはやはりこの拠点都市の中でつくられた計画というものが行政主体でつくってきたという経過もありますので、今回は先ほどもご指摘がございましたようにやっぱりまちづくり委員会、すなわち民意の反映と合意形成の中からどういったものをつくっていくかということが山崎議員の言葉を借りれば肝になるんじゃないかというふうに考えます。このまちづくり委員会に担ってもらうことの可能性についての見解から言いますと、まちづくり委員会に期待することの想定については、これまで今議会でも先ほどもずっと申し上げてきたとおりでございます。この提起につきましてもですね、まちづくり委員会のあり方に関して、あるいはその中でどう取り扱っていくかということについてはお預かりをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。なかなかまちづくり委員会がね楽しみになってきましたけども、それでは次に移りたいと思います。

次の質問ですけれども、休校後の跡地利用という、跡地活用という件ですけれども、これもですね8月の終わりに、これ何日かこれちょっとあれしてないんでわからないんですけれども、高知新聞紙上で、休校後の跡地活用、佐岡小と繁藤小中、審議会実施要綱、香美市というこの新聞記事が載りまして、その中で委員さんのほうがですね、市学校適正配置等審議会の委員さんが地域の疲弊を防ぐための（学校の）跡地活用を、そして、また適正配置と同時に定住増に向けた策を打たないと児童生徒の減少はとまらないなどと指摘、計画を認めた上でさらなる地域の活性化対策を求めたという報道でありますとか、あと小社会の9月4日「紀元節校長」という話の中で、現在の繁藤地区がですね、昭和の合併のときにどこへ合併するかということでいろいろと騒動になって、結局分村の可否が住民投票に掛けられて「投票日は昭和56年2月10日で、投票所は繁藤小。分村派が勝ったが、詰めかけたマスコミ各社の目を引いたのは翌日の式典。戦後廃止となった紀元節を学校を挙げて行っている、と大々的に報じた」こういうふうなことで、最後に「明治期に開校し、地域住民と苦楽をともにした繁藤小は、校史を重ねることができなくなる。過疎化の厳しさが胸を締め付ける」と、小社会でも心配いただきます。

これ、地域の疲弊を防ぐための跡地活用ということは、ほんで言うはやすし行うはかたしでね、これは全国的にもなかなか名案がないということが現状のようであります。でも全国的にはなくても、もしかしたら本市にはあるかもしれないという視点で質問をするものでございます。

まず、1点目ですけれども、跡地活用について行政として何か予定していることのあるなしをそれぞれお尋ねを、それぞれっていうのは佐岡小学校、繁藤小中学校ということですから、お尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎議員の質問の佐岡小、それから繁藤小中学校の跡地利用、活用につきまして行政としての案ということでございますが、ご期待に沿えませんが、現在のところ佐岡小学校におきましては、内部では文化財センター的な活用もしたいという思いもありますけど、具体的には検討されておられません。また、繁藤小中学校においては、具体的な検討もされておられません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは2番目ですけれども、行政内部としてはそれぞれお聞きをしました。地元として何か予定をしているというか、こういうものにしてほしいというふうな要望も含めてですね、何かそういうものがあるのかないのかをそれぞれお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

佐岡地区の説明会でですね、古民具展示館的なものの活用がどうかというような話がありましたけど、これ具体的なものではございません。繁藤地区につきましては、そういう話を聞いておりません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということですね。その話、今のところ、佐岡のほうは文化財センター、民具展示館ということで何か近い話がこうあるみたいですが、こういうその行政と地域との話し合いというのはなかなかセンシティブというか、ちょっと注視しなきゃいけないというか、何て言ったらいいんでしょうね、慎重にやらなければいけないということがあると思いますが、その話誰としたとかね、俺聞いてなかったとか、よくあることなんですけど、そういう慎重な対応ということも含めて3番の質問に移りますけれども、行政と地元との話し合い、いわゆる協議ですよ、はどのような場で行われて、ここ済みません、聞いてませんけれども、個人とかね何か団体みたいなものもあると思いますが、そういうことも含めてどのような段階でじゃあそうしましよと、そのことについてじゃあそういうふうにしましよかというふうなことになるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、両地域におきましてもですね、繁藤におきましてはもう従前から繁藤地区振興協議会というものがあります。それから佐岡におきましては、今年度に佐岡地区振興協議会というものが設立されておりますので、地元ではそこが窓口になるというふうに思われます。ただ、市役所内部でどこが窓口になってどこが音頭をとるとかということについてはまだ話し合いがされておられません。それで合意形成がどの段階で行われるかについては現段階ではわからないということです。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） これ、教育委員会がその場を構えるということだけではない可能性があるという、今のあれではそういう意味でしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 跡地の活用、その建物の活用ですが、現段階では市教委の教育財産でございますけれども、その後どういう形で活用していくのか、例えばいろんなところを誘致してくるとかそういった話になると教育委員会を離れますので、それは市役所全体での考え方になると思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。その手を今のところ、わかりました。

それでは、さっきの最初の話に戻るわけですがけれども、全国的にはなかなか名案がなくって大変な状況があるというふうにもお聞きをします。でも、どれがね、香美市の中でどんな方がどんな名案を持っているのかもしれないということも考えますと、1つその公募のようなものも考えられるか考えられないか非常に微妙なところですけども、あるような気もしますけれども、そういうことを行うような用意があるのかどうかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

現段階では考えておりません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それではですね、5番目にもちょっとかかわりがありますので5番目に移って、それで先ほどの答弁についてちょっと再度お聞きをするかもしれません。

5番目ですけども、跡地活用について個人とか団体などからですね、みずからが担うことも前提としながらですね、提案のようなものが行政もしくは地元地域ですね、にあった場合は、その検討はどのような場で行われ、どのような段階で合意とされるのか、どのような場で行うのか今のところわからんということになるかもしれませんが、とりあえずこの質問についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

まず、現在両地域におきましては、先ほど申し上げましたように地域振興協議会というものが設立されております。この状態でございます。そこで今現在協議なされておるというふうな形でございます。ただ、市役所におきましては、内部でどういった部署が対応してですね、またそれともいろんな部署が集まって検討会を立ち上げるかというような協議も現在はなされておりませんので、合意につきましてもまだ現在ではわかりません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 現在は提案がないからですね、そういうことだと思いますけれども、提案がもしあったとした場合はどうなのかということをお聞きをするわけでして、例えば、行政に提案があったらその提案をもって振興協議会でお話をして、その場でどういうふうなことにしようかという、これはどうなのかということをお聞きをするのか。それとも地元の振興協議会に提案があったときにですね、それは振興協議会がもってこういうことがあるけれども、行政側としてはどうやろうかというふうなことでいいのかなという、これは質問なんですけれども、そういうことがあった場合ですね、どういふふうな今ないんでお答えできないっていうのはそれはもちろんわかります。でも、あったときにはどういふふうな道筋を今のところ考えているのかということについてお答えをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

まず初めに、現時点です。休校ということですので、あくまでも教育財産という考え方で休校しております。そのある団体とか個人的な方から活用方法が提案された場合ですね、それを今後それを具体化するにおきましては、完全に教育財産から財産処分という形です。閉校手続とらなれません。その後におきましては、基本的にさっき申し上げましたように内部での検討会とかそういった部分に移行すると事務手続が移行するというふうな形になる思うてます。ただ、ここの両校につきましては、現在国の補助金等で耐震もしております。その部分につきましては、文科省、国への承認申請とかいろいろの手続がございますので、その手続におきましては教育委員会が対応すると、その跡地をどういふものに使ってどういふ提案がされて、それについてこれがそれを検討するとかいうことにつきましては、市教委そのものではないというふうにご考慮しております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） わかってわからないというところなんですけれども、ちょっと議長に注意をされるかもしれませんが、休校ですよ、休校となって今のところ教育財産であるからというふうなことでございますけれども、やはりその最初のテーマに戻っていくと、地域の疲弊を防ぐための跡地活用ということは、これは地元を含めて新聞

世論といいますかそういうこともあるわけで、やっぱりある程度行政としてね考える必要も当然あるでしょうし、そういう手だてについてちょっと今考えがまとまらなくて違う言い方しますけれども、じゃあもしかどっかからそういう提案があった場合はですよ、内容によってどっかへつなぐということは可能でしょうか。

○議長（西村芳成君） 山崎議員、それはお答えがあっちゅうと思いますが。そういうときにはこうするという、今。

はい。山崎議員。

○3番（山崎眞幹君） これは前提とした提案等があった場合どうするかということですから、今の話はこの質問はその範囲内だというふうに私には思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、休校、その底辺にあるがですね、高知新聞にも書かれておったように地元がどうなのかということがまず大前提になっております。現時点でさっき申し上げましたように市教委の財産であるので、その分を市教委が音頭として窓口になっておるという状態でございます。仮に先ほど申し上げましたように、そういった提案が具体的に来ればですね一応市教委が窓口になりますけど、それは関係部署へおつなぎするという形になるうと思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移ります。これもですね、香美市定住対策構想案についてです。

これは昨年の12月議会でですね少し議論もさしていただきました。そのときにもちょっとこの案について前文を読み上げさしていただきましたけれども、これはですね、「今日の人口減少と人口構成を想定しないでデザインされた20世紀型の政策を基本にしたままでは、これからの行政は成り立たず、新しい想定による手法で政策形成を構築することが求められている。その想定と手法の前提条件として次の4点が必要であるということが学者や実践者（自治体）からともに提唱されている」ということで、12月議会で私自身がそのいわゆるここに挙げられてます4つの職、住、交流、利便性というところにですね、新しい時代の流れの中で、例えば地震の関係でありますとか、情報インフラの整備でありますとか、そういうこともここへ盛り込んだらというふうなお話を、そういう要素ですね、要素に関するもの、そして施策等について議論を主にしたというふうに思っております。でもそれなかなか案でありまして、これ見た中でもですね、じゃあこれはどうやってまとめていくつもりなんだろうかということがよくわかりませんでしたので、そこまでは踏み込んだ話にはならなかったわけですが、今回はちょっとね、課長もねいろいろありますので、ないかもしれませんが、全体像についてお聞き

をしちよきたいと思います。

それで、まず1つの、1つ目の質問ですけれども、この構想自体はやはり一番香美市にとって背骨となるのは私自身はこの香美市の振興計画であるというふうに思っておりますので、当然そうですけれども、その振興計画の描くですね将来都市像の実現を目指す一環としての位置づけであろうと当然思います。その中で既に先行のいろんな計画、ビジョンとかありまして、例えば過疎化地域自立促進計画とかですね、中央広域定住自立圏共生ビジョンと、そういうもんがあるわけですから、このいわゆる香美市定住対策構想というものがですね、そういう既にあるものの計画の中でどの位置に一体位置するのかということについて、まずもってお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の香美市定住対策構想案についてのご質問のまず1点目の既にある主な計画等との位置関係についてというお尋ねですけれども、この定住対策構想案にて提案をしました部分で言いますと、新しい自治システム機能づくりについては、既に物部町においてモデル事業として始動しているといったような事業もありますけれども、構想提起状態のままに現状としてあるということが言えると思います。そもそもこの構想案につきましても、定住対策の1つの考え方であるということで、必ずしもこの構想に基づく事業化が確定したものではないとの説明をたしか議員協議会でもご説明をさせていただいたというふうに思います。あえてそういった説明を加えてきた過程があるということをごさいまして、したがって、その進捗状況については非常に答えにくいというのがございます。その点ご理解をいただきたいと思っております。そうしたことから現段階ではですね、今言われましたようなさまざまな計画、それぞれにおいて位置づけ、どうリンクされているのかということについては、そういうもともとこの構想案ではないということをごさいますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。提起状態であるというね、提案した状況であるということですので、位置関係はこれはようわからんわけですよ。いろんなやってる現状の施策についてそれに、職、住、交流、利便性というもののキーワードで振り分けをしたという認識でいいですか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） そういった認識を持っていただくための一石を投じる案であるというご説明をさせていただいたと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 自分の理解の仕方が多分余りよろしくないのかもしれない。

一石を投じるということだということですので、これは後ろへつないでいくというふうに思います。これを受け取った方がですね、どのようにこれをまとめていくのかは、それはそれで1つのそうですね、やっぱり自分も含めまして誰もそうですけれども、時間の制約とかね、いろんなもんが要素がありますので、身の丈の中でいろんなことは私もいつも思ってますけれどもやらなきゃいけないんだなということは肝に銘じてますが。

じゃあですね、さはさりとして、これ重要な提起が私はされとると思います。その中でやっぱり重要な提起っていうのが、その2番目の質問に移りますけれどもこの新しい自治機能づくりね、これについてはですね、すごくたくさんその、これもまちづくり委員会張りのですね、すごいたくさんの機能についてですね、協働のためのいろんな要素をこう書き込んでいます。ちょっと読み上げますとですね、「なお、新しい自治機能づくりは「新しいコミュニティづくり」のために（1）総合性（最小自治体的機能）（2）二面性（自治組織＋経済組織（仕事や雇用））（3）補完性（重層的組織の構築＝町内会の代替組織でない新しいコミュニティ組織）（4）革新性（住民個々の積極的な当事者意識）を地域自らの主体的取り組みを行政が支援を行いつつ協働することが重要であるといわれており」と。こうかなりですね、ハードルが高いというふうに私には見えるわけですね。それでその2番の質問に移るわけですが、このことを実現するためにはですね、済みません。それ通告文章では「市民の意識改革の必要で」となってますが、「意識改革が必要」ですので済みません。訂正をよろしくお願いします。

これ市民の本当に意識改革というものがないとですね、なかなかこれ担えるのかなという気が読んだだけでしてしまいました。ですから、2000年以降のいわゆる地方分権というものを国がですね推進をする中で、一方で自己責任、自己決定ということは自己負担ということは、行政に対しても言われ続けてきたことですが、その自治体に暮らす住民に対しても実は同じことが言われておまして、その中で先進の事例では、さまざまところでいわゆるまちづくり基本条例であるとか自治基本条例と、いわゆるそういう自己責任、自己決定、自己負担という地方分権の時代の大きなルールとされるものを担うことができる市民をどうやって啓発していくか、つくっていくかということがやられているわけですね。ここを読むとまさにそのことがここで一石投じられてるのかなというふうにも読めます。このことについてこれをですね、どのように提案、提起状態であるということですので、そこまでのつくり込みはと、進捗状況もということで、3番もまた先回りして答弁いただきましたけれども順番に行くとしてですね、どうなんですかね、それはどういう一石をその後ろに向けてこの件については投じられたのかも含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） まずですね、その条例の制定によりその必要性を啓発してはどうかということですが、まずその精神をつくってそこからその取り組むということも1つの手法であろうとは思いますが、目指すべきもの、それか

ら目指すべきところなどをモデル事業として取り組む中でですね、ある程度事実上反映させて書きあらわすこと、条例とかいうものに書きあらわすことも1つの手法であろうというふうに考えるところで、そういった意味ではまさにそこを踏まえてですね、現在モデル事業で試行していると。これのその延長線上に香美市のここで言われる自治基本条例までいくのかどうかは別にしましても、そういったその町をつくっていく1つのその精神的な条例というものにつながっていくのかなというふうに思っています。非常にそのハードルが高い提起だと言われます部分で言いますと、例えばその自治活動のモデルについてはその対策構想案をお示ししたときに、案として（資料を示しながら説明）こういったそのペーパーもお渡しをしたかと思います。1つ協働によってこういったものをつくり上げることによって地域自治という新しいシステムをつくっていくことが考えられるということをご説明をさせていただきました。こういったその形が整う、あるいは整う過程の中でですね、そういった書きあらわす物が必要であれば書きあらわしていくということになっていくのではないかという認識であります。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。どういう一石を投げるかということは、後にどういふふうにつながっていくかということだと私は思っています。それで、近くでもね香南市はまちづくり条例やったかな、住民自治条例やったかな何かつくるということで、委員募集したら委員がなかなか集まらざったというふうな新聞記事も読みました。難しいんですよ。精神をつくってからという今ねお話でしたけれども、多分すごくいろんな困難なことが先にたくさんあるのかなというふうに思います。例えば、まちづくり条例とか住民自治条例の中で、まず最初にいろんなこの条例見てもそうですけども、例えば市民とは何ぞや協働とは何ぞやという言葉の提起から始まってですねずっとあるわけですよ。だから、1つの考え方としては、そういうことをやっぱり作り込んでいく時間を短くしないでね、長い時間をかけて作り込んでいく段階で啓発するということがすごく難しいと私自身は常に思っていますけれども、でもやらなきゃいけないとしたらですね、そういうふうな道筋をこう立てていくことが1つの一石ではないかというふうにですね、この制定を通してというふうなお尋ねをしているわけでございまして、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） まず、その精神をつくってというよりも私はその歩みながらつくるべきだろうということをお答えをしたつもりです。言葉が先にあって、そこからその意識にそこに根差した意識でですね考えていくと、あるいは実行していくということではなくって、考え、実行していく中で言葉というものをどう言いますか、こう作りだしていく、生み出していくということがいいんじゃないかということでお答えした先ほどのお答えであったというふうに改めて申し上げたいと思います。

言葉が先行いたしますとひとり歩きだけして、結果的にその行動も動きも考えも伴わ

んかったらもうそれだけが取り残されていくということになりますので、今回先ほど言いましたといえばその新しい自治活動の新しいモデル事業の中からですね、この香美市ではどういった形のこれからの自治のあり方というものがいいのかということを考えていく、そこからその目指すべきあるいはあるべきその姿というものの条例に、つくるんならそういうものにつながっていくんじゃないかというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 2年間ぐらいかけてね、そういうことも小委員会形式でやりながらねやったらえいと思います。

最後の質問にします。進捗状況を聞かないでくれというふうなお話、せっかく書いてますので、一石としてどうなのかということまで全ての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 質問を先取りして答弁をしたみたいなおことで申しわけないですけども、ここ少し説明を加えておきたいと思います。

進捗状況を問うとのことですが、当然その構想案として提起したものでございますので、1問目でも申し上げましたとおり、あくまでその定住対策の一策としての類の構想案であるということ、そこからそのこの提起を参考として取り扱うのかどうか、あくまで一策としての案でありますことから、後期基本計画策定におきましても、提起した構想案が明確に位置づけされ書き込まれたものではございません。構想案については、従前のその議会における提案や議論、そして先進事例として取り組まれている事業などを参考に、先ほど議員も言われましたように本市の地域事情等勘案しながら提起したものでございまして、今回策定した後期基本計画においては、これ以外にもそのさまざまなその構想が盛り込まれておりまして、例えばですね、その計画的な土地利用の推進施策としては市街化調整区域内の規制緩和の検討であるとか、それから医療サービスにおきましては、特にその小児科医の確保についてその方向性が示されるなどが挙げられるということ、これなども当然定住対策ということになるわけでございます。こうしたその構想や計画をどう取り扱っていくかということについて検討するための組織の立ち上げに向けての作業を現在行っておると、このことについてはさきの議会でも問われましたのでお答えをしました。ここについて少しやっぱり進捗をお答えしとかんといかんかなっていうふうに思いましたので、少し触れておきたいと思います。

現段階ではですね、この組織の立ち上げに向けての作業、内部作業ではございますけども、対策本部の設置を前提に組織の構成あるいはその人的配置、これはその部会の設置の是非、あるいはその係長レベルでやるのか班長レベルでやるのかといったさまざまな問題の部分がございまして。そういった組織の仕組みをどのようにしていくのかということ、政策レベルでの取りまとめにするのか、あるいはその具体的事業まで想定して検討していくのかといったこのあたりを調整をしているところでございまして。そういった意味では進捗を説明してないのは何もしてないということにとられてはいきませんので、

あえてそういったそのご説明をつけ加えてご答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時、昼食のため休憩をいたします。

（午前 11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。本日の質問は、介護保険に関して、豪雨災害に関しての2項目について一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護保険に関して利用者の声をもとに2点お伺いいたします。

1点目に、高額介護サービス費についてお伺いいたします。介護保険では1割のサービス利用者負担額が世帯の所得状況に応じて月額で上限が決まっています。この上限額を超えて利用者負担があった月は市の窓口に申請することにより高額介護サービス費が支給されるようになっていきます。これは一旦全額を支払って約3カ月後にその差額が支給されるものです。しかし、手続をしておけば後で支給されるとはいっても、少ない年金で生活されている方々にとってこの費用を負担する余裕はなく、生活費を圧迫することになっている。少ない年金で生活している者にとっては、他の生活費や食費などを削ってやりくりしなければならず負担が大きい。最初から上限額のみで支払いで済むようにできないかという声を聞いています。利用者の声をしっかりと聞いてみれば、その現実には深刻でそのことの思いが切実な声となってあらわれたものでした。このような方々の支えになるためにも、何とか上限の負担のみにできる受領委任の方法に改善できないものかと考えています。受領委任への改善について見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 山崎晃子議員の介護保険に関しまして、高額介護サービス費の受領委任にということについてお答えいたします。

高額介護サービス費につきましては、現在のところ償還払いということで行っておりますが、今のこれを実施しておるところをみますとやはり県外になります。県内ではまだないようですが、これにつきましては、老人福祉施設、施設の利用ということに限って行われておるようでございます。在宅の場合につきましては、複数の事業所からのサービスとか、またサービスを受けていることが多いですので、個々の事業者ではなかなか上限額が把握できないという状況があります。また、サービス利用の頻度によって該当するかどうかも判定できませんので、施設だけの利用に限って行われておるようござ

ございます。この受領委任につきましては、1つこの受領委任制度を導入しますと1つの事務の中にやはり支払い方法が混在するということにもなりますので、事務が複雑化また煩雑化ということにもなってきますので、現在行われてます償還払いのほうを継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 現在の償還払いのほうを継続するということですが、先ほども言いましたように市民の方からね、大変負担が重いという声が上がってきてるんですね。それに対してやっぱり保険料も今年から上がっていますし、住民サービスの向上を考えた場合には、やはりそういった方々の利用しやすいようにしていく、負担を軽減していくということが大事なことだと思うんですが、これを県外では施設に限ってということを言われました。施設に限ってでもですね、本市で検討していくというふうな検討する考えはないのでしょうか。そのあたり市民の方の負担の軽減ということをぜひ考えていただいて検討していただきたいがですが、検討する余地はないのか、その点をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。高額介護サービス費につきましては、ただいま申したように、申しましたように施設利用の場合ということで、施設の利用につきましては、1カ所で利用ということで、またサービス内容も変わらず、毎月の利用額につきましては、個人負担額についてはほぼ一定されておるというふうに思っております。そのような安定した状況の中で施設におるわけでございますので、月によって一度に高額の介護保険の費用が大きくなるとかいうことは少ないんじゃないかというふうに考えられますので、今のところ負担感については少ないのかなというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、負担感が少ないので検討するというのも考えていないということでしょうか。やはり少ないといいますが、そういった負担感を持っているという方がおいでということですので、そういう声がありましたので、やはり住民サービスの観点から言いますが、これは検討、せめて施設だけでも検討していただきたいというふうに考えますが、そのあたりをもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。高額介護サービスだけでなく、済みません、先をとりまして申しわけないですが、2点目のほうに福祉用具購入費また住宅改修費のほうの受領委任もということで書かれておりますが、これを含みまして今言いましたように、やはり1つの支払い事務の中に2つの支払い方法が出てくるということは、

事務的な煩雑化、それから複雑化ということになってきてまして、間違いが起こらないような形でもし導入するとすればしていかなくてはならないとは思っておりますが、この高額介護サービス費の受領委任というよりも、この3つの中で一番やはり必要性があると思っておるのがやはり自分のほうは住宅改造のほうを導入するとすれば一番先ではないかというふうに思っております。といいますのも、住宅改造につきましては最大20万円までの住宅改修の介護サービス費、介護報酬が出るわけですが、やはり20万円と言いますと、一度に払いますにはなかなか負担感が大きいのかなという面も持っておる面もありますので、導入していくとすればやはりこちらのほうから先に事務的に可能と言いますか問題がないようでありましたら、やはりこちらのほうからが先かなというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ちょっと2点目のほうに行きましたのでちょっとあれですけども、2点目の質問をさせていただきます。

先ほど課長が言われましたけれども、その2点目は福祉用具購入費と住宅改修費っていうことで、これについての償還払いということで聞いておりますけれども、介護保険では先ほど言われたように福祉用具を購入したり住宅改修を行った場合は、まず利用者が全額自己負担をしその領収書を添付して請求の申請手続を行います。その後、保険給付分として差額の9割が返ってくるという償還払いの方法です。このことについても、先ほど言いました高額介護サービス費と同じように、たとえ一時的とはいえ先に全額を支払うことは負担が大き過ぎると、通所サービスや訪問サービスなどと同じように初めから1割の支払いで済むようにしてほしいという声を多く聞いています。介護用品は一般のものと違って高額でありますし、住宅改修費も工事費などが重なって高額になるために先に全額支払うことが本当に負担になるという方もおいでます。このことについては、2009年3月議会でも同様の質問をさせていただきました。そのときの担当課長の答弁は、受領委任の方法を研究、検討したいということでお答えをいただいたんですけども、先ほど課長が言われたように住宅改修だけでもその方法を探っていきたいというふうにお答えになったかと思っておりますので、その住宅、せめて住宅改修だけでも、やはりこれが受領委任の方法に改善できるようにということを再度求めたいと思います。

なお、この住宅改修、福祉用具に関しては県内でもね、もう既に高知市では住宅改修費をしていますし、黒潮町は住宅改修費と福祉用具の購入費を行っているというふう聞いております。ぜひこうした利用者にとっていいものはぜひとも取り組んでいただきたいと考えますので、早急に検討されて実施をしていただきたいと思っております。ぜひできれば来年度からでも取り組んでいきたいと考えますけれども、そのあたりはどういう、これからもっと深く研究していくのか、そういった来年度をめどに検討をしていくのか、お答えがいただけたらお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。住宅改修につきまして受領委任制度ということになりますが、住宅改修の受領委任につきましては、業者さんの同意また詳しくちょっと調べておりませんが、市に登録してもらってやっていくというようなことで、業者さん等の事務的な手間もふえるようでございます。それは抜きとしまして、県内でも受領委任制度、制度化してきておるところも順次来ておるようでございますので、香美市としての事務の進め方に問題がなければ、やはり住宅改修については低所得者に限って検討は今後していかなくてはならないかというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら次の質問に移ります。

訪問介護の特別地域加算についてお伺いいたします。このことについてこれまでも何回か質問させていただきましたが、なかなか実現に至らないため、再度質問させていただきます。

県は山間地域や過疎地で採算性が悪くサービスが行き渡っていない状況を踏まえて、遠距離移動に伴う介護報酬に一定額を加算し、過疎地のサービス水準の維持と拡充を図る目的で中山間地域介護サービス確保対策事業を昨年度から導入しています。ある一定の要件を満たした場合この事業の対象となりますが、物部町ではこの事業のおかげで訪問リハビリや訪問入浴などのサービス提供事業者が入ってくるようになったと聞いています。この事業者に対して利用者の負担はありません。私はこの県の積極的な取り組みは素晴らしいと思いますし、今後さらに充実して推進されることを願っている者の一人です。しかし、介護保険では利用者が山間僻地等に住所を有する訪問介護事業者からサービスを利用した場合、利用料に対して15%の特別地域加算がつきます。事業者にとっては採算性が悪い地域でのサービス提供に対して必要な加算ではありますが、利用される方々にとっては重い負担となります。そこで訪問介護の特別地域加算についてお伺いいたします。

1点目に、特別地域加算が課される対象者の人数と加算額の総額は年間どの程度になるかをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。訪問介護の特別地域加算の対象者数と加算額でございますが、香美市内で加算が行われてます事業所につきましては、香北町にあります業者1社と物部町にあります業者1社ということで2社になっております。平成23年度の実績で対象者数は58名、そして加算額の総額は223万8,680円となっております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 223万円余りでしたかね、市がこれで補助をするとしたらそのうちの1割ということになるろうかと思いますが、それで1割ということよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。加算額の総額は223万8,000円です。その1割が10%分となりますので、市が補助するとすればその額に10%分になります。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、2点目にその特別地域加算への補助についてお伺いいたします。

訪問介護を利用されている方から次のような声をお聞きしました。同じ介護保険料を払いながら山に住んでいるというだけで利用料の負担がふえるのは絶対におかしい。山に住んでいたら町なかと違って必要なサービスも十分に利用できないし、サービス内容を選ぶこともできない。利用できるサービスが少なければその分負担が少なくなるのが本来の姿ではないか。同じ香美市に住み同じ保険料を払ってきたのに、山に住んでいるからというだけでこのような扱いを受けることにはどう考えても納得できることではないと怒りの声をお聞きしました。

私もこのことには大きな疑問があって、これまでも議会で意見を申し上げてまいりました。担当課はこのような不平等な状況をどのように認識されているのでしょうか。私はこの状況を改善するためには、特別地域加算に対して市の補助をしていくことが必要だと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。この特別地域加算につきましては、やはり離島とか振興山村などの条件不利地域において訪問系の介護サービスについて行われております。介護報酬に15%が加算され、その1割であります利用者負担も15%が加算されるということになっているところですが、この負担の均衡を図る目的としまして、国の補助事業のほうにも離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業というのがありまして、それを受けて市町村からの事業者への助成に対する県の補助事業があることです。この補助事業につきましても、これは補助事業じゃなくて事業者が軽減しました利用者負担額の2分の1が補助と、市町村からの補助ということになっておりまして、やはり軽減した事業者側にとっては2分の1が持ち出しということになっておりまして、事業者側の負担も求められております。そのため、効率の悪い中山間地域で頑張ってくれてます事業者の了解が得られるかどうかまた疑問がありますし、なかなか了解は得られないのではないかというふうには思っております。おっしゃられますように、同じ地域で同じサービスを受けまして個人負担額が違うという状況につきましても、やはり心情的にも理解ができますし、また制度としてどうかなということも若干思うわけがございますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今課長の思いのある答弁をお聞きしたところですが、利用者のそういった思いを酌み取っていただけたのではないかというふうに思いましたが、検討するということでしたけれども、もうずっと私これに関して質問をしてきておるわけですが、なかなか実現しないわけですが、一日も早くこの対策を講じていただきたいということを強く願っておりますので、どうかそのことを早い時期にということをお願いをしたいと思います。

以上で介護保険に関する質問は終わります。

次に、豪雨災害に関して伺います。

質問に入ります前に、今回の集中豪雨で被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。全ての地域で一日も早く復旧し、もとの平穏な生活が送れますことを心から願っています。

さて、7月の集中豪雨は九州地方を中心に大きな被害をもたらしました。山腹の崩壊や家屋の倒壊など人命にもかかわる大災害でした。雨といっても集中豪雨となると恐怖を感じ、家やものを飲み込んでいくすさまじい水の脅威を改めて認識させられました。今回の集中豪雨では本市も多くの被害を受けました。中でも7月11日の夜から続いた豪雨は、物部地域に甚大な被害をもたらしました。本日の質問はこの物部地域での災害に関して、私が被災された住民の皆さんから直接聞いてきた声も交えて、山間地域を抱える本市の今後の災害対策への姿勢などについて質問させていただきたいと思います。

この豪雨で物部町では大小100カ所以上で崩壊があり、5つの地区が孤立したことが広報に掲載されました。笹地区では12日の午前2時から4時間に258ミリもの雨が降り、電気はとまり電話も使用できず、住民の安否が確認できない状況になっていました。翌日消防本部や県の消防防災ヘリコプターと連携し、安否確認と救助活動が行われました。その結果、孤立していた地元住民7人と地区外住民の合計14人全員の安否を確認し、陸路での避難が困難な4人を防災ヘリで大栃へ輸送したとのことでした。関係機関の懸命な復旧作業により、早期に電力、電話回線ともに復旧し、23日には崩壊箇所の応急工事も完了し車の通行が可能となりました。その後、避難していた方々も無事に帰宅されました。

また、久保和久保地区では林道が30メートルにわたり崩壊したため、職員が徒歩で現地調査に入り住民の体調管理などを行い、二、三日分の非常食と飲料水を搬入しその後も給水活動を実施したとのことでした。桑ノ川地区と小谷地区では、市道桑ノ川線の一部が15メートルにわたり崩壊し車両通行ができなくなりましたが、その日のうちに迂回路が整備されました。中津尾地区でも林道が崩壊しましたが、仮設道を設置し車の通行ができるようになりました。また、別府では暗渠が詰まったことにより大水があふれ出し市道が崩落しました。このほかにも市道や林道、農地などに被害が出ました。

8月に入っても雨が降る日が多く、雷が鳴るなど不安定な天候が続き、緩んだ地盤から家屋の裏山が崩壊するなどの被害がありました。落雷によって家電品の故障もあった

と聞きました。今のところ台風の上陸はありませんが、今後もこのような天候による集中豪雨などが発生する可能性もあります。私も地域を回って見たのですが、谷がはけ、木や石が流れ出て、側溝や暗渠が詰まるなどの状況が見られました。以前から山の荒廃によって保水能力が低下していることなどを指摘する声がありましたが、このような災害が起こるとなおさらそのことが気になるところです。

そこで質問に移ります。7月の集中豪雨では、特に物部地域において被害が大きく、物部支所はその対応に追われていたことを承知しています。支所長を先頭に職員の方々の迅速な対応と適切な判断に対して、住民の皆さんからは支所の職員さんがすぐに見に来てくれて安心できた、本当にありがたかったという声を複数の方からお聞きしています。ふだん私が地域回りをするとき行政に対する苦情を聞くことが多いのですが、今回の災害対応に関して感謝の声を聞きました。災害に遭われたとき住民の方々は大きな不安に襲われています。そんなとき支所の職員さんがすぐに駆けつけてきてくれるということは、災害に遭わなかった地域に住んでいる私たちが想像する以上に大きな安心感が得られたのではないかと思います。しかし、さまざまな要因が重なり、今回のように行かない場合もあるかもしれません。物部町地区は急峻で山深い地形の上に広大な面積を抱えています。このような地形で災害が発生した場合を想定し、それぞれの地域に応じた対応マニュアルを整備しておくことも必要ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

災害発生時には事前に想定できないさまざまなケースが発生をいたします。また、参集した職員や関係者の数や災害発生場所までの距離、そして天候や時間などさまざまな諸条件を踏まえ、その時点時点で最適な対応策を講じる必要があります。ときには災害対応を行う方々の安全を優先し、撤退の決断も必要となる場合があります。

さて、ご質問の対応マニュアルの件でございますが、手前に申しましたとおり、災害にはさまざまなケースや場面が存在し、その一つ一つで対応は異なってきます。その時点時点で関係者や関係機関の意見を聞き、そして判断して実行することが重要であり、マニュアルを作成してもなかなかマニュアルどおりに行動できるものではないというふうに考えます。そういったことから、個別の災害ごと、また個別の地区ごとの対応マニュアルは現時点では考えてはおりませんが、現地域防災計画の中での役割を担当部署がその時点で最良な形で実行できるよう、今後防災訓練等を通じスキルアップを図っていきたいというふうに考えております。

なお、昨年度の地域防災計画の見直しに合わせまして、全職員に災害発生時における初動体制及び各自の役割等について記しました災害時職員初動マニュアルを配付しており、9月2日に実施しました防災訓練や、また8月に実施しました職員研修で活用し、各自の役割の再確認を行った次第でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 対応マニュアルがあってもなかなかね、そのとおりにはいかないっていうのはいろいろな条件が重なってきますのでそのとおりだと思いますが、例えばですね、何かの災害があった、災害があった場合には本庁のほうからの応援とかがあってということでも対応していくということになってこようかと思うんですけど、本庁とかそういったところからの応援がない場合、香北の支所だけとか物部の支所だけとかがあっていうふうなことになった場合もあろうかと思うんですけども、そういった支所、支所だけっていうかそういった支所の対応マニュアルっていうものも特にはないということでしょうか。そういったことも特には必要ない、その地域での独自のいろいろなことがあろうかと思うんですけども、そうしたことも私はちょっとこう整備しておいたほうがいいようにも思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。私の知っている範囲ではですね、香北支所、物部支所ともにですね、それぞれの支所管内で災害が起こった場合のですね情報収集体制等ですねマニュアル等は整備をしておるといふふうには聞いております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） わかりました。そしたら次の質問に移ります。

迅速な対応のためには連絡体制の整備や携帯電話の通話エリアの整備、充実等の情報収集体制の整備がとても大切であると考えます。さらに、住民の方々への支援体制、特に要援護の方への支援体制は関係機関と連携を密にしながら必要な援助を行うことは大切ではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

今回の災害におきましても、電話が不通になったことによりまして、特に笹地区住民の安否が最も心配をされたわけでございます。結果的には住友共同電力の従業員からの専用電話による連絡により安全が確認されましてほっとしたところでございます。やはり情報が入らないことは、行政はもとより地域の住民の方も大きな不安となろうかと思っております。そういったことから情報収集体制の整備は重要であるというふうに考えます。携帯電話網の整備につきましては、これまでと同様に引き続き事業者への要望活動を行うとともに、防災行政無線の整備につきましても、早期の整備を目指していきたいというふうに考えております。しかし、そういった通信網の整備がされても、災害によっては全て遮断される場合もあろうかと思っております。そうなればやはり自主防災組織での活動が重要となってきます。活動の中で、通信網が遮断された場合の行政への連絡方法や要援護者等への支援体制などについて地域で話し合っただき、行政からの支援が来るまでの間、地域で支え合う仕組みをつくっていくことが重要でございます。物部地区は、

自主防災組織の組織率そのものは現在のところ低い状態でございます。本年度は本課としましては、物部地区の組織率向上に力を入れておりますので、組織化には市もできる限りの支援を行っていきたいと思います。また議員の皆様にもご支援いただきますようどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 迅速な対応ってということで、ちょっと気になることがあるがですけど、停電をしたってということで言われてたと思うんですけども、この本庁のほうは停電をしてもその後対応ができるようになってきているかと思うんですが、その支所のほうではそうならないようにも思うがですけども、そのあたりを含めてですね、その緊急時の連絡先とか要援護者の情報など、停電になったらパソコンが使えないってということになってきますので、そうした大事な情報っていうのはあらかじめ必要な情報をこう紙、印刷して確実な場所に保管しておくってということなどの対応をとられているところもあるようですけども、そうしたことも必要なんじゃないかなというふうには思うがですけども見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まずですね、災害当日物部支所の1階がたしか停電されておったというふうには聞いております。本課と支所のやりとりの中でも電話が不通になりまして心配されたところはあったんですが、現在のところですね市役所と物部支所につきましては、防災無線が活用できる仕組みにはなっております。これはバッテリーが内蔵されておりますので、停電になったときについてもですね対応できるという仕組みにはなっております。あと、その停電になった場合にですね、そういった個人の情報ということでございますけれども、これにつきましては今後支所のほうもですね改築の予定もあると思いますので、そういった中でですね停電対策等もですね建築の中で確認していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。わかりました。そしたら次の質問に移ります。

3点目ですけども、先ほど関係住民の皆さんから支所の迅速な対応に感謝する声をお伝えいたしましたけれども、これ以外にも多くの声がありました。その中で私がどの言葉より強く胸を打たれた声がありますのでご紹介したいと思います。私が感激した声は次のような内容でした。

今回のようなすごい雨は今まで体験したことがなく生きた心地がしなかった。しかし、職員さんが来てくれて、みんなに声をかけて回り懸命な対応をしてくれた。この姿を間近で見て、こんな職員さんたちが支所にいるなら心強いし、これからも安心して暮らしていける。本当にありがたかったという趣旨でした。

命の危険もあるような災害に遭われて直後にかかわらず、住民の皆さんがこれからもここに住み続けられると思ってくれたこと、またそういう思いにさせてくれるような活

躍をされた職員の皆さんに、私自身も職員の皆さんありがとうという気持ちになりました。災害が発生したときには迅速に安否の確認や被害の状況を把握し、適切な対応が求められますが、今回の支所の皆さんの対応はそれを忠実に実践された結果だと考えます。住民の皆さんから今回の災害対応に感謝の声が多かったことを懸命に対応された職員の皆さんにお伝えいただき、その労をねぎらうとともにこれからも住民の安心安全のために頑張ってくださいようお伝えいただけたらと思っています。

万が一災害に遭われた場合、その復旧に多くの人、物、お金が必要となります。職員も限られた人数の中で対応していくことになり、克服しなければいけない課題も多いことと思います。支所長は被災地域を回り、住民の方々のお話をお聞きし、現場の対応に当たってきたとお聞きしています。今回の豪雨災害から見えてきた課題や教訓についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） およそ約4年半振りの登壇でございまして、何分ふなれでございましてよろしくお願ひします。

山崎晃子議員の7月の豪雨災害を経験し見えてきた課題、教訓についてとのご質問にお答えします。

答弁に入ります前に、まず去る7月豪雨で被災された皆様、そしていまだ生活に不便を来しておられる地区の皆様、心からお見舞いを申し上げます。また、高知県を初め、地元の建設業者の各社、高知中部森林管理署、NTT、四国電力、住友共同電力それぞれの会社、徳島県三好市東祖谷総合支所、笹地区内で地区内の復旧にご尽力いただきました方々などの災害復旧協力と土佐香美農業協同組合などのご支援に対し、心からお礼を申し上げます。

さて、物部支所内で去る8月2日に7月豪雨災害の対応等の反省について協議しておりますので、その主な内容を申し上げ答弁とさせていただきます。

まず、物部災害対策支部の機能面についてですが、1点目に、災害日当日に支所が停電で復旧が午前7時50分ごろとなりまして、災害情報の収集がおくれました。これは庁舎の老朽化と雨漏り等による漏電の可能性もあり、今後の災害を見詰めた場合、地域災害対策の拠点としての現支所庁舎は心細い面も露呈をしました。

2点目に、庁舎2階の会議室に災害対策支部を設置しましたが、本庁舎建設に伴い支所は代表電話を除いて内線通話となっております。その際会議室の電話機等は撤去されておまして、災害対策支部としての情報の収集、伝達、マスコミ対応等の利便性が悪く、今後は臨時電話の設置等も視野に入れる必要があります。

3点目に、物部支所は1階に市民生活班、2階に地域振興班がございまして。物部災害対策支部は窓口対応をしながら現地支援班、水道施設班、災害調査班、生活支援班の4班体制で当たりました。しかし、支所の配置上から現地支援班、水道施設班、災害調査班は2階、生活支援班が1階とならざるを得ませんでしたので、通行どめや孤立情報等

の問い合わせ対応や支援活動を実施していく上で情報の共有が図れない部分もあったことから、支所はワンフロアにまとまっているほうが、災害時にも機能が発揮できるということが判明をいたしました。

4点目に、災害状況全体の取りまとめ担当がおらず、本庁への報告がおくれた部分も反省点でございます。

次に、現地支援については、物部支所管内は道路の奥地や谷間の山の中腹に集落が点在しており、集落までの途中での災害が発生する場合があります。豪雨被害のあったある地区は携帯電話不通地区であり、衛星電話、防災無線、警察無線も地形条件や日常準備等の問題で十分に機能せず、災害対策支部での情報収集や支援活動の進捗把握の際連絡を待つしかない事態もあり、通信手段の確保が課題となっております。また、災害時には定期的な交信機会を設定することはもちろんですが、日ごろの通信可能領域の把握も必要だと言えます。

次に、水道施設等につきましては、復旧優先順位の早期決定が必要であります。各施設の状況を熟知している職員1名が主体的に動いて復旧に当たりましたが、1名では対応がおくれた部分もございます。通常は緊急修繕は1業者に委託しておりますが、災害が広範囲に及んだ場合の業者との連絡や修繕体制の確立が課題として上がっております。

生活支援の面では、緊急避難や緊急入所する施設においては、これに対応できる食器を初めとする日常生活用品や備品、寝具とか冷蔵庫とか洗濯機等でございますが、の整備が必要です。また、食料支援をする場合の1人1日分の目安量等のマニュアル化も必要ではないかと思われました。

人的要件として、災害対策本部、支部を設置後、災害対応の大半は物部災害対策支部で実施しましたが、災害対応中でも市民生活班の窓口対応や地域振興班への申請等の受け付け、処理事務等は欠くことはできません。支所に一定の職員数の確保があったため、残りの職員で災害対応ができました。また、現地支援班や災害調査班においては、本庁の応援が必要で、今回地理に詳しい旧物部村出身職員の優先応援や本課事業課の災害調査派遣、保健師による訪問活動等が効果的でした。今後も本庁職員の緊急派遣等の対応が必要であると思われまます。

物的要件としましては、今後の災害を想定した場合、支援物資備蓄の継続はもちろんですが、山間地域の災害時の地上活動に対応できる車高の高い4輪駆動の車両や機動性の高いバイク、原付等の配備も視野に入れていく必要があると思われまます。予算面については本課で迅速に対応していただきました。

最後に、災害時に職員個々は日ごろの業務で身につけていること、知識や経験等と訓練等でやってきたことでしか迅速には対応はできないというのが教訓でございます。物部町を中心とした災害ではありましたが、地域災害においても市役所全体が早期に組織的に対応したことで、早期復旧や支援につながったと認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 総括をしていただいて、その課題と教訓ということで大変よくわかりました。こうした課題や教訓がもうこういった災害は起きてほしくないんですけれども、万が一そういった状況になったときにはそうした今回のことが生かされるような対策が必要だなというふうに感じましたので、ぜひまた続けて対応に当たっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

今回の災害では100カ所以上の崩壊があったとのことでしたけれども、山の崩壊や側溝、暗渠の詰まりなど土砂による災害を最小限に防ぐため、事前に危険箇所を把握し予防対策を施しておく必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） ④の土砂災害における予防対策についてのご質問にお答えします。

支所としましては、側溝の詰まり、暗渠の閉塞等につきましては、維持管理における予防対策を考えております。危険箇所を最優先に道路維持管理委託業者において土砂の取り除き等の作業を順次進め、被害予防対策を実施していく必要があると思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 支所のほうでは維持管理を中心にとということでご答弁がありました。これも大事な予防対策になります。そこで、次の質問に移ります。

広大な地形のため、全ての箇所に予防対策を施すことは困難かもしれませんが、少なくとも住民が生活している地域や水道施設などについては、可能な限りの予防対策を施しておくべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） ⑤の山崎議員のご質問にお答えします。

住民が生活されている地域、地区、集落や水道施設等の上方の山腹崩壊や谷川からの土砂の流出等による被害予防対策は最も重要と考えられますので、支所においては、箇所が特定できる場合は、職員が平常業務で可能な範囲内のパトロールで予防対策に努めます。そのほかにつきましては、職員の情報はもちろん自治会を初め地域の方々、森林組合、郵便会社等、多方面からの情報をいただき、本課におつなぎをいたします。また、必要に応じて本課と一緒に現地調査等を実施する一方、万一危険が予見される場合は、自主避難の呼びかけや住民の避難誘導などを行うなどして予防対策をしてまいります。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 支所での対策ということで、本当に住民が生活している地域とか水道施設っていうのは命にかかわるようなことになりますので、これに対する予防

対策っていうのは大事なことだと思うんですけども、実際事業としてですね、例えば水道施設など、豪雨等に耐えられるような防護工事とかそういったような予防的な意味での工事っていうのはできないものかなというふうに考えます。

地震災害についてですけども、県は国に政策提言をしているんですけども、被災すれば必ず必要になる莫大な復興費を縮減する観点から、事前予防対策費の財源を確保して対策のスピードを向上させることが、減災の考え方に基づく災害に強い地域づくりと被災後の迅速かつ効率的な復旧につながるの考えから提言をしています。このような県の考え方は、災害が起きてからよりまず予防が大切ということであり、今回の本市の豪雨災害のような場合でも同じ意味を持つ考え方ではないだろうかと思います。先にも申し上げましたようにこの広い、地域の全ての箇所に予防対策を施すことは困難かもしれませんが、せめて住民が暮らしている地域、飲料水の施設などについては災害が起きれば住民に大きな影響を与えることとなりますので、県が示しているような方向性のよう、災害が起きてからよりまず予防という姿勢で、その予防的な事業っていうことは考えられられないのか見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 山崎晃子議員の全体的なところの部分、そしてまた公共施設等の部分、そしてその部分に予防対策がということですので、少し4点目の質問とちょっとお答えが重なるようになりますが、今物部地区ということで限定してお聞きをされております。物部地区におきましては、いろんな地域が危険箇所指定をされております。国土交通省所管では、地すべり危険箇所、これは8カ所、そして急傾斜地崩壊危険箇所約309カ所、そこに対してはいろんな区域が複数影響される箇所でありますので約1,000戸を超える人家が対象となっております。そしてまた、土石流危険渓流も43渓流が指定をされております。また、林野庁所管の地すべり危険地も11カ所、砂防指定地、そして山腹崩壊危険地区も13渓流と160カ所が地区指定をされております。このような対象地区指定におきましては、物部地区ほとんどが人家が対象となっております。今までも予防や事前の処置としまして、急傾斜地保全事業また崖地近接住家対策事業、そして砂防堰堤、また河川施設の強化、治山事業など採択要件の中で施工された地区もあろうかと思っております。ただ、自然地形の中で未然に災害を防ぐ手だては完全とはなりません。道路におきましても、幹線道路においては落石、また、崩壊の多い箇所は豪雨後できるだけパトロールや点検に出向くようにしておりますが、常時全てではこれもございません。今防災計画の中で危険箇所の把握、また可能な防災工事を推進し対策を進めることは重要ですが、まずは人命を守るための避難の確立をお願いしたいと思います。

全体的な中でちょっとお答えをさせていただきました。特に水道施設でなく公共施設という視点の中で、また人家の被害の状況の中で災害警戒箇所についてお答えをさせていただきました。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） なかなか予防のような、予防工事といったら大変大きいという事で、なかなか事業として独自にということにはなかなかいかないというお答えだったと思います。それもよくわかりますが、せめてその水道施設なんかは、もしその危険な状況があればそこを早目に食いとめて、その先に工事ができるものであれば、そういった対策をできないかなって、結局水道、お水が来ないってことは命にかかわることになりますし、よくこの雨が降ったりした場合にお水が来んとか、そういった施設が流れたとかっていうことを聞いたりしますので、こういった質問をさせていただきます。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。通告に従い一問一答方式で行います。

まず、農林業振興について質問いたします。

本市の重要な産業である農業において、その担い手確保は重要な課題ですが、それを後押しする制度が国の事業としてスタートすると聞いています。この青年就農給付金、経営開始型の概要を問います。また、その制度において目標とすべき経営内容等があるのか。そして応募の状況をお聞きいたします。お願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の農林業振興の中の青年就農給付金制度についてお答えいたします。

まず、制度の発足に当たりまして、農業従事者の高齢化が加速している中、将来に向け持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者を大幅に増加させる必要があります。この新規就農に当たりまして、技術習得や所得の確保等が大きな課題となります。就農前後における青年の新規就農者に対する給付金の給付やより実践的な研修への助成、また経営力や将来の地域リーダーとしての人間力等を養成し、これらの支援、相談体制の整備を行うことによりまして、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者を大幅に増大すること、これを目的といたしまして本年度平成24年度より国の新規事業として創設をされた制度でございます。

この制度は大きく2つで成り立っております。先ほど爲近議員のほうの経営開始型ってことで言われましたが、まず、準備型というものがございます。これはこれから新たに農業技術を習得したい方に研修中の給付金の助成でございます。給付額は最長2年、年間150万円でございます。道府県の農業大学や都道府県指定の先進農家、また先進農業法人等で研修を受ける方を対象といたしまして、以下の条件全てを満たす方に給付がされます。

まず、1点目としまして、原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方、次に、研

修期間等でおおむね1年以上を研修をされる方、次に、研修終了後1年以内に就農をされる方、また、みずから農業経営または農業法人に雇用されて就農される方となっております。ただ、この部分につきましては、ベースとなります人農地プランに位置づける必要はございません。広く門戸を開いておいてですね、その中で次に経営開始型に移行していただくというふうな捉え方でよろしいかと思えます。

次に、その経営開始型でございますけれども、新たに農業を始められまして経営が安定するまでの間の方を対象といたしまして、以下の要件をこれも全て満たす方に給付される制度でございます、こちらも年間150万円以内で最長5年間を助成する制度となっております。

まず、原則としましてこちらも45歳未満で独立、自営就農される方、次に、就農する市町村の先ほど申しましたが「人・農地プラン」、いわゆるその都市計画マスタープランのように農業の基盤をつくるベースとなるプランでございますけれども、この人・農地プランに位置づけられている方、これ見込みの方でも結構です。また、就農後の所得、これは本給付金以外、150万円の給付金以外になりますけれども、それが250万円未満の方、いわゆる所得が250万円以上の方はこれは目標とする部分でございます。質問の中にありました目標とする部分っていうのがですね、いわゆる経営内容につきまして250万円以上の所得を目標といたしますという形で明確に位置づけをされております。

また、別個ですね、別途ですが農家の子どもの方、いわゆる後継者の方で親とは別の経営をされる方、また親の経営から部門を独立させて経営をされる場合、また親元に就職、いわゆるその一緒に経営をしても5年以内に親のほうから独立して経営、もういわゆる継承する場合とかですね、独立される場合、経営を継承される場合、そういう場合も給付の対象となります。いずれの場合も先の準備型につきましての受給の有無はこれは要件とはなりませんので、いわゆる経営開始型から始められてもよろしいという形になっております。

応募状況につきましてですが、7月に実施しました制度の説明会や経営開始計画書の作成説明会の開催以降、数名の方が来庁されまして産業振興課のほうで相談を受けておりますけれども、現時点ではまだ正式な応募はございません。本年度5名程度、その説明、相談の状況からですね、5名程度の申請があるのではないかと推測をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） この青年就農給付金ですが、地域とのかかわりが重要と思っておりましたが、そのスタート時点ではそういう縛りは緩いということで捉えて結構でしょうか。ほんで徐々に地域との何と言いますか、認定というか歩調も合わせていけばよいということなのではないでしょうか。

この制度に応募、全国で応募しちゅう人はかなり当初の見込みの倍ぐらいになって、

なんか1万人を超すというような数を見たときに、香美市で今5名というような感じはちょっと割合から言うてね少ないんじゃないだろうかと感じます。就農して経営が安定するまで所得が補償されるということで、これによってヨーロッパ並みの本格的な新規就農者支援制度が始まったと感じています。この青年就農給付金制度というのは、準備型と経営開始型というのがあって、最長合わせて7年ということで理解してえいでしょうか。こういう仕組みということですが、もう少しそのPRとかしてですね、ぜひもっと応募者がふえるような手だてというのを考えておられるか、見解をお願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず集落へのかかわりでございますけれども、当然最初はですね、まず自身の経営力をつけていただくということでございまして、それをベースといたしまして、基盤といたしまして将来的に地域のリーダーになっていただく方というような形が最終的な目標でございますので、まず最初から集落の中でというふうな位置づけではございません。まず、自身のいわゆるその技術習得、いわゆる経営の安定を図っていただくということをまず目標としております。

次に、年数でございますけれども、最長2年プラス5年でございますので、7年という形で捉えていただいて結構だと思います。

また、今後につきましてですね、この進め方も1つのあれでございますけれども、農業委員会やJA、また県の中央東農業振興センター等も構成いたしますいわゆる担い手の育成とかですね、そういうような部分、協議会のほうでもですね、全面的なバックアップをしながら、いわゆるこの新規就農者の確保には取り組んでいきたいというような形で今後とも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） はい。この制度をね有効に利用していただいて、香美市の農業をね背負っていく若者が順次ふえていくことを希望します。

この制度は林業への参入を準備する若者にも対象を広げるとしてはありますが、林業専門は少ないと感じます。しかし、農業を主にしながら林業にも携わるといった形はあると思いますが、今後どう対応していくのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。農業と違いましてですね、林業のほうにつきましては、なかなかこのきめ細かな制度というのは今まで余りございませんでした。特に山がすたれている状況の中でですね、当然その青年の就業者をふやしていくというのは農林業共通した部分でございます。当然今後ともですね林業も含めまして総合的にいわゆる第一次産業としての発展を香美市としてもバックアップをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） ぜひ農業を主にしながら林業にも魅力を持って取り組むという若者づくり、後継者づくりに尽力されることをお願いをいたします。

続きまして、2番に移ります。

次に、集落営農について質問をいたします。

集落の今後を考えてみますと高齢化が予想されますが、集落で今後の営農について話し合い、農作業の共同化や機械の共同利用による生産コストの低減を図り、農作業の効率化や園芸の振興また担い手の確保などにより、経営の安定化に向けての取り組みが必要と思われませんが、本市における集落営農の現状と今後の推進を問います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。集落営農の現状と今後の推進についてお答えいたします。

まず、農業集落におきましては、農業に従事する人の減少や高齢化の進行、また後継者不足、そしてこれらを主因といたします耕作放棄地の拡大が集落全体の存続を含めて大きな危機となってきました。今まで個人で守ってきた農地や農業、これもいわゆる地域全体で支えて助け合わないと立ち行かなくなりつつあるというのが現状でございます。この地域での助け合い、支え合い、これを個別経営から集落での取り組みというふうな形で捉えた事業、目的とした事業が集落営農と理解いただければよろしいかと思えます。

現在、香美市におきましては、13地区で集落営農組織が設立されて活動が始まっております。中にはさまざまな取り組みをされまして、地域全体が活性化されている組織もあらわれてきつつあります。集落営農の推進に当たりましては、当然関係機関が連携をしまして地域の実態を把握して、きめ細かな対応を図っていく、バックアップをしていくことが当然重要となってきます。いわゆる市はもちろんでございますけれども、県の中央東農業振興センター、農業委員会、そしてJAなど関係機関で構成いたします先ほどもお話ししましたが、香美市の担い手育成総合支援協議会におきまして、集落営農組織の活動状況を聞き取り調査を行いまして、いわゆる集落営農組織等の整理シート、カルテとして情報を整理いたしましていわゆる問題点、いわゆるそこから活動状況の把握を努めていっております。また、これによりまして必要に応じた助言を行うなど、関係機関が連携したフォローアップをしていくというような現況にございます。今後も新たな組織の設立や現在の組織へのバックアップ、支援の体制を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 営農組織の今後の増加、期待をできるのかをお聞きいたしま

す。そして、また営農組織において、基盤整備とか機械や施設、また体験交流や農家レストラン、またグリーンツーリズム等への展開はないのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。この集落営農につきましては、今後当然です。ね地域として拡大をさしてきていただきたいというふうな形です。ね、いろんな機会におきまして宣伝もしているところがございます。また、現在の集落の営農組織につきましては、市外から視察っていうふうな形で組織に対して視察の申し込みも現在あっているような状況です。ね、香美市におきまして割と先進的に取り組んでおられる組織がございます。またそのような形の部分をです。ね、今後とも拡大をしていき、バックアップもしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） ぜひ組織がねふえ、また地域が活性化してです。ね、集落が維持できる農業体制、そして地域の活性化が図れるようにお願いしたいと思います。

次に、有害獣被害防止事業費補助金、補助率6分の5について質問いたします。

この事業は補助率が高く、被害を受けた本人にとって貴重な事業です。議案書を見ますと50万円の追加がありますが、随時追加を要望したいです。これは県との事業と聞いていますが、資金不足になったとき随時連携がとれるものかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。有害獣の被害防止事業費についてお答えいたします。

いわゆる農林産物を有害獣被害から防止し、その生産の向上を図り、農林業所得の向上に資することを目的とし、香美市有害獣被害防止事業費補助金交付要綱に基づき現在補助金を交付しておるところでございます。そのうち、鹿被害対策といたしまして、ステンレス線の入ったネット柵及び金網柵につきましては、これ高知県シカ被害特別対策事業によりまして、平成23年度から市の部分あわせまして補助率6分の5といたしまして交付を行っておるところでございますけれども、内訳につきましては県補助が6分の4、市が6分の1で合計6分の5というふうな補助率となっております。本年度は当初予算で300万円計上をしておりましたけれども、8月末で既に297万6,000円、残額2万4,000円となっております。いわゆる主たる原資が県費でございます。特に補助率が高率なこと、また鹿による被害は香美市のみならず県下全域に拡大しております。各市町村とも非常に要望が高く、いわゆる執行残があれば当然追加割り当て等も調査があると思っておりますけれども、現在のところでは県自体も不足しているような状況でございます。当然県に対しましては、追加措置いわゆる補正等、要望の調査があるたびに追加要望を市としては出しておる現況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 県から6分の4、3分の2がね来ゆうということで、市の負担は6分の1ということですが、もう残りもね2万円ぐらいしかないということで、この制度を利用して希望する人はまだふえると思いますが、市独自の6分の5はちょっと難しい状況なのではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。この市独自の部分といたしましてはですね、3戸以上の農家で連坦したもの、受益面積10アール以上の場合が補助率3分の2以内限度額10万円、また個々の農家、いわゆる1戸の場合でも補助率2分の1以内で限度額5万円という補助メニュー、これは香美市の有害獣被害防止事業の中でございますけれども、いわゆる市単独といたしましてこちらの事業がありますのでぜひこちらの、県の事業がいっぱいになりましたら次はこちらの事業をご活用いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 市の事業である2分の1があるということですが、これに対して6分の2の市の補助を創設することは無理でしょうか、お聞きします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。現在のところまず県の補助事業を第一に考えておきまして、そのいわゆるその漏れた部分についてバックアップをするものとして市の単独事業を構えております。というたてりからですね、まずは県のほうに対しましていわゆる事業枠の拡大を要望していきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） はい。次の質問に移ります。

次に、鳥獣被害対策として地域ぐるみの捕獲推進モデル事業、野生鳥獣に強い集落事業の今後の展開をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。有害獣の対策につきまして主に鹿、イノシシ等が香美市では多いところでございますけれども、昨今猿の被害が大分ふえてまいりました。今までは個々の農地ごとにですね防護柵を設置をいたしまして、農地ごとに守っていくという形をとってございましたけれども、非常にそのやはり鹿、イノシシともにですね学習意欲が高くてですね、そのネットの外側から回ってくる、いわゆる道路から入ってくるというような形で、集落全体を囲わないと被害が防止できないような状況に現在なりつつあります。このため、先ほど述べましたいわゆる鳥獣対策の補助事業を活用していただくと同時にですね、中山間等の直接支払いによります協定の共同取り組みの中で、いわゆる集落全体を囲う防護柵の設置というふうなこともですね現在取り組んでおられる集落もございまして、現時点におきましてはその集落全体を取り囲む、山間

部のほうから切り離すっていうふうな形でのやり方は最も有効ではないかというふうな形で考えております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 先般高新へも出ておりましたが、県の鹿のね目標3万頭に対して1万頭でしたか、1万を超えてはいましたが、県の積極的な捕獲対策は十分な結果が出てない、残念ながら出なかったということでした。そういう結果を受けてこの今論じております事業等に移行していくことも考えられますが、本市としてどう捉えているのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。香美市といたしましてですね、平成23年度におきまして、目標ではございませんけれども、鹿の実際の捕獲頭数は1,700頭程度となっております。非常に今までで最も多い頭数を捕獲いたしましたけれども、それでもまだ満足ではないというふうな形で、やはり捕獲頭数以上にいわゆるその自然増の頭数のほうが大きいのではないかということで、せんだっての高知新聞にも載っておったところがございます。本年度におきましては、いわゆるその場所も決め、その地域も決めてですね、当然捕獲っていうふうな形へも力を入れていくということで、現在のところですね、昨年を上回るペースで捕獲を行っております。また、剣山系周辺の市町村が一旦集まりましてですね、今年美馬市のほうで協議を行ったわけですが、そちらのほうにおきましても環境省のほうがですね、剣山系で徳島県側のみで行ってございました捕獲事業をですね、小さい規模ではございますけれども高知県でも拡大をしていきたいという形で、直営事業と直轄事業として実施をしていくというような形での計画をしていただくようになっておりまして、非常にそのおくれればせながらではございますけれども、確実に頭数はふえていくような状況には現在なっております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 済みません。自分の発言一桁違っちゃったと認識をしております。

（発言あり）

○7番（爲近初男君） ああそうですか。今のは取り消します。

鹿の被害ね、すごい深刻ですので何とか削減に向けて、地域ぐるみで取り組む姿勢を押し進めていただきたいと思います。

次に移ります。

次に、災害対策について質問をいたします。最近の雨の降り方は異常な状態です。気象庁は県と協力して土砂災害警戒情報を発令する体制づくりを準備していると聞いております。

昨年9月台風12号による紀伊半島豪雨から1年が経過しました。決壊のおそれがあった5カ所の土砂ダムは応急処置が完了しました。しかし、77世帯には今も土砂災害

の危険があり、避難指示が残る地域もあります。国は今後新たな大雨による土砂崩れを防ぐため、下流側に砂防ダムを整備して安全性を確保する計画だということです。昨年5月、土砂災害防止法の一部を改正する法律が施行され、大規模な土砂災害が急迫しているとき、国または県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報を関係市町村へ通知することになりました。これにより市町村長が災害対策基本法に基づく住民への避難指示の判断を適切に行うことが可能となりましたが、本市として検討されているかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 爲近議員の防災対策につきまして答弁させていただきます。

土砂災害防止法の改正につきましては、新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震の際、多数の河道閉塞、いわゆる天然ダムが形成され、県など地元自治体などの要請により国土交通省が支援を行ったことが背景にあるというふうに聞いております。土砂災害防止法の第26条、第27条では緊急調査について書かれておりまして、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に伴う土石流については国土交通省が、地すべりについては都道府県が緊急調査を実施し、被害が想定される区域及び時期の情報を市町村及び一般住民へも周知し、通知を受けた市町村長は住民に対して避難指示を行うというものでございます。

このような災害が発生しないことを願うばかりでございますが、仮に本市内でこのような災害が発生した場合は、速やかに県の災害対策本部を通じまして国または県の担当部署に支援を仰ぐこととなろうかと思っております。本市としましても、そういった災害が起こった場合は迅速な対応に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 1788年、物部町、上葦生地区におきまして、崖崩れにより36メートルの天然ダムができたと伝えられております。このような地域における災害史の確認や土砂災害に関する専門家を含めての検討、通常の想定を超えた可能性の検討をして、安全性の高い区域の把握をして避難先の想定をすることが重要とされております。今後の対応に期待するものですが、見解をお答えいただければありがたいです。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。やはり過去にも大きな災害があったというふうに思います。また、物部地区につきましては、先ほどの宮地課長の答弁にもございましたけれども、非常に多くのエリアが土砂災害の危険エリアに、中に入っているふうに認識しております。本市におきましても、本年度避難施設の調査等も実施するようしておりますけれども、その調査の際にはですね、そういった情報も含めてですね調査を行いまして、現避難施設が安全かどうかの確認、そういったことも調査していきたいというふうに思っております。

また、今年度出されました国の南海地震の被害想定が出ましたけれども、そういった部分につきましてもですね今後災害マップ等に落としていく必要があると思います。その中にも土砂災害等の危険地域につきましては現状どおりですね、この中に落とし込んでいきまして対応していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 砂防ダム等のハード事業に対しては国の予算もね厳しい局面にありまして、年々そんな事業は厳しくなっておりますが、危険地域が大きいほどその事業は取り込みの確立は高いと言われておりますので、そういうハード事業とともにソフト事業もしっかりと行ってですね、住民の安全を守る体制の構築をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、地域振興について質問をいたします。高知中央広域定住自立圏のまんが文化による地域振興推進調査事業の内容と、今後の方向性をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 爲近議員の地域振興に係るまんが文化による地域振興推進調査事業の内容と今後の方向性を問うというご質問ですけれども、この件に関しましては、平成24年5月11日現在で定住自立圏形成協定を締結しておるところ、もしくは形成方針を策定済みのところ、この団体を委託先といたしまして、産業振興、文化芸術、地域医療の3分野から、他の定住自立圏のモデルとなるような取り組みに対して1件当たり原則800万円を上限とした総務省の委託調査事業に採択をされたものでございます。この圏域におけます事業は、圏域4市に共通する文化資源である漫画、この漫画文化の活用によりまして、連携の可能性を見出すために調査事業を行うものです。

事業の内容といたしましては、1つ目には漫画文化の振興に関する取り組みについて、各市の状況を正確に把握することとして行政がかかわっている漫画文化振興に関する内容を把握し、今後の4市の連携事業を効果的に推進できるような方向づけをすること。2つ目といたしましては、共生ビジョンでの取り組みにおける漫画文化との連携、活用の可能性の調査も同時に行うこととしており、共生ビジョンの中で取り組んでいる医療、福祉、教育、産業、環境対策、環境保全、防災等について取り組みをどう強化充実させていくかということについては、文化芸術の中でも比較的なじみやすい漫画の活用の可能性を探求しようとするものでございます。こうした作業を通じて得られた情報やデータを踏まえながら、次年度以降圏域4市が連携して取り組むべき事業を見出して行くことに資する事業ということになっております。

本市におけます今年度の取り組み状況と予定ですが、もともとこの定住自立圏については、高知市が中心市で事業主体は高知市ということになって、その周辺3市がともに事業を展開をしていくということになっておりまして、本市では5月上旬に本事業提出に向けて4市での協議を行ってきました。7月上旬には調査事業の一環ではありま

す4コマまんが大賞応募チラシを全市内小中学校へ配布をいたしました。10月以降、これ今回の議会で予算をいただいたということになります、そういった前提で漫画を活用した事業事例調査委託事業を高知市が実施をすると。これにかかわって漫画家による学校訪問事業と学校キャラクター制作事業、本市では大宮小学校が受けてくださることになっております。あと高知中央広域定住自立圏、これは仮称ですけども、漫画文化活用連携推進事業という位置づけで行います。具体的な手段として2つございまして、1つは4市のキャラクターを使用した公共交通利用促進ポスターの掲示をしていこうと、それから漫画関連施設のスタンプラリーの実施をいたします。本市では施設といたしまして、アンパンマンミュージアムを想定をいたしております。目標として2つございまして、こういったことから公共交通利用意識の啓発をしたいと、それから漫画関連施設の利用促進にもつなげていきたいということ。目的といたしましては、漫画文化に対する理解をより促進したいということ。これは地域の地域資源でもございますので、こういったものについての理解の促進ということ。それからあわせて4市の連携意識、一体感の醸成につなげていきたいと、こういうこと。それからこういったことを行うことによる効果といたしまして、公共交通の利用促進につなげればということと、それから防災対策の啓蒙普及にもつなげていきたい。これはですねラリーを制覇した方については防災グッズを差し上げたいというようなことを現在計画をしております。こういった事業を推進することによって、この4市が地域資源として持っております漫画を通じてですね、いろんなところで4市の連携を深めていきたいというような目的を持っておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 漫画を媒体として総合的なね取り組みを今後進めていくということですが、地域活性化そして観光振興、香美市の重要なねポイントだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高知中央広域定住自立圏の中を見てもみますと、近年の漫画ブームの高まりや、アニメや漫画、ゲームシナリオ等の情報を扱うコンテンツ産業の成長が期待されている中、まんが甲子園、まんさい（こうちまんがフェスティバル）などの開催や、やなせたかし、横山隆一記念館、アンパンマンミュージアム等、それらを組み合わせて観光振興を図り、圏域の発展につなげていくことも可能ですとしています。可能性ではなく実現できるように取り組んでほしいと思ひます。

また、先般青柳氏の漫画の原画がフランス人の目にとまり、芸術的価値の高さで評価され、数点の作品が寄贈されて向こうの地で展示されることになりました。来年は青柳氏の13回忌です。何かできないかという思ひです。漫画文化による地域振興、推進に向けての取り組みが強化されることを願ひ、そして提案をしたいと思ひます。見解をお願ひします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 見解をとということですが、これは本市だけでございません4市連携の事業でございますから、今ここです今ご提案をいただいたことについてどうだと言われてもちょっとお答えをいたしかねますけれども、そのことにつきましては、今後の方向性でどうするかということにもつながっていくことでもあるかと思っておりますので、このことはおつなぎをしてまいりたいというふうに思います。今回のその取り組みがですね、今おっしゃられますように、1つは外向けには観光としての部分で期待ができるということ。それから、4市連携の部分で言いますとやっぱり内向けにも地域が連携をしていく1つのツールにもなればということでもありますので、そういった観点で非常に多くの地域資産、漫画家を擁しておる、特に本市はそうというふうに思っておりますので、いただいたご提言については適当な場所でおつなぎをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。これで質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時39分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、市民クラブの有元です。通告に従ひまして質問を行います。

まず、1点目、消防署員のメンタル面の状況についてです。本会議、諸般の報告、提案及び説明において、平成24年1月1日から7月31日までの救急出動件数は863件、1日にして約4件で、そのうち急病が1日に約3件、一般負傷が1日に約1件、交通事故が4日に約1件、その他が2日に約1件となっています。この状況はほかの課でも十分に受けとめ、対策がなされているであろうと思ひますが、最終的は対処の現場は消防の役割であります。このような状況の中で消防署員のメンタル面への配慮は十分に行われているのかを伺ひます。

次に、2点目として消防士の装備について伺ひます。近年インターネット利用の普及などにより犯罪や自殺の手段も科学的なものがふえ始めています。特に呼吸器系に影響のある場合には、現場の消防士の生命にもかかわります。できる限り最大限に消防の装備は充実させ、無敵の消防士がいる町として本市にはそうあってもらひたいです。装備が充実し、ほかの市町村、全国的に比べても最強の消防士がいることは、市民の安心に

もつながります。そういった視点で以下の2点をお伺いいたします。

まず1つ、消防士の現状の装備は、完全に空気汚染がなされた状態で現場での活動時間はどの程度行えるものか。

2つ目に、こういった状況、空気汚染がされた状況において連続多発的にこのような事件が発生した場合、対応は可能かお伺いをいたします。

次に、入札についての質問です。最低落札価格が予定価格の0.8倍という設定について伺います。平成24年9月3日更新、香美市ホームページの平成24年度入札結果記録（建設工事制限付一般競争入札）を見ると、各工事一律予定価格に対し最低制限価格は0.8倍の計算となっています。また、31件の工事のうち、その半数の16件が最低制限価格にて落札されています。この最低制限価格について3点伺います。

まず、1点目、予定価格の0.8倍が最低制限価格という数字的根拠はどうしてなのか。

2点目に、工事の種類によっては品質確保のためにも最低制限価格を0.8倍以上にするべきではないか、どんな工事でも0.8倍としていると工事そのものの品質を考えず積算した予定価格に根拠もなく0.8倍して数字を合わせる入札になってしまうのではないか。資材の価格変動も起こる中で、0.8倍と固定するよりも労働力や時間、季節、工法などを考慮し、入札ごとに最低制限価格を変えるべきではないか、所見を伺います。

最後に3点目、最低制限価格で落札する業者は主にAランク、Bランクの業者で、比較的小さな業者の多いCランクは落札そのものが少なくなっています。行政としてこの状況をどのように捉えているのか見解をお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 有元議員の消防についての中での消防署員のメンタル面での配慮は十分に行われているのかとのご質問にお答えをいたします。

消防職員は通常の世界生活に伴うストレス以外に、凄惨な災害現場や危険を伴う現場活動によるストレス、また勤務中はいつ、どこで発生するか予測できないさまざまな災害に備え、心身ともに緊張状態が持続していること、さらに不規則な勤務時間など消防職員特有のストレスにさらされています。特に消防職員の現場活動に係るストレスについては、新宿歌舞伎町雑居ビル火災以降注目されるようになり、総務省消防庁では研修会の開催やパンフレットの配布、緊急時メンタルサポートチームの創設など、その対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

消防本部の取り組みとしましては、平成22年11月に外部講師を招き職員研修会を開催し職員への啓発を行いました。現場活動後の対応としましては、強いストレスを受けたと考えられる事例については、隊員のストレス状態を把握するためのストレスチェックやストレス症状の緩和等を目的としたグループミーティングを行っています。現在は定期的なストレスチェックは行っていませんが、小さなストレスであっても累積することでストレス反応が出ることが知られており、定期的なストレスチェックの実施につ

いても今後は検討していきたいと考えています。また、職場環境もストレス対策の重要な要素でございますので、職場のコミュニケーションを良好に保ち、職員同士が気軽に話し合える雰囲気づくりに配慮していきたいと考えています。

続きまして、2番目の消防士の装備についての消防士の現状の装備は完全に空気汚染がなされた状態での現場活動時間はどの程度のものかとのご質問にお答えをいたします。

現在、消防本部では化学物質による災害に対する装備として、密閉式化学防護服17着、空気呼吸器14台、空気ボンベ40本、ガス検知器3台、酸素濃度測定器1台、硫化水素除去装置1台、これは職員の自作のものでございますけれども、以上を保有をしております。呼吸器系に影響のある化学物質等で空気が汚染された場合、化学防護服、空気呼吸器を装着しての活動となります。活動可能時間は1回15分程度で、長時間に及ぶ場合は交代要員を配置して活動することとなります。

次に、1の状況が連続多発的に発生した場合対応は可能かとのご質問にお答えをいたします。

発生場所、負傷者数、汚染範囲など規模や状況により対応が異なりますので一概には申し上げられませんが、例えば、負傷者1名、汚染範囲も住宅の1室のみで周囲への影響が少ないといった場合は、救急隊1隊、救助隊1隊での対応も可能ですので消防署、香北分署をあわせた通常の勤務体制で、諸条件を全く考慮せず単純に計算すれば2件までは対応が可能ということになります。

当然のことですが、負傷者数、汚染範囲等規模が大きくなれば1つの事案ですら通常の体制では対応が困難となり、非番隊員の招集、さらには近隣消防本部等の応援が必要になってまいります。いずれにしましても、災害発生時には効果的に消防力を活用し、でき得る限りの対応をしなければなりません。消防本部としては今後とも継続して化学物質による災害を想定した訓練等の実施、関係機関との連携強化、安全装備の充実を図っていく必要があると考えています。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

入札における最低制限価格について、0.8という数字的根拠は何かということですが、最低制限価格につきましては、地方自治法第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第2項に規定がございます。香美市におきましては、香美市契約規則第16条におきまして、最低制限価格を設ける場合には予定価格の10分の6から10分の8までの範囲で設定するとなっております。この範囲に基づきまして工事1件ごとに設定をしております。10分の8で設定するという規定はございませんが、10分の8は規則上限でございますので、品質確保への配慮があると考えております。

次に、2番目の工事の種類によっては品質確保のためにも最低制限価格を0.8倍以上にするべきではないかというご質問でございますが、地方自治法第234条の2によ

り、地方公共団体が工事もしくは製造その他の請負契約等を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため、監督または検査を行うように規定されておりますが、この工事の監督、検査を経て提出されます工事成績評定において、最低制限価格が10分の8であったために不合格であるという報告がございませんので、品質確保の点において10分の8以上の最低制限価格は必要であるということにはつながらないと考えております。

次に、3番目の最低制限価格で落札する業者は主にA、Bランクの業者で、比較的小さな業者の多いCランクはその落札そのものが少ない。見解を問うというご質問でございますが、平成24年度につきましては、9月6日までの入札実績で土木一式工事全体の発注件数は28件で、うちCランク業者が参加できるABCランク対象の工事は20件、Cランク業者の落札は4件となっております。なお、平成23年度につきましては、土木一式工事全体の発注件数は69件で、ABCランク対象の工事は55件、Cランク業者の落札は31件となっております。今年度前半の状況だけを見ても、Cランク業者の落札は少ないように思われますが、昨年度は全土木工事に半数近い落札がございましたので、もう少し様子を見る必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。2回目の質問を行います。

消防のメンタル面についてのご説明は十分に理解ができました。定期的なストレスチェックは現在していないということで、定期的にストレスチェックをすると逆にそれがストレスになってしまう可能性もありますので、それは現場の状況に応じてやられることがいいかというふうに感じております。また、それは消防長の判断でぜひやっていただきたいと思えます。

装備についてですが、1点確認したいことがございます。その空気が汚染された状態での活動は最大で2件まで対応が可能、それ以上になってくると非番職員であったり、また周辺の市町村に協力を要請するというところでお伺いいたしましたが、1回の活動時間は約15分、それで交代で行いながらということになってきます。交代をしても最大でどれぐらいの時間可能なのかというのが1つと、装備の充実の必要性を感じているということで、現在の装備ではやはり不足しているところがあるということで読み取っていいのか、それについてお答えをしていただきたいと思えます。

消防と教育には基本的に予算を削減や惜しむべきではないというのが私の考え方で、それは命と未来にかかわる非常に重要なことであるからでございます。もし、消防本部において装備がやはり充実していないというのは市民にとっても非常に不安になってきますので、今後充実をさせていくということであれば、こういったものを充実させていくのか、させていきたいのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、最低制限価格0.8倍については、これは現在上限の割合というふうにお答え

をいただきました。これは法的な根拠に基づいてなのでなかなか難しい問題になるかもしれませんが、法的にと言われてしまえば言いにくいこともあるんですが、この香美市は非常に広域になっております、それで状況に応じてなかなか困難な工事もあります。土木作業の機械を投入できず手作業にて行わなければいけない作業もあつたりする中で、この上限0.8倍、要するに10分の8、これ以上の必要はないとは一概にはなかなか言いにくいと思います。そういった点でやはり状況に応じた配慮も必要なのではないかとというふうに考えますが、本市の状況からしてもこの10分の8というのは全国的な共通のものだと思うんですが、本市にとっても全国と一緒に合わせていていいのかどうか、その辺の所見をお伺いします。

それと、A、Bランクの落札が多かったというのは、今年はまだ半分ですので今後の展開を見ていきたいですが、実際A、Bのランクの中でも特に決まった業者が最低制限価格をぴたりと合わせて落札している件が非常に多くあります。数者は全て最低制限価格で落札するときは落札しているということになっていきますので、おっきな企業はやはり積算能力は非常に向上をしております。小さな企業は積算能力のほうの勉強がいささかちょっとおろそかになってしまいがちなところもあるかと思っております。そういったところで差が出たと思っておりますが、この点についてはまた年度末にもう一度確認をとらさせていただいて考えさせていただきたいと思っております。とりあえず2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 有元議員の交代要員を配置して活動した場合の活動時間についてお答えをいたします。

説明不足で申しわけありません。この15分というのはポンペ1本当たりの活動時間ということでありまして、交代要員の数にもよりますけれども、例えば2人が交互にポンペを交換をして活動すれば1回当たり15分ということで活動が交互にできるということになってまいります。ただ、これも状況によりますので一概に申し上げはできませんけれども、そのようなことになっております。

それと、2点目の装備が不足していると認識しておるかということでございますけれども、現在消防本部で保有しておる化学防護服はレベルBと言われる密閉式の防護服でございます。硫化水素等には対応することができますけれども、高度な皮膚または目の保護が必要なレベルAと言われる陽圧式の化学防護服、宇宙服のようなものでございますけれども、この防護服については現在のところ保有をしておりません。ただ、この化学防護服でございますけれども68万円、耐用年数が8年ということで一定の費用もかかることでもございますし、これまでに硫化水素と確認ができた事案が2件、いずれも人家のない人里から離れた車両内という事案でございましたので対応が可能でございましたけれども、今後アンモニアであるとか塩素であるとか、その皮膚または目に影響のあるガス内での活動ということになりますとやはり陽圧式の化学防護服が必要となって

まいりますので、今後総合的にいろいろと検討しまして、配備をするかどうか考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

最低制限価格の設定の率でございますが、これは全国的にちょっと調べたことはございませんが、高知県内で見ますと、高知県では規則で定めておまして10分の7から10分の9ということになっております。それで1件ごとに算定をしておるようでございます。近くの香南市では10分の7から10分の9の範囲で設定をされておるようです。

それから、最低制限価格の決め方でございますが、本来でございますと土木工事でございますましたら工事案件ごとに直接工事費、そして共通仮設費、現場管理費、一般管理費、工事価格等にそれぞれ変動係数を掛けまして最低制限価格を設定するわけでございますが、なかなかそれをやりますと市役所また業者ともにですね、非常にこう、その最低制限価格の設定が違ってきますので計算も難しくなる、また事務が煩雑になりましてわかりにくくなるというところもございまして、今のところ現状での取り組みで対応を行っておるところです。それと、設計書につきましてはその地域、場所によってその率を変えとかいうことになると、非常に計算が難しいというところも出てきます。それで現状のやり方でやっていきたいというふうにとりあえずは考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。最後の質問に移りたいと思います。

消防については承知をいたしました。また装備についてますます充実を図っていただいて、署員の安全こそが市民の安全であると思いますので、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

最低制限価格についての話ですが、県が10分の7から10分の9、香南市が10分の7から10分の9というふうにお答えをいただきました。それで工事ごとに計算するには非常に難しい計算になるのでなかなか困難を要する、また事務が煩雑になるということです。この計算というのは本当にそれほど難しいことなのでしょうか、所見をお伺いいたしまして、また県の割合が10分の7から10分の9というのと、香南市が10分の7から10分の9であるということで間違いはないかお答えを求めたいと思います。

これで全ての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） その最低制限価格をですね設定することはそれなりのソフトがございまして、それに数字を入れていけば可能とは思いますが、それとですね高知県、香南市とも先ほど言いましたように、その数字は一応確認はしておりますので

間違いはないと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答方式で質問をします。

まず最初に、学校での放射線教育について質問いたします。

昨年の9月議会で、先輩議員が学校教育の中での原発問題を取り上げて質問しました。その答弁を受け今回質問するものです。福島原発の事故前に文部科学省が発行していた副読本は使用していないということでした。そして、放射線の正しい知識を教えるための副読本が全国の小・中・高等学校に配布される予定であり、その内容を見てまた考えたいというご答弁がされました。文部科学省は平成23年10月付で「放射線について考えてみよう」小学生向け、そして「知ることから始めよう放射線のいろいろ」で中学生向けの副読本を作成しております。前回発行された副読本が安全神話を前提にする内容だったことが指摘され、文部科学省のホームページから削除されるなどの処理がされ、今回新たに発行されたわけです。今回は副読本とそれぞれの教師用解説編もつくられています。本市の学校教育班のほうには在庫が、いただける在庫がありませんでしたので市立図書館のほうで入手してきました。内容を見ると確かに間違っただけで書かれていないわけですが、福島第一原発の事故を受けて発行したにもかかわらず、原発事故の深刻さや原子力発電についての記述は余りないように思いました。教育長が前回答弁されましたが、原子力発電所の学習は教科学習の中で行っている、特に中学校社会科では電気をつくる資源の学習として火力、水力、原子力発電を取り上げ、理科では核エネルギーを利用した原子力発電の仕組みを学んでいるということでした。そして、「福島原発事故については、余りの惨事に誰もが大きな衝撃を受けた。放射線についての正しい知識を教えることが重要だと考える」とご答弁いただきました。そのとおりだと思うのですが、今回新しく発行された副読本を見て、原発事故の惨事を危惧するような内容には思えません。原発に一たび重大事故が発生すると自然界に存在する放射線量とは比較にならない大量の放射線量が放出され、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があり、地域社会の存続さえも危うくするものです。だからこそ福島県など被害が深刻な地域の実態と原発事故の恐ろしさを子どもたちにきちんと伝える必要があると思います。それなのに、副読本では福島原発事故に触れているのは「はじめに」の1ページの部分だけです。文部科学省は多大な費用を使い、放射線等に関する副読本制作委員会を立ち上げ、さまざまな専門家に編集を依頼し作成されたと思います。しかし、新しくできた副読本が放射線教育の役割を果たしているのでしょうかと疑問です。

そこでお尋ねいたします。

①昨年10月に発行された放射線副読本は本市の小・中学校で使用されていますか、伺います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員の放射線教育、特に放射線副読本の使用についてということでお答えをいたします。

放射線の副読本につきましては現時点ではまだ使用されていません。それは本年度より学習指導要領で、社会科もそうですし中学校理科等で、特に中学校の理科では第3学年で放射線の性質と利用方法について学ぶことが定められており、全中学校で学習することになっています。その機会に使用予定の学校もございますし、使用、利用可能なので今後考えるというふうな学校もございます。小学校については、学習指導要領で定められた学習内容には入っていませんが、この副読本は児童の必要に応じて、または各教科で教科書を補助して使用できると考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 本市の小学校、中学校では今現在は使用されていないということを伺いました。この副読本ですけれども、こちらのほうでお尋ねしたところ1部しかなかったわけですけれども、この教育班のほうでお伺いしましたら。この副読本が来た経過ですけれども、学校のほうに直接文科省から、県から直接各学校のほうに届くようになったのでしょうか、その辺のことがおわかりでしたらお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

文科省のほうからこの部数、必要な部数をとというふうなことで申し込んで届けていただいたという経過です。市教委のほうから学校のほうへ届けるという、そういうルートです。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移りますけれども、副読本の内容をどのように教育委員会として捉えているか、教育長として捉えているかを伺いたしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。副読本の内容ですけれども、放射線に対する関心が高まっている現在、一人一人が放射線等についての理解を深めることが社会生活上重要であると考えています。子どもたちが発達段階に合わせて放射線の基礎的な性質を学び、みずから考え、判断する力を育むためには内容として適当であると考えています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 教育長のほうからは内容としては適当であるということをお伺いしたけれども、私が初めのところでちょっと述べましたけれども、これが福島第一原発の事故を受けての新たに改訂された放射線の放射線副読本であるということについ

てその内容を見たときに、その第一原発の事故を子どもたちに正しく理解させるための文章になっているとお考えでしょうか、再度質問いたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

まずは、この放射線とか放射能とかですね、それから放射性物質等の言葉も混在しているというような状態で、まずは子どもたちがしっかりとその放射線についての知識を学習をして、そのはかり方だったり利用方法や被害だったり、そういうふうなことを丁寧に学習をする必要があると思っています。この副読本そのものがそういう基礎的なものを身につけてもらうということで作られている趣旨がございまして、配られたときにもそのように書かれています。その基礎的な知識の部分の学習から、理科とか社会科の学習の中で、いきなり原子力発電所の事故という、こういう飛ぶ形の学習ではなくて、教科の中では丁寧に放射線のところをきっちり理解をしていって学んでいくべきものだというふうに思っています。ただ、その大事故が目の前にあったわけですので、そこはとても重要な部分でして、この学習と同時に被害の大変大きなものについてはそういうふうな事故も起こり得るといふようなことが今度ははっきりしていますので、そのあたりも学習はしていかなければならないと思います。ただ、教科の中でする分とそれから原子力発電所の事故の分については、他の時間のとり方もありますので、例えば人権の学習だったりいふようなことで、そういうところを全体としてかみ合わせながら子どもたちが学習すべきだといふふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。そしたら、③になります。

県で3年間行われた教育課程講習会が昨年で終わり、本年度より新指導要領になっていると思います。放射線教育について小中学校の授業を見学に行ったり、担当の、その講習会を受けてきている先生たち、その担当の先生とその授業内容について話をしたり、特にその放射線教育についてどういう、去年の夏になりますか教育を受けてきたのかを実際お聞きになったり、また授業風景をごらんになったりといふようなことがあったのでしょうか、そのことについてお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

香美市の中学校では、理科では中学校3年生の3学期に学ぶ内容となっています。本年度は授業を行いますので、可能であればその機会に授業参観をしたいと考えています。小学校については、エネルギー学習や環境学習などで取り扱われてきたことがあります。小学校でもこれを使ってという機会があれば参観もさしていただきたいと思います。

実は、放射線についての学習はもう何年前に私がもといいた学校のほうでちょうど授業していて見学をしたことはございます。放射線についての基礎的な性質を理解する授業でして、副読本の中にも写真に載っている霧箱の実験とかいろいろあるのですけれど、

実際に放射能を身近なところではかったりということも含めての学習でしたので、子どもたちにとってはそういう学習はとても大事だというふうに思います。

それとですね、これ例えば、そうですね、これぐらいの本です（本を示しながら説明）。それで中がです、これが中学校ですけれど、内容的にはこうなかなか先生が集めてくるのが難しい写真とか、それから非常にこうコンパクトにまとめられていますので、資料として使うのには基礎的な学習にはとてもいいというふうには思っています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら中学校3年の3学期にそういう授業があるということですので、ぜひ見学に行ってみてほしいと思いますけれども、小学校についてはそれも機会があればということだと思いますけれども、また先生方ともお話し合いができたかと考えます。

それで、教育長さんが言われましたように確かにそれは基礎的なものが載ってまして、いろんな放射線の測定器にしてもいろんな写真で出てますし、本当に図柄入りで各専門家の先生たちの思いがこう詰まった副読本とは思っています、基本的な。ただ、前回のわくわくランドというものが放射線の事故がある前に発行されたものでして、今回津波等にも大丈夫だというような文言もあったということもあり、文科省もこれでは今にマッチしたものではないということで新しく改訂版をつくったという経緯がありますので、基本的なものはそれで担任の先生が副読本を必要があればそれも使って授業を行うということはもちろん、それもあるかと思えますけれども、何かそれでは放射線教育としての中身が、いろんなほかの人権教育とかでも端々にそういう言葉は今後出てくるかとは思いますが、やはりこの理科の中で授業する上で、やはりその放射線教育として福島第一原発の事故を二度と繰り返さないということ、それはもう日本中の方がそれはもう思っているわけで、それを教育現場でもやっぱり教育として子どもたちにわかりやすく説明をすることが大事じゃないかなと思うわけです。福島第一原発を二度と繰り返さないことはもちろんですけど放射線のリスクですよ、正しく理解をさせて万が一になった場合にもその健康被害ができるだけ最小限とするようなその教育手法というんですか、子どもたちにそういう自分で身を守る、また地域で身を守るためのそのちょっと具体的ところ、それを今福島のほうでいろいろやっているとありますので、そういうところも参考にされるとかということも考えられます。

そして、この副読本ですけども、副読本の製作委員は13名いるんですけども、監修としては独立行政法人の放射線医学総合研究所、そして公益社団法人日本医学放射線学会、それから日本放射線安全管理学会、日本放射線影響学会が並んでいます。委員には、委員の中にはですね、事故後多大な人員と費用をかけて年間1ミリシーベルト以下にすることは無駄な努力と述べている委員さんもその13名の委員さんの中におられるということです、いましたということです。そして、新聞の取材に対して年間100ミリシーベルトを超えない量では健康被害はまずないと言っていいと発言した方もいらっしゃ

るようです。これは某新聞からの情報でございます。しかし、東京のほうの東京都の公立学校教職員組合の書記長は、こんな副読本では福島の教育はとてもじゃないが使えない。福島の子どもたちも納得しないだろうというようなことも話されています。

25年前にチェルノブイリの原発事故が起きました。そのときにつくりました副読本「ノンちゃん原発のほんとうの話」というのを復刻したという話も聞いています。やっぱりそういうふうにして、今文科省が新たにつくった副読本ももちろん基礎的なものをいろいろ網羅しているとは思いますが、やはりそれプラスですね、現場の教師がしっかりとした原発と放射線についての知識と理解も持って、そして福島原発の事故と放射能汚染による被害の実態を、もう現に起こっているわけですので、それはまだ被害は終息のめどがまだ立っていませんし、その実態を生徒たちにしっかりと伝えていくことは必要じゃないかと思えます。そのための福島とこことは離れてますけれども、やはり子どもたちの教育というのは一緒だと思うんです。どこに住んでてもやはり今日本で起こっているそういう事態を受けて、そのための支援と体制づくりにやっぱり本市のその教育委員会は取り組んでいくべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。原子力発電所の事故につきましては、私たちが本当に被災された方のいろんな言葉も含めて本当に一生懸命学びながら子どもたちにまたそれを伝えていかなければならないというふうに思っています。

副読本の話と絡めるとですね、副読本そのものは基礎的な知識のところで作られている本ですので、それを丁寧に子どもたちが本当に基本的なところを知るという段階から学んで、その発展の中で原発の事故のことも考えていける、そういう素地をきっちりつくっていききたいというふうなことを思っているところです。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。その基本的なものを学ぶ素地をつくっていくということはとてもその大事な、まず基本がわからないと入れれないので、次のもの入れていくことができないので大事だと思うんです。それももちろんすることが大事ですが、やはりそれプラスですね、その今理科の先生とか3回の講習、そして去年の夏に受けられたその放射線に関するような講義も受けて、研修も受けてきているわけですので、そういうその現場の先生たちとそしてまた専門家の放射能とかのね、専門家の先生たちの意見を反映させたその香美市独自のですねパンフレットといいますか、資料なんかを作成をして、現場の先生たちとその学習会もしながら、子どもたちに対してのその教師としてこう教えていけるようなね何かそういう資料が、作成するというのを香美市独自で考えていくことはどうでしょうか、見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） そのパンフレットについては現在は考えていません。1つはその副読本を効果的に活用していこうというふうなことがまず1つで、あとは子ども

たちに丁寧を考える時間をとりながらやっていこうというふうなことです。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら次の質問に移ります。④です。

本市には福島原発の事故で被災され移住してきた方がいらっしゃいます。被災者からの体験を聞くことを教育現場で行ってみてはどうでしょうか、伺います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 本当に被災された方には心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。子どもたちや保護者なども機会があれば体験を聞き、地震のこと、原発事故のこと、そして私たちのふるさとのことについて考えることが大事だと思っています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。ぜひ機会があれば、ぜひそういうお話を聞く会を学校現場で設けることができたらと思っています。

そしたら次の質問に移ります。

⑤ですが、子どもの健康を守り、いじめや差別、風評被害を防ぐ上でも、放射線教育は福島だけのローカル教育ではなく日本中で取り組む必要があると思っています。できれば被災地の生の話を聞くことも検討してみてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 子どもたちが放射線について学ぶ教育は、今まで環境教育とかエネルギー教育とかそういう分野で既に高知県でも行われてきました。しかし、東北地方の今回の地震以後、いま一度放射線やそして放射能、被災について子どもたちが学んだりみずから考えたりすることは大変重要だと思っていますので、そういう機会をとりながら学習を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 本市の場合には、高知県にはございませんけれども、やはり150キロ向こうには伊方原発がございます。原発事故が起きれば四国や瀬戸内海はどうかと本当に不安です、それを思うと。山も川も海も汚染されることになりま。福島原発の事故の教訓は決して忘れてはいけないと思います。子どもたちは高校を卒業し、県外の学校や職場に行くことがあります、行くこともあると思います。原発事故が起きた2012年3月11日から日常が一変したという体験を被災者や被災自治体からお聞きしたり、失礼しました、日にちが間違っております。2011年3月11日でした。申しわけございません。その日から日常が一変したという体験を被災者や被災自治体からお聞きをしたり、そして福島での放射線教育がどのようにされているのかを学ぶことが、学ばしていただくことが教育になって、生きた教育になるのではないかと考えます。福島県の飯舘村は、今年度から小中学校の全児童生徒を対象に放射線教育を新たに行うと聞いています。夏休みには全教職員を対象の放射線教育研修会を実施して、この2学期から授業に入っているようです。どのような内容なのか、また機会がありま

したらずひ連絡をとって参考にしていくことも視野に入れたらと考えますが、再度見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

本当に放射線教育については大事に取り組んでいかなければならないことだと思っています。今後検討しながらまたより充実するように取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。次に、被災者支援で移住促進にという項目に移ります。

今年の7月21日から28日まで、高知・のびのび青空キャンプ in 香美がほっと平山で行われました。子育て中の親が中心となり実行委員会を立ち上げ、多くの方のご支援、ご協力のもと無事終了したと聞いています。9月号の香美市広報の表紙や2ページ、3ページにはキャンプの様子や参加者からのメッセージが掲載されています。また、実行委員長から香美市の皆さんへカンパや品物をお寄せくださったことへのお礼が述べられています。計画当初は資金集めをどうしようかと苦慮されていました。香美市社会福祉協議会や県の地域づくり支援課の地域支援員の方々にも計画の趣旨をご理解していただいたようです。定期的に実行委員会で打ち合わせを行い、平山地区の皆様や農家の方、またヘルスメイトの方々にも多大な協力をいただいて成功したのではないかと思います。私も子どもたちに遊び場をとの思いでほっと平山の宿泊施設の1室におもちゃの遊び場をつくらせてもらいました。キャンプに来られた方はこのような施設が本市にあることをとても喜んでおられました。

この取り組みを通じて質問をさせていただきます。この取り組みを市はどのように受けとめていますか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 濱田議員の被災者支援で移住促進にというご質問の中の取り組みについてのご質問にお答えします。この取り組みについて私の感想をお答えさせていただきます。

この取り組みは、関東地方から昨年香美市に引っ越してこられた方が代表者となって実行委員会を立ち上げて実施したと聞いております。また、紹介もありましたが、今月号の広報にも掲載されていきましたので趣旨や実施状況などを知ることができました。また四国の他県や九州などでも同じような取り組みが行われていると聞いています。

放射線は体に悪い影響を及ぼすということが言われており、福島原発の事故の影響で福島県やその周辺に関東地方にまで放射線の汚染が及んでいるとのことで、放射線の影響に不安を抱える家族が香美市に来て、放射線を気にせずに数日を過ごし心身ともにリフレッシュできたことは、単なる保養目的以上に香美市が好きになり、その人たちが移

住を考えるきっかけになると思われまので、意義のある取り組みだと考えます。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。感想を伺いました。

このキャンプは1週間ございましたけれども、向こうの方が来る時間がまちまちでして歓迎会を2日目に行ったと聞いております。この2日目の歓迎会には市長も参加されたと聞きましたけれども、この取り組みをどのように受けとめられていますでしょうか、市長のお言葉をいただきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） はい。私が歓迎会に参加をさせていただきました。ちょうどたしか4組だったと思ひます、先発隊が。その方たち、お子さんともお話をさせていただきました、本当に私ども放射線、原発の事故ということをもさまざまな形で情報が入ってきているわけでございますけれども、やはりあそこで私歓迎の言葉で言ったのは、遠く離れていた中での情報の中で聞くことよりも、やはりこうして直接そうした被害に遭われ、またそうした環境のもとでおいでの方々と直接お話をできるということは、本当に我々にとりまして大きな勉強になりますし、また大変な有意義なことであるというふうな思ひを述べさせていただきました。また、子どもとも大分廊下のほうで話もさせていただきましたが、子どもたち本当に屈託のない笑顔、そうしたものを見たときに、本当にああした企画ができてよかったなというふうな思ひをしたこととございました。

その後私ちょうど行く機会がなくて、なかったわけでございますが、新改川の上流へ川へ入ったり、小魚を押さえたりというふうないろんなイベントもされたようございまして、本当に先ほど言ひましたようにこうしたことを通じてあの福島現状、そうしたものが我々身近な問題として考えさせられたいい企画であったというふうにお思ひしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。それでは、このキャンプのこの取り組み、私はこのキャンプを主催した方、ご苦勞は大変だったとは思ひますが、これは被災者支援に十分なつたと思ひてお思ひますが、その辺被災者支援に十分なつていると思ひましたでしょうか、そのことを伺ひます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 関東から来られた方々にとっては心身ともにリフレッシュしたという広報の記事にもありましたので、支援にはなつたんではないかというふうには考えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 少しですけれども、このキャンプに参加された福島県から

来た方の感想を少し、ぜひお聞き、聞いていただきたいと思います。

福島の方からです。保育園の子どもを持っている方です。

私は園長と何度も話をし、土壌調査をしてほしいと格安で調査をしてくれる会社を見つけては園長に訴えましたが今でも調査は行われず、10センチ表土を除去し、新たに新潟県より新しい土を運んでかぶせたことで終了しています。散歩もコースもあらかじめ線量をはかってからにしてもらい、給食の食材もできるだけ遠方のものを、外遊びは30分だけ、子どもが外で転んだらすぐに水で洗い流してなどがんじがらめの日々だった。それが今まで地図上でしか知らなかった高知県に来て高知県が好きになりました。野菜を提供してくださった皆さん、おやつを提供してくださった皆さん、車を無償貸与してくださったり、ボランティアで参加してくださった皆さん、たくさんの方々のご支援、本当に頭が下がります。この出会いは私にとっても子どもたちにとっても本当にかげがえないものになりました。しあわせで温かい時間をありがとうございました。人は助け合って生きていくんだと改めて気づかせてくれてありがとうございました。

福島県に住んでてすぐ東京に避難した方がキャンプに参加してくれてました。

ここまで来るの大変だったでしょうと2日目の歓迎会で隣になった、隣に居合わせた食生活改善普及委員さんの温かな声かけと笑顔に自分の持つ不安、疑心暗鬼は払拭されました。そこには市長さん、教育長さんほかたくさんの方々が出席され、地域あげての歓迎ムード一色だったのですから。原発事故が起こる前は小川遊び、食卓に地元の野菜が日常的に並ぶこと、当たり前でできていたことが今我が家ではできなくなっていました。外遊びが大好きな我が子の高知で見せる笑顔に何の懸念もなく心から笑顔が返せること、ここまで来てよかったと思える瞬間でした。親にとってもキャンプ滞在中の日々は放射能ストレスから解放され心身の保養になりました。震災は負をもたらすばかりではない、香美の方々との出会いは震災後の恵みでした。

そして、またあと1例、福島県の方ですけれども。

他県にも福島の子どものことを親身になって考えてくれる方がいると思うと心強くうれしく感じております。そして、このキャンプのようなことを福島県とともに考えていただいて実現できないものかと思いました。子どもだけの合宿みたいなこととかいろんな形があると思いますが、風化することなく原発問題とともに考えていただきたいと思います。私たち大人はできるだけ放射能から子どもを守り謙虚に生きていきたいと思っております。そして、別の形で恩返しができるようにと思っております。

以上、3人の方の寄せられた福島県の方の感想文を読まさせていただきました。

そしたら次の質問に移ります。

このような感想の中には、やはり子どもたちをこういう自然いっぱいの中で自由に遊ばせたい、それが当たり前の子どもの遊びであり、子どもの発達、成長を当たり前のことなわけですけれども、その当り前の成長、発達を地元でさすことができないっていうその親の思いを1週間でもこの平山で受けとめてあげることができたっていうこと

は非常に価値あるものではなかったのかと考えます。

②の質問に移りますけれども、キャンプ収入はほとんどが寄附金や助成金です。また、今回は県の移住促進事業費補助金も活用されたと聞いています。来年度もこのようなキャンプに取り組みたいとのことをお聞きしました。本市としての受け入れ態勢の整備ができないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 来年度も取り組みたいとのことのようにして、本市としての受け入れ態勢の整備をとのご質問ですが、この取り組みはいい取り組みだと思いますけれども、福祉事務所でこの取り組みについて態勢を整えたり実施していくことは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら次の質問に移ります。移る前にですね、この今のところ福祉事務所ではこの態勢を難しいということでしたけれども、それについて実際そのキャンプに参加を、参加というか1日ですけれども少しの間だけでもその様子を体感した市長はどのようにお伺いでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 今回のこの企画、ボランティアが1つの大きな主体になったわけでありまして。そうすることによってやはり幅広く、また皆さんがさまざまなことを感じられたということ、このボランティアの活動というものがやはり大変大きいということがあります。ありますので、やはりそうしたことの方向が望ましいのではないかと。市が直接関与してどうこうではなくて、やはりそうしたボランティアを中心としたお互いが助け合う、きずなを結び合う、そうしたことが大事ではないかというふうに感じております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら次の質問に移ります。

③になりますけれども、被災者を短期間に受け入れることがすぐには移住にはつながらないと思いますけれども、潜在的な移住希望者になるのではないかと考えられないでしょうか。

今回は県のほうの補助金で移住促進事業費補助金を50万円いただいたということ聞いております。しかし、この補助金については来年はどうなるかわかりませんし、やはり香美市で平山でこのキャンプができたということはすごく大きなことだと思います。もちろんボランティアの、たくさんのボランティアの方の力と、本当にそしてカンパのおかげでこのキャンプができた、地域の人の方の力にかなうものはないと思いますけれども、香美市で1週間伸び伸びと生活ができた、そして感想にもありますように何かで恩返しをしたい、そして子どもたちが何よりもその子どもたちが1週間ですけれども、伸

び伸びとこの自然の中で生活できたってということがすごく福島に帰ればすごく制限された生活ですよね、それが1週間でも伸び伸びと遊ぶことができたってというのは、本当にその子どもたちの体中の中にそれがもう植えつけられていると思うんです、子ども的一生の中にね。だから子どもたちがおっきくなったときに、またひょっと高知の香美市のほうに楽しい思い出があったところに来ていただけるかもしれない、工科大に入ってくれるかもしれないというような思いもあります。そういう意味においてもですね、本市にこのような県の補助金のような施策は考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

県の移住促進事業費補助金につきましては、移住、中期滞在及び交流を促進することにより地域の活性化につなげる事業に対し補助金を行うものでございます。本市におきましてもこの事業を活用しまして本年度お試し住宅の備品整備を実施をいたしております。今回、高知・のびのび青空キャンプ in 香美でも濱田議員のお話もありましたように、この事業を活用して事業を実施されたというふうに聞いております。質問では、県の移住促進事業費補助金のような施策が考えられないかという質問でございますが、本市の既存の補助事業の中では香美市地域づくり振興助成事業の活用も可能であると思っておりますのでご検討いただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。地域づくり振興助成事業の補助金でしょうか。これは来年この補助金の制度は来年も実施するという予定があるのでしょうか。今わかっている段階で構いません。この補助金最高50万円までと聞いてますけれども、ちょっと内容でここの、このキャンプのようなものにどれぐらい補助がおりて使えるものなのか、今わかればお願いいたします。そして来年もこれが申請すれば可能かどうかということも含めてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。来年につきましては予算、当初予算も踏まえてということになりますけれども、担当課としては予算要求は行っていきたくと思います。この事業の中で言いますと、地域間交流活動というメニューが対象になってこようかと思っておりますけれども、仮にこの事業を当てはめた場合、助成対象経費の4分の3以内で50万円を限度として補助を支出することになってますけれども、こういった地域間交流活動につきましては、旅費については2分の1とかさまざまところの制約等もございまして、一度担当課のほうでおいでいただきまして確認していただけたらというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。ありがとうございました。そしたら次の項目の質問に移りたいと思います。保育料の軽減についてご質問いたします。

今年の6月7日付の地元紙の社説に載りましたけれども、子育て世代を支えないとという見出しを見て、私はまた、まさにこれは香美市のことだと思いました。厚生労働省が発表しました2011年の合計特殊出生率は前年と同じ1.39の回復のベースが鈍化をしております。生まれた子どもの人数は前年度比で2万606人減の105万698人となり最低を更新しました。合計特殊出生率が変わらなかったのに2011年の出生数が減ったっていうのは、15歳から49歳の女性の人口が減ったためです。結婚件数も約66万1,800件と過去最低でした。本県も1.39となっていて、前年度より0.03ポイント低下し、出生数は5,244人と過去最小を更新しています。本市の毎月の出生数は平均10人から12人になっています。これは今年の1月から6月までの平均をとったものでございます。11.幾らかになりました。

また、少子化についての内閣府の国際意識調査2011年の調査ですけれども、欲しい子どもの数を2人、3人と答えた親が日本では8割以上です。にもかかわらず、欲しい子どもの数までふやせないという人が5割以上になっています。その理由の最多が子育ては教育にお金がかかり過ぎるというものでした。2000年から10年間で子育ての世代の年間可処分所得は29歳以下で25万円、30歳から39歳で22万円とそれぞれ大幅に減少しています。低賃金労働の常態化、非正規雇用の拡大が子育て世代を直撃しています。経済的理由によって出産や子育てを諦めざるを得ないのは異常だと思います。子育て世代の負担を軽減して子育てを支援することは今待ったなしの課題だと考えます。

そこで伺います。①です。

本市の場合、同一世帯から保育所のほかに幼稚園を利用している児童を算定対象人数に含め、2人以上が入所している場合第2子は保育料の半額、第3子以降は無料となっています。この第2子の保育料を現在半額ですけれども3分の1にはできないものでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 濱田議員のご質問にお答えします。

まず、市のですね将来の財政負担等考えますと、ご質問の3分の1にできないかということにつきましては現在のところできないというお答えです。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。済みません。お手元に資料が配付していただいていると思いますけれども（資料を示しながら説明）、これは平成24年8月30日現在の第2子の在園数を各階層別の保育料徴収基準に当てはめて計算をしてみたものです。これは保育料の発生しているものだけを計算をしておりますので、第1階層、そして第2-1の階層は子どもがいますけれども計算はしておりません。第2子の保育料を半額にした場合の市の負担ですけれども、2分の1の助成ということになりますので、第2子の子どもをAとした場合に2分の1、1人当たりがBでA掛けるB、その合計が下の端

にありますけれども188万3,500円となりました。これを3分の1にするということになりますと、本市のが3分の2の持ち出しということになりますので、A掛けるC、Cっていうのが3分の2ということにしております。A掛けるCを計算しましたら市の負担が251万4,800円と出ました。これは月ですので、月の差額が63万1,300円となっています。子どもたちは、これは1つの資料として私は実際どれぐらいかかるものかなと思いましたのでこの計算をしてみました。子どもたちは将来本市の担い手になります。子どもたちへの投資としては本市がこの月63万1,300円、年間にしたらおっきなものにはなってきますけれども、財政事情の中でこれはできなというご答弁でしたけれども、この額についてどうお考えでしょうか、再度伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 2回目の質問にお答えします。

まず、8月末現在です、香美市の認可保育所入所児童は663名、そのうちですね第2子につきましては159名です。全体の24%ぐらいを占めております。濱田議員が提案されました第2子を半額か3分の1にすると市の資料より、議員の資料にも出ておりますけど、市の負担額が60万円を超えると、月に60万円。これを年間にしますと年額で760万円が新たな負担になっております。現在ですね、香美市になりまして、合併の恩恵を授かって交付税の措置がされております。これが平成28年から5年にかけて順繰りに減らされて平成33年から通常の交付税になると、それを考えますと将来負担がこれがじわじわ効いてきますので、現在のところこれを3分の1にするということについては、政策的にできないという結論でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 市の財政状況から考えてこれはできなということだと思います。私は保育料の軽減について多子世帯の第3子は無料ということは非常にありがたいことですが、やはり2人目を考えていた方が2人目、3人目考えるに至って、やはり保育料がネックになるのではないかと考えたところです。高知市が今年の4月からですね、在園児の2人目を3分の1にしております、高知市は。ほかの高知市以外の自治体はずっと調べましたけれども2分の1ということになってます。確かに3分の1にすると多大な出費が要ることで大変困難だとは思いますが、香美市に子どもを、やっぱり香美市で子どもを生んでもらいたい、子育てしやすい香美市だということをやっぱりアピールする、それを私はアピールをしていただきたいなという思いもありこれを提案したわけですが、今後これがなかなか難しいということでありまして、この保育料の軽減についてですね、また市のほうで考えていくような検討の場というのは今後ありますでしょうか。この保育料についてのその算定基準の、今のその規約の中で半額、そして第3子は無料、そして母子家庭、父子家庭については無料とかいろいろな規約の中身がありますけれども、その保育料について今後香美市として軽減する、これ以上親の負担がかからないような軽減するという方向でのお考えは持ってる

でしょうか、伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 今後の保育料の軽減策についてでございますけれど、国の指導要綱等が改められましたらそれ等は考えます。それとですね、先ほど申しましたけど議員はご存じかどうかわかりませんが、香美市多子世帯保育料軽減事業という別の事業がございます。これはゼロ歳から3歳未満までは無料という、これは高知市がやっております。こういった部分これは県の補助が2分の1あると、こういった部分が改めて国等々からですね出てくると、それなりの考えがまた出てくるだろうというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。ありがとうございました。

そしたら、次の質問に移ります。②です。

所得税、個人住民税の扶養控除が、平成22年度税制改正において年少扶養控除ゼロ歳から15歳及び特定扶養控除16歳から18歳の上乗せ分が廃止されました。厚生労働省の通達により、今年度の保育料は税制改正前の所得税額を想定して保育料を策定していますけれども、次年度からも同様の策定をすべきではないかと思っておりますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） ご存じのとおり、今回の税制改正におきまして扶養関係がのきまして所得税が上がったという世帯がございます。これにつきましては平成23年7月15日付で厚労相のほうから各市町村宛てに通知が来ております。香美市におきましても当然のごとく、これはあくまでもお願い文書でしなくてもよろしいよということでございましたけど、香美市におきましては政策的にこれについては元の税制の形でやるというふういで今年やっております。今後もこれ以外のですね通知がない限りは続けていく予定ではございますが、あくまでも今の予定でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） あくまでも今の予定ということですが、続けていく予定ということで、ぜひその方向で考えていていただきたいと思うところです。これで私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

(午後 4時23分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 4 年 9 月 1 2 日 水曜日

平成24年第5回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月12日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設 課 長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	岡 本 博 臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	阿 部 政 敏	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成24年9月12日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 12番 山 崎 龍太郎
- ② 10番 比与森 光 俊
- ③ 9番 織 田 秀 幸
- ④ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑤ 11番 依 光 美代子

会議録署名議員

4番、利根健二君、5番、濱田百合子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○副議長(小松紀夫君) おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。22番、西村芳成君は、通院のため午前中欠席という連絡がございました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

12番、山崎龍太郎君。

○12番(山崎龍太郎君) おはようございます。12番、山崎龍太郎です。通告に従いまして順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、固定資産税についてお尋ねしてまいります。この間税の負担感は増すばかりであります。所得税、住民税においては、子ども手当は児童手当に戻ったにもかかわらず年少扶養控除は廃止されたままであり、どうしてこんなに住民税が上がったのと聞かれることも少なくありません。今回のテーマは固定資産税であります。評価は下がっているのにまた金額が上がったとか、今までかかっていなかったのに課税されだしたなど、私どもにもどうしてという相談も寄せられているところであります。8月29日付高知新聞に次の記事が記載されておりました。

「市町村97%が税額修正、総務省調査、課税ミス相次ぐ」という内容で、中身は「総務省は28日、2009～11年度の固定資産税と都市計画税を徴収した市町村のうち、97%の1544市町村が税額修正していたとの調査結果を公表した。近年、土地・建物の実態と合わない課税が住民から指摘されたり、電算システムのプログラムミスが見つかったりするケースが相次いだのを受けて実施した。土地の場合は修正件数約17万件のうち、最も多かったのは評価額の修正で、29.9%を占めた。課税の特例措置や負担軽減策の改廃を反映させていなかった例が22.9%と続いた。建物の修正約22万件の場合も評価額の修正が29.7%と最多。実際は解体済みなのに課税していた例が23.6%、逆に新增築を反映させていなかった例が20.6%だった。評価額の修正は、自治体と住民の認識の違いによるものも含まれ、必ずしも行政のミスとはいえないが、総務省は今後、職員を各市町村に派遣して分析を進め、防止策を検討する」との記事であります。この調査結果に基づいて今回の質問を構成してみました。

そこで、1点目にお尋ねします。過去3年間における本市での土地、建物の課税ミスや修正の状況を伺います。あわせて市民から審査の申し出により固定資産評価審査委員会が開催されたケースはあったのか、お尋ねします。

○副議長(小松紀夫君) 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長(阿部政敏君) おはようございます。山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目でございますが、総務省によります平成21年度から平成23年度の固定資産税の評価、課税誤り等による税額修正に関する実態調査というのがございました。それによります本市の状況は、平成21年度については、土地において減額分が6件、それから増額分が3件、家屋において減額分が6件、増額分が5件となっております。続いて、平成22年度、同じく土地につきまして減額分が10件、増額分が2件、家屋について減額分が9件、増額分が1件となっております。平成23年度におきましては、土地について減額分が3件、増額分が2件、家屋について減額分が3件、増額分が2件となっております。

そして、固定資産におきます固定資産評価審査委員会への申し出の件でございますが、平成21年度から平成23年度におけます固定資産課税台帳に登録された価格におきましての不服について、固定資産評価審査委員会への審査の申し出はありませんでした。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 件数については承知しました。減額、増額踏まえて年度によって違いはあるという部分もあろうかと思いますが、課税ミスという点ですわね実際、その点はどうだったかなあと、いうたらこちらサイドで具体的にいったら所有者の変更がつかめてなくて、別の人とか以前の人に課税してしたミスがあったとか。先ほど記事で言った実態と合わない課税、それから電算ミス等についてもあわせてどうであったかなということを確認します。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） はい。お答えいたします。

一応納税義務者の認定誤りというのも中に若干ですがございました。その理由というのは、登記名義人が違っておって違う人に課税しておったとかですね、それと所有権移転がされておったけど、旧の方に課税されておったとかいうことがございました。それと電算の入力ミスというのは今回はなく、それについてのいろいろ違いというのはありませんでした。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 修正に至った件数は聞いたんですけども、実際その事務の流れですわね、減額についても増額についても、逆に是認とかこちらが課税したことに間違いなかったというケースもあろうかと思いますが、実際のところはこのさまざまな平成21年、平成22年、平成23年、どういう流れになるのか、ちょっと一般的にちょっとわかってない部分もありますのでお示しいただきたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） はい。固定資産税の評価を決定するには、3月31日までに決定しないといけないということになっておりまして、4月1日から縦覧期間が

始まります。それが第1期の納期限までの間に縦覧ができるということになっております。それと評価替えの年には4月1日から納税通知書が届いてから60日の間に縦覧（後に「閲覧」と訂正あり）ができると（後に「閲覧の期間は通年で、一年中閲覧ができる」と訂正あり）。最初の4月1日から納税通知書が出てから60日間というのは閲覧期間でございます。訂正させていただきます。評価替えの年には縦覧期間がそのように設けられておりますが（後に「縦覧期間は毎年設けられている」と訂正あり）、その縦覧期間の間にそれぞれ納税義務者が税務課のほうへおいでいただいて、その自分の土地の評価を確認することができます。それと納税通知書が送付されて手元へ届いてから税額とそして課税明細書も添付されておりますので、それによってそれで自分の固定資産を確認することができます。大体課税が違っていると、地目の認定が間違っておるとかいうのは、それぞれ納税通知書が届いてからですね納税義務者の方が税務課のほうへ来られて、その違いについて申し出があって、それを本当に違っておるということで現地も確認しまして違っておるといふことであれば、そこで税額の修正がされるというようなケースが大部分でございます。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 詳しい説明をありがとうございました。

もう1点確認しておきたいと思うのは遡及についてですけれども、先ほどさまざま減額増額について触れましたけれども、税ですので過去からの分であれば5年間遡及できますわね。そういう例はこの中で数件やっぱりあったのか、その点を件数もわかればですが、わからなかったら結構ですが、修正を遡及したという点についてお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 遡及については5年間できるということに税法で定められておりますけど、遡及の案件はございませんでした。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 2点目に移ります。

本年度は評価替えの年でありました。先ほど言ったように、この評価替えによって価格は下がっているけど上がったというふうな声もさまざまありますが、担当課には先ほど言ったような問い合わせもあったと考えます。

県外例ですが、審査申し出に至ったケースを2例ほどお示しをします。1点目は、1例目は住宅用地の特例が適用されたケースで、Aさんは2階建ての店舗を所有しクリーニング店を経営されております。土地は非住宅用地として課税されておりました。昨年店の2階を改装して居住スペースにしましたが、閲覧したところそのことが固定資産評価に反映されていませんでした。審査申し出の結果、1階の店舗と2階の家屋の床面積は登記簿上等しく、住宅用地に対する特例に該当し、底地全てが住宅用地扱いとなりました。しかも小規模住宅用地200平方メートル以下として固定資産税の評価額は従前の6分の1となり固定資産税が6万円減る見込みであると。自宅敷地内で喫茶店を運営す

るBさんも住宅用地の特例に該当することがわかり、5年間で20万円減額する仮計算が行われた。2例目で私道が非課税となったケースであります。喫茶店を営むCさんは、縦覧や閲覧の結果、土地の評価が高いこととあわせて私道が非課税となっていないことがわかり、審査申し出を行いました。私道については、職員は公共の用に供する申請書を出してもらえば翌年から非課税になると説明。そもそも固定資産税は賦課課税であり、市町村が私道の存在に気づいた時点で地方税法第348条によって非課税とすべきであり、Cさんは遡及して固定資産税を引き下げるよう主張しております。

2例ほどお示ししましたが、これは審査制度が活用されたケースですけれども、本市では異議審査の申し出は、また先ほど述べたような同様なケースはいかがであったのかお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） お答えをいたします。

平成24年度、今年度評価替えの年でございましたが、異議の申し出もしくは固定資産評価審査委員会への審査の申し出はございませんでした。納税通知書が納税義務者に届いてからですね、評価等について疑問のある方は税務課のほうへおいでてこられます。そのときにいろいろ事情もお聞きして、それによってうちのほうも判断をさしていただいております。それで現地の確認する等を踏まえて説明をさせていただいて、評価額を変えらるというように説明をさしてもらっております。その時点で納税義務者の方も納得していただいております。審査の申し出までに至らないケースが大部分でありますので、平成24年度もその審査の申し出等はございませんでした。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 異議もなかったという確認でよろしいですね。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 固定資産評価審査委員会への審査の申し出については、評価額についての申し出に限っております。異議の申し出については税額と納税通知書の内容についての異議ということになっておりますので、その異議もございませんでした。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 実際課長の答弁聞きますと、疑問が生じた時点で税務課へ出てこられて現地確認、現地立会として納得をしていただけたら、異議までいってないけれども、その前の時点で処理は終わっているという認識でよろしいのか確認します。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） はい。今まではそのような形で整理ができております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私どもの感覚では、評価替えの年ですので今年は特に多かったのかなというふうなことで、問い合わせ等はかなりあったと思いますが、そ

の点はいかがでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 今年の8月末日現在ですが、土地、家屋における税額の修正等の問い合わせ等についての件数はですね、土地の減額分について6件で増額分はありません。そして家屋の減額分について3件、増額分について3件ということになっております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） あんまり例年と変わらないという実態が示されたかとも思いますけれども。そこでですが、納付書のほうには裏に小さい字で、固定資産評価審査委員会に対しての審査の申し出をすることができる旨、それと不服がある場合の異議を申し立てができる旨のことは書いてますけれども、実際本市の場合はそこまでいく必要性も現実ないという部分もあります。実際ミスは若干でも発生しているということですが、この固定資産評価審査委員会、それから実際異議申し立て、こういう流れ、仕組み等について、市民にはご理解されているという認識でよろしいのかお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） はい。十分認識されておることについてはちょっと判断ようしませんが、一応納税通知書を送付する際には、税額等についてその異議等がある場合にはこういう法的な手だてがございますということで周知をしておりますので、あえてですね、広報等云々でいろんなその法的な部分で納税義務者の保護がされておることまでは周知はしておりません。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もう1点だけ確認さしてもらいますが、先ほど来、過去分においても遡及はなかったということですが、私は事例を示しました部分で、実際はさまざま遡及に至るケースがあるかと思いますが、これはあくまでも市民からの申し出によって調べてみるということになるのか、その点をお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 遡及についてはいろいろなケースがあるかと思いますが。地目の認定等の確認がするのが、3年前から地目の認定が農地から宅地になっておったとかいうたとえ例があればですね、そういう部分については遡及ができるということにもなりますが、現地確認の税務課サイドのそういうミスがあったとかいう部分も踏まえてですね、その時々で判断しなければならないというようなこともあろうかと思いますが。それと納税義務者からの申し出等があった場合には、ケース・バイ・ケースですけど、判断を遡及するしないをしないといけないということになろうかと思いますが、そのところについては、私が昨年からは税務課長をさせていただいておりますけど、遡及までに至ったケースはございません。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） この点については税務課というのは賦課して課税サイドのプロでございますので、もちろん申し出があるということもしかる部分でありましょうが、実際地目の部分でもう3年、4年前から実際そうなおるんやったら、こちらサイドからやはりそういうふうな事務はすべきということを申し添えておきます。

次に移ります。

3点目ですが、この各事例から今後に生かすべき分析、防止策の検討はということですが、最初に示した記事では、総務省は評価額の修正が相次いでいることから、職員を派遣して分析、防止策を検討すると言っておりますけれども、そういうことはあり得るのか。それともみずから検討を加えて対応を図るのかお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 3番目のご質問にお答えいたします。

今回の調査項目は9項目あっております。土地については評価額の修正、負担調整措置、特例措置の適用の修正、それから現況地目の修正が、そして家屋については評価額の修正、家屋滅失の未反映、新增築家屋の未反映が上位の要因となっております。

地方税法第408条におきまして、固定資産の状況を毎年少なくとも1回は実地に調査しなければならないということになっております。ただ、固定資産税は毎年1月1日現在におけます固定資産の状況によって評価された価格に基づいて3月31日までに決定しなければならないと、短期間に固定資産の全てについて細部にまでわたって綿密な調査を行うということは困難な業務ではなかろうかと思われまます。それに、これに基づいてですね行政実例がございまして、固定資産の評価がこの実地調査に基づかないで行われた場合であっても、単に実地調査に基づかないでした評価であるというそれだけの理由で無効の評価となるものではないと解されております。こういう訓示規定がございまして、いずれにしてもですね、日々の業務において適正で公正、公平な固定資産課税に慎重を期することには変わりはないので、そういう部分で日々の業務に努めていかなければならないと思っております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 以上で固定資産税について終わります。

続きまして、飼い犬、飼い猫についてお尋ねしてまいります。

広報香美8月号に飼い犬、飼い猫の引き取りが有料になる。また、飼い主として責任を持ちましょうとのお知らせ及び啓発の記事が載っております。このことについて住民から今後のことを心配する声がございました。そのことを踏まえ順次お尋ねしてまいります。

まず、1点目に、猫についてはなかなかつかめないというふうには思いますけれども、飼い犬は登録申請状況等からわかっていると思いますけれども、何頭、何匹でしょうか。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

飼い犬の登録状況でございますが、平成24年9月6日現在で1,870頭が登録をされております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 1,870ということにして未登録もあろうかとも思いますけれども、実際犬の保有率といいたししょうか、飼っている飼育している率ですわね、私は田舎のほうは一般的に高いと考えますが、この数字から見ていかがでしょうかお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。ちょっと各市町村別の登録されておる犬の数というのは把握してないわけですがけれども、1,870頭が多いかどうかということでございますけれども、香美市におきましてはですね、やはり狩猟等におきまして犬を活用している事例もあると思いますので、そういった面から見ればですね、若干多いということも推測されるんじゃないかというふうには思います。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私の感覚で言いますので、猫についてもですね私もふん被害とか結構受けてて、ちょっと憤慨しているところもあるがですけども、それはそれとしまして、猫も結構多いんじゃないかと思いますが、感覚的な部分でもいかがでしょうか。わからなかったら結構ですが。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。猫については登録の義務がありませんので数字は押さえていないがですけども、私の感覚で答えらせていただきますと、私も非常に猫好きでして、2匹飼育させていただいておるわけでございますが、非常に猫のことはふだんから気にかかるわけでございますが、感覚的にはやはり山間部より海岸部のほうが多いんじゃないだろうかというふうには思っております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 2点目に移ります。

犬についてはつないで飼いましょう、ふんの始末、鳴き声のことなど、猫については、放し飼いによるふんなどの被害、野良猫への餌づけなどに対する注意喚起が行われておりますが、現在のところ犬、猫に関する苦情等の状況はいかがなものか、また対応についてもあわせてお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

まず、犬につきましては、散歩時に犬のふんの始末をしないといった苦情、これにつきましては見事袋は持ってますけれども、実際持ちゅうだけでとっていかない人が多いという苦情、そして犬の放し飼いについての苦情が寄せられております。これについ

ては年間十数件程度、苦情としては受け付けております。また、猫につきましては、捨て猫、子猫の捨て猫ですね、また、ふんについての苦情がありますが、年間数件程度というふうに担当のほうからは聞いております。

対応策といたしましては、犬のふんの始末を啓発する看板の配布、これ無料で配布させていただいております。また、ホームページ、広報紙に犬の飼い方の注意を掲載。本年度につきましては、4月号と9月号の2回掲載させていただいております。また、不法投棄防止のために巡回しております車両、これはシルバー人材センターのほうに委託しておりますけれども、この車両より犬の飼い方のマナーについての広報を実施しております。巡回車につきましては、苦情があった場合その地区を重点的に巡回するようにお願いをしておるところでございます。また、香北支所管内では市の防災行政無線が活用しますので、仮に苦情があった場合は防災行政無線を活用してのですね広報も過去に実施した経緯がございます。また、犬の放し飼いについての苦情があった場合は保健所と連携し、現地に出向き指導を行っております。これにつきましては、昨年度はなかったわけですが、本年になりまして1件苦情がありまして、市が出向いていきまして、さらに保健所と行ったことによりまして改善されたという事例が1件ございます。また、捨て猫につきましては、通報があった場合ですね、保健所のほうで保護をさせていただいております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 少しお尋ねしますけれども、さまざま個別対応はなされているということでありまして、香美市環境美化条例がございますけれども、その第10条に指導及び助言ということで、「市長は、市民等、事業者及び犬の飼い主に対し、ポイ捨てによる空き缶等、吸い殻等及び紙くず等の散乱並びにふん害を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる」というふうに書かれております。また、罰則規定も一応第14条で備えられておりますが、そういう適用のケースはあるのか、お尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。犬のふん及び猫のふんについてですね、その飼い主がわかればそういう手法もとれますけれども、通報があった段階でですね、飼い主がわからないというのが現状でございます。あわせ罰則規定もですね、したがって適用したことは現在のところはないというふうに認識しております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 3点目に移ります。

10月1日より生後91日以上の子犬または猫の引き取りは1匹につき2,000円、生後90日以下については400円と有料になりました。思い出されるのは電化製品の処分が有料になったとき、たくさんの不法投棄が発生しました。生き物とは別かもしれ

ませんが、今でも生まれた命を飼いつけることができず、守り切れていない現状がございます。今後もっとひどい状況になるのではないかと危惧もされます。中央東保健所にて調べてみますと、本市の犬猫の殺処分は昨年度犬が引き取ったがが23匹と25匹の保護要請がありまして、保護した後新たな飼い主が見つからない場合の殺処分を含め約40匹と私は推測しておりますが、猫の場合は親猫が6匹、子猫が96匹で102匹が本市において殺処分された数です、犬猫の。今まで引き取り無料が、費用が発生した場合安易に捨てるということにならなければいいのですが、その点も踏まえて有料化に伴い予測される点をお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。私のほうもですね当初有料化について県のほうから説明があったときには、有料化に伴い野良犬がふえるのではないかというふうに心配をいたしまして、その質問もした経緯がございます。しかしながら、県の回答ではこの有料化につきましては平成24年の段階でもう既に全国ほとんどの都道府県で実施されておりまして、高知県が有料化をすればですね残るのは広島県だけというような現状とのことです。昨年の特時点で県が先進県といいたまいますか、もう既に実施しております都道府県に対しまして照会を行ったということでその数値が出てきておりますが、苦情や捕獲頭数につきましてふえたとの回答は0件で、逆に減ったまたは変わらないと答えた都道府県が大半であったとの報告を受けております。これは飼育されておられる方が有料化により安易に処分しなくなったのではないかと推測しますが、少し本市としましても様子を見てみたいというふうには思っております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 飼育されている方が安易に処分しない方向ということは、逆に言うと生まれればふえる傾向にあるということになりますね実際。私はやっぱり犬の場合は特に山間地域ですので、野犬化するおそれがあるんじゃないろうかというふうな危惧があります。それと、猫の場合それこそ山とか川へ捨てるとか、そういうことにならなければいいんですけども。実際猫の出産で大体平均で4匹ぐらい生まれますね、どんどんふえていくとも聞いてますけれども、一生で50匹ぐらい生まれるんじゃないろうかというふうなことも言われてますけども。犬の場合も小型犬で2匹から3匹、大型犬で6匹から10匹、猫の場合は年間に2回から3回ぐらいね繁殖期があるということでありましてけれども、実際今課長が調べられて先進地ではそういう分はなかったというふうに言われますけれども、私はこの先ほど言われたとおりにいけばいいんですが、やはり安易にやっぱり処分しないということになればふえるのか、結局飼い主が愛情を持って育てられるところはそれなりにやっぱりもらってくれる人を探したり、いろいろかいろ努力をされると思いますけども、全てが全てそうでないというふうにも考えるところであります。先ほど私が言ったようなその野犬化とかその環境をやっぱり地域の環境をよくしない方向があり得るのではないかという点についてはいかががお考えでしょ

うか。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。自分もそれを心配して質問したわけですが、県の回答がですねそういった回答であった。引き取り数もふえてない、苦情や捕獲頭数もふえてないという数字で示されましたので、それを信頼するしか現時点ではないというふうに思っております。したがって、市としてもですね、ちょっと今後状況を見てみたいというふうに思っております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） やっと4点目の本題に来ましたけれども、実際不妊、去勢手術ということについて私は聞きたくて今までの質問を積み重ねてきたわけでありませぬ。課長もそのことを念頭に置きながら答えられたとも思いますけれども。私の判断も入りますけれども、これまでの議論で苦情等に対してはなかなか的確な、個別対応はしているけれども的確な対応はできにくいという状況にあると。飼い主の自覚、モラルに依存しているところが明らかになったというふうに思います。そして、有料化に伴い地域環境に私はよい方向ではないという点も考えられます。そうであるのなら対策を講じなければなりません。殺処分されている現実はお示しました。先ほど来の答弁も聞きましてけれども、実際忍びないという点から、やっぱりそういう引き取り数はふえてないという現状もわかりました。この不妊、去勢手術については、実際のところはお聞きしますと相場があつてないようなものとも言われておりますけれども、去勢が大体1万円から2万円、不妊が2万円から3万円というところでしょうか。広報にも書いてたように不幸な子犬や子猫が処分されることのないよう、私は費用の一部助成を求めるところであります。ちなみに県は動物愛護推進協議会事業として猫1頭につき5,000円の助成を、50頭であります。9月から受け付け開始をいたしました。高知市は飼い猫の不妊に1匹3,000円、去勢に1匹2,000円の補助を9月より先着順にて予算の範囲内にて実施するということでもあります。ほか土佐市では猫の不妊、去勢に1匹5,000円、1世帯2匹までということのを伺っております。いの町では飼い犬につき不妊、去勢に対し1匹5,000円助成があります。先ほど来慎重な姿勢も示されているところでもあります、課長の答弁聞きますと。ただ、本市においても引き取り有料化が実施される今は1つのタイミングと私は考えます。この不妊去勢手術についての的を得た施策であると考えますが、助成についての見解をお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。不妊去勢手術への助成は、県内では先ほど山崎議員がおっしゃられたとおり、高知市を初め土佐市、そしていの町のほうで実施をしております。不妊や去勢の手術につきましては、繁殖を抑制するためには特に有効な手段であるというふうに考えております。犬や猫を飼育するに当たりまして、飼育モラルのある方はほとんどの方が飼い主の責務として手術を行っていると思っております。

す。逆に認識が薄い方は、幾ら助成制度を設けても果たしてどれくらいの方がですね実施してくれるかということとはちょっと疑問の残るところでもございます。本市につきましては、手前の答弁でも言いましたように現在のところはですね住民からの要望もですね、要望っていいんでしょうか要望も少ない状況でございます。また、野良猫や野良犬の苦情も少ないのが現状でありますので、もう少し様子を見てですね検討させていただきたいというふうに思います。また、検討する場合は単独でなくですね、なるべく広域で取り組むことがより効果が上がるというふうに考えておりますので、近隣の南国市や香南市、南国市、香南市、香美市でですね、香南清掃組合の協議会のほう設けてまして、年間4回程度の協議も行っております。本年度からは中央東福祉保健所の方もですね、この協議に加わっていただきまして会議をするようにしております。こういった場でですね、他町村とも相談しながらですね進めていきたいというふうに思っております。なお、犬や猫の不妊去勢手術につきましては、8月号の広報にも掲載をしておりますが、今後も広報を通じてですね啓発を図っていきたいというふうに考えております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 広報で細部に啓発をし続けていくと、ただ、広報での啓発といえば、市民に対する義務のところばかりでですね、そのサービスの部分はないと、そのときに先ほどももちろんモラルを持って飼われている方たくさんおられます。ほとんどの方がそうであるかもしれませんが、ただ費用という部分になれば、やはりそのことが片一方で有料化ができたという部分のときに、片一方で市がね、やはりそのやっぱり生まれ続けるから何とかもうこれ以上は飼い続けられないというときに、不妊、去勢に対して助成があるというサービスの部分も書くということがね、私はさすが香美市やというふうな私は思いができてくると思うんですわ。先ほど来8月号の広報を見ても、すべて市民の責務ばかり問うているというふうな部分ね、それはもちろんそういうことも重々わかって飼っている方はほとんどの方かもしれませんが、ただ、そういうさまざまな被害が出てるという現状から見たときに、私は1つの施策としては有効と思います。

実際、検討するなら広域でということも、それはということは検討に入る可能性もあるということを示唆されているというふうにも私はとったわけですが、1つ鹿のことを言ったらちょっと例え悪いかもしれませんが、一言で言ったら自然の摂理でバランスが崩れて、現在鹿については多額の予算が必要となっておりますわね実際のところは、これは本市だけの問題じゃないですけど。この件はもちろん飼い犬、飼い猫を中心とした、ただけどほかにも地域の猫なんかおったりしますので、そういう点から思うときに、やっぱり行政の先見性と住民視点から見たときに、犬猫については行政の少しの努力で私は適正な方向に持っていけると思いますので、少し急いで検討に入る必要性があるのではと思いますが、その点をお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。先ほど広域でという話もさしていただきましたけれども、やはり犬、猫に住所はございませんので、市町村間の移動もかなりあると思います。本格的にやはり取り組むにはですね、香美市単独ではなく、やはりこういった隣接の市町村ともですね話をしながらですね、やっぱり進めていくことがですね、本来の問題解決につながってくるのではないかと思います。先ほど年間4回程度会議をしておるといふふうに申しましたけれども、本年まだ1回しか会議してませんので、3回程度まだ会議が残っているわけです。それには県のほうも加わっていただいておりますので、その中からですね、それぞれの町村の意見も伺いましてですね、協調性を持っていく形ですね、今後事業のほうを進めればというふうには思っております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） はい。その場合ですね、どこかが広域でやるときに、やっぱりリーダーシップをとらねばならないときに、課長がやっぱりある部分の一定の話をするとき今後2回目、3回目と会議をするときにね、否定的な立場じゃなくて肯定的な立場で話を持って行っていただけたらというのはこれ1つ要望です。が、実際のところ、ホームページ引いてみますと、この不妊、去勢について、香美市の平成24年の返信は市では助成なし、財政難の折当面検討は考えてないというこのお言葉でありましたけれども、実際、土佐市並みにもし5,000円出すとした場合に、100件あれば50万円の予算ですね、実際のところ。必要と思えば捻出可能と私は考えます。施策として有効かどうか判断するというところもあると思いますが、ちょっと平成23年度決算で保健衛生費の予防費の不用額を見てみましたら150万円あります。現状から見ても、不用額が生まれてる、結局これは狂犬病関係も含めてあるんですけどもね不用額、受けなかったから不用額出てるかもしれないけど、そういうことから考えても少なくとも先ほど示した子猫がね、100匹のうちもうほとんどが子猫が殺処分されているという現状から見たときにね、それを防ぐためにも不妊、去勢に対する助成ということは大変な視点だと思いますが、再度の答弁を求めます。

○副議長（小松紀夫君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。猫の引き取りの頭数につきましては、香美市より香南市、南国市のほうが数的には多いわけですし、課題は両方の市にもあるかと思えます。現時点ですぐにというお答えは先ほど申しました、できませんけれども、そういった形ですね、両市とも今後協議を重ねていきたいというふうに思っています。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ちょっと最後に市長に聞きたいのですが、この件について。犬、猫、ペットが人々に与えるよい効果は皆さんもうご承知だと思いますし、家族同然にかわいがっている方も多いのも現実でございます。だからこそ飼っている人と飼っていない人、この間にやっぱり溝をつくらないためにも私は行政の支援も一定大切だと思いますが、助成の検討等も踏まえまして、市長のご見解をお聞かせいただけたらと思いま

す。

○副議長（小松紀夫君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員のご質問に私の思い、考えを述べさせていただきます。

犬にしましても猫にしましても、やはり飼う人がどういう思いを持ってそれを飼育しているのかということがまず基本にならないかと思えます。そうした中で確かにふんあるいは去勢、そうした手術、同時にまたその飼い方、そうしたものが1つのモラルとして人間の心にやっぱり迫られるやっぱり考え方、そうしたものを求めるべきであろうと、安易に簡単に助成をして補助を出して去勢手術をする、あるいはまた不妊手術をする、そうしたことに私は頼るべきものではないと私は思っています。私は、私も犬も猫も飼っています。猫は不妊手術をしています。犬も猟犬を飼っています。ふんしてもきちっとそのいわゆる飼育の仕方、そうしたものに努めておるつもりでございますので、せめてそうしたことをモラル、そうしたものをまず訴えるべきであろうと私は思っております。私自身、この手術に対する助成をするつもりはございません。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 市長の答弁もろうたき、これで終わろうかと思ったけど、助成せんと言いつれられましたので、実際ちょっと…。

（市長、門脇槇夫君、自席から「言い切っちゃかないかんろう」と発言する）

○12番（山崎龍太郎君） 実際のところ私は少し反論をさしてもらいたいと思えますけども、市長のところは猟犬飼われているということと猫についてはそういう手術をしているということによろしいかと思えますが、私はそのモラルということで、やっぱりその市長の考えのモラルの部分が皆さんやったら実際問題いいと思えますけど、先ほど来言ったように、4匹も6匹もやっぱり生まれるという現状を見たときにね、やはりどこかでやっぱりとめるという判断が働いて私は当然と思うんですわ。だから、それがやはりその近所関係も薄れていっている中でやっぱりもらい手もなかなか少なくなっていると、そういう現状を見るとときに、私は市長にもおっしゃったことは断言されたことは私も受けとめましたけれども、実際のところはそのことも踏まえて、私がきょうるる言ったことも踏まえて検討の方向も探っていただきたいとは思いますが、無理でしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 私ももう任期がわずかでございますので。

（笑い声あり）

○市長（門脇槇夫君） そのうちは私はするつもりはございません。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） まさか市長と犬猫論争をするとは思ってませんでしたけど、これで飼い犬、飼い猫については終わります。

続きまして、公共施設の器物破損について伺います。

今回は全体的な視点でお尋ねするものでありますが、故意、過失を問わずいたずら書きから物品の破損など、施設の古い、新しいを問わず犯罪行為を目にするところであります。また、何度も繰り返すなど悪質な例もあろうかとも思います。

そこで1点目に現状における器物破損等の件数と対応についてお伺いします。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。公共施設の器物破損について、現状における器物破損等の件数と対応につきましてお答えいたします。

市の公共施設におけます平成18年から平成24年度までの器物破損等の件数は合計4件となっております。平成18年度には2件ございまして、1件は旧庁舎、市長室ガラステーブル破損事案として警察に届け出の上、破損した方の弁償により修繕を行っております。もう1件は旧庁舎、庁舎玄関自動ドア破損事案がございまして、こちらにつきましても警察に届け出の上、破損した方の弁償により修繕を行っております。平成23年度には2件ございまして、このうちさくら保育園への不法侵入につきましては、警察への届け出を行っておりますが、犯人の特定ができておらず弁償されておられません。もう1件の八王子公衆トイレ破損につきましても警察への届け出を行っておりますが、犯人の特定ができておらず弁償されておられません。これにつきましては修繕につきましては、施工業者の保証期間であったため、保証により修繕を行っております。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 思ったより件数が少ないというふうに捉えてますけれども、実際問題、公園やトイレや各施設とか、これはやられているなというか、傷んでいるなというか見受けたりもしますし、実際この平成18年から平成24年度で4件ということですが、落書きなんかはもし、これもやっぱり私は器物破損という認識ですけれども、そういうのは低レベルのものについては数には入ってございませんか、そのことをお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） その落書きとかいう場合、その程度のものでしたら、それぞれの所管課で担当者がいて消すとか、そういうことで対応しておりますので、こちらのほうにまでは報告がございません。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 器物破損の位置づけもあろうかとも思いますけども、ちょっとその部分で所管課がと、消える部分やったらえいですわね、ただペイントなんかで消えない部分なんかもあったりもしますので、ちょっと聞きたいのは管財課への情報の集中ですわね実際こういうことがあったと、トイレやったら公園やったら、各課で所管が違ってるという状況もあろうかとも思いますけど、さまざま起きてる事例につい

て管財課のほうに情報が集中されてるのか、それともあくまでも課内で終わっているのか、その点をお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 行政財産につきましては、それぞれの管理所管課で施設の維持管理を行っております。施設等、使用しなくなりましたら行政財産から普通財産になるわけですので、管財課の管理になるということになります。今まで発生しました器物破損等の事案につきましては、ほとんどがですね管財課を通さずにそれぞれの管理所管課で迅速に警察への被害届を出したり、処理をしたりというふうになっておりまして、全てが管財課のほうに情報が入ってきておるといふふうにはなっておりません。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） はい。もちろん行政財産については所管課が対応するというのですが、私はやっぱり情報はやっぱり集中しておくべきと思うんですわ。それが管財課であるのか総務であるのかちょっとわかりませんが。やはりさまざまな例で費用が得れなかった例もありますけれども、実際ポケットマネーでね修繕するわけじゃないですので、毅然とした部分も必要じゃないかと思うんで、そこの部分で各課の対応にやっぱり温度差があがった場合にはね、やっぱり行政の一貫性という部分からどうかなという部分ですが、その部分のやはり何か市民の財産、市の財産が傷められたときに、やはり一元管理ができる方法についてはどのようなお考えでしょうかお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 公共施設全体の管理をするという立場から言えば集中管理のほうが適正であるとは思いますが、なかなか現場等がございますので、その処置とかいうことにつきましては、それぞれの課に所管課で対応をお願いするしかないと思います。ただ、情報につきましては、管財課のほうまで出していただければ幸いです。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そこで、各課長おられますけど、いただければというよりもそうする方向で検討するぐらいのことは言っていたきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） そういう方向で検討いたします。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後の質問ですが、実際先ほども言いましたように各課でどういう対応をするかというのが各課お任せという部分がありますが、被害届については、実際どのレベルでね被害届を出しているのか、対策についてまたマニュアル化さ

れたようなものがあるのか、そこの点をちょっとお聞きします。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） その器物破損ということになりますと、やはりその金額的な被害が発生した場合に警察への届け出ということになります。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そうしますと先ほど4件、述べられた4件以外は金額的な被害は出てないということですのでよろしいのでしょうか。実際そのままトイレがなんか破損されたままでも修理してなかったらそのままの状況で余りいい環境じゃないまま放置されているというふうなところも以前はあたりもしましたけれども、金額的な被害が出たときに警察へということなのか、やはり被害に対してやはり先ほど言ったように毅然とした対応という部分であれば、お金のかかる部分だけじゃなく、やっぱり繰り返しの部分とかね、さまざまあると思いますけど、その点についての認識はどのようにお持ちでしょうかお尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 基本的には金額的な被害が発生した場合に警察へ届け出をするということになると思いますが、落書き等も1回で消して後書かれてないというふうな場合は警察に届けるまでもないと思いますけど、それが再々、時々ですね、そういうことが繰り返されるということになれば、こちらにつきましても警察への届け出をしていかなければならないというふうに考えております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） こういう公共施設の器物破損等について、条例とか要綱とか規則とか、そういうものは実際ないとは思いますが、必要性についてはいかががお考えなのか。やはり市民の財産を守る立場から何らかの決まり事が要るのかなど、ごめんなさい、漠然とした今意見ですが。実際その点が最近危惧されることでありますので、その大もとの何か決まり事というが、余り他市の例でも余り見かけない部分もありますけど、その点はいかががお考えでしょうか。やはり一貫性、それから統一性を持った行政の部分を示す以上はやっぱりそういうものも必要かと思いますが、お尋ねします。

○副議長（小松紀夫君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） そういう条例とかには書き入れたもんはないように判断しておりますが、そうですね、市としてどういうふうに対応していくかということにつきましては、ある程度議員の言われますように決まり事、マニュアルをつくっていけばおんなじレベルでの対応が可能だと思いますので、検討していきたいと思っております。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問は終わります。

○副議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時15分間休憩をとります。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○副議長（小松紀夫君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど、執行部より山崎龍太郎議員への答弁の訂正の申し出がございました。

お諮りをいたします。先ほどの税務課長からの答弁訂正の申し出を許可することにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、阿部政敏君からの答弁訂正の申し出を許可することに決定しました。

税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） まことに申しわけございません。山崎龍太郎議員の質問の中で2点ほど訂正させていただきたいと思います。

縦覧期間についてですね、評価替えの年に設けられるとも説明したように思います。縦覧期間は評価替えの年に限らず毎年設けられることになっております。

そして、もう1つ閲覧期間ということについて、評価替えの年以外に設けられるというように説明したように思います。閲覧の期間は通年ということになっておりますので、一年中いずれのときでも納税義務者の課税台帳に載っておる内容について閲覧ができるということになっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（小松紀夫君） 一般質問を続けます。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、6月議会に引き続き児童の通学路の安全確保についてお尋ねいたします。6月議会では危険箇所の調査中でしたので、その後の経過等質問いたします。

以前にも述べましたように、本年4月23日京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生しました。その後も千葉県館山市や大阪府中央区でとうとう児童の生命を奪う登下校時の悲惨な事故が起きたことは皆様もご存じのとおりでございます。

平成24年版交通安全白書によりますと、昨年平成23年1年間の交通事故死亡者数は4,612人で11年連続の減少となり、交通戦争と言われたピーク時1970年の1万6,765人の3割以下となりましたが、負傷者数は今なお85万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないと言っても過言ではありません。しかも、死者数の中で歩行中の死亡が占める比率は上昇しています。交通事故死者数を状態別に見ますと、5年前の2007年、平成19年までは自動車乗用中が最多でしたが、2008年、平成2

0年以降は歩行中の交通事故死者数が最多となっています。交通弱者を死亡事故から守ることは施策の重要課題であることは当然でございます。登下校時の児童の安全確保のため、通学路の安全確保を目指し、文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国の関係機関に全ての公立小学校で通学路の緊急合同総点検を実施することの通知が6月初めに発せられました。初めにも述べましたように、6月議会では緊急合同総点検の作業に取りかかったところでしたので、その後の経過、対策等、順次お尋ねいたします。

1点目に、6月末に各学校が取りまとめました通学路における交通上の危険箇所調査票作成に関して、保護者らの協力を得ながら道幅や見通し、交通量などの調査が行われたと思いますが、各学校ではどのような方々がメンバーとして調査に当たったのか、まずお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。夏休みの宿題というような形になりました。

今回の調査につきましては、期間、提出までの期間が余りにも短いということで、これに限ってですね保護者の招集とかいうことはしておりません。と申しますのは、香美市におきましては、各学校等でそういう危険箇所があるとは随時情報を市教委へ入れていただいて、市教委のほうから連絡するというような形をとっておりますので、その時点で各学校にですね保護者等の声が上がってきた、それから教職員の方が気がついた部分を校長先生、教頭先生が取りまとめて作成しておるといった状況でございます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ちょっと確認で、その保護者が今回調査に入ってなかったということですが、保護者の方々また地域の方から、その危険箇所についてその提起があった場合の対応もしあればお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

先ほど申しましたようにですね、随時市教委のほうへ連絡が入りますので、その時点時点で処理をしております。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次に移ります。

それでは、次に各小学校での危険な場所はそれぞれ何カ所であったのか、学校別にお願いたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。まず、香長小学校2カ所、山田小学校3カ所、舟入小学校2カ所、それから楠目小学校2カ所、片地小学校1カ所、それから佐岡小学校1カ所、大宮小学校2カ所。今回につきましては、県の調査対象が中学が入っておりませんでしたけれども、大栃中学校のほうから2カ所提出されております。

ただ、繁藤小、大柵小学校のほうから提出がありませんでした。合計で小学校7校で13カ所、中学校1校で2カ所となっています。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次に移ります。

次に、教育委員会は各学校からの調査票を取りまとめ、香美警察署と協議の上、合同点検実施箇所の決定がされたと思います。各学校から危険場所として提出された場所は13カ所と聞きましたが、その13カ所全ての箇所が点検場所となったのでしょうか。もし点検場所から除外されたところがあれば、それはどこかお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

箇所数で小学校13カ所で、中学校2カ所ありますので、合計15カ所となっております。今回は15カ所の調査票が提出されまして、全ての箇所を確認させていただきました。この日付につきましては、8月の8日10時に関係各署が集まって市役所を出発して順繰りに回って行きました。

この中で除外ではないですけど、県道日ノ御子土佐山田線の佐岡の雪ヶ峰牧場入り口から直線の歩道、これは歩道設置、従前から出ておるようです。そして、それから県道繁藤西町線の香長病院交差点の国道までの昔スーパーがあったところの個人の人の建物の危険箇所につきましては、事前に県土木としても対応できないという結論、お話いただいております。このところにつきましては、佐岡線につきましては、佐岡小学校の児童3名が直線の途中から徒歩で通行しているということで、学校側のほうで常に注意して登下校するようということをお願いしております。それから、県道西町線の部分につきましては、山田小学校校区なんですけど、基本的にこの家ではなくってですね、香長中央病院のほうから国道までの道路は通学しないようというような指示をしておるといふ状況でございます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。わかりました。次の質問です。

通学路の安全確保の4点目、危険箇所調査票には特に緊急対応の必要がある場合の記載欄ですが、この記載欄がありますが、本市にあって緊急を要する場所があったのかお尋ねいたします。あればそれはどこの小学校のどの場所かということをお聞きしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） まず、香長小学校のですねほうで、これは県道ですが、県道西町線で香長小学校の手前を山手に上がる道があるんですけど、そこにグレーチングがないということでありましたけど、これにつきましてはその後7月に既に土木のほうで設置してできたという状況になっています。それから大宮小学校のほうでは、久保大宮線の小学校入り口から国道までの区間に安全確保のための白線のライ

ン引きについてというのがありましたけど、これにつきましては、同じく土木のほうで今年度中に行うというような結果になっております。それから、同じく大宮小学校国道195号線のこれはコーポ太郎丸の前にですね、横断歩道の設置というのがありましたけど、これは香美署から高知県警本部のほうへ上申するという予定というふうになりました。

以上、3件です。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。緊急場所3カ所ということで、それは後で質問しようと思ったんですけど答弁いただきましたので、また。

次に、教育委員会は調査票に基づき合同点検実施場所を決定の後、警察、道路管理者と7月から8月にかけて、先ほども答弁いただきましたが、緊急合同総点検を実施したと思います。合同点検を終えられ、香美市内の道路事情といいますか、通学路のその安全性についての全体的な感想を見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

先ほどもお答えしましたが、本市におきまして8月8日にですね、中央東土木事務所から2名、香美警察署から1名、それから市の建設課2名、それから香美市の交通安全のほうから担当課のほうから2名という方々に協力いただきまして合同点検を行いました。その中で住宅街等の4差路や主要道路に出る市道等は、みずから注意しないといけないような危険な場所も多数あります。また、標識等もあたりの視野やいろんな条件などで規制がかかり、設置できない場所もあるというような感覚でございました。また、道路管理者として改良を重ねてこれ以上改良できない場所もあると、結局県道にしても国道にしてもそういったところは今現在課題として残っておるという状況でございます。それから、危険箇所には該当しておりませんが、白線それから速度規制などのマークが薄れていたり消えていたりしているところもありますので、これにつきましては道路管理者のほうで順次整備していくというようなことになっております。それから、スピードの出し過ぎ、それから近道として狭い道路を走行するドライバーのマナー、それから無理な横断、飛び出し等に関する歩行者のマナーなどにつきましては、交通安全の再認識が必要だと思っております。また、児童だけでなく、意識を高める交通安全教室など啓発していくことが必要不可欠ではないだろうかと思っております。

これも山田小学校のほうから出ておりました、ちょうど宝町体育館の前の道が山田高校南から真っすぐ出ていくと近道ということで、結構あそこがスピードが出ておるというようなことがありましたけれど、あそこにつきましては歩いて、議員も歩いたらわかる、お気づきだと思いますが、結構小さな道が出てきてですね、非常に両方が注意しておかないと規制だけではどうにもならない部分とかいう分がございまして。それに舟入小学校の東っかわの県道野市線ですかね、その分につきましても結構スピードが出ておる

と、それにかかなりのあの前の交差点につきましても、変則の4差路になっております。あれについていろいろ話が出ておりましたけれどもですね、交差点改良をしないとですね、なかなか効果的な改良ができない。現時点はベストではないですけど、やむを得ないという状況、そういった部分が多々出ておまして、今回出てきた分では意外とすぐに対応できる部分となかなか難しいというような部分があるというような考えであります。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。ありがとうございます。それぞれの危険場所、出された場所についてその現状での対応、また今後の取り組みが必要な場所等お聞きしました。

次に、合同点検の後、その結果を受けて8月末に実施報告書を県教委に提出されています。私は今回の緊急合同総点検の結果を点検のための点検に終わらせてはならない。目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施を図るべきと考えます。先ほど緊急対応場所3カ所については、教育委員会でなしにそれぞれの担当課、土木とかで対応、平成24年度に対応は全てできたということでえいのかの1点と、平成25年度に対応する場所としてそれぞれ幾つかの場所についての課題等も今答弁いただきましたが、先ほど出たその特別な課題以外の分については平成25年度に対応をしていくのか。それともできる範囲もう平成24年度から進めていくのか、その点お聞きしたいと思います。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。今回の危険場所の調査票に基づきましてですね、対策や対応できたある程度話の中で示されております。今回の点検場所を確認しながらまた後、後日ですか平成24年度がわりとかいったことで検証していきたいというふうに考えております。また、香美署のほうからですね、今回指摘された場所につきましては重点的にパトロールを行いたいというような話も聞いております。また、基本的に道路、道路は県道、国道、市道という形があるんですけど、この部分については道路管理者のほうでいろんな対応、先ほど申しましたグレーチングかけるとか、白線の引き直しをすとかいうようなことは対応していただけるというふうになりましたので、市教委としましてはですね学校の教職員、それからPTAの方々、そして多くの保護者が加入しております育成センターの関係団体、それからやまびこ会のメンバー等におきまして登下校についての見回りを協力いただいて、引き続きお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） この件について最後ですが、そしたら教育委員会として特にその多額の予算を投じて、緊急に安全対策をとらなければいけない箇所についてはないということよろしいでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 先ほども申し上げましたようにですね、市教委がですね、例えば県道何号線でですねガードレールつけるとか、そういったことは基本的にできませんので、そういった分は関係課、担当するところにですね働きかけてお願いするというのでやっていきたいと思えます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次、7点目に移ります。

通学路の安全確保の7点目、本来通学路の安全点検は継続的に実施しなければなりません。先ほど答弁で初めに定期的にある程度やっているということですから。

文部科学省は過日9月の4日ですが、公立小学校などの通学路の安全確保するため、原則全額国費負担で市町村に専門家を派遣する通学路安全対策アドバイザー制度を創設する方針を固めたとの報道がありました。初年度になる来年度はモデル事業的に実施、小学校を中心に5,000から6,000校程度にアドバイザーを派遣するようでございますが、本市の小学校がそのアドバイザー派遣に該当するかどうかはわかりませんが、今後さらにその現在行われています定期的な点検、より一層、その冒頭に保護者は入っていないということですが、その辺も含めた安全対策に対する点検を望むわけですが、見解をお聞きいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

今回の調査の部分におきまして保護者を改めて招集したということではないわけですので、各学校におきましては、PTA役員の役員会や地区の懇談会、それから交通安全母の会の会議等で通学時ですね防犯、それから交通安全の協議とかを行っております。それに学校、学級新聞でも家庭向けにまた情報提供のお願いや啓発を行っております。また、全学校で交通安全教室を実施しておりますが、これにつきましても保護者の参加の呼びかけも一緒にして学習してもらっている学校もあるという状況でございます。

今後におきましても、その中でですね緊急対応の必要な箇所がございましたら、市教委へ連絡していただければその緊急性を確認してですね、道路管理者その他関係部署との検討はしていきたいというように考えております。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次に、登下校時の安全確保の大きな2項目め、校庭内の安全確保についてお尋ねいたします。

登下校時に家族の乗用車で通う小学生が昨今非常に多いように思われます。本年7月5日、福島県郡山市の行健小学校の校庭で、2年生児童が靴ひもを直すためしゃがんでいたところへ、別の児童の保護者が運転するワゴン車が、しゃがんでいる児童に気づかずはねてしまうという悲惨な事故が発生しました。はねられた児童は、頭の骨を折るなどして間もなく死亡しています。安全であるべき校庭内での痛ましい事故であったわけ

ですが、私が参加しました山田小学校の地区懇談会でも、この件について保護者の方から校庭での安全性について質問されていました。以上のことから、香美市内の各小学校の対策について順次お尋ねいたします。

1点目に、各小学校では保護者の車は登下校時の校庭内へ乗り入れは可能なのでしょうか。学校別にわかれば可能かどうかをお聞きます。そして、どのような対策がとられているのかお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

基本的にこれにつきまして学校別に調査を行いました。全体的にですね、こういう1つの形として、基本的にですね登下校時の車の乗り入れにつきましては、お子様のけが、それから病気等やむを得ない場合以外はですね、正門内に進入させないようにしておるといってございます。また、行事で特別に校長がですね、許可した以外に保護者の校庭内の車乗り入れについては、進入させないようにしておるといふような報告をいただいております。また、車乗り入れ、それ等につきまして保護者会や学校便りでその旨を掲載して周知しておるといってございます。それとですね、保護者以外にですね業者、それから当然給食やってますので給食の配食車等が入りますので、その部分につきましてはそれについての呼びかけも行っておるといってございます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次の質問の答弁も一緒にしていただいたような感じもありますけど、特にその校庭内に乗り入れができなければ、当然校門前で停車して児童を下車させるわけですが、その後のその安全対策というか本当に交通整理的な山田小学校の正門前なんかでも1台、2台とこう続けて、また東からの車、西からの車というふうに時間的には集中するような時間帯もあるわけですが、その辺のその安全確認の保護者へのなかなか守っていただけないと、学校から保護者に通知してもそのルールを守ってというか、とにかく自分の、恐らく出勤の方もおいでだと思いますけど、その辺を地域の方々また交通安全に携わってくれる方々含めてですね、この辺の交通整理は学校にもよるとは思いますけど、安全対策について再度その今後の対策、どういう取り組みがというのをあればお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。先ほど来お答えしておりますけど、基本的には学校のほうからですね保護者の総会、それからですね地区会、それから学校便りにそういった旨を掲載して、登下校の車での送迎はしないようお願いするとかいうことです。それから校内徐行を提示している、独自に提示している学校もまた中にはあります。それとですね児童生徒、それから授業放課後にはもう基本的には校外へ出ないというような形で安全対策を練っております。

基本的にそれぞれがですね、ある学校におきましては、子どもさんのですね歩くこと

がほとんどなかったというところで、校長先生がですね基本的に保護者に呼びかけて登下校は車で送迎しないようにと申し上げたところですね、先ほど申しましたけが以外のことにつきましてはほとんどやめたという学校も実質的には出てきております。基本的にこれはモラルの問題になりますのでですね、そのところは気長にお願いしていくというふうな形になろうかと思えます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。先ほどの犬猫ではないですけど、本当に保護者の自動車、交通安全のモラルが問われるというのは、地区懇談会も出席者が本当に今全ての学校を承知しているわけじゃないですけど少ないということもあって、学校のその希望が保護者になかなか全て通らないということも知ってます。その辺を知った上でなお今後一層また教育委員会のほうでも子どもの交通安全については、くどいように保護者に訴えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、観光案内掲示板の質問に移ります。質問の本題に入るまえに佐々木課長におわびとお願いをさせていただきます。今回質問に取り上げました観光案内掲示板の管理責任が、一般社団法人香美市観光協会でないことのみ確認で通告をいたしました。その後産業振興課でもないということが判明しました。佐々木課長にはまことに申しわけございませんが、産業振興の長として今後の対応も含めあるべき方向性の答弁をよろしくお願いいたします。

観光案内掲示板の早期移設を求めるための質問をさせていただきます。

あけぼの街道が7月だったと思いますが、伏原方面でJRの線路下を通行するための道路が長い工事期間を終え開通しました。8月の県内外からの龍河洞やアンパンマンミュージアムを訪れる観光客に対し、より安全で快適なコースの開通と喜んでいました。八王子宮鳥居前の信号から国道195号の量販店バリューかがみの前信号機まで踏切はなく、信号機も4カ所あったものが市民グラウンド南側の1カ所となっています。私も何度か通行しましたが、実にスムーズに運転、通行ができるようになりました。ところが、開通後今日まで八王子宮鳥居前の観光案内掲示板は移設されず、8月のお盆休み期間でしたが、西からの全ての県外者と言っても過言ではないと思います、従来どおり信号機を右折していました。踏切で遮断機のため渋滞すると、その列はあけぼの街道まで続き、信号が青に変わっても進行できない従来からの状態のままであったことは実に残念に思った次第でございます。あけぼの街道の開通されましたJRの線路下を抜け少し進みますと、道路管理者の設置であると思われる龍河洞への案内板が設置されています。残念なことにアンパンマンミュージアムへの案内はありません。かわいそうにアンパンマンミュージアムへの案内板は八王子宮鳥居前に取り残されたままとなっています。

以上のことから市有地設置されています法人化する以前の観光協会が設置しました観光案内掲示板の早期移設を求め順次お尋ねいたします。

まず、1点目に、八王子宮鳥居前の龍河洞、アンパンマンミュージアムへの観光案内掲示板の早期移設には何らかの障害があるのでしょうか。先ほども少し触れましたが、道路管理者の対応もちぐはぐに思いますことからお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

まず、この看板につきましては、本年4月に一般社団法人香美市観光協会に移管したというふうな形で報告を受けております。ただ、観光行政の担当課長といたしまして、目配り、気配りが非常に不足していたということを痛感しております。今後ともお気づきの点があればご一報いただければ随時対応していきたいと考えております。

この八王子宮鳥居前の龍河洞、アンパンマンミュージアムの観光案内看板ですが、今のですねこういう看板につきましては、道路の暫定供用のときによく使う手法でございますけれども、矢印の上にシールを張ることによって、直進のシールを張ることによってあの看板はそのまま使うと。また新たにその順次2番、3番でご質問ございますので、都度お答えをしていきたいと考えます。

移設ということ自体は非常にお金がかかるものでございますので、すぐに対応ができるものとしたしましては、今申し上げましたように非常に優秀なシールがもう既に紫外線、UVカット等も含めてできておりますので、シールを張ることによって現在の看板をそのまま使う、有効利用ができるというような形で考えております。その辺につきましても、観光協会とも協議もいたしまして、予算の確保等も含め今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 特に障害はないというふうにお聞きしました。

次に、龍河洞やアンパンマンミュージアムへの観光客の多くの車はカーナビが設置されていると思われれます。このことから、現在の掲示板の先ほど答弁で自分は撤去をして、あの場所に龍河洞、アンパンマンミュージアムへ直進の新たな掲示板を要望したいというふうに思っていましたけど、先ほどの課長の答弁では、あの看板をそのまま直進の看板にすることが可能だというふうな答弁と受け取りました。そうすると、今度あけぼの街道直進した後のことにも絡んできますが、あの看板はそしたら直進の掲示板に変えていくということで了解してよろしいでしょうか。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。そのとおりでございます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次に移ります。

次に、市民グラウンド付近のあけぼの街道の突き当たりにはJ A土佐香美の倉庫があります。まことにJ Aに対しては失礼かと思いますが、ここの倉庫の壁はもうちょっと

少しお疲れのようにも思われます。JAにお願いしまして、倉庫の壁に大きな観光案内掲示板を新設してはどうかと考える次第でございます。県内外の観光客に対しても、周辺の風景も明るく一変するようにも思われますが、今後の対応についてお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、JAの倉庫の前の交差点につきましては、あけぼの街道あれ暫定供用でございますので、今後また直進するという計画も残っております。そういうことからですね、あそこに設置、同様の看板、八王子前と同様の看板を設置して、今度は南向きの矢印というような形で、例えばその距離を1キロずつ縮めるとかいうふうな形での設置になるかと思っておりますけれども、よく暫定供用の道路等でございますようにコンクリートの基礎そのままの上に看板のあるような形で仮に設置をするというふうな形のほうが、より後々その看板も使えていくということを考えますと、そちらのほうがより有効ではないかと、そういうことも含めまして今後観光協会及び財政のほうも当然要りますので、そちらのほうとも協議を重ねて、なるだけ可能な限り早く対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 可能な限り早急にということですので、以上でこの質問終わります。

次に、病気やけがの外国人を救急搬送する際、症状を尋ねるとき国旗の絵を選ぶことで17カ国の言葉を選択し、選ばれた国旗の言葉が流れる外国人救急搬送シートについて見解をお聞きいたします。私は今春4月の毎日新聞の記事でこの外国人救急搬送シートが開発されたということを知り、興味がありましたことから、その後インターネット等を活用して調べてみました。

（市長、消防長に説明資料を配付）

○10番（比与森光俊君） 今市長にお渡ししましたのは、大阪府松原商工会議所のホームページから取り出してコピーしたものです。本年7月の27日には、NHKにて放映もされていたようです。大阪府松原市消防本部が本年3月に購入し、救急車に配備されています。その後、東大阪市や八尾市、富田林、枚方、泉大津、狭山市でも導入が進められています。松原市消防本部の装置はA4判、先ほどお渡ししたよりちょっと大きゅうなると思いますが、シートとペン型で翻訳機がセットになったもので、シートに記載された国旗の絵を患者さんが選ぶことで言語を識別し、救急隊員が「どこか痛む部位はありますか」という症状に関する質問を選ぶと、対応する言語に翻訳され音声流れるすぐれた仕組みとなっています。総務省消防庁によりますと、外国人患者を想定したカードや冊子などは全国で導入が進んでいるが、音声式はこれまでに例がないようで

す。6月の参議院総務委員会では、総務省消防庁の長谷川次長は外国人の救急搬送体制の整備へ積極的な取り組みとして、「全国の消防本部の外国人傷病者への対応を把握し、よい事例を周知していきたい」と答弁されています。私はこの外国人救急搬送シートの運用は、整備強化のためよい事例として今後大いに普及するように感じる次第でございます。

まず、国旗を選ぶことで（資料を示しながら説明）後の症状とかそういうのは、全てそのベトナム語ならベトナム語、英語なら英語でずっと患者さんと対話ができる、対話というか質問ができるようになってます。

1点目に、現在香美市内には、高知工科大学の留学生やネギやショウガの農作業に従事する就労者（後に「研究生」と訂正あり）が数多くいますが、香美市内で生活する外国人は現在何人かお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それではお答えします。

平成24年9月1日現在、香美市の住民基本台帳に登録されている外国人住民の数は191人でございます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。ありがとうございます。

次に、これまでに外国人救急搬送者が全くなければよいわけですが、これまでにあれば何件あったのか。そして、それはどのようなケースというか症状というか。そして、救急隊員は言葉の問題などで苦慮することなくスムーズな対応ができたのかお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 比与森議員のこれまでの外国人救急搬送者件数等についてお答えをいたします。

平成19年から平成23年までの過去5年間の外国人救急搬送件数は合計26件、年平均5.2件で、最も多い年は平成19年で10件となっています。事故種別ごとの件数は急病18件、交通事故4件、その他4件となっています。また、通報者や付添人については、ほぼ全ての事案で日本人の関係者または日本語を話せる友人、家族となっています。

現在、消防本部では11カ国語に対応した外国語救急対応カードを全ての救急車に搭載し対応しています。このカードはそれぞれの言語で必要な質問事項などが記載されたカードで、該当する言語のカードを選択して、患者自身が質問事項に対しチェックすることで問診をするものでございます。しかし、傷病者本人が日本語を話せない場合コミュニケーションが十分とれず正確な情報が得られないといったこともあるようでございます。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 自分が思っていたより件数があるのであれです、ちょっと驚きの手前ぐらい驚きました。隊員の方々もその言葉のやりとりではやはり問題が起きたというふうにお聞きしました。

次に移ります。

消防署では火災や万一の事故などに備え、日々万全のための訓練に専念されているわけですが、香美市内にありまして外国人の留学生や就労者（後に「研究生」と訂正あり）は増加することはあっても減少することはないように思われます。その意味からも万一の事態に備えるため、外国人救急搬送シートの導入に向けた取り組み、研究が必要じゃないかと思います。私自身もパソコンで見たりとかいう段階ですので、それ消防署のほうには研究して導入できるならというまでしかよう言わんわけですが、やはりAEDと同じようにあればより効果的な救急搬送ができ、また外国人にとっても外国から来られた学生や就労者（後に「研究生」と訂正あり）に対しても安全安心な救急体制ができるんじゃないかというふうに思いますけど、その辺の見解をお尋ねいたします。

○副議長（小松紀夫君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えします。

本市におきましても外国人の救急搬送件数が今後も一定数見込まれることから、外国人救急搬送シートまたはタブレット端末などの活用など、より簡単な操作で確実性の高い機器の導入に向け、研究を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○副議長（小松紀夫君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

（10番、比与森光俊君、自席から「ちょっと済みません。訂正」と発言する）

○副議長（小松紀夫君） 暫時休憩とします。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時12分 再開）

○副議長（小松紀夫君） 正場といたします。

比与森議員より発言の訂正の申し出がございます。これを許可することに異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。

10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 済みません。先ほど質問しました救急搬送シートの質問の中で、外国人農作業の「就労者」という発言で質問いたしましたが、正確には「研究

生」ですので、全てその「就労者」については「研究生」に訂正をさせていただきたい
と思います。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 一般質問を続けます。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、公明党の織田でございます。小松副議長のお許しをい
ただきましたので、通告に従いまして3点についてお伺いをいたします。一問一答方式
での質問になりますが、また教育長を初めご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

1点目は教育行政及び施設整備、2点目として防災への取り組み、3点目が補助金の見
直しということで3点お伺いをいたします。

1階の庁舎入ったところのフロアですわね、そこには自殺予防週間という形で掲示物が
あります。9月6日から10日間ということでそういった掲示がされております。そして、
けさの高新1面にですね、自殺に関する記事が大きく載ってました。自殺予防週間いう
ことで、新聞またテレビ等の報道でもですね毎日のようにちょっと取り上げられており
ますが、そういったことも含めまして質問のほうに入らせていただきます。

滋賀県大津市の中学生いじめによる自殺を受けて、若年層の自殺対策がクローズアッ
プされております。人の命は何物にもかえがたいにもかかわらず、児童や生徒を初め若
者の自殺が後を絶たない現状であります。まことに残念なことでありますが、我が国の
自殺者数1998年に3万人を超えて以来、昨年まで14年連続で年間3万人を超えて
いるというそういう実態であります。

先月の28日、政府は自殺への対策を強化する新たな自殺総合対策大綱を閣議決定を
いたしました。大綱の特徴は若者の自殺予防の強化を打ち出したもので、これは5年ぶ
りの見直しとなっています。そして、その自殺についての3つの基本認識という形で、そ
の1つが、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末
の死であるということ。2つ目は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であり、
社会の努力で避けることができる。2点目はそのようにしてなっております。そして、
3つ目は、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いと、この3点
を挙げているわけなんです。この大事な点としてですね、いじめを隠さずに学校、そ
して教育委員会、家庭など関係者が情報を共有しながら迅速に対処することで自殺防止
に向けた一定の歯どめそういったものがかかるんじゃないか、素人ながらに私もそのよ
うに思っております。

この件に関してですね、いじめと向き合うとのこのインタビューそういった記事があ
りましたが、これはNPO法人の小森さんという方なんです、みずから子どもを失った
一人として「遺族が最も知りたいのは、我が子が何に苦しみ、どうして死を選ぶまで追
い詰められたのか、この1点に尽きる。ただ真実を知りたいとの思いである」このよう
に述べられております。しかし、遺族は真実にたどり着けない状況にある。それを妨げ

る一番の弊害が学校や教育委員会による隠蔽であると。このため、遺族が真実を知るために最後の切り札である民事訴訟という形をとらざるを得ない。だからこそ私たちは、いじめ自殺に関する正確な初動調査情報の共有を望んでいると。真実を知る態勢ができれば民事訴訟は減ると思う。このようにですねインタビューで答えられておりますが。

以上のことから本題に入りますが、この大津市のいじめ問題が連日マスコミに取り上げられる中、刑事告訴により強制捜査権を持つ警察が聖域とされるその学校にですね介入することとなったわけなんです、この状況を教育委員会としてはどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員の大津市のいじめ問題のご質問についてお答えを申し上げます。

学校の中に刑事告訴により強制捜査権を持つ警察が介入したと、することになったということについては、残念なことだと思っています。本来どの子どもにも楽しくあるべき学校において、いじめによるつらい日々から子どもが死を選んでしまったことがまず残念でなりません。このことにつきましては報道でしか内容がわかりませんが、昨年10月に男子生徒が亡くなられて8カ月以上たったの捜査ですので、学校、関係機関ともにもっと事実を直視してなすべきことがあっただろうと感じています。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 時がたってですね後からいう形で、これ同じく熊本県でもですね、同様の1年たっていう形でそういった問題が浮き彫りになり、今マスコミ等で取り上げられております。子どもたちが学び、そして成長していく教育現場でありながらですね、いじめはどの学校でも起こり得る問題である。私自身もそのように認識をしております。そして、しかもいじめは教員のその見えないところで起こるのが通常であり、かつ陰湿巧妙化、そういった複雑化しているとの指摘もあります。そのため学校はですね、児童・生徒のサインを見逃さないように把握に一層努力をする、努めていくということが大事になってくると思います。また、日ごろから教員と児童・生徒が何でもこの相談し合える、相談できるいう、そういう信頼関係をですね、どこまでまた築いていけるかこの一点が、これまた教師の資質の問題でもあると、そのようにも言って過言ではないのではないかと思います。こうしたいじめ、深刻ないじめは何いうんですかね、やむを得ない措置として、またいろんな形で対応をしていくということも大事になってくるんじゃないかと思いますが、この教育委員会が各学校に対してですね、このいじめは100%そのいじめた側、いじめる側が悪いんだというそういった認識は各学校の先生、教師は持っておるかどうか、その点についてちょっとお伺いをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

いじめは決して許されないことであり、その認識は各学校持っていると思っています。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 今回の件ではですね、警察が学校に調査に入ったということなんですが、今後こういった悪質いうんですか、そういったいじめに対して教育委員会はどういう対応をとられるのか、その点もちょっとお聞きしたい思います。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

そうですね、けさの新聞にもちょうど地元紙のほうで見えにくい実態、現場困惑という、こういうふうな（資料を示しながら説明）記事も載っておりました。最近のいじめは本当に把握しにくくて、実はとても困っています。いじめにつきましては、早期発見、早期対応、重篤になることを何としても防がなくてはならないというふうに考えています。学校も発覚してからっていうか状況をつかむと全力で取り組んでまいりますけれども、非常に対応については難しいです。非常にこうわかりにくくなっておりますし、子どもの内面へかかわって聞き出していくというふうな調査も入りますので非常に難しい、特に重たいことについては、先ほど申し上げました大津のいじめのように、この強制捜査権を行使して警察がというふうなことにいくということは大変なことです。本当に事実を早くこうキャッチして、していくためには学校での調査もそうですが、委員会のかかわりもそうですし、そして場合によってはもっと関係機関だったり、もしかしたら警察のほうの応援を頼むというふうなことも含めて対応していかなければならないという、ケースによって方法がいろいろ必要というふうには考えています。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。今の答弁でですねお聞きしたいのは、そういった対応に対するこのマニュアル的なものはあるのかどうか、そこらをちょっとお聞かせください。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 各学校には緊急対応のマニュアルがございますので、それによって行ってっています。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 私もちょうとこのけさの新聞を切り抜いておりますが、この中で現場の教師の声としてですね何例か挙げられておりますが、多くの教師が答えられとるその中身については、やはりその多忙感いうんですかね忙しいとか、なかなかいじめかどうか迷っている、わからなかったとか、また担任の先生が一人で抱え込んでですね、やがて対応し切れずに学級崩壊、最後は教員が体調を壊し休職した、そういった例もありますよという。これはまさに現場の教師の声の何例かそういったことが載っているわけなんです。やはり私は現場の教師の多忙感、そういったものを解消していくためにもですね、教員数の増加とかそういったものもまた検討しなくてはならない。また

この後の質問にも出てきますが、スクールカウンセラーとかそういったものもまた適材適所入っていただけるようにですね、やっていくことが大事になってくるんじゃないかと思えます。わかりました。ほしたら次の話に移らせていただきます。

昨年度の病気や経済的理由以外で学校を年間30日以上欠席した不登校の小中学生は県内で791人だったということなんですが、これが学校の基本調査速報で上がっております。内訳は小学生が129名、中学生が662人で、全国平均から見ても高知県は高い比率となっているが、本市のいじめに関する報告件数及び不登校の実態や対応をお聞かせ願います。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。いじめ、そして不登校の実態、対応ということでお答えを申し上げます。

まず、いじめについてですけれども、香美市におけるいじめに関する報告件数については、今年度1学期末の調査が新しいですのでそこでお話をしますと、今年度1学期末の調査で香美市内全小中学校で小学校が3件、中学校が4件の報告が上がってきております。どの件についても現在は解消されており、引き続き見守りを続けていくことにしております。実は本当に最近2学期になってから中学校で1件あっておりまして、現在調査対応中であります。少し重たい事例があったりしております。

それから、不登校に関しましては、そうですね、昨年度の30日以上の香美市の30日以上欠席者が小学校が12人、中学校が46人です。ただ、今申し上げました数は、そうですね病気で少し休んだ子どもも長期欠席の数が入っていますので、どの子にも厚く対応しないと、長い間休むと学習とかいろんな面で大変だということで支援をする必要のある子どもの昨年度の数です。今年7月末の数を申し上げます。先ほど同様長期欠席者の数で申し上げますと、小学校で欠席日数が30日以上の児童が3人、中学校が18人となっています。昨年度の同時期と比べると若干少なくなっていますけれども、これが安心するとかいうふうな数ではなくて、何としてもゼロに限りなく近づきたいということですので、大変な数だというふうに思っています。特に30日以上の児童・生徒につきましては、今年8月に随分家庭訪問をしていただきまして、2学期を再登校のチャンスとしてかかわってまいりました。その中で昨年度も1学期も全部欠席してたという生徒が、2学期から登校できるといううれしい報告ももらっていたりするところです。また、市の予算で年間2回香美市内全小中学校でQ-Uアンケートを実施しております。ここで子どもの気持ちがかんがりの部分つかめますので、そのQ-Uアンケートの結果を個人面談で子どもとの細かい聞き取りに生かすなどして、いじめ、不登校などの未然防止に役立たせているということも行っております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 詳しくご答弁いただきました。これは教育長、7月末です

ね小学生3名、そして中学生が18名、これは大体この不登校いうんは大体どんな原因
いうんですかね、これは先ほど述べたこの県内の791人言いましたけど、これは病欠
の児童・生徒は入っていないことなんですわね、病欠の。そして全国的に見ても県下
のそういうその不登校が比率が高いと、そういったことなんです。大体この原因、な
ぜ学校に来ないか、これ何でこういう質問するかいうたら、いじめの件数自体がです
ね、いうたらかなり思ったより少ない数字であったわけなんです。そこの点をちょっ
と教えていただけますか。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

不登校の子どもについては、一応こう原因的なものは多分こうだろうというふうなこ
とで分類はしてはおります。その中には集団生活になじみにくいというご本人のそう
いう性格っていうか特質っていうか何かそういうふうなものもありますし、コミュニ
ケーション能力に弱くて、どうも友達とのかかわりが難しくなりがちというふうなこ
とであったり、それから家庭の事情というふうなこともあったり、それから友達と
の関係とかいうふうなこともあったり、原因はさまざまです。けれど本人に多分
あなたの原因はとこう聞いても、本人が答えられるようなことの中身でないことが
多くて、周りがこうではないかと予測して対応っていうかかかわりをしていくとい
うふうなことが必要な子どもがほとんどになってきます。回復してからもじゃあ
どうだったかというても、これもなかなかこうこうこういう理由でというふうなこ
とがなかなかこうわかりにくい部分もありますので、もう本当に心の中を一生懸命
こう予測し、かかわる中で子どもを元気づけていくというふうな対応になってま
います。内容的にそのいじめとのかかわりは複雑に絡んでいる場合はありますけれ
ども、不登校の多くの場合そうですね、いじめという部分では今回のケースは余
りないとは思いますが。ただ問題行動も少し入っていますので、そことの絡みもあ
るので、全部じゃあいじめじゃないですかということこれがまた難しいところで、
済みません。微妙です。はい。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。わかりました。次に移ります、関連がありますので。

文科省はいじめ問題に対する、対応するため、全国の小・中・高校や教育委員会に配
置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを計1,000人規模で
ですね増員しますよという、そういった方針を決めております。これは子どもの心
のケアを充実させて、学校で相談しやすい環境をつくることがいじめ防止に有効
と判断をした結果であると思います。また、自治体レベルで元警察官や元教員な
ど外部人材も含めた学校の支援チームを設置できるよう財政支援をする、このよ
うに述べられておりますが。やっとなですね、国が本腰を上げて見直しをし、
また財政支援をしていくという、そういう流れができてきました。

以上のことから伺いますが、文科省はいじめ対策総合推進事業としてスクールカ

ウンセラーとスクールソーシャルワーカーの増員を決めました。本市の現状、今の状況、そして増員へ対してどのような見解を持たれておられるのか、その点お伺いをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えを申し上げます。

香美市では、現在スクールカウンセラーは2名配置をされております。1名は鏡野中学校、山田小学校に、そしてもう1名は香北中学校、大宮小学校に月一、二回程度、各校で児童・生徒、保護者、教員から相談を受け、それに対し適切なカウンセリング、助言、援助を行っていただいております。スクールソーシャルワーカーにつきましては1名います。これは教育支援センターのほうに配置をしております、不登校児童・生徒の家庭訪問や別室登校の子どもの支援、そして教育相談活動を行っております。課題のある学校には少しでも多くの人配置を考えており、支援できる数をふやし、課題解決に向け取り組んでいきたいと思っております。現在のスクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも全力で取り組んでおりますけれども、現状では全く不足をしております。文科省からの増員があればぜひ配置を強く申し出たいと思っております。課題に適時に対応するために、鏡野中学校への増員が一つは必要でありますし、それから大栃中への配置がどうしても必要です。ほかの学校もそれぞれ必要ですが、文科省のほうが中学校を中心に配置をするというふうなこともありまして、その絡みで小学校のほうも必要な子どもはカウンセリングを受けたりはしていますけれども、本当にスクールカウンセラーの方がカウンセリングをしてくださるということで子どもや保護者が随分安定をします、どうしてもこの事業については必要だというふうに思っています。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 教育長の見解として、ぜひともその増員いう形を希望されているということなのですが。過日ですね、我々もちょっと中学校を見学させていただきました。この話は教育長の耳にも届いとるかと思うんですが、私も初めて各授業風景、1年から3年までずっと回らせていただきました。そして、いろいろ言いたいことありますが、ただ一遍私が見ただけで全てが当然わかるわけではないわけなんです、一番感じたことは何かいうたらですね、これは先生はこれはもうたまったもんじゃないと、これはストレスがたまってますね、やがてはいうたら本当に正常な判断ができんようになってくる、ノイローゼになるんじゃないんかいう、そういう私は感じを持ったわけなんです。血気盛んな中学時代、走りよる子もおる、寝ておる子どももおります、さまざま。1回それぞれ教室5分ぐらいのいうたら参観やったわけなんですけど、これは本当に先生には物すごいそのストレスがたまる大きな要因ではないか。そういったことも含めてですね、私も鏡野中学への増員いう形でちょこっと括弧づけでこう記載をさせていただいたわけなんです。ぜひともまた増員に向けてですね、お願いをしたい思います。

はい。そして時間が押しておりますので次へ行きますが、4番として④として、来春から繁藤小・中、佐岡小学校が休校となり統合されることとなり、環境の変化による不

登校、いじめなど未然の防止が望まれますが、対応はいかがでしょうか。また、市バスでの登下校や通学路の安全性、そういった点についての問題点はないか、その点をお聞きいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

統合に関しましては、環境の変化に伴う問題が起こってはなりませんので、未然防止に向けた取り組みがもう既に始まっております。繁藤小・中学校、佐岡小学校につきましては、既に何回もそれぞれの統合相手校との交流授業や相互の交流活動を行い、子ども同士が仲よくなっています。

子どもたちが交流活動を心待ちにしているということですので、人間関係的には今のところ心配はないと思っています。統合後の通学につきましても、心配がないように計画をしています。地元との話し合いも行ったところですが、なお、今後地域からの要望等があれば、また検討もしていかなければならないというふうには思っています。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。特に問題点はない、そのように受けとめさせていただきました。佐岡小学校のですね説明会には私も同席をさせていただいた経緯があったわけなんです、その中でですね市長の挨拶、また教育長の話の中で、やはり子ども第一義に考えるという点でですね、地域のたくさんの住民の方がお集まりをいただいておった席上なんです、いろいろ意見は皆さんそれぞれ言うておりました。その1点において合意いただけたんじゃないかと、私もそのように感じながらですね、会場を後にしたいというそういう経緯がございます。なお、また安全性とか通学路の安全性とか、そういう面には細やかな目配りとか気配り、そういった点をまたよろしくお願いをしたい思います。

それでは、次に⑤の学力テスト結果公表を受けた本市の総評。これは平成24年今年4月27日に実施されて、これは全校ではないということで抽出の調査という形です、30%ということになっております。そして、これは6年と3年を対象ということと、今回また初めて理科がふえたということなんです、本市の状況、そういったものを教えていただけたらと思います。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 全国学力調査の結果をお話をしたいと思いますが、1枚資料をお配りをさせていただいておりますので、そのグラフをごらんになっていただきたいと思います（資料を示しながら説明）。

少しデータを説明させていただきたいと思いますので、少し説明時間を下さい。

本市の結果の特に全国平均正答率との差について書いたものですが、小・中学校ごとに推移を示したグラフを資料とさせていただきます。8月の新聞報道で掲載さ

れた高知県の結果と同じように、抽出校の全国正答率の差を示したものです。全国正答率との差を示したものです。平成23年度につきましては、東北地方の震災がありました関係で全国平均値がこう示されておられませんので、結果がここには比較ができていません。今年度の小学校につきましては、算数Aが全国を4.2ポイント超えています。そのほかの国語A・B、算数B、理科において、全国より約マイナス1ポイント低い結果でした。ほぼ全国と同等の結果があらわれてきています。中学校については、国語Bが全国よりマイナス1.8ポイント、他の国語A、数学A、数学B、理科において、マイナス4から5ポイントの結果でした。中学校は正答数の分布のグラフが普通山型のこのグラフになるわけですけれども、その正規分布にならず、上位層から下位層まで全ての層に散らばっておりまして、学力の二極化の課題があります。県の結果同様に全国との差が縮まってきています。特に学力向上対策として、講師招聘による国語、算数、数学の授業研究会や、到達度把握調査による分析を小中連携した取り組みで実施してきたことや、県外の先進校視察研修等、市の施策、そして組織的に取り組んだ学校の努力の成果が着実にあらわれてきていると思います。しかしながら、県の重点プランを県が出していますけれど、その県の重点プランでは、小学校が全国のプラス3ポイント、中学校では全国水準まで子どもたちの学力を上げるという目標を掲げておりますので、香美市としましても、教育への高い志と熱意を持ってこれまでの取り組みをさらに進化させながら継続、実施して目標を達成していきたいと考えています。また、教科の結果にあらわれている子どもたちの学力の一面は一定向上してきていますが、児童・生徒の質問紙というのがございまして、その質問紙に見られる「自分にはよいところがありますか」といった自尊感情や「学校の決まりを守っていますか」という規範意識の内容等において課題が見られています。平成25年度には全国悉皆の実施がありますので、平成23年度の今のこの調査から見られた課題について、香美市の学校一丸となった取り組みにより、市としての組織的な取り組みを推進し、子どもたち一人一人の学力の向上につなげ、来年度成果があらわれるようにしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。詳しく説明をいただきました。ありがとうございます。

1点だけですね、この中学校がいうたら全国平均よりちょっとこう低いわけなんですわ。全国レベルでも沖縄県、高知県いう形でですね、47都道府県で下のほうを陣取つとるいうんかそういう状況なんです。この先ほど言われた、教育長が言われたこの中学校においてはその二極化、そういったものを上げられておりましたが、この教育長としてですね、この二極化の解消にはどういう、いうたら施策いうんですか、そういったものを教育長自身は考えますか、その点ちょっとお伺いいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 中学校のほうでまずはこのグラフがぐっとこう上に上がっ

ているように、香美市の中学校は大変こう努力をしてどの学校も、昨年鏡野中学校が非常にご心配おかけしましたけれども、そこも含めて全部の学校が急激に学力を上げています。そこにはもう本当に先生方の緻密な取り組みがあるわけですがけれども、教育委員会としましては、先ほどお話もさせていただいた、この下の書いてあるような市の取り組みが効果を徐々に上げてきてるといふようなことがありますので、ここは重点的に取り組みます。それから、小中連携の取り組みが進んでおりまして、それぞれの中学校区で話し合いもされて、どのように小学校の学習を中学校につなげるかというふうなことで、きめ細かい策をこう立てて取り組んでいます。小学校の学力が高くなると中学校が高くなるということがはっきりしていますので、小学校が大変力を入れて取り組んで、それをつなげていくというふうなこともございます。本当に今言ったようなことを中心にしながら、その二極化はちょっと説明するとこういうことです。（手で示しながら説明）要はグラフが、例えば正答率がゼロ問からずっと上までこう行きますと、普通こう中よりちょっと高いところがこういふふうになるグラフというのが、これが正常の普通こんな形をなすのですが、中学校のグラフがゼロから上の端まで本当にこう同じようになっているという、中がちょっとだけ膨らんでというふうなことです。ですから、ゼロ問から10問ぐらいまでの全然書けないという子どもたちをとにかく何とかしようというふうなことが、まず学校のほうにはお願いをしながらきめ細かい指導をしていこうとしているところです。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

教育、人づくりということですね、大変大事な点でございます。またしっかりと教育委員会のほうもですね、改善すべき点は改善するという形で、また時久教育長のカラーも出していただいておりますね、しっかりとまた香美市の学校全体が元気いうたらおかしいけど活気づけるようにですね、いい意味でそういう形で頑張っていたいただきたいと、そんなにも思います。

はい。ほんなら次、プールの移転に関する経緯、計画という形でお伺いをいたします。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） それでは、鏡野中プールの移転につきましてお答えいたします。

まず、これは現在の中期財政計画の抜粋でございますが、まず、1つは経年劣化しておるということです。というのは、これのプールにつきましては、昭和44年に建築されてまして現在でもう40年以上経過、これはちなみに減価償却と耐用年数等の省令によりますと、水泳プールにつきましては30年となっております。それとですね、もう1つは安全面、まず十分な広さの更衣室が確保されていないということで、実質は教室で水着に着がえております。そして、プールまでご存じのとおり、校舎のある敷地を一旦出て徒歩で一般道路を通行及び横断しなければならないという現状にあります。以上

の観点からですね、プールの移転を計画をしております。

次に、用地につきましては、現在鏡野中学校グラウンドの南側というふうにして計画、場所を計画しております。それから、今後の計画におきましては、平成26年度に基本設計及び実施設計を発注すると。それから、平成27年度に建築本体に着手するという計画しております。

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 平成26年度基本設計に入るということなんですが、用地もですわね上段、グラウンドですわね中学校の、そのこの墓地のほうへ用地を構えとるということは聞いておりますが、この現在のこの次長、プール状況は見られてますか、今のプールの状況。プールの中にはですね、水ゴケいうんですかあれが浮いとりますし、飛び込みの周辺には草がいっぱい生えております。これ使いよるもんやらつこうてないもんやら驚くような現在の状態なんですわ。ほれであそこは鉄の柵が入って人が入れんようになっております。あの市民グラウンドの周辺は地域の方がですね、草刈り業務とかそんなんやっておりますけど、その中までは入っていきませんので、プールの中はそういった草が生えたような状態になっております。かちっとした計画いうんですかね、ほいで私がもう1点聞きたいんは、そのプールは将来、この上段にできた運動場のところでできた時点で、現在のプールはどうするんか、そこらがわかったらちょっと教えてくださいか。

○副議長（小松紀夫君） 教育次長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

現在のプール、上のほうへできたと仮定した場合ですね、現在のプールにつきましては基本的には取り壊しというんで、現在の市民グラウンドの拡張ということになるかと思えます。

○副議長（小松紀夫君） 織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。わかりました。そしたら次に移ります。

○副議長（小松紀夫君） 質問事項変わりますか。

○9番（織田秀幸君） 変わります。

（ベルの音あり）

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

（笑い声あり）

○副議長（小松紀夫君） 昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き一般質問を行います。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、織田でございます。午前中に続いているの登壇であります。あと少しでありますのでお疲れのところよろしくお願いをいたします。

県内一斉の避難訓練が9月2日に行われました。これは新想定、それが発表されて以来初めての全県的な訓練でありまして、参加者は過去最多の4万7,000人に上ったとの報道でありました。中でも香南市は昨年より1,000人以上多い7,059名が参加したとのことでありました。津波に対する警戒心から防災意識が高いといえればそれまででございますが、本市も地すべりとか急傾斜地崩壊、また土石流とか山腹崩壊、ため池危険区域など多くの危険箇所もあるわけでございます。願わくば一斉訓練の日は多くの市民が参加するように努めていただきたい、そのように思います。

本題に入りますが、大規模災害に備え9月2日に県内28の市町村で一斉の避難訓練が実施されました。本市では36の自主防災組織で1,784人が参加したとのことあります。しかしながら、昨年と比べて組織数または参加人数ともやや減っておりますが、担当課長、この結果をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 織田議員の防災への取り組みにつきましてお答えをいたします。

9月2日の県下一斉避難訓練につきましては、昨年と比較し参加組織で3組織、参加人数では134人少なくなっております。この要因につきましては、この時期が暑いという理由で時期を変更して実施したいと報告のあった防災会が2カ所、そして実施の予定でありましたが、自治会内で不幸があったことに伴いまして訓練を取りやめた防災会が1カ所ございました。仮にこの3カ所が訓練を実施いたしますと昨年並みの数字ではなかったかと推測するところでございます。

県下一斉避難訓練の時期は、毎年恒例行事としまして9月の第1日曜日が定着しつつある一方、暑さを避けた時期に実施する防災会や地域の諸行事にあわせ実施する防災会も多いのが現状でございます。年間の訓練数で見れば毎年徐々にではあります、ふえていっているというような現状でございます。9月の第1週での訓練、これは県下一斉にします、できればこの日にですね香美市でも一斉に訓練が行えれば非常にいいわけですが、暑さ等のために遠慮をする防災会が多いようであれば、いま一度時期も見直してですね県下一斉避難訓練にこだわらず、時期の検討も必要ではないかというふうにも思うところでございます。

また、同日に実施しました市職員防災訓練では、本年は個々の役割を再確認する目的で図上での情報収集訓練を実施しましたが、来年度以降は実際の災害を想定して、例えば実際に避難所を開設し、地域の防災会が実際にそこに避難してもらい、避難者名簿の作成や物資の搬入路など、実際により近い形での訓練を自主防災組織と連携を持った形

で実施できればというふうに現状では考えております。実施するとなりますと、時期の問題や訓練の内容等具体的な計画が必要となってきますけれども、これにつきましては自主防災組織連絡協議会の中でもですね、議題として取り上げて今後協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。暑いいうことで2カ所、不幸があつて1カ所いうことでございます。私も連日ですね天候がちょっと気になっておりました。これは大雨が降ったらどうしようかいう、そういう思いがあつたわけなんです、暑いいうことで取りやめるいうんはちょっと疑問になるんじゃないんかとは思いますが、先ほども述べましたが、これは防災意識の向上そういった面からですね、90組織ある自主防災組織の中で36いうことでございますが、なおまた新想定とか、また30年以内の60%、70%というそういった確率から見てもですね、もっともっと防災意識を高めるようにまた担当課のほうでもまた努力もしていただきたいとそんなにも思っております。

ほしたら次に移りますが、これは公明新聞の記事に載っておりましたが、大阪府は南海トラフ地震とそれに伴う津波を想定して、先の9月5日午前11時に府内にいる人の携帯電話に一斉に緊急速報メールを送る大阪880万人訓練を実施いたしました。この府の発表によりますと、350万人の携帯にメールが届いたとのことであります。地震や津波情報を速報配信できるこのエリアメールを活用することで、防災意識の向上につながるいうんか、そういうような記事が載つとりましたが、本市としてもそのエリアメールの再周知、これは広報の何月号やったかちょっと覚えておりませんが、周知があつたという確認は私もしております、広報でですね。ほして、これは行政がいうたら発信する避難指示、勧告そういったそのメール発信ですわね。これまた震度がどれぐらいで山のほうの災害がどれぐらいの規模で起きたときに発信するか、そこらも含めてですね、答弁のほどをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。エリアメールにつきましてお答えいたします。

エリアメールにつきましては、本市ではNTTドコモと昨年の9月に、対応のおくれておりましたau及びソフトバンクとも本年の4月より配信が可能となりました。周知につきましては、NTTドコモが昨年につきましては昨年10月号の広報にて、また本年7月号の広報では3社について広報をさせていただいております。しかし、本市では現在のところ一度も使用したことがないため、市民の皆様はエリアメールがどのようなものなのかご存じでない方も多いのではないかというふうに思います。また、古い携帯電話の機種を使用されている方は受信できない方もおいでだと思いますので、どのような周知方法がとれるのか検討してみたいというふうに思います。以前は訓練用のメール

配信は不可となっておりましたが、現在は訓練メールも利用可能となっておりますので、例えば先ほど言いましたように一斉避難訓練時にですね、訓練メールを配信することもですね、1つの方法ではないかというふうに思っております。

また、お持ちの携帯電話がエリアメールに対応しているかどうかにつきましては、最寄りの販売店でご確認いただければというふうに思います。

次に、行政からの避難指示や勧告のメールの配信についてですが、市は利用申請を行いID、パスワードを発行してもらっておりますので、市のパソコンより発信することができますが、難点と言え、3社別々のページから入力する必要があることとございます。市から発信された情報につきましては、香美市エリア限定で配信されるため、一部の地域の避難勧告等についても香美市全エリアに配信される仕組みとなっております。また、香美市内の方が外出等で市外に出た場合は、その地域の市町村から発せられたエリアメールを受信することとなります。また、利用設定につきましては、通常のメール設定とは異なりますので、本体をバイブレーターにした場合でも別に設定しないと音が出る場合もあります。詳細な設定につきましては、メーカーや機種によっても違う場合がありますので、ご自分で設定を確認していただくか、販売店で確認をいただければというふうに思います。なお、最近の機種では購入時には受信する設定で音も出るように設定されているというふうに聞いております。

そして、市からこういったケースに発信するかということとございますが、大きな地震や津波が予想される場合は、これは気象庁のほうからですね、対応するエリアのほうに配信されるようになってくると思います。市のほうからはですね、大雨が降った場合にですね、避難勧告や避難指示を市のほうが出す必要が出た場合にですね、こういったエリアメールのほうを活用することとなるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。私もドコモの、ドコモだけなんですけど、問い合わせをしたところ、ほとんどの機種がですね、入るんじゃないんかという話がいただきました。私の携帯もかなり古い携帯なんですけど、大丈夫ですよというそういうお話をいただきましたので、ほとんどの人がですね、これは無料で受信ができるんじゃないか、そのように思っております。そして、これは地震、そういった場合は気象庁のほうからの配信ということなんですけど、これなかなか避難指示、勧告のときにですね、市、行政として配信するというようななかなか判断基準がかなりあれになってくると思いますが、先ほども言いましたようにその訓練、最初の9月の日曜日の一斉訓練の日には、また、どんな音がするかとか、そういったことも参考にもなるいうんですかね、ちょうど我が防災組織でも30名ぐらい集まっておりましたが、エリアメールのことで知ってますかいうたら、もう若い人が1人ぐらいしか、あとの方はほとんどの人が知らないいうことで、ぜひともまたこれ防災意識の向上に向けてですね、また配信のほうもまた検討をしていただいたら

と、そんなにも思っておりますので、その点またよろしく願いをいたします。

はい。最後。

○議長（西村芳成君） 答弁、要らん？答弁はえい？

○9番（織田秀幸君） もう何ちゃあないですよ、答弁は。

（笑い声あり）

○9番（織田秀幸君） はい。あの…。

○議長（西村芳成君） 織田議員、ちょっと待ってください。答弁する言うき。

○9番（織田秀幸君） ありがとう。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。気象庁から発信されます地震速報、この音とですね、市役所から出します速報とは音が違ってきます。気象庁からのほうのですね、緊急地震速報については発信ができんわけなんですけれども、役場から出す音につきましては確認もできると思いますんで、またその一斉避難訓練のときにですね、そういったことで活用することによりまして、設定がされてない機種とかですね、そういったこともお互いに確認し合うことができると思いますんで、ぜひそういった形で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。またそういう方向でですね、ぜひとも検討のほどをお願いをしたい思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。これまた補助金の話するいうんで、市長大丈夫ですかね、市長のほうには振りませんので。

（笑い声あり）

○9番（織田秀幸君） 太陽光発電設置における補助金、これは早期受付終了となったということで、私も何人かの人からですね、えらいもう締め切ったということじゃが、補助金みたいなのがつくんじゃろうとか、また、来年はまたこういう予算がつけていただけるんかいう、そういうような相談もいただいたわけなんです。

そこでお聞きをします。本市240万円いうことで上限がキロ当たり3万円の12万円。すなわち約4キロワット設置いうんが標準ですがね、各家庭にあってはですね、4キロワットまでぐらいが標準ですが。これ240万円いうことで20人先着順いうことで、はやもう6月の1日から15日でもう終了いう形になっております。そして、隣市、香南とか南国等を見ましたらですね、それぞれ内容はほぼ一緒なんです、予算額がちょっと香南市なんかは1,200万円、南国市は1,100万円予算をつけております。これそうかというて全部の市町村がそういう補助制度を持っているかというたら、平成23年度は10の市町村であったということなんです、この平成24年度、この4月からはですね、本市も含めて16の市町村がこういう制度を発足したということで、これは

もう各自治体それぞれなんです、これは省エネに向けたそういう流れの中です、そういった市民のニーズに応えるためにも、この予算額をふやしていただけないだろうかということ、来年度この補助の予算どんなになるんか、そこらの見込み等がわかれば教えていただきたい、そのように思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。織田議員の太陽光発電の補助金につきましてご説明をさせていただきます。

太陽光発電の補助金につきましては、当初の受付を4月に行いまして、予定されておりました20件の件数を下回る10件にとどまりました。非常にこの時点ではどんなもんじゃおかというふうに心配をしたわけですが、残り10件につきまして6月より再募集を行った結果、6月15日の時点ですぐに予算額に達したため受付を終了いたしました。その後の問い合わせ状況についてですが、現在担当課のほうで把握しておる数字としましては、市民の方からの問い合わせが4件、それと業者と思われる方からの問い合わせが13件というふうに聞いております。本年度につきましては、今後市民の皆様からの問い合わせが多く寄せられましても、12月の補正では改めて市民への周知、そして募集を行うとなると設置工事が3月に完了することが困難であるため、本年度の補正についてはですね予定はしておりませんが、新年度につきましては今年度の実績や今後の市民からの問い合わせを鑑みまして、予算枠の検討は改めて必要だと思っております。新年度予算編成に向け今後財政担当課とも協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。よくわかりました。そしたらまた以上そういう形で、来年度の予算も前向きに検討のほどよろしくお願いを申し上げ私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で今議会では自治体の役割とは何なのかをともに考えたく、一般質問を総括方式で行います。まず、1点目の脱原発の意思表示に関する質問です。

「原発再稼働反対、原発ゼロの日本を子どもたちに」、この声が日に日に大きくなり、毎週金曜日の首相官邸前行動への参加も延べ90万人を突破したとの報道がありました。どの世論調査を見ても、国民は原発に頼らないエネルギーを望んでいますし、政府の行ったパブリックコメントでも8割が原発即時ゼロを求めています。また、夏の電力不足を口実に大飯原発の再稼働を強行しましたが、全国全ての電力会社で供給力が需要のピークを上回り、原発なしでも電力に余裕があることが事実で証明されました。こうした

世論と動向に産業界などからは「エネルギーが安定的に供給されなければ産業や雇用の空洞化につながる」「電気料も上がる」と言い出しておりますが、原発を推進してきた方々が、福島第一原発事故の反省も十分な検証もなく、まだ推進しようとしていることに唖然とします。日本のような地理的要件、また原発を稼働する限り核のごみが排出され続け、それを安全に始末する方法も見出されない、使用済み核燃料プールも数年で満杯という中であっては、原発は一日も早くゼロにするしかありません。

そこでお聞きします。

今年4月28日に脱原発を目指す首長会議が設立されました。北海道から鹿児島までの前、元を含む市町村長らが加盟し、通告とは違った日付になっておりますが、8月16日現在で78名に上っております。添付資料の1枚目にその会員名簿がありますのでごらんになってください。また、本県では7月に四万十川流域の自治体、四万十市、四万十町、梶原町、津野町、中土佐町の首長が一堂に会し、原子力に頼らない自然エネルギーへの転換を小水力発電や木質バイオマスを軸に進めていく方向を示した四万十川アピールを発表しました。脱原発を目指す首長会議は、設立趣旨で3.11以後、頻発する地震により大地震予測は前倒しの可能性ありと報告もある中、原発立地自治体は言うに及ばず、近隣自治体も一刻も早く原発依存のエネルギー政策について決断せざるを得ない事態に至っている。何よりも自治体首長の第一の責任は住民の生命、財産を守ること、子どもの生涯にわたる健康不安をもたらすようなものは決して取り扱ってはならないと呼びかけています。

そこで、お聞きします。

6月の地元紙に掲載されました、香美市長のこのときの記事でございますけれども（資料を示しながら説明）、香美市長の原発は段階的に廃止からもう一歩前に進み、できれば脱原発を目指す首長会議に加盟され、できるだけ早期に原発ゼロにするという積極的な意思表示をされる道はないのか、お聞きをいたします。

次の質問です。餓死孤立死を防ぐためにということで質問いたします。

先日、高知市で生活保護受給の64歳の男性が孤立死したとの報道がありました。死後1カ月経過しており、死因はわからないとのこと。高知市がまとめた2011年度の生活保護受給者の孤立死は39人に上っています。その孤立死の状況について調査した結果を表にしまして、載っていたものを資料として3枚目に、ちょっと資料が後先しておりますが、③の資料につけてあります、その左側でございます。この記事には無縁社会深刻化との大見出しがつき、人と人との支え合いを大切さを問う記事となりました。また、全国的にも深刻な事例が相次いでいます。1月12日には釧路市で84歳の夫と72歳の妻が、1月20日は札幌市白石区で42歳の姉と40歳の障害を持つ妹が、2月13日には立川市で45歳の母親と4歳の障害を持つ息子がなど、あと連続しまして3月7日、14日、23日、25日、27日、30日と3月末までに全国11の自治体で餓死や孤立死が事件化されています。働ける年齢層でかつ複数世帯の餓死、

孤立死が連続発生するというのは初めてのことだと、この問題で調査に当たった花園大学の吉永教授が述べていますが、吉永氏は連続孤立死に共通する問題として、日本の貧困の広がり指摘しています。日本の貧困率はOECD基準、例えば4人家族では月額18万6,000円未満で暮らす人の率のことですが、それでは16%に達しており、これが年々悪化して広く深く進行しているのではないかとのことです。そして、報道されたほとんどのケースは生活保護に結びつけられることなく、生活保護水準以下の生活を強いられる中で、体が衰弱し餓死に至っていると考えられます。

そんな中、政府は先ごろ自民、民主、公明の3党合意により消費税の増税法案を強行可決しました。同時に社会保障制度改革推進法案も可決し、年金支給額の引き下げ、支給開始年齢の繰り延べ、医療は皆保険の堅持という言葉が除かれ、窓口負担の増、介護保険は給付抑制、生活保護給付水準の切り下げなど、国民生活を支える根本の制度をさらに改悪しようとしています。社会保障制度とは、もともと自力では生活が困難な人たちのために準備されている制度で、国が憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民に保障し生存権を守るという立場に立つものです。ところが、社会保障制度改革推進法では、社会保障制度の基本に自助、自立、その次に共助、最後に公助だと、自己責任論を中心に据え、国が責任を持つものは救貧対策に限定しようとしています。この救貧対策でさえ給付の効率化、適正化、重点化の名のもとに、さらなる切り下げの方向です。年収200万円以下の労働者が5年連続で1,000万人を超えるという雇用環境の中で、社会保障に自己責任論を持ち込み社会保障費を抑制すれば、餓死や孤立死がますます増加する懸念があります。こうした国の動きに対し、自治体としてどういう役割を果たすべきか5点についてお聞きいたします。

まず①です。

6月議会において同様の趣旨の質問が同僚議員から出ましたが、それ以降の取り組みについてお聞きするものです。民生児童委員さんらによって75歳以上の独居高齢者の生活状況が把握されたとのこと。関係者で情報を共有してこの方々の生活をどう見守り、支え合っていくのかという協議をなされたかどうかについてお聞きをいたします。

次に②です。

本市の独自調査ではないですが、過去3年間に死後3日以上たつて発見された事例はなく、翌日発見された事案はあったとのことでした。これに関してはどのような調査を行っているのでしょうか。また、亡くなる前の生活がどうだったかなどの詳しい状況把握ができていますでしょうか。調査の結果を孤立死予防につなげていく協議が必要ではないのでしょうか。

次に③です。

頻発する餓死や孤立死問題の調査団が2012年2月に生活保護問題対策全国会議や全国公的扶助研究会などが中心になって結成されました。団長は井上英夫金沢大学教授です。調査団は悲惨な事態を二度と行さないために、餓死、孤立死の原因究明、再発防

止策の構築のために所管自治体に実態調査を行っています。その中で札幌市白石区の例は単なる餓死や孤立死とは異なり、亡くなった方が計3回福祉事務所に生活保護を求めていることがわかりました。資料の2枚目にですが、福祉事務所の受付面接表に記されております記録が表にまとめられております。調査に対して情報開示されたものをこのように表にしたものです。調査団がこのほかに現地のテレビ報道や友人らから聞き取った話では、福祉事務所に訪れた姉は、姉自身脳疾患系の病気であった疑いもありながら必死で求職活動していたこと、姉妹の生活実態が、その下の端の報告ですが、2011年この6月以降に最低生活費を10万円以上下回っており、明らかに要保護状態であったこと、水道やガス代に滞納があり、国保も未加入であることなどが把握されながら、生活保護につなげられなかったことがわかっています。結果今年1月20日に姉が病死、知的障害の妹が凍死したものです。調査団は福祉事務所担当者の対応は、最低生活保障義務違反、保護申請権侵害違反、姉妹の生活状況は悪化して急迫状態であったことは明らかで、職権保護しなかった生活保護法第7条のただし書き違反の疑いが濃厚との見解を示しています。6月議会で質問に取り上げましたが、有名芸能人の母親の保護受給をめぐって連日のようにバッシング報道があり、国会でも扶養義務履行、親族からの援助ですが、それを強化する方向が打ち出されました。日本において生活保護利用者は年々増加しているのは事実です。しかし、その背景には不安定、低賃金の非正規労働者が全労働者の3分の1を超え、失業率も高どまりしたままという雇用環境が大きく影響しています。また、保護利用者がふえたとはいえ、我が国の捕捉率、これは生活保護利用資格のある者のうち実際に利用している者が占める割合のことですが、その捕捉率が2割から3割と先進諸国と比べ異常に低い実態があります。

そこで③でお聞きします。以上のような国の動き、社会的構造からして、餓死、孤立死を防ぐために捕捉率を高めること、生活保護の漏給防止策の徹底が求められるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

次に④です。

経済産業省は2002年4月23日付で課長通知を出し、たびたび厚生労働省と協議して、電気、ガス事業者等が福祉部局との連携による生活困窮者を把握するように求めています。ところが、全国的にほとんど機能していないのが実態のようでして、本市においては連携の仕組みはどうなっているのでしょうか、お聞きをいたします。

次に⑤です。

先日、社会福祉協議会により、あったかふれあいセンター事業の取り組みに関する中間報告と検討会がありました。独居やお互いに要介護者という高齢者同士の世帯、また認知症の方々の社会的孤立が問題となっています。こうした方々に粘り強く接見し、見守りながら必要な支援につなげていくという、大変根気の要る事業に取り組まれておられます。この中間報告は、かかわった事例の報告の後、参加者それぞれが検証し、感想を述べ合い、取り組みへの提案もするというワークショップ形式で会全体が生き生きと

したものでした。昨年の報告では、高齢者だけでなく障害のある方や生活困窮者も対象にする必要があるとの意見も出されており、事業の趣旨からしまして、おのずとその方向に向かわざるを得ないと思います。この事業は本市独自の形態で、他市に誇れるすぐれた取り組みではないかと思っております。同時に先日の会では、スタッフだけではカバーし切れない部分をどうするかという提起もありました。会場全体から日ごろの地域のつながりが大事という声が共通してありましたが、個人情報保護法のハードルを低くし、マンパワーの充実ができれば、さらにきめ細かく広範囲に支え合いが浸透するのではないかと思います。

東京港区では社会福祉士や主任介護支援専門員などの資格を持つ相談員が、地域でひとり暮らしの高齢者を介護保険の未利用者を中心にですね、ひとり暮らしの高齢者を訪問する事業を立ち上げています。東京都の高齢者見守り拠点事業の補助を使いまして、区内5カ所に拠点を設置いたしまして、2人の相談員が見守りに専念をしております。平成24年度は介護保険の未利用者に加え、生活保護受給者も対象としております。本市のあったかふれあいセンター事業と似た仕組みでありますけれども、その資料の3枚目③にですね、高知市のまとめました表の横に見守り図がちょっと載っておりますが、この地域包括支援センターの高齢者相談センターを拠点にしまして、ここにその見守りの方が2人いらっしゃって、直接その見守りの必要な方々と思われる方々を訪問してつながりを持っていく。その周囲には警察の方ですとか消防、民生児童委員さん、社協、自治会、いきいきプラザ、こんなふうな病院も入りまして、こういう仕組みになっておりますが、本当に本市の事業と似た仕組みです。ただ、その港区では地域包括支援センター内に、見守りに専念できるスタッフがいるということです。本市におきましても、孤立死につきまして新聞報道されましたような香北町の事例、痛ましい事例がございました。ほかにも私自身、今年になって何件か耳にしていますが、孤立死を防ぐためこの本庁の中のシステムにですね、同事業のような仕組みづくりが必要ではないでしょうか、その点をお伺いいたします。

餓死、孤立死の問題については以上です。

次に、いじめの問題でお聞きします。

学校で同級生らからいじめを受け、追い詰められてみずからの命を絶つという状況は余りに痛ましく残念でなりません。大津市の事件以来、改めていじめの問題が取り沙汰されておりますが、この問題は日本の一中学校や教育委員会の出来事にして終わらせてはいけない、潜在化しているものも含め、いじめの克服に向けて全ての学校が真剣に検証し行動を起こすときだと感じ、質問に取り上げました。

まず1点目です。

問題の質は違いますが、先般の鏡野中学校での異臭騒ぎのときに、学校の日ごろからの対応、危機意識の欠如、先生同士のチームプレーの大切さなどが総括として挙げられていたと思います。教育長に難しい質問になるかもしれませんが、教育長

は今回の、ちょっと織田議員へのご質問の中でもおっしゃいましたけれども、大津市の事件をどう捉えておられるでしょうか。また、本市への教訓は何でしょうか、お伺いをいたします。

次に2です。

マスコミが毎日のようにセンセーショナルに一連の経過を報道しました。事件の全容が解明されない中では何がどうであったかは断定できないわけですが、滋賀県警が学校と市役所に強制捜査に乗り出すという事態に至り、ネット上やメール、電話などで加害者の糾弾、学校への非難が集中し、ついに教育長が襲撃されるまでになってしまいました。問題の究明と解明どころか、全く違う方向に混乱していています。そのうち報道されなくなれば忘れられていくというパターンが繰り返されていますが、これではいけないと思います。当事者は事の本質を見きわめなければなりません。いじめられている子はなかなかいじめられているとは言えず、もちろんいじめている側もそうとは認めないので、友達をいじめたらだめ、仲よくしなさいと説教しても、出席停止などの制裁を加えても、いじめの根本問題が解決するものではありません。いじめられていることがわかったら、まずその子どもを安全にフォローし、いじめという行為の背景に何があるのか、周りの大人一人一人、周りの大人が一人一人の子どもの内面にしっかり向き合うことが大事ではないでしょうか。

次に3です。

先生の、教師の自殺が全国で5年連続して100人を超し、去年は125人に上っています。精神疾患が多いこともたびたび新聞等で指摘されます。こうした先生の苦難と子どもの苦難は同一線上でつながっているのではないのでしょうか。なぜ教育現場ではあってはならないことが頻発するようになったのか。8月18日に神戸で未来をひらく教育のつどい2012が開かれました。教職員や保護者、研究者、高校生など2,000人が参加し、大津市のいじめ自殺問題について討議を持ちました。その中で教育研究者が、「今日の日本の学校では教育の目的が人格の完成から人材の育成という目標に変えられているのではないか。教員評価制度の導入や主任制の制度化など、管理・統制の強まる職場の中で、教師が一人一人の子どもときちんと向き合うことが希薄になっているのではないか。あるいはチームプレーができにくくなっているのではないか」と述べています。学校が先生と子どもの生き生きとした真の学び合いの場になっているか、改めてここで教育の本質が問い直されることが今必要ではないでしょうか。

次に4です。

③で述べました未来をひらく教育を考えるつどい2012では、我が子がいじめられた体験を持つ親も発言し、実際あったことや親が周囲にどのように働きかけ、学校がどのように動いていじめを乗り越えたか、また、我が子が加害者になったことが発覚したとき、その親や周囲がどのように対応しておさめたかなどの体験も語られました。このほか自殺した生徒が通っていた中学校は、学校選択制により毎年50人の区外からの入

学で教室が足りなくて詰め込み状態になっていたこと、あるいは教員500人の勤務実態調査の結果から、教員の残業が過労死ライン80時間を超えている実態が報告されました。この教員500人というのは抽出でございます。その中でいじめ克服に何ができるのか、中学生の文書発言、高校生も加わって熱心に討議されています。これら当事者の生の声はきちんと向き合うならば、いじめは克服できるものだと希望を持たせてくれます。

そこで、お聞きします。

本市でいじめ克服や学校でのさまざまな困難解決、あるべき教育について関心のある方が誰でも参加できる全市民的なシンポジウムの開催ができないでしょうか、お伺いをいたします。

以上がいじめの問題についてです。

次に、森林整備事業についてお聞きいたします。

本市では森林の多面的機能発揮のため、森林の整備や保全、また山村地域の活性化を推進するため、国、県の補助も活用して森林整備事業が進められています。香美森林組合で取り組まれている森林の集約化、団地化は、国の森林・林業再生プラン実践事業の一環として行われており、全国的にも注目されているものです。事業を始めるときに香美森林組合主催で地域座談会が持たれました。それに私も参加をして聞かせていただいたところです。香美森林組合では、それまでも個々の森林施業に対して作業道を抜くなどの事業に着手をしております。この集約化のメリットとして、作業道、利用間伐の補助金に県と市の補助金がかき上げをされること、小さな面積を1カ所ごとに行うよりまとめて作業することで高性能林業機械の運送費などのコストダウンができること。そういうことで森林所有者への還元金が多くなるなどのメリットが挙げられています。森林を計画的に整備することで、山の多面的機能が守られ雇用も生み出す、本市にとって意義深い事業だと捉えています。

この事業につきまして3点お聞きいたします。

まず1点目、森林の集約化を目指す森林整備推進事業の当初の計画と進捗状況、また実績についてお聞きをいたします。

2点目です。森林整備に作業道や林道の整備は不可欠ですが、道を抜くときの水源地への配慮、地権者との合意形成などはどのようなルールで進められているでしょうか、お聞きをいたします。

次に、3点目としまして、円高による影響と対策はどうなっているでしょうか。輸入材がふえることにより、木材市況等への影響はないのかということをお聞きをいたします。

最後に、地場産材で仕事おこしをということでお聞きします。

東日本大震災の際、津波で壊滅的な被害を受けました陸前高田市に隣接する住田町に特産の気仙杉を使った仮設住宅が建設され評判を呼んでいます。住田町では震災発生の

ほぼ2週間後には既に木造の仮設住宅がつくられていました。被災救助法では仮設住宅は県が被災市町村の状況を把握して、場所や数を調整して被災自治体につくるとなっています。住田町につくるとはルール違反になるけれども、甚大な被害で隣接する市が困っているのに、県が国がやるまで待っていられなかったというのが担当者の言葉でございます。国の補助対象になるかどうかわからない状況のうちに、町長の英断で議員協議会に説明の上、110棟分3億円の支出を専決処分し、事業実施に至ったということです。仮設住宅の建設には建設業協同組合が音頭をとり、大工さん、屋根ふき、水道、電気工事などたくさんの職人が集められました。住田町内だけでなく、大船渡や陸前高田市で被災して仕事を失った方も建設に従事し、復興支援にもなっています。住宅は厚い杉の壁板や床材を使い、冬暖かく夏涼しい、プライバシーの保てる戸建て住宅となっており、入居した被災者を慰めています。建設費はプレハブ仮設住宅の半分ほどで済むそうです。

住田町にこの事業ができた背景には、町の面積の9割を占める森林・林業の利活用を目指す「森林・林業日本一のまちづくり」を官・民一体で進めてきたことにあります。ちょっと4枚目に一部を紹介しましたパンフレットをちょっとわかりやすいものをコピーをしましてつけてありますが、その下段に地域材の安定供給のためには、気仙木材加工協同組合連合会、これを陸前高田市に設置をしておいて、出資団体は4団体、それから右のほうに大同団結の住宅会社ということで第三セクターで、これにも町、JA、森林組合、また個人も出資をいたしまして、本当にこういう製材、集成材、プレカット、ペレット、そのペレットを使うストーブを何台も市内に配備もしておりますが、そういうそのペレットなどの木材団地をつくりまして、地場産材を使う住民に補助も進める、こういう取り組みもしまして、川上から川下までということで、町産材を最大限生かしたまちづくりをしてきております。地場産材の仮設住宅キットも準備をして国に売り込もうとしていたやさきに東日本大震災が起きたとのことです。木工団地で働く人は約280人、毎年新入社員も入れ、木造の仮設住宅は宮城県や福島県からも問い合わせがあり、継続して仕事があるとのことです。岩手県が1万8,000戸の仮設住宅のうち8,000戸を地元の工務店への受注を決めたとのことです。

ここでお聞きいたします。

私は住田町の気仙杉の仮設住宅や町営住宅の新聞記事を目にしましたときに、本市にも適合した未来のある取り組みではないかと思いました。たくさんの雇用につながり継続性もある、また、市産材を使えば産業おこし、森林の保全、環境保全、水源の確保にもつながります。本市の振興計画に生かせるものがあるのではないのでしょうか。視察や研究を求めまして、私の1回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の脱原発への意思表示をということで、積極的な意思表示をすべきではないかというふうな、設立をされております組織等もご紹介をいた

だきながらそうしたご質問でございました。

私自身も脱原発への姿勢というものには、先般の6月に高知新聞のほうのアンケートの調査が発表になりましたが、そのときに段階的に廃止をしていくという考えの中で、脱原発への姿勢を表明したつもりでございます。ただ、それに対してはやはり新エネルギーの開発であるとか、さまざまなことがまだ要素的に残っているわけでございますので、そうした表現になったわけでございます。これ以上この組織に加入をしてとかいうことは今のところ私自身考えてはいません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 大岸議員の餓死、孤立死を防ぐためにというご質問にお答えしていきます。

まず、1番目ですが、75歳以上の独居高齢者の状況について、毎年9月1日現在の名簿を民生児童委員に提供して、定期的な見守り訪問を行ってもらっています。その中で支援を要する高齢者などについては、民生児童委員から地域包括支援センターに連絡し相談、協議していると考えております。

次に、本市の生活保護者の調査については、ケースワーカーへの聞き取り及びケース記録確認等により調査を行い、県へ報告をしております。また、ケースワーカーが定期的に生活保護者宅へ訪問し、世帯全員の健康状態の聞き取り、病院への受診状況などを確認しております。

次に、生活保護の漏給防止策の徹底が求められるのではというご質問ですが、生活保護受給について、市民に積極的に勧奨することは考えておりません。

次に、電気、ガス事業者等との連携の仕組みについてですが、県福祉指導課と市町村、四国電力株式会社高知支店とで現在協議中です。ガス事業者とは現在できておりません。

そして、孤立死を防ぐためあったかふれあい事業の取り組みのような仕組みづくりが必要ではないかとのご質問ですが、今年度、地域福祉計画を策定する予定で事業が進んでおります。この事業の中で地域の中でのつながりや交流、地域の中で支援の必要な方の見守りなどの仕組みづくりを検討していきたいと考えています。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のいじめの克服をということで、第1点目、大津市の事件をどのように捉えているか、本市への教訓はというご質問にお答えをします。

いじめで子どもが命を絶つということは絶対にあってはならないことです。大津市の事件はもちろんのこと、同様の事件が報道されるたびに子どもたちの悲痛な叫びを感じ、教育行政預かる者として重い責任を感じます。子どもが集団生活を送る中ではさまざまな問題が起こることが予測されます。子どもとかかわる教職員や周囲の大人が最も大事にすべきは、予防的な視点を持ち未然防止に全力を注ぐこと、万一問題が発覚したときは、問題を明らかにし早急に解決策をとること、日ごろから子ども、保護者、地域、関

係機関の温かい関係を築き、他方面から取り組むことだと考えます。重く受けとめて取り組んでまいります。

2点目のいじめの根本問題を解決するには、まず大人が子どもの内面に真剣に向き合うことから始まるのではというご質問にお答えをいたします。

大岸議員の言われるとおりでと思います。これまで多くの子どもの事例とかかわってきましたが、多くの子どもが心に深い悩みや寂しさを抱えています。子どもだけでは解決できないことも多くあります。大人が子どもの内面に真剣に向き合うことがとても大事です。本年度市内9校に特別支援教育支援員を配置できるようにしていただいたことで、各校での教育相談や子どもへのきめ細かい対応ができていることが、多くの子どもは安定した状態に保てていると実感をしています。感謝しています。今後もQ-Uなどのアンケート調査で実態を把握しながら、温かい学級づくりに力を入れ、さまざまな人間関係づくりプログラムを行いながら、子どもの内面をしっかりと捉え、子ども同士の温かい関係づくりに力を入れていきます。

3つ目です。子どもの苦難と先生の苦難はつながっているのではないかと、改めて教育の本質が問い直されることが今必要だと思うが見解をというご質問についてです。

先生の自殺がふえていることは大変重大な問題です。社会の急速な変化、経済状況の悪化、価値観の変化などの中で不安定になっている子どもや大人がいます。一人一人の悩みに寄り添い、家庭で十分にできていないことを学校教育の中で補完するなど、日々全力で取り組んでいる教職員には大変な負担がかかっていることは事実です。教職員の心のケアが大事です。しかし、一方、こんな時代だからこそ、学校は夢や希望を育むことができる活力ある居場所でなければなりません。教職員の果たす役割は大きいと思います。教育の本質を問い直す時期ではないかということについては同感です。現在、策定を進めている香美市教育振興基本計画は、まさしくこのことだと思っています。

4点目、いじめ克服や学校での困難解決、あるべき教育についての全市的なシンポジウムの開催が計画できないか問うということにつきましては、現在の教育課題は学校だけで解決できる域を超えたものも多くありますので、子どもの将来像や今取り組むべきことなどについて、全市を挙げて考えるシンポジウムなども必要かもしれません。香美市教育振興基本計画策定作業の中では、アンケート調査、聞き取り調査、小中学生との意見交換会を行う計画をしています。一般の方からもご意見もいただきたいと思っています。あるべき教育の方向について、これらの調査結果や意見をもとに検討委員会で議論をしていきます。シンポジウムを行うかどうかについては検討してみますが、とにかく香美市の教育、あるべき教育の姿については、全市を挙げて早急に考えなければならないことだと強く思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 大岸議員の森林整備推進事業、高知県森の工場についてから順にお答えいたします。

まず、森の工場の当初の全体的な計画とそれに対する進捗状況でございます。

森の工場の全体計画につきましては、本年平成24年3月末の計画で香美森林組合管内7,435.74ヘクタール、物部森林組合2,055.28ヘクタール、また溝淵林業株式会社401.12ヘクタール、合計9,892.14ヘクタールの計画となっております。この計画に伴う3月末の実績につきましては、香美森林組合管内854.15ヘクタール、物部森林組合管内433.68ヘクタール、溝淵林業株式会社管内で76.1ヘクタールの合計1,363.93ヘクタールで、進捗率は合計で14%となっております。

森林施業の集約化につきましては、1作業箇所当たりの事業量が拡大し、機械化によります効率的な作業が可能となります。また、必要な作業路網やそういう整備、全体的な整備を効率的かつ効果的に行えることによりまして、木材の生産コストの低減、また、安定販売が可能となるなど根幹となる重要なものと考えております。

次に、2番目、作業道、林道開設時の水源地等への配慮等のご質問でございます。

作業道、林道等の開設に当たりましては、路線の計画や構造また周辺環境への配慮等を含め、高知県森林作業道作設指針や高知県作業道開設基準に基づき事業を実施しております。

まず、水源地の件でございますが、その作設指針の第2路線計画というくだりがございまして「線形の設定当たっては、森林施業の施業目的に従って継続的に利用していくものであり、整備区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画のもと安全な箇所にも効果的に作設することが必要となる。次の事項に考慮し計画するものと。その中の第2項におきまして、林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法をとるとともに、介在する人家、施設、水源地等に留意し適切に決定すること」と定められております。

次に災害対策でございますが、同路線計画の中で、路線の選定に当たっては、効果的かつ最も経済的なものとし、地形、地質の安定している箇所を通過するように留意する。ここがまず災害に対する最も大切なところでございます。また、線形は原則として地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形線形とする。いわゆる水の影響を受けにくい線形にしていくという基本的な線形の策定に係る部分でございます。また、やむを得ず脆弱な地質帯を通過する必要がある場合、これもまた災害の原因でございますけれども、通過する区間を極力短くするとともに、排水処理、簡易な工作物等を適切に計画すること。これによりまして、災害の未然に防ぐというふうな形を主たる目的としました路線計画を立てているということが作設指針で決められております。

次に、地権者との合意形成でございますけれども、いわゆる森林所有者と施業計画や受託等につきましては、協議し確実に実施できる旨を確認することということが、今度高知県作業道開設基準のほうで定められております。これは合意形成が当然含まれるものでございます。過去におきましては、口頭で了承いただいたケースも何件ございま

した。あったようでございますけれども、現在は全て施工前におのおの地権者から全て同意書をいただいて事業を実施しているということです。

次に、円高によります影響と対策でございます。円高となりますと当然輸入木材が安価、相対的に安価となりまして、国産材が高価となっていくということは明白でございます。この場で世界経済を述べることはできませんけれども、例えばその地域で育った木材、いわゆる日本で育った木材がその地域における建築には最も適しているということにつきましては奈良、京都等にあります歴史ある木造構造物を見ても明らかであります。建築時やその後における木材の反りやはね等に対しまして国産材にまさる輸入材はほとんど存在してないということも含めまして、国産材はみずからが持つ材質をもっと大きくアピールするべきと考えます。同時にこの輸入材に対抗する産業として成り立っていくためには当然森林施業の集約化、先ほどの森の工場等を含めまして、集約や効率化によりまして、搬出コストの削減を図り競争力をつけていく、こういうことによりまして、一定高価であっても品質にすぐれることで輸入材に対し十分対抗できるというふうなようになっていくということが1つの方向ではないかと私なりに考えております。今まで価格の低迷等でほぼ放置されてきたに等しい森林に対しまして、昨今種々の農業政策に見られますようなきめ細かい補助メニューが設置をされ始めました。これ、このような形できめ細かいメニュー、今後とも国、県に要望を重ねていきたいと考えております。

最後に、地場産材で仕事おこしをのご質問でございます。森林・林業日本一を目指す岩手県住田町といわゆる香美市の林業振興の取り組みでは、健全な森林づくりの推進や長期的視点からの担い手の確保、また、優良木材の生産による木材の利用拡大の推進等、自然と人が共生する環境としての森林の位置づけなど、香美市の振興計画にうたわれておりますものと多くの部分がリンクをしているところでございます。非常に参考になるいい事例でございますけれども、現在残念ながら視察を目的としました県外出張は認めておられませんので、インターネット等を通じ住田町を林業先進地として研究を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。それぞれにご答弁をいただきました。

再質問に移っていきたいと思うのですが、まず、原発への積極的な意思表示、これは市長おっしゃったように、既にその脱原発の姿勢は明らかにされておるというふうなことをおっしゃいました。以前、昨年でしたか、原発の問題で福島から帰ってきて私質問しましたときにも、原発をどうするかということで市長と議上で質疑をしたことがございますが、そのときも多分今も同じところで争っているというか、その意見がこうすり合わせが必要などころがあるんじゃないかと思って再質問をするわけですが、その新エネルギーの開発をするとか、そのもろもろの諸課題があるからそういうものも見きわめ

ながらということで市長、そういう意味でおっしゃったと思います。それはそういうこともあろうかと思うのですけれども、私がここで取り上げましたのは、必要なのはまずこの姿勢を明確にすることから何もかも始まると思うんですね。日本のエネルギーを原発に依存するっていうその政策から撤退するという政治決断をして、初めてその新エネルギーどうするかというふうなことに話になっているかと思うんですね。それと、今まずその政治決断が要ること、それからそれが国においても言えることですが、もう1つのその緊急の課題として、今あるその原子力施設に対する安全優先のその審査の規制をもっときちんと確立する必要があると思います。いろんなことが毎日新聞報道等で原子力関係についてはございますけれども、これまでその電力会社に直接関与していない科学者とか技術者も原子力の問題の第一人者と言われる研究者はほかにもたくさんいらっしゃいます。日本学術会議という公的な組織もあります。それから携わってきた人の中でも、実際の経験から安全神話ではだめだと痛感して声を上げ始めている方もいらっしゃいます。そうした方々、その日本の持っている知恵と技術を全部今結集してですね、本当に安全最優先で原子力施設の管理ができていくということ、そのそういう管理体制を確立することが急がれます。この体制がないと原発からの撤退ということにはなりません。段階的に廃止、思いはそうなんだけれども、そこでとまっておりますたらそういうふうになっていけないので、やはりその決断が先だと。そういうきちんとした体制を確立して、まだその原発をとめましても放射能とかがいっぱい出るわけですから、そういうものをどうするかとかそういう話になっていくわけですので、完全にその終息するまで、それでもやり始めて20年ぐらいはかかるというなんですね。それですのでやはり1日も早い決断が要る。そのことに気がついてこういうふうに各自治体の首長さんたちが声を上げ始めた、こういうことでございます。同じご答弁かもしれませんが、そのまず政治決断をするんだと、そういうことを香美市からも発信をしていくんだと、伊方原発も控えております、そういう立場に立って発言、発信をしていかれないか、再度お聞きをいたします。

それと、餓死、孤立死の問題ですが、これ民生委員さんたちにお願いをして把握をして地域包括支援センターに連絡して協議をしているだろうという所長のご答弁だったかと思いますが、どんなふうに協議をされているか、担当課が違うかもしれませんけれどその協議の中身ですね、それをお聞きしたいです。

それから、このその②の質問でございますけれども、ケースワーカーさんがその病院の受診状況などを確認をしているというふうにおっしゃったんですが、それは生活保護受給者の方だけに対してですね。私はここでその生活保護受給者、それからそれ以前の方、それからまたそうではない方、介護保険の未利用の方とかですね。餓死、孤立死をされた方の中には、生活保護の該当者じゃない方もいらっしゃるわけですので、そのこういう孤立死が発生したと、そのときに急いで調べにいったらどういふ状況やったか、繰り返したらいかんというふうにか課が動いていく、少なくとも調査はする、そういう

体制とか意識、問題意識があるのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思ってこの質問をつくったんです。その点をお願いをいたします。

それから、その漏給防止に対しましてですけれども、積極的に喚起することは考えていないというふうにおっしゃいました。それはもちろん申請に来られた方全部にですね、調べもしないで、それはこういう制度があります生活保護をすぐに受けなさいとかいうふうなことは担当課で言わないでありますし、また、私たちも何かご相談があったときにそんなに安易な相談の乗り方はしておりません。ただですね、この札幌市のこの例のようにですね、お金が全くなくなっておられる相談者の方に、この表につけてますが、非常用のパンを14缶与えてこれで1週間しのぎなさいと、こういうことで申請窓口で帰しているわけですね。公共料金の支払いも滞っているんだと、非常食だけ支給して、確認事項として預貯金は1,000円、ライフライン滞納あり、国保も未加入。こういう状態で帰すことが適当であるかどうか。やはりこういう方には職権を使ってのその保護をとという方法もあるわけですので、その判断事項ではなかったかと思って、そういう視点でその申請者に対して丁寧なその保護の説明をするということがもう少し努力が求められる部分があるのではないのでしょうか。ただ、その香美市の福祉事務所の場合は白石区のようなことはないとは私自身思っておりますけれども、漏給防止、捕捉率も低いですので、本当に適切に相談に乗って生活保護につなげていけば餓死、孤立死が防げるのではないかという事例が全国にたくさんありますので、そのためにこれを質問にしたところでございます。それから、相談に訪れたらやはり申請書を渡して説明をすること、所持金なんかほとんどなくなって、ライフラインが供給停止されていたら、そういう状態ならばもう職権による保護を行うことも検討しないといかんのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

それから、電気、ガス事業者との連携ですが、電気はもうすぐできる、できているということですが、ガスができていないのはどういうところでしょうか。何かそのハードルがあるのでしょうか。その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、あつたかふれあいセンター事業は地域福祉計画へ今後盛り込んでいくということでございますので、私が今回発言したことも含めましてこういうシステムづくりを、このすぐれた点を取り入れていただきたいと思いますが、その検討はいかがでしょうか、それをお伺いいたします。

それから、いじめに関しましてです。実はこの質問のちょっと教育長に一定この質問の前にお聞きをしまして、こういうのが（資料を示しながら説明）県から来てるということですね、恐らく県からも学校に一斉に来たんだらうと思って、これをいただいて目を通してみました。本当にこのとおりにいけばね、いいんですけれどもなかなかそこにかかないというのも問題がたくさん、本当に現場にはいろんな困難があるんだなと思っております。一つ私思ったんですけれども、こういうものが来たときにじゃあ調査をして本市ではこういう状況なので、ここをもうちょっと県の教育委員会として何かできない

だろうかというそのフィードバックのような体制ができればですね、県と全部の小中学校の間ですね、もっと私は実質的に進んでいくというかね動き出すんじゃないかと思ったんですが、その点いかがでしょうか。

それから、大津市ですが、その読んだものによりますと、何かそのいじめ対策をするモデル校のようなものにその学校としてなっていたみたいで、いじめを報告することがはばかれた、それがその学校の評価とか先生の評価につながってしまいますので、もしそういう体制があったとしたらもうそれは本当に逆によくはないほうに働いたね、そんなこともあるんじゃないかとちょっと思うんですが、その点いかがでしょうか。今教育長おっしゃったように、やはり全部を開示してですね包括的に取り組んでいく、先生が言える、実はいじめがあってね、それから実はこんなことがあってちょっと失敗したわというふうなことが言える、地域でも言える、教師の間でもその同僚制といいますかね言える、そういうのがシステムがあれば、またこのいじめの問題というのは解決に向かっていくんじゃないかと思いました。

それから、特別支援教育については、本当にこれで私は子どもたちを随分救っているんだと思って、願わくばその正職の先生がね、きちんと足りればうんといいわけですが。それから、全体的なことになってしまいますけれども、大津市にも警察が大分たって介入しました。私はちょっと前も警察・学校連絡制度のときにも申し上げたんですけれども、その学校内で起こることはやはり学校内で教育的に解決するのが一番ではないだろうか。そのまた解決する力を先生方もつけていかんといかんと思うんですね。ほんで先生にもあれもやれこれもやれになってしまいますけれども、そこでその教育的指導が途切れていきなり警察が介入しますと、連れて行かれた子どもはもう取り調べの対象ですね、残った子どもは教育的指導の対象ですよ。この違いですね、未来ある子どもに対する。もちろん悪い事したらきちんとそれは指摘して正していかにいけませんけれど、いじめるあなたにも難儀なことがあらあねえではいかんわけですがけれども、したことは認められませんけれども、私はそこで教育的指導が途切れるというのをとても心配をいたします。その点については教育長、所感で結構ですがどうでしょうか。

それから、教育の本質とはというところで、教育長のご答弁を聞いておきまして、本当にああそのとおりよと、我が意を得たりという思いをいたしました。ちょっともうこの教育の専門家の教育長にこんなことを言うのはもう本当に釈迦に説法で恥ずかしいんですが、学びの共同体というその指導者、これは東京大学の専門の先生がトップに立ちまして、さまざまな困難を抱える低学力に悩む学校を立ち直らせる教師らの自主的な学校改革の挑戦、これが小・中・高3,500に広がっている学びの共同体づくりという記事がございました。その学びの共同体での学校の捉え方、これが学校の役割というのは1人残らず子どもに学ぶ権利を保障することだ、それがまず1つ。かつ最高レベルの教育にいつも挑戦できること、そして教師も1人残らず生きがいを持って仕事ができ成長できること。また、大方の保護者、市民がその学校を信頼して改善に協力、参加で

きる学校に仕上げる必要があります。それには3つの哲学がある。まず公共の哲学。学校が公共空間として地域に開かれていること。教室は同僚教師に開かれていること。2つ目には民主主義の哲学。子どもから校長まで、聞き合う関係を通して一人一人の声が尊重されること。3つ目には卓越性の哲学。高レベルの学びを追求するという学校本来の姿をというふうな哲学で、これを実践したところは変わっていつているということなんですよね。そして、その学力向上ということがよく言われますが、学力向上というのはこういうその共同体のような授業と一緒にやって初めてついてくるものって、毎年毎年学力向上に向けてとかいうその結果として、点数には一定あらわれるかもしれませんが、結果として学力はこういうことの結果としてついてくるものだというふうな、子どもと学校を気長に見るといいますかね、そういう視点が要るのではないかなと思って本当に教育長に申しわけありません。その点いかがでしょうかお尋ねをいたします。

それから、森林施業に関係して2回目にお伺いします。

進捗状況をお聞きをいたしました。それから、やはり必要な事業だなというふうに改めて思ったんですが、この今の時点で全体の14%というのは順調なラインでしょうか。もうちょっと数字が高うてもよかったんじゃないかみたいな、ひょっと感想が課長おありでしょうか。この14%という数字についてお聞きをいたします。

それから、2点目の水源地への配慮、災害対策、きちんと指針があってやっていると、災害にも配慮されているということで安心をしたのですが、何分その協会含めてその地権者の方ってたくさんいらっしゃいます、わからん方もおると思うんですね。大変一緒に協議をして計画を話して進めていくというのは物すごい大変な作業だと思うんですけども、こういう指針でやって順調にいつているかというか、これまでに何かその苦情が寄せられたりということとはございましたでしょうか。そのときにどういうその処理の仕方をされたのか、その点だけちょっと簡単にお聞きをいたします。

それから、円高による影響のところでは課長がおっしゃいました。地域の木材がね、地域で建物としてあるのが一番適しているんだと、私も全く同感です。値段ではなくて、やはり輸入材に十分対抗できていくというふうに国産材をもっとアピールしていくべきというふうに思っております。

その③につきましてはもうご答弁は結構です。

住田町の件に関しましては、ご紹介も含めまして私はこれは本当に市民を元気にする事業ではないかなと思って、香美市は香美市で十分取り組んでいるわけですけども、こんなに香美市に合致した条件の合った事業はないかなと思ってご紹介をさせていただきました。課長にはその質問につきまして資料もお渡しして、また今本当にインターネットという便利なものもありますので、これからその何かにつけてこういう事業のこともごらんいただいてですね、振興計画の中へ一部でも取り入れることができれば、ここの住田町にできて、香美市にまだやっていないことがあるとか、これなら取り入れられそう

なことがあるとかいうふうなことがございましたらですね、取り入れていただきたいと思います。それを尋ねまして私の2回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

脱原発へ向けてのやはり政治決断というふうなことが必要ではないかというふうなことで、それを求められているわけですが、先般9月7日の高知新聞にも出ておりましたが、政府の省エネの戦略の素案の中で、2030年代には原子力発電、原発をゼロにすると、なるというふうな提言といたしましうかそうしたものも打ち出されておりました。国としてやはりもうこの脱原発の方向性というのはやはりなかなかとめられない方向で脱原発の方向で進んでいるわけですが、そうした中で一田舎の私自身の政治決断ということ大変大仰でございますし、私自身が優柔不断といたしましうか、物事ははっきりしよう言わんほうでございます。そういう意味では大変政治家失格でございます。このような段階的に廃止をしていくという姿勢を打ち出しておるといことをご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の社会福祉協議会から民生委員さんのほうからの連絡等によって包括の連絡をして検討していると、支援の方を検討しているという協議の中身ということでございますが、民生委員さん等に連絡いただきますと、やはりその方の状況を把握するために同行の必要あれば同行の訪問ということ、また電話連絡等で確認をさせていただきます。その方に応じた対応をしていくということも協議しているということになります。その中ではやはり必要としているサービスにつなげていくというようなこともあったかふれあいセンター事業の中でやっておりますので、そのような形でサービスへつながっていくという方もあります。

それから、2点目ですが、孤立死の予防につなげていく協議が必要ではということで、福祉事務所長のほうは生活保護のほうに限って答弁されたようですので、私のほうからは高齢者ということで答弁をさせていただきます。

孤立死の予防というようなことになると、なかなか幅も広がりますが、やはり見守りという体制の整備が必要になってこようかというふうに思ひます。見守りの体制につきましては、5点目のところで福祉事務所長のほうが地域福祉計画の中でまた検討していくという答弁をされておりますが、今現在におきましても、やはり見守りの体制ということでは、緊急通報装置の設置とか、それから物部地域では社会福祉協議会が独居高齢者へのはがきを月に1回出してあります。それによりまして、郵便会社の職員の方に安否の確認をしていただいたりとか、それからあと各地区で自主的に高齢者が集まって健康づくりや話し合いをしたりというようなことで和気あいあいと過ごしている集

いがありますが、その集いへの参加をしていただいたりとか、それから物部地区におきましては、また移動スーパーでの販売員の方が気にかけてくれたりとかいうことで行っております。また、土佐山田、香北町におきましては、給食サービスにおきましても見守りという観点から給食サービスも行っております。

それから、今年度ですが、新しく傾聴ボランティアということで養成講座を行いました、この方が、この方たちに中心となっていただきまして、電話をかけて安否を確認といたしますか、登録された方になります、こういうサービスを必要とする方に登録をしていただいて、定期的な安否確認の電話をされるというようなこともまた今後取り組んでいくようにいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目の質問にお答えします。

これ札幌市の例ですか、札幌市の例が適当であったかどうかとか、職権保護も必要ではなかったかというようなご質問であったかと思うんですが、香美市においても同じような対応をしております、仕事のできる稼働年齢層であれば仕事をしてくださいと言いますし、就労支援もしておりますし、ハローワークも紹介をしております。また、申請については申請主義ですので、申請があれば調査し検討会を行って会議決定することになると思います。また、初めから該当にならないと思われる人にはそういった説明もしております。そして、状況が、今の状況ではこういう状況やけんど申請の意思がないということで、けんど状況が変わったら相談に来てくださいというようなことは言っております。また、申請の意思があれば申請を受け付ける、受け付けておりますので、申請を拒否することはありません。この札幌市の例ですか、この2回目の相談ではですね、かなり生活に急迫した状況はうかがえます。この表の記録だけで判断するわけですので、背景がどうだったかいうことはちょっとわかりませんが、この記録だけで言いますと、この1週間の生活相談のため来所したということであればかなり急迫状況ではあるというように思われます。香美市でも社協の貸し付けとか社協での食料の給付を行っている場合があります。2回目はそういうことであったとして、3回目においでたときには、4月1日からいうと3カ月ぐらいたってまして、かなり急迫した、3カ月前よりはかなり急迫した急迫度合いが高いというように見受けられますので、こういった場合にひょっとしたら申請意思がないとしても、ひょっとしたら香美市では保護を勧めることもあるかもしれません。今まで職権で職権保護ということはしたことがないですが、本人が申請意思がなくてもかなり急迫した状況であれば保護の申請を勧めております。

それから、次にガス事業者との連携ができてないということですが、ガスについては、都市ガスは引かれてないので、LPガスというたら個人の事業者となるわけですが、かなり事業者も多いわけですので、連携についてはちょっと今のところちゅうちょして

おる状況でできておりません。

それから、あつたかふれあい事業の取り組みのような事業が地域福祉計画にも盛り込んでどうかということですので、1回目に答えたと同じような答えなんですけども、地域の中でのつながりとか交流、支援の必要な方の見守りなどの仕組みづくりを各関連した団体の連携によって計画書をつくり上げていくようになると思います。大岸議員の言われたと同じようなことなんですけど、そういった事業計画になろうかと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員のご質問にお答えします。全部で5つあると思いますので、最初の2つは少し一緒にしてお答えをさせていただきたいと思います。

いろんな冊子とか指導の手引とかいうふうなことが県からも国からも出されておりますけれども、これのフィードバックができればもっと進むのではないかとということと、それから、大津市のほうがモデル校となっていた、そこでモデル校がゆえにちゅうちょしたというふうなことについてのご質問等でしたが、それ2つあわせて、まず香美市のほうでは、鏡野中学校区が不登校・いじめ等対策小中連携事業ということで、平成23年度、平成24年度県の指定事業を受けて今取り組んでいるところです。この中身は、いじめ、不登校の児童生徒への支援というふうなこととか、小学校から中学校への円滑なつながりのこととか、課題を立ててる研究実践を進めながら取り組んでいるところです。その中で、市内の校長会とか、それから生徒指導主事会とかで検討しながら進めていくわけですし、そこに成果も出れば課題も浮かび上がるというようなことがあります。ちょうど今はこの連携事業は県との協議会とか担当者会もあるようになっていまして、一番今学校の声が吸い上げやすく、伝えやすいというような状況になっています。教育長会などでもこの中身について話す機会もあつたりしますので、今もそうですけれども、今後もしいい方策等があれば県のほうには伝えていきたいというふうに思っています。

それから、3つ目です。特別支援教育の支援員ですけれども、本当に香美市で支援員がこんなにたくさん学校に配置をしていただけたということが今までになかったと思います。大変な状況です。この支援員の取り組みによって、子どもが随分救われているというのは初めにお話をしたとおりです。市として学校をどのようにしていくかということを考える中で、こういう支援策は学校にとっては大変ありがたいことだと思いますし、今これがなくなると学校が本当に大変になるというふうなこともありまして、苦しいところですけれども、予算もかかりますけどこのあたりはまたお願いもしていきたいというふうに思っています。教職員の配置につきましては、これからまた平成25年度の配置について県との折衝をしていくわけですので、強く強くそれは要望をしていきたいと思っています。

4点目です。大津市のほうで警察が介入したということで、その内容ですけれども、おっしゃるとおりに学校内のことは学校で、教育委員会も一緒になりながら学校の中で

解決すべきだと思います。子ども同士のことですので、本当に学校の中で解決するしか方法がないというふうに思っていますので、先生方が資質を高く持ち、そして気持ちを高く持ち、とにかく学校の中で何とかしていかなければならないというふうに思います。ただ、家庭とか子どもの状況を見ますと、学校の中でこうかかわる域を越えたものがあるというふうにお話をしましたけれども、実は経済的なことであつたり家庭のその家族のことであつたり、いろんなことが絡まっているケースがありますので、子どもの大変な深刻な状況につきましては、その警察というよりはその問題行動についてはまたその辺もあるかもしれませんが、児童相談所だつたり福祉事務所だつたり民生児童委員さんだつたり、それから近所の地域のよく見てくださる方だつたり、そういう連携を考えていかない限り、学校の中だけで取り組みがこう完了するということがなかなか難しくなっているので、そういう意味で連携は日ごろからきっちりつないで、そこが一緒になってやってくださられるような形にしていきたいというふうなことは思っています。

5つ目の学びの共同体の件ですけれども、教育の方法にはさまざまございまして、いろんなものを取り入れながら学校が行っています。鏡野中学校のほうは去年のあの子ども状態から学びの共同体をすぐに取り入れて、子ども同士のこの授業にもう向かっていく、それから子ども同士が意見を論じ合うというふうな、みんなでこう授業に集中しようというふうなことを中心に取り入れて今一生懸命やっているところです。子ども同士の関係が存分にできるところまでまだなかなかありませんけれども、これも1つの光を見出す方法だと思うので、これからも見守りながら支援しながらいいものにしていきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。大岸議員2回目のご質問にお答えいたします。

まず、現時点での14%の感想はということでございますけれども、先ほどお話ししました平成24年3月末の計画9,892.14ヘクタールのうち、合意を得ている面積が6,053.28ヘクタールで61%となっております。それに対して実績が1,363.93ヘクタールでございますので、約25%程度の合意面積に対する実施進捗は約25%程度と。森林組合におかれましては、平成8年ぐらいから始めた団地もございまして、そのほとんどが平成20年度前後から始めており、また、区域を拡大しながらまたかつ合意を得ながらかつ進捗を進めてると。また、大豊製材の稼働等もございまして、これからもですね確実に伸びていくものと。昨今国道195号を木材を積んだトレーラーが頻繁に見かけるようになりました。そういうことから今まで日の当たらなかった山に対して現在日が当たり始めたということで今後に期待するものでございます。

作業道等の苦情の有無ということでございますけれども、一部地域におきまして、実施時に切り図等の張り合わせの不手際と資料抜かり等から苦情があつたということを開

いておりますけれども、これにつきましては事業主体のほうで謝罪をした上で示談が成立しているという報告を受けております。

次に、地場産材での仕事おこしの当市で、住田町の取り入れるいろんなものを取り入れてはどうかということでございます。今回のご質問でうちのほうも初めてこのような先進事例を知りましたので、今後調査研究を深め、香美市において実施できるもの、できないもの等のさびわけも含めまして、森林組合も一緒にですね研究を重ねていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時47分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それぞれに再質問へのご答弁をいただきました。

餓死、孤立死を防ぐためにということで、もう最後の質問でございますけれども、私はこの質問を取り上げましたのは、もうその本当に頻繁に餓死とか孤立死とかいうふうな、今のこの現代社会においてそんなことが頻繁に起きるようなことがあっていいのだろうか、香美市からはそういう死は出したくないと思って、そのために自治体とか私たちにできる役割は何だろうかと思って、考えながらこの質問をつくりました。それで、この札幌市白石区の例でも、もし課長おっしゃったように2回目の時点でもうその保護を受給になっておれば、課長は香美市だったら多分保護受給になるというふうにおっしゃっていただいたのでちょっと安心をしたわけですがけれども、このときに本当に札幌の場合は3回目でも保護受給をさせておれば、この姉妹は死ななくて済んだとも思いますね。2人の命を救うことができたわけです。その逆の結果になってしまっているということで、これは本当に社会問題だと思いました。それで、申請の意思の所長お話をされました、この札幌市の場合も申請の意思を本人が示さなかったということで帰しているわけですがけれども、保護申請に訪れる生活弱者の方って、やはり市役所の窓口でとても弱い立場、心理的にあると思います。それでもっと仕事を探しなさいとか、頼れる兄弟はおらんかねとか、親戚に言うてみなさいとかいうふうに言われると、なかなか保護を申請しますというふうには言えなくて帰ってくる。多分札幌市の例もそうではなかったかと思うんですけども状況からしまして。そういうことがないように、冷静にですね、でも親切に窓口で対応されることを求めたいと思います。このことについてはもうご答弁は結構です。

1点だけ、電気、ガス事業者との連携ですけれども、都市ガスではないからできないというふうに所長おっしゃったんですけども、今その見守り体制をどうするかという話

の中で地域ぐるみで見守っていこうとしているわけですね。そうするとやはりガス会社さんにも入っていただきましてですね、全市的に見守れる体制を補強していくという立場に立てばですね、私はその個人事業者さんにも相談を持ちかけていく、こういう努力が求められると思いますが、それについて1点だけ最後にお聞きをいたします。

教育の問題で、教育長ありがとうございました。いじめの問題ですが、学びの共同体の取り組みをやっているんだということで、何かこう本当にとどまっではない、この困難、今困難な状況にあるわけですが、鏡野中学校とかだけではない、もう全国的に困難な学校がふえてると思うんですけども、こういう取り組みをみんなで一緒にやって乗り越えたときにまた違う学校になって、学校がわくわくするような、子どももいさんで行きたいような学校になっているんじゃないかというふうな気がしてきました。以前に市民憲章に子どもの参画をとということで質問をさせていただきまして、そのまとまった冊子の中から質問したんですが、子どもたちのその勉強のその成果がですね、学習のその香美市の学習の集大成といいますかね、あそこに子どもたちがあらわれていたと思ってとてもうれしかった、それからまたびっくりもしたんですが。私は香美市の子どもたちがみんなが発表できるぐらいのその同じその教育、香美市の教育を享受できる、スタートラインはせめて一緒だと学校では、全部の子どもが、どんな環境の子どもでも、そういう香美市の教育になってほしいと思っております。

それで、最後に1点だけ、特別支援員さんふやしていただいて随分違う取り組みができたんだということですけども、個々のそれぞれの学校からどういう要望がございすか。例えばまだここは人を足してほしいとかですね、それがありません。それからそれに対する教育長のお考えをお聞きしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 3回目の大岸議員のご質問にお答えします。

L Pガス事業者とも連携について検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 特別支援教育支援員さんのことについてですけども、要望は多々あります。けれども、子どもの状態も非常に変わっていきますので、本当に学校は人を欲しがっているというのはあります。ただ、学校は組織で子どもに向かう場所ですので、一対一を幾つもつくっていくというふうなことではなくて、集団の中で子どもをいかに育てるかということの基本にしながらいきたいと思っております。

実は10月に学校のほうの要望を取りまとめて、予算ヒアリングのほうを行いながら必要なものをまとめていきたいと思っておりますので、その場では再度しっかりと学校の要望を出してきてくれるというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、市民クラブの依光美代子でございます。今議会最後の登壇となりました。皆さん、お疲れのところ簡潔に済ませたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

今議会では、環境、福祉、教育について3点、質問をさせていただきます。

最初に、物部川に関係する危険性や影響についてお尋ねをいたします。

今月の4日にNHKのニュースで浸透破堤の危険性がある河川が全国に95河川あるとの報道がありました。その名称の中に物部川がありました。この浸透破堤とはどういうことかと申しますと、河川の水位が高い状態が長時間続くと堤防内の水位も上昇し、堤防の中に水の通り道が形成されます。この水の通り道が徐々に拡大すると、水とともに堤防の水が流れ出し、堤防が崩れるという現象を言います。7月にあった九州北部豪雨で決壊した矢部川は、まさにこの浸透破堤という現象で、川があふれていないのに土砂や周囲の地盤にしみ込んだ水で堤防が崩れ、氾濫したとの国の調査でわかったそうです。さらに、この危険性のある河川が全国で95河川あるそうです。この浸透破堤が起りやすいのは、過去の工事で水の通りやすい砂が使われていたり、地盤に砂が多く含まれている堤防だそうです。物部川もこの1つであると言われております。

以前に物部川の浸透に関する河川堤防の点検調査がありましたが、そのときの説明によると、豪雨に耐える時間雨量480ぐらいに言われたんじゃないかと思いますが、その豪雨量に耐える堤防の断面積が不足するので補強ということだったと思います。過去の調査と同じ場所でしょうか、それとも別の箇所ですか。浸透破堤の危険性があり、強化対策の必要な場所はどこで、対策はどのように行うのか。さらに取り組んでおれば進捗状況についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 依光美代子議員の物部川の浸透破堤についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点、危険箇所、そして強化対策の進捗状況についてお答えをいたします。物部川において対策が必要な区間は2.4キロメートル区間、そのうち本市に該当する土佐山田町下ノ村箇所の0.9キロメートルが流下能力の不足、浸透に対する安全性、水衝部等の浸食に対する安全性に対し、要対策の区間となっていると聞いています。

対策の進捗状況については、下ノ村箇所で流下能力不足対策として、既に引堤事業を着手しており、完成後の堤防は浸透等に対する機能を備えたものであると聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そうすると、その2.4キロ区間のうち下ノ村の区間が

今引堤事業で進めているということで、以前中間報告のときに強化対策箇所として今言われたその下ノ村地区、そのところと今言われました町田橋、町田橋から町田堰、その部分とそれと下流の都築紡績、うちの本市について今お答えしてくださったんですね。ちょっとそのときいただいた平成20年だったかな、そのいただいたときの強化対策必要箇所というのは3カ所、4カ所出てたんです。その箇所はそしたら下ノ村を除いては全て強化対策ができてるといえることでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） お答えをいたします。

全ての強化箇所というのは、根固めからそれから無堤地区、それぞれの堤防の強化対策がございます。今回お聞きされた漏水に対しての浸透破堤の関係だけお答えをいたしました。その他の部分はその他別の対策もございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そしたら平成20年に出てた、そのとき浸透調査で出てたと思うんですけど、その浸透破堤の可能性があるということが出てたわけではないのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

私のほうの持っている情報におきましては、その2.4キロメートル全体についてのその浸透破堤の必要な箇所という位置づけが2.4キロメートル、これについては水位が上昇することによって漏水の危険性のあるような堤防の土質であるとかそういう箇所を箇所づけしておりますので、今回お答えできるために調べた区間は下ノ村地区の0.96キロメートルでございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番。わかりました。

下ノ村のほうも引堤事業で進めてるといえること、本当に最近の雨量は思いも寄らぬ異常、今年なんかは本当に毎日のように雨が降り、そしてね、一時に大量の雨が降ったりするので、ぜひ一日も早い対策をお願いして次の質問へ移ります。

次は、堤防の耐震診断についてお尋ねをいたします。

この物部川は平成22年度に策定した物部川水系河川整備計画があり、現状と課題ということで、今後は南海地震、東南海地震等プレート境界型の地震対策も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も規定に加え、河川管理施設の地震対策を実施すると記載しておりますが、堤防の耐震診断はできていますか。地震の揺れに対して堤防は大丈夫でしょうか。水に対してはその浸透に対しては今回の調査を進められて、そこに対しての対策ということであるんですけど、この地震に対して揺れ、本当に大丈夫なんでしょうか。診断ができていなければいつごろ取りかかる予定かお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。耐震の診断はできているかとのご質問にお答えをいたします。

物部川においては耐震点検を実施済みであると聞いています。直轄区間は旧山田堰より少し上流から下流でございます。河口までの間でございます。香美市区間は施設の計画上の津波遡上範囲より上流でありまして、地震による堤防の沈下後の堤防高と平常時の河川の最高水位を比較し、堤防高さが高いことの確認をお聞きしております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 点検が済んでるということで、地震にそしたら耐え得るというように理解をしていいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。耐え得るという判断ではなくて、地震による堤防の沈下後、どういう状況でですね、その堤防が地震によって変形するかということの中で沈下後の高さより平常時の河川の最高位の部分はクリアして流せるという状況でございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

物部川には高知県が管理するダムが3カ所あります。去年の地震発生以来、住民はこのダムの崩壊を大変心配しており、私も議会で質問をしました。その答弁によると、コンクリートダムの安全性については、平成7年の兵庫県南部地震や平成20年の宮城内陸地震のような大きな地震発生を受けてもコンクリートダムには被害もなく、安全性については一定証明されたとの県の答えでした。しかしながら、国が去年の東日本大震災を受け、ダムの耐震性については、平成17年に国土交通省が策定した大規模地震に対するダムの耐震性能照査指針を見直しをされるようですので、県としてもその後に新たな指針に基づいて調査を行い、対応していきたいとの答弁でした。その後高知新聞で、本年度その耐震診断をする予定となっているとの報道がありました。いつからどのように行うのかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。依光議員のダムの耐震診断についてお答えをいたします。

まず、河川課が管轄します永瀬ダムにおきましては、業者との契約を10月下旬ごろから11月上旬ごろに行いまして、3月末を工期として事業を実施するというふうに聞いております。なお、3月11日発生しました震災後、3.11の震災により見直される予定となっております指針がまだ国のほうから示されておられませんので、その指針が改訂された場合は工期を延長する可能性があるということでございます。また、企業局が管理する吉野、杉田ダムにつきましても、同時期に契約を行い工期は3月とする予定

であるとのことですが、国の新たな指針が出てないことから、本年度につきましては部分的に発注し、来年度改めてですね照査についての委託を行うというふうに聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 10月下旬から11月上旬にかけて出すということでお聞きをいたしました。

この診断をされて、この指針が見直しされたらまた先へこけるというようなお答えでしたので、その後のことはちょっとあれかもわかりませんが、その診断結果の公表について、住民へはどのように周知をするのかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まず、その指針については県のほうの話では今年の秋にですね、秋っていいましても今も秋ですから11月ごろまで広いわけですけれども、この秋の間にですね示されるのではないだろうかというふうには聞いております。それを受けて来年度まで工期が延長しましても、恐らく来年度中にはですね見直しが済むという、見直しと検査が済むというふうには思いますけれども、その周知方法につきましてはですね、広報への掲載や県及び市のホームページ、また市民からの要望があれば説明会の開催等も可能ではないかというふうには考えますが、詳細につきましては委託業務が完了した時点で河川課及び企業局と協議したいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ぜひ住民への周知をよろしくお願ひしたいと思います。

それでぜひその危険度というか、もし壊れたとき危険度があつた場合には、そのダムが崩壊したときのそのシミュレーション、どこまで影響ができるかというような、そういうことも河川課のほうにぜひ声を届けていただきたいと思います。

それでは次に移りたいと思います。民生委員の欠員についてお尋ねをいたします。

この民生委員の欠員となっている地区が、山田町内では宮前町と予岳、前行、油石地区の2カ所であります。一向に民生委員が補充される気配がありません。岡本所長は今年の春の異動で配属され、欠員の件について引き継ぎがあつたと思いますが、そこへの対応について、民生委員の欠員補充や住民の対応についてどのようにしてきたのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 依光議員の民生委員の欠員についてのご質問にお答えします。

民生委員の欠員の地区の方々には大変申しわけなく思っております。自治会長さんや依光議員さん、あるいはいろいろな方々に相談をして紹介をしていただいて何人かの

方々にお願いをしてきたようですが、引き受けてくださる方がなく欠員のままとっております。今年度になつては補充についての協議は行っておりません。

地区住民への対応についてですが、民生児童委員協議会全体でかかわっていただいていると考えております。また、地域への訪問活動については、健康介護支援課が他の地区同様行っていると考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 民生委員の欠員については行ってないということですが、その理由は何、どうしてでしょうか。新しく新年度になったら地区長さんとか区長さんといいますか、その方たちもかわられてるのではないかと思います、どうしてでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） なかなか対応を昨年度までやってきたようですがけれども、まずやってくれる方がないということで手詰まりになっているというように聞いております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ぜひそこな辺を声がけをお願いします。担当課が変わると、また所長さんがかわると所長さんのまたお知り合いとかいろいろそういうことも考えられますし、それから地区の区長さんがひよっとかわってたらまたそこへ、その方からということもあるので、やはり新年度になったらそこへ足を運んでお電話でなく足を運んで、おたくの地区は欠員になってるよということで、やっぱり働きかけは一度はすべきと思います。ぜひそれをしてほしいですが、その件と、それとそこの住んでいる住民の人も私不公平感というか、結局行き届いてない、先ほど大岸議員の質問でも出てましたけど、75歳以上の要支援者というか、おひとり住まいであったりする、そこへの訪問活動を介護支援課でかかわってくださってると思いますってということやったけど、行き届いてるのでしょうか。その75歳以上のその方のその地域の把握ができておられますか。

○議長（西村芳成君） 依光議員。介護支援課長への通告ではございませんので、福祉事務所？

○11番（依光美代子君） 民生委員さんがその地域の75歳以上要支援、災害要支援の必要な人、それからまたは弱者というか、そういう人のことを把握をして毎年見直しを春にはしてるがです。しかしながら、この地域には民生委員さんがいないからできてない状態ではないだろうか。できていなくともその75歳以上のそういう弱者の方が把握ができているのでしょうか、その欠員の地域。

○議長（西村芳成君） 依光議員、その通告がないということ。

○11番（依光美代子君） その、ここに。

○議長（西村芳成君） 75歳以上の支援とかそういった通告が、民生委員の欠員に

ついでだけの質問で。

○11番（依光美代子君） いえ、欠員補充や住民への対応についてということで書いてますけど。その住民の対応がその民生委員がいなかったらきちっとできてないんじゃないかということで、その把握ができてるかということで、別のことを聞いているわけではないですけど。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。欠員補充については今年度行っておりませんので、また改めて補充について努力をしていきたいと思えます。

それと、住民対応についてですが、一応欠員の地区についてはどういった対応をしてもらいゆうろうということで、会長さんにお話をさせていただいたら、全体でやっていると。例えば証明事項なんかも連携をして役員がとっているということを言ってくれておりましたので、名簿は全部お渡しをしておりますので、近隣の地区の民生委員さんが対応していただいているというようには自分は考えておりますが。そこまでの確認は対応しているかどうかという、かつちりした確認はしておりません。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ぜひそれを確認が必要と思えます。というのも、その地区の区長さんが隣り合わせで連携してやっているとおっしゃってますけど、その地域の現状を見ると十分にできてないではないかと思うがです。それで、といいますのも民生委員さん全体でかかわってくださってるって言いますけれど、この地域、民生委員さんがそこにおればその75歳以上の方に対して4月新年度になったら確認をし、どういう状況かということとかお困り事、お二人で住んでてもうお一人になったときにどうだろうって気にかけて、民生委員さんのほうから声かけとかっていうことがあるがです。そういうこともなされてないし、民生委員さんが敬老会とそれと敬老の日とお正月にはちょっとしたものを持って訪問したりしてるんですよね。結局この地区の住民はそういうこともなされてないっていう状況ながです。やっぱり住民の中にもそういう不公平感があるし、やはり民生委員さんの役割っていうのはますますこれ高齢化し、それから今核家族化されるとより重要になってくると思うがです。75歳以上のその把握が今年はできてないということですが、まだあと後半、半年ありますので、ぜひ今からでも取り組んでいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 名簿の確認についてはやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それで、その民生委員の欠員ですが、ぜひ地区長への声かけ、働きかけ、それはしていただきたいと思えます。それと、その地域に職員のOBの方はいないんでしょうか。そこへの声かけということもやってみてはどうかと思いま

すがお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 新たな地区長への働きかけはしていきたいと思えます。が、職員OBですが、既に相談をしている、したようですが、結局欠員になっておりますので、引き受けてくださる方はいなかったようです。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 職員OBにも声をかけたけど欠員ということで、ぜひそのときの声かけの方法ですけれど、お電話だけでは絶対人は動いてくれんと思うがです。それはやっぱりお伺いしてお願い、相談、それとあとはぜひここでおいでる執行部の皆さんにもぜひお願いしておきたいんですけど、決して他人事に思わず、やっぱりこの課が民生委員さんで困っているっていうことがあれば各皆さんがその地域にお知り合いがいるかもしれない、また、自分の担当課の部下にちょっとこうこうして、こことこの地域は民生委員がいなくて困っている、誰か知らん人ないかねとかそういうことを情報を皆さんが共有して何とかそこへという、それぞれの担当課では大変ご苦勞をされてることは重々わかってます。担当の所長さんが知らなくってもほかの課の課長がその地域のOBの方知ってたら、やっぱり知った人が知った人に声かける、これが一番強いと思います。片方ではそうしながら片方からまたお願いにあがる、そうしてこそやってくださる。なかなかこの民生委員という仕事は負担も年々大きくなってきておりますので、ぜひそういったことも課長会などにも出してその呼びかけ、そういうこともやってみたらどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。さまざまなところに呼びかけをして欠員のないようにしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 大変ご苦勞があるかと思いますが、やっぱり人は人で動きますので、積極的に働きかける、協力を得るっていうことで、この問題だけではないと思えます。この町ではいろんな課題が起こってる、そのときに皆さんが一致してこう情報を共有してそれを少しでも、うちの課と関係ないから知らないじゃなくて、うちの課としてできることってというような取り組みをやるとすごくいい取り組みになっていくんじゃないかと思えます。また、市のほうがそうして積極的に働きかけてくれるとその民生委員さんもやりがいがある。以前でしたが言ってましたなられた方が、わざわざ職場の上司にまで担当課からお電話をくれて、何とかうちとして推薦したいからご協力願えんだろうかというようなお電話まであったいうて、そんなにまでしていただいたからもう断ってたけど引き受けましたっていうこともありますので、ぜひ積極的にお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。

このようになかなか民生委員さんが高齢化に伴い難しくなっている部分もあろうかと思えます。そこで民生委員さんの定年は75歳ですが、次の方がなかなか決まらず困っていますが、体力、気力があれば1期だけ再任を認めてはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。民生委員の75歳ということについては、定年ということではなくできる限り75歳未満の者とするということで審査の基本方針で決議しているものです。現在、現職の方で75歳を超えて引き続き再任をお願いした方がおります。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） すれば、私75歳の誕生日月の年度末というか、その方の任期中で75歳が最後となる任期満了時で退任と思ってたら、そしたらその方がその任期満了時にもう76歳が近くなってても可能ということでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。年齢制限についてはできるだけ若い人がいいわけですがけれども、該当者がいないと、また元気な方、80になっても元気な方もおいでますので、できる限り75歳未満の者とするということで議決をしております。76歳を超えて次の任期が満了になったとしても、意欲があればやっていただければ再任ということも可能です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 本人にそしたら76歳であっても体力、気力があつたらということで、ぜひ以前やめられた方もまだまだできるのに惜しいなと思われた方もあります。本人も意欲があつたけど、やっぱり75歳未満というか、新しくなる人はね、もっと手前ですけど、ということでやめられた経過もあつたので質問をさせていただきました。

そしたら、次に移らせていただきます。

この民生委員さんを受けてくださる方が年々この引き継ぎが難しくなっているのも負担が多くなっているからではないでしょうか。地域が広範囲なところや対象者の多いところは福祉委員を充実させ、その福祉委員に対象者を決めて見守りをしてもらい、民生委員と連携しながら取り組むと負担が随分少なくなるのではないのでしょうか。高齢化が進み、社会情勢も以前と大きく変化をしてきています。見直しの時期に来ているのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○11番（依光美代子君） 山田ではまだ地区によってできているけれど、香北、物部では福祉委員さんっていうのはないかと思えます。その全体を見てその充実ということで質問させていただきました。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 確かに最近では民生委員さんの負担が多くなっており、そういったことから民生委員のなり手がなく、なりたがらない状況になっております。全国的にも都市部で欠員状態が多いようです。ご意見をいただきましたので、福祉委員については社会福祉協議会が直接委嘱することとなっておりますので、社協と相談をしてみたいと考えます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 福祉委員さんは今社会福祉協議会のほうでやってくださってますよね、その手が回らないところへこう手を差し伸べるという意味でやってくださる。これを自治会長さんみたいな形でその地域へというような自治会長さんとその福祉委員さんと民生委員とこう連携できるように、何かそういうことは考えられないものではないでしょうか。そのほうがもっとうまくこう連携して見守り活動なんかもいくんではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 自治会長さんはまた自治会長でお仕事があるかと思っておりますので、またなかなか民生委員さん、民生委員との連携も必要かと思っておりますが、やはりそのジャンルでいうとやっぱり福祉委員と民生委員との連携ということが大きいと思っておりますので、自治会長さんをとということにはなかなかならないのではないかとこのように思っています。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 私の質問が十分でなかったようで済みません。自治会長さんに福祉委員をやってもらうんじゃなくて、その地域には自治会長さんもおり福祉委員さんもおるといような形にしたらもっとこう連携がうまくいくんではないかっていう思いで言いました。また、その社会福祉協議会とも話し合って、その民生委員さんのこの負担を少なくしながら、また地域のその高齢者へのサービスが落ちないような工夫をぜひお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

図書支援員の継続と図書館の電子化についてお尋ねをいたします。この問題はたびたび議会で取り上げられております。それだけ子どもたちにとって重要であるということで質問に移ります。

本年度は図書支援員がほぼ全校で配置され、図書館の開館時間がふえ、子どもたちが本に親しむ機会が多くなり、学校図書館としてとてもいい環境となっております。前議会で教育長はおっしゃいました。図書支援員が配置されたことで図書や学校の環境が以前と違ってき、児童の読書冊数がふえたと。配置してわずか2カ月しか経過していないのに効果があらわれ始めていたのです。私も図書支援員の配置している全ての学校を視察訪問をしました。とても図書館が明るくなっておりました。子どもたちが図書館へ行っ

てみたくなる工夫がされ、子どもたちはもとより図書館自体も喜んでいるように受けとめ、とてもいい印象でした。きっといろんな波及効果があるのではないかと感じました。1学期が終了して2学期が始まりましたが、教育長はどのように受けとめておられるのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 依光議員の図書支援員の効果ということでお答えをします。

図書支援員さん配置による効果は大変大きいです。4月から8月の主な効果を4点述べさせていただきます。

1つは、学校図書館の環境が整えられ、子どもたちが図書館へ自然と誘われるような本の紹介や掲示物がされていました。そして、図書室に人がいることは子どもに安心感を持たせることにつながり、落ちついて本を読むという環境づくりができました。

2つ目は、その結果、支援員の配置されている学校では、貸出冊数と利用者や来館者数が増加をしています。4月から8月の平均図書貸出冊数は49冊、これは学校によって少しばらつきがありますが、1.2倍から2.6倍というふうな多さになっています。1カ月当たりの来館者数は平均1,054人となっています。

3つ目です。支援員の配置で学校図書館の本の点検、修理作業、受け入れ、廃棄作業も進み、図書館の環境をよい状態に保つことができました。

4つ目、資料の活用回数も前年度に比べて、先ほどの読む本の倍率と同じように1.2倍から2.6倍増加をしています。これは児童・生徒の調べ学習のための資料提供が多くされたと考えられ、学習指導要領で示された言語活動の充実を図るということの一助になっていると考えられます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 今回この図書支援員さんが配置になって、とってもいい環境が整備され児童が本に触れる機会がふえたということで、貸出冊数やそれから調べ学習にも効果が出ているということで、きっと本が好き、読書が好きという子どもがふえてきたということですよね、うれしいことだと思います。そこにはこの先ほど教育長からも言われたように、その図書館に人がいるという安心感、それからまたその図書支援員さんが発達段階に応じたアドバイスをしてくれるからだと思います。支援員さんがその担任とも連携して調べ学習にも効果が出ているということで、とてもいい効果を出していると思います。せっかくこのいい効果が出ている、しかしながら、本年度で支援員の配置が終わる学校があります。ぜひこれを継続すべきだと思います。なぜならば、皆さんによろってないんですけど、香美市の子ども読書活動推進計画っていうのがあります。これにもやっぱりこの子どもに読書がいかに大切かということで、少し読ませさせていただきます。

策定の趣旨ということで、「読書により子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを

確かめたり、高めたりする体験を持ちます。この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心を身につけることができます。また、変化の激しい社会に主体的に対応していくための生きる力を育むことができます」。この生きる力を育むためにもこの読書活動は必要不可欠だと私は思います。今いじめの問題も先ほどから出てきましたけど、やはりこの読書から学ぶ思いやりの心、それからまた正しいこと悪いことの判断、考える習慣、そういったことも遠回りであるけどやっぱりこの読書から学ぶことっていうのはすごく大きいと思います。それで下の3番目に基本目標ということで1から5番目まであります。その中にもやはり1番には「発達段階に応じて、読書に親しむ機会の提供に努めます」、そして3番目では「読書活動を支える環境整備・充実に努めます」、このことがまさに今支援員さんが来たことでできている、配置をされたことでできていると思います。この右っかわにも学校等ということで「本との出会い 読書が大好きに」ということで書かれています。「学校では、発達段階に応じた指導と支援をおこなうことが必要です」、この指導と支援、これがまさに図書支援員さんがやってくださっている、だから必然的に子どもたちも図書館に足が向く、図書館がまた足が向くような工夫を支援員さんがしてくださっているという、とてもその効果を上げ始めている。やっこの図書支援員さんの配置によって効果が見え始めたところですので、このことも継続してこそその効果が確かなものにつながります。本年度で支援員の配置が終わる学校がありますが、ぜひ継続すべきで県の緊急雇用の重点分野の事業などを利用して来年度も継続して全校に配置すべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 依光議員、1問目終わったんですね。2問目に移ったわけですね。2問目ですね、今の質問は、1問目終わると言われた？

○11番（依光美代子君） 1問目終わってます。ごめんなさい。済みません。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 図書支援員の配置につきましては本当に同感です。国においても地方交付税措置をし充実に力を入れている内容です。図書支援員の各校への配置は、各校のその中間検証結果から見ても大きな効果があったということは非常にはっきりしていますので、ぜひ来年度も継続する必要があると考えています。ただ、これ本当に人の配置の問題ですので、何とぞよろしくお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 本当にいい結果が出てる、こう出始めたところだから、ぜひもうちょっと続けるとなればそれが確かなものになる。本当に人の配置だからその辺で大変ご苦労をされていると思いますが、ここへやっとうこう足がかりというかね、いい兆しが出てるので、ぜひこの継続をしてもらいたいと思う。その中で今年から配置をされた高知県学校図書館読書環境整備費補助金を活用したお二人の支援員さん、2校を週2日ずつ行ってますよね。その支援員さんにせめて週4日にふやすことができないでしょうか。半日でもいいから毎日というか顔を出す。やっぱり図書館が毎日あけること

で子どもたちが思う存分この本に触れる機会をふやすべきと考えますがお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長いたします。

教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

この辺、ちょっと難しい問題もありますけれど、今は1人の方が2校を2日ずつ行っ
てくださるという形でいっています。そうですね、気持ち的には4日行けるようにし
たいというのはあるのですけれども、何しろ全体にこういう形で何とか支援ができるよ
うな形をとりたいとまずは思っていますので、学校の教職員も図書館担当教員も位置づ
けています。そこの連動で何とかできないかなというのが今の思いです。多いほどい
いのですけれども、何かたくさん支援員の配置があるので少し、はい、苦しいと思いま
す。失礼します。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 大変教育長を苦しめております。本当に財源があり余る
ほどあればね、ここへ十分という思いもあるだろうけど、市長もぜひせつかくこう効
果が見え始めておりますので、その辺をご検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

学校図書館の電子化についてお尋ねをいたします。この問題も数年前から議会で取り
上げられていましたが、財政的に大変多額の費用を要しますので、延び延びになってお
りました。

電子化を導入している山田小学校や大宮小学校をのぞいてみますと、子どもたちは本
の貸し出しや返却を生徒自身が楽しみながら行い、読みたい本の検索などを即時にでき
ていました。自分の本の履歴や傾向も一目でわかり、それをまた図書支援員さんや教員
も一目でその子の状況を把握できるので、偏りがあればアドバイスなどもしているそう
です。

資料の最後の端につけてるんですが、それがその図書管理システムです。そこにいろ
んな物書きっていか効果というものが書かれています。本当に子どもが楽しく、それと
やっぱり今の子どもはそのITとかああいう物に早く触れると、楽しみながら触れ
るということで理解をしていくということになろうかと思えます。その学校でも言うて
ましたね。この電子化を取り入れてからは2校とも読書量もふえているそうです。

この電子化の導入や図書支援員の配置により子どもたちの読書にどのように変化した
かについて南国市ではアンケート調査を行っております。それがお手元の2の資料です。

南国市では、その平成23年に全校配置をし、電子化を導入しました。そのときにこ
れは平成21年から2学期から調査をしています。「あなたは読書がどれくらい好きです
か」ということで、小学3年から中学3年までを対象に行っています。平成21年には、
「とても好き・好き」っていうような子どもさんが71.1%、それに引きかえ「あま

り好きでない・まったく好きでない」という子どもさんが28.5%でした。この支援員と電子化を進めることで平成23年に2学期に調査をしています。そこでも「とても好き」というのは75.7%にぐっと上がっています。それで夏休みぐらいをかな、7月ぐらいからやったかな導入をね。で、最終結果が下の端にあります平成24年1学期に調査をしたんです。そしたら何と本が読書が「とても好き・好き」という子どもが82.4%、11.3%も伸びております。「あまり好きでない・まったく好きでない」という子どもさんも同じように11%ぐらい減ってきております。そういった歴然と効果が出てきております。

ネットワーク化ができると、調べ学習などで必要な本がその学校になくとも検索により他校から調達できます。活用の範囲も広がってきます。図書館の充実、学校教育の充実に直結してきます。学校図書館の電子化は、工夫をすれば可能ではないでしょうか。例えば電子化に必要な蔵書の整理や分類、バーコード張りなどは、その図書支援員全員で一緒に各学校を順番に回り作業をすることで余分な経費は要りません。こういうやり方を他市で行っている例もあります。また、今回学校を回らせていただきわかったことですが、図書支援員の取り組みにはそれぞれ特徴があり、いい取り組みをしています。このように他校へ行くことで研修になり、お互いによりよいところを取り入れ高め合える機会となるのではないのでしょうか。

先ほども教育長さんがおっしゃいましたが、はや既にそれぞれの学校でその本の整理とか修復とかそういうことも取りかかっているということをお聞きしました。また、今全校ではないかもしれませんが子どもさんの図書委員会っていうのもあるから、そういう子どもさんと一緒にやるとか、香美市においては子ども司書さんの養成講座みたいな続いています。だからそういった子どもさん交えてちょっと手がかかるかもわかりませんが、その子どもたちも勉強になるので、そういった機会も捉えながらこの工夫をすれば経費を余りかけずにそういった作業もできるのではないのでしょうか。

また、機器導入の経費については、南国市では17校で約600万円と聞きました。本市では既に2校は導入していますので8校です。もう少し低い金額でいくと思います。本年度の小中学校の図書購入費は約480万円です。来年度のみ小中学校の図書購入を辛抱してもらい、本当に全然買えないということは学校にとっても大変なことですが、また先で取り返せれますので、そういったこの購入費を充てることは可能ではないのでしょうか。ぜひ電子化を進めるべきと考えますが見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。図書館の電子化についてお答えをします。

学校図書館の電子化はできるだけ早い機会に行わなくてはならないと考えています。現在電子化されてるのは小学校2校のみです。できるだけ早く電子化し、各校とも公立図書館とのネットワーク化につなげていきたいと思っています。電子化に向けてのさまざまな作業は、図書館担当教員や図書支援員が研修を行い、早急に行いたいと思

ます。電子化のためのソフトは、小中学校の図書購入費を全て充てるとまた子どもたちの読書意欲というふうなことに少し関係がしてまいりますので、一部いろいろ考えながらですけれども、別に考えなくてはいけないだろうというふうには思っているところです。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） とってもいい答弁をいただきました。本当に私もいろんなこと相談するけどやっぱり財源がないという言葉がね出てきて、1つをするなら1つを切る、スクラップアンドビルドだということを言われるんですけど、学校側にとって全く本を買えないということは本当に大変なことだと思います。このネットワーク化、バーコード形式というのは本当に早く取り入れることで、取り入れるべきだと思います。

それで、その機械の設置に当たっても工夫をすることで安い経費で、やはりメーカーさんに頼んだりすると結構高いんですけど、南国市さんで聞きました。そしたらやっぱりこういうことに精通している職員さんがおられて、そこに協力いただいて、学校のLANの配線なんかも天井剥いたりとかいうのは職員でやったということで、経費が何分の1でできたって、この教育委員会の中にそういう人がいなくてもその期間だけ職員を手伝ってもらって、そういった工夫も考えてみたらどうでしょうか。そうすると少ない経費でいくのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えします。

経費が非常にかかるので、非常に何か、はい、心配をしているところはあります。何とか工夫できるところはできるだけ工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 最後に市長にお尋ねをいたします。

この学校図書支援員さんやこの電子化について、これだけ効果が出始めておりますけどそれについてお考えをお聞かせください。財政課の課長にお願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 依光議員さんの質問にお答えいたします。

いろいろ予算がらみの質問をいただきまして、悩ましい思いを持って聞いておりますけれども。早々ですね、予算については次年度の予算見積もりそれからヒアリングということになりますので、この際あえてまたお話をさせていただきたいと思っておりますけども。

これまでもですね、議員さんから予算に絡んでいろいろお話をいただくことの中では、今回特にその議員提案の事項で、こうすればいいじゃないかというご提案をいただいておりますし、それから支援員の制度についても事業の妥当性、必要性というものについては否定をするものではございませんが、限られた財源の中で、おっしゃられるように短期的あるいは長期的な展望を持ちながら、予算を見通しで編成をしているところでござい

ます。そういった形で財政運営をしておると。先ほど教育長もおっしゃられてましたけども、私ある程度その市長の思いの中で教育予算については相当その伸ばしてきておるといことはご理解をいただけるところじゃないかというふうに思います。人件費についてもおっしゃられるような支援員さんに係る分、それからふれんどる一むについてもそうですし、それから物件費についても今出てますような部分でいうと、諸費については前年度よりは伸びておるといのは見比べていただいたらわかる話だろうと思いますけども。いわくあれもこれもということとはなかなかその行政の中でできないということ、あれかこれかという選択をしなければならないことはこれまでもお話をしてきたとおりでございます。議会もともにですね、行財政運営については予算を通して、予算案を通してですね、それぞれどういうことでこの町をつくっていくかということをお互いに責任を賭して担うところがあるわけですが、経常経費についてはですね、やはりずっと続いていく部分ですから、ここについて特にやっぱりご質問いただくときも今議員おっしゃれましたように、スクラップアンドビルドっていうものをしっかり押さえてお願いをできたらなあっていうふうに思うわけです。そういったことを踏まえてお話、知恵を出していただいたら私どもも予算編成の段階です工夫をしていきたいというふうに思いますので、ぜひですね、これをやったらどうかというときにはあわせて、スクラップという表現はよろしくないですけども、例えばこれを抑えてこれをやるべきじゃないかというご提案、お知恵をいただいたらありがたいと思います。何か押し返すような答弁になって申しわけないですけども、一応予算を預かる所管課としてですね、特にこの点についてはあえてこの時期にお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 財政課長よりこの時期だからこそあえて申し伝えておくということですが、財政的に厳しいのはよくわかってます。それでそこに工夫をしてということで提案をさせていただきました。そういったことで今回むちゃくちゃと思います、図書費全額というのはね。だけどそういった案もあるよと、1年だけ辛抱してその次にはこうするというようなそういったこと。それと、職員間の中でそういう力を出し合いということで経費を抑える。何でよその課のことまでせないかんだらうかというようなお考えもあるかもわからんけど、それはやっぱり我が町のこと。この教育というのは町を将来支えていく根幹だと思うがです。せっかく効果が出始めたところだから、やっぱりそれを確かなものにつなげていく、計画の中にもありということで質問をさせていただきました。これを機会に皆さんでじっくり考えてぜひいい方向へお願いをして、私の質問を以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会します。

お諮りします。一般質問は全て終わりましたので、9月13日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、9月13日は休会とすることに決定いたしました。次の会議は9月14日午前9時から開会をいたします。

（午後 4時11分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 4 年 9 月 1 4 日 金曜日

平成24年第5回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月14日金曜日（会期第10日） 午前 9時12分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 68号 平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 80号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 81号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 82号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 83号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 85号 市道の路線の認定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成24年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第4号)

平成24年9月14日(金) 午前9時開会

- 日程第1 諸般の報告
- 報告第 12号 専決処分事項の報告について
住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について
- 日程第2 議案第 68号 平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 71号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 72号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 73号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 74号 平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 75号 平成23年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 76号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 77号 平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 78号 平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 79号 平成24年度香美市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第 80号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 81号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補

- 正予算（第1号）
- 日程第16 議案第 82号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補
正予算（第2号）
- 日程第17 議案第 83号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業
勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 85号 市道の路線の認定について
- 日程第20 請願第 1号 学校給食資材の発注に関する請願書

会議録署名議員

4番、利根健二君、5番、濱田百合子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時12分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

本日は議案質疑及び委員会付託を行います。水道事業会計決算及び工業用水道事業会計決算の認定を除く各会計の決算認定の議案につきましては、付託のされた委員会において議案精査のため継続審査になると思われまますので、議案精査のため必要な質疑のみを行うようお願いいたします。

また、議案第79号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）については、本会議の後、連合審査会が予定されておりますので、その時点にて質疑を行ってください。

その他の議案については、各常任委員会へ付託となりますので、議員各位は所属の委員会の所管でない議案についての質疑を行うようお願いをいたしておきます。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、報告第12号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

これから、報告第12号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。これ行革のほうでまだ審査をしてないという観点で少しお尋ねしておきます。

細部説明のほうに債権保全というふうに書かれていますので、その保全する状況、状態について理由等を踏まえてお尋ねするものです。

それとこの、同じAさんですけれども、新築資金のほうはまあそこそこ払いが終わって、まあ終わってるといってもそこそこ償還をされておりますが、宅地取得のほうに貸付額からいうたらほとんど減っておらないという現状を見ると、どちらかがまあ優先された、あ、新築のほうに優先されたという状況があるのか（後に「貸付額と未償還額の関係は私のほうが間違い」と訂正あり）、まあ貸し付けの年度も踏まえてお尋ねしておきます。その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

この宅地、それから新築ともにですね同じ方でありまますけれども、債権保全というのはですね未納になっておりまして、かつこの方が長期入院中でありまして、しかも判断能力を喪失している状況であるということでありまして、ほんで今回ですね債権の保全について、まあそういう相手の方がそういうことですので、特別代理人を立てるこ

とによってですね、この債権をあるということを確認をさせていただきたいということで、訴えの提起をさせていただきました。

それから、まあ宅地取得のほうがよけ減ってなくて新築のほうがよけ減ってるということなんですけれども、両方ともまあ似たような比率でいくと似たようなもんになるうと思うんですけれども、両方とも少しずつですけれども償還はあっておりましたけれども、両方ともですね平成14年を最後に納付がなされてないという状況でございますので、まあ時効という関係もございまして、急遽ですね債権保全のために訴訟をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

先ほど私が言ったところで、貸付額と未償還額の関係は私のほうが間違いでしたので訂正しておきますが、そのまあ長期入院中で云々ということと言われたときに、まあこの流れですわね、先ほど特別代理人云々ということと言われたんですけれども、実際相手方がそういうまあ判断能力欠如も踏まえてあるというときに、実際こちらがまあ訴えたときの相手側の出方というか、どういうふうな形になっていくのかちょっと教えてください。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。ご質問にお答えします。

判断能力がない方につきましては、まあ後見人を立てていただくとかいう形になるうかと思えます。で、まあよくあるのは成年後見人とかいうことあるんですけれども、こういう訴訟なんかに関しましては特別代理人という形です。まあ一般の方でも構わないと思うんですけれども、通常は弁護士の方がですね後見人について、ご本人に成りかわってご本人の権利をまあ主張されるという形になります。ですから、うちうちの権利を主張しますけれども、ご本人に成りかわってですね権利を主張されるためにはやっぱり法的な知識を持たれた、この場合は大体弁護士の方が多いうふうな、今までの経過ではそういう記録が多く残っております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 先ほど山崎議員が最初に聞きました貸付年度、それから平成14年を最後に納付がないということなんですけれども、平成、最初にいつ貸し付けて、その返済がコンスタントに平成14年まではあっているのかどうか。

それと、まあ判断能力喪失ということですが、支払い能力ということについてはどういふふうな状況になってますでしょうか。どのように把握をしておられますか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） ご質問にお答えします。

いつ貸し付けたかという件に関しましては、こちらにですねその償還表を持参しておりませんのでちょっとわかりかねます、現にこの時点では。もしあれであれば、後でお知らせしたいと思います（後に追加答弁あり）。で、償還につきましては滞りがちであったというふうに聞いておりますし、それからまた現時点ではですね、まあここ10年近くですね償還いただけてないわけで、なかなか償還能力については厳しい状況があるんじゃないかというふうに把握しておりますけれども、今回は払える払えんの問題ではなくって、あくまでも債権を保全するという、そういう観点からですね訴訟を起こさせていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この方は保証人等はどういうふうになってますか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。保証人もおられますけれども、保証人もですね、ここに細かいあれがないんですけれども、保証人の方についても催促できる状況の保証人であればそうさせていただいてたんですけれども、非常に保証人の方もですね厳しい状況にあるということで、今回ですねその保証人の方にも催促がしにくいということで、かと言ってこのままですね債権が時効で流れてしまうのは申しわけないということでですね、とにかく債権を保全するという意味合いで訴訟をさせていただきました。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 貸付年度につきましてまあ手元にお持ちでないということですが、その件をこのきょうじゅうに、今の議会中に返答いただけますでしょうか。連合審査までの間に。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。あのすぐにでもですね、資料は取りに行きますので、はい。ご報告できると思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 報告に対して、まあほかにないようでありますので、この件については終わりたいと思いますが、この件の後ほどまた連合審査までに資料を提出いただけて説明を受けたいと思います。

収納課長にお願いしておきますが、報告はこれは1件でありますので、やはりそうした資料は議場には持ってきていただくように、今後気をつけていただきたいと思います。

ほかに質疑がないようですので、この報告に対する質疑を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（西村芳成君） はい。

日程第2、議案第68号、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第69号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第70号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第71号、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第72号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第73号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第74号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第75号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第76号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第77号、平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処

分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。単純なことをお尋ねします。

前回までは水道事業会計歳入歳出決算の認定についてということでありましたが、今回からこの未処分利益剰余金の処分及びとなってますよね、これを追加されたということについて今までが不備やったのか、それとも何か状況が変わって、これについても認定しなければならないという法改正かなんかあったのか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

議案名の変更につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により毎事業年度に生じた利益の処分は、条例の定めるところにより、議会の議決を得なければならないと規定されてることから、剰余金の処分が議会の議決の対象であることを明確にするために、議案名を変更して提案しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ということは、今までやってきた部分も別に不備はなかったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

そのとおりです。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第78号、平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第79号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第80号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第81号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第82号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第83号、平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第84号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第85号、市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第2、議案第68号から日程第19、議案第85号までの質疑は全て終わりました。

各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は9月21日までに審査を終えるように期限をつけることとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月21日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

日程第20、請願第1号、学校給食資材の発注に関する請願書を議題とします。請願第1号は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり教育厚生常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。付託しました案件は9月21日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月21日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

(午前 9時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 4 年 9 月 2 4 日 月曜日

平成24年第5回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成24年9月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月24日月曜日（会期第20日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子 議会事務局書記 中 村 友 紀

市長提出議案の題目

- 議案第 68号 平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 80号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 81号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 82号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 83号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 85号 市道の路線の認定について

議員提出議案の題目

- 請願第 1号 学校給食資材の発注に関する請願書
発議第 1号 香美市議会基本条例の制定について
発議第 2号 香美市議会議員政治倫理条例の制定について
発議第 3号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
意見書案第 12号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
意見書案第 13号 通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書の提出について
意見書案第 14号 生活保護の予算を削減しないよう求める意見書の提出について

議事日程

平成24年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第20日目 日程第5号)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

- 日程第1 議案第 68号 平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2 議案第 69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3 議案第 70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4 議案第 71号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5 議案第 72号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6 議案第 73号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第7 議案第 74号 平成23年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第8 議案第 75号 平成23年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
日程第9 議案第 76号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 議案第 77号 平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
日程第11 議案第 78号 平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第12 議案第 79号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第 80号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 81号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 82号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第 83号 平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 84号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 85号 市道の路線の認定について
- 日程第19 請願第 1号 学校給食資材の発注に関する請願書
- 日程第20 発議第 1号 香美市議会基本条例の制定について
- 日程第21 発議第 2号 香美市議会議員政治倫理条例の制定について
- 日程第22 発議第 3号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第23 意見書案第 12号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第 13号 通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第25 意見書案第 14号 生活保護の予算を削減しないよう求める意見書の提出について
- 日程第26 閉会中の所管事務の調査について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

（日程第5号の追加第1）

平成24年9月24日（月） 午前9時開会

- 追加日程第1 議長の辞職について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

（日程第5号の追加第2）

平成24年9月24日（月） 午前9時開会

- 追加日程第2 議長の選挙について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

（日程第5号の追加第3）

平成24年9月24日（月） 午前9時開会

- 追加日程第3 副議長の辞職について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第5号の追加第4)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

追加日程第4 副議長の選挙について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第5号の追加第5)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

追加日程第5 議席の一部変更について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第5号の追加第6)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

追加日程第6 各常任委員会委員の選任について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第5号の追加第7)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第5号の追加第8)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

追加日程第8 行財政改革推進特別委員会委員の辞任について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第5号の追加第9)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

追加日程第9 行財政改革推進特別委員会委員の選任について

平成24年第5回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第5号の追加第10)

平成24年9月24日(月) 午前9時開会

追加日程第10 推選第1号 香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選について

会議録署名議員

4番、利根健二君、5番、濱田百合子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時02分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、本日議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。本日の会議の運営等につきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等については、発議3件、意見書案3件を追加議題とし、委員会付託を省略し提案説明から採決まで行います。

続いて、12月定例会の会期日程及び会議の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定をいたしましたので予定表をお手元に配付しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第68号、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、請願第1号、学校給食資材の発注に関する請願書まで、以上19件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第3回（後に「第5回」と訂正あり）定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第68号、議案第79号、議案第84号であります。

議案第68号、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定については、継続審査とすることに決定いたしました。

議案第79号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）は、既に連合審査会で質疑が終わっていますので直ちに採決に入り、全員賛成をもって議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第84号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの提案理由の補足説明もなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

済みません。先ほど今期「第3回」と申しましたが「第5回」に訂正させていただき

ます。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） おはようございます。8番、千頭でございます。

9月19日、出席委員は7人であり、定足数に達しておりましたので今期定例会において産業建設常任委員会を開催し、付託されました審査事件は、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第77号、議案第78号、議案第80号、議案第85号の議案8件で、審査を慎重審議に行いましたので、その経過と結果について順次報告いたします。

議案第69号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての4議案につきましては、継続審査を希望する意見があり、これを諮り、全員賛成で閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第77号、平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部からの補足説明の後審査を行いました。

出されました質疑といたしまして、「12ページから13ページの企業債明細書で大蔵省資金運用部の利率が高いが、借りかえの条件はあるか」の問いに対し、「利率については国で決定しており、年度によっては異なる。繰上償還できる借り入れ利率は5%以上が対象である」と答弁。「5%以上の利率があるがこれは繰上償還をしないのか」の問いに対し、「繰上償還については補償金なしの枠いっぱいの償還をしており、それ以上に繰上償還することになると補償金を上乘せし償還をしなければならず、5%以上の支払い利息と余り変わらなくなる」と答弁。「8ページの雑収益25万6,765円は何か」の問いに対し、「コピー代、給水申請書の用紙代等である」と答弁。「18ページの職員に関する事項で、職員1名が減になっているが、職員定員適正化計画によるものか」の問いに対し、「平成23年度人事異動により1名減となった」と答弁。「1ページの事業収益、事業費用と附属書類の8ページから9ページの事業収益、事業費用の金額の相違は何か」の問いに対し、「1ページの収益的収入及び支出の事業収益、事業費用には消費税が含まれている。附属書類の8ページから9ページの事業収益、事業費用には消費税なしであり、課税対象と課税対象外の費目等もあり、一律5%の差額ではない」と答弁。「監査報告の7ページに、安定供給のための水源確保の必要性が問われているが、現状はどうか」の問いに対し、「水源確保については、4年後の簡易水道との統合で山田堰簡易水道、特に上下水道にかかわる談議所配水区と香長簡易水道を含めた施設を1つの配水区と捉えて新水源を確保する方向で検討していると。方法として

は3点ほどあり、1点目は、日に2,000トン以上のくみ上げ可能な新水源を確保する方法。2点目は、現給食センター施設の井戸1,000トンに隣接で幾つかの井戸を掘り、リンクさせ2,000トン以上の水源確保する方法。3点目は、水利権のある農地を取得し、水源を確保するなどを検討している。今後は水脈調査等を行い、井戸を掘った場合、近隣の影響度事業費の経済比較等を検討している」と答弁。「昨年度も同様の答弁がなされたが、どこかへ委託調査するのか自前で調査するか、余り進捗していないように思われるがどうか」の問いに対し、「過去のデータをもとに課内等で検討している。新水源については、平成28年度以降に簡易水道と上水道を接続した場合、現施設を維持管理、修繕しながら長寿命化を図ることを検討している。施設を整備した場合は市民に負担がかかるので、現施設の長寿命化を図り、できる限り市民の負担を抑制したいと考えているのも一要因である」と答弁。「新施設整備と現施設を修理し長寿命化を図りながらであるが、どちらかといえば現施設を維持管理、修理しながら長寿命化を図ることに重きであるかと理解してよいか」の問いに対し、「現状はそのとおりであるが、新水源も時期が来たときは過去のデータ等をもとに建設したい」と答弁。「6ページの貸借対照表の固定資産で、有形固定資産の建設仮勘定は何か」の問いに対し、「過去における水源調査委託料等である」と答弁。「18ページの保存工事の概況の中で量水器の新設、給水戸数、検査手数料、新築等が昨年度より伸びている現状に対しての見解は」の問いに対し、「新設については、経済状況や南海地震対策等で津波の影響のない高台に転居されてくる等により、今後は伸びる可能性があると思われる」と答弁。「監査3ページの不納欠損で過年度分の収納の見込みの見解は」の問いに対し、「不納欠損対策としては訪宅、電話等によりできる限り徴収に努めていくと考えている」と答弁。

以上の質疑を経てほかに質疑、討論なしと認め、採決の結果、議案第77号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部より補足説明後審査を行いました。

特段の質疑、討論もなしと認め、採決の結果、議案第78号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第80号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部からは細部説明書のとおりで特段の補足説明もなく、質疑に入りました。

出されました質疑といたしましては、「国庫補助金が減額になった特別の理由は」の問いに対し、「減額の要因については東日本大震災に伴う影響である」と答弁。

以上の質疑を経てほかに質疑及び討論なしと認め、採決の結果、議案第80号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、市道の路線の認定についてを議題とし、執行部からの補足説明

の後審査を行いました。

出された質疑といたしましては、「今回認定漏れが判明したとあるが、作業時の帳簿漏れの判明か、あるいはもともとわかっている今回認定するのか」の問いに対し、「今回災害調査時に道路台帳の認定事務の不備が判明したため」と答弁。

以上の質疑を経てほかに質疑、討論なしと認め、採決の結果、議案第85号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果についてを報告終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。今期定例会に教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第73号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第74号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第75号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、議案第76号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第82号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、議案第83号、平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、請願第1号、学校給食資材の発注に関する請願書の以上8件であります。以下、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

議案第73号から議案第76号までの平成23年度のそれぞれの特別会計歳入歳出決算の認定についての議案4件は、引き続き慎重審査の必要を認め、閉会中の継続審査にすべきと決定いたしました。

次に、議案第81号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、審査に入りました。

最初に、「療養給付費負担金は昨年減額でしたが、今年は単純にふえたと考えてよいのか」については、「お見込みのとおりです」とのことでした。次に、10ページの「繰越金は平成23年度の繰越金か」については、「お見込みのとおりです」とのことでした。次に、「一般被保険者高額療養費の財源振替の382万円は自己負担分か」について、「基金の確定により減ったので、その分を一般財源に振りかえたものである」とのことでした。

以上で質疑を終え討論もなく、採決の結果、議案第81号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題とし質疑に入りました。

最初に、「平成23年度の繰越金を全額国・県の償還金に充てるということは、償還

金が確定したということか」については、「償還金の確定はまだである。繰越金を全額充てても不足すると思われるので、確定後に不足額を12月に補正にて対応する予定である」。

以上で質疑を終え、（後に「討論もなく、」を追加訂正あり）採決の結果、議案第82号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号、平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第83号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

済みません。先ほどの議案第82号のところで少し訂正させていただきます。最後の分のところで、以上で質疑を終え、「討論もなく、」が抜かかっておりましたので訂正をさせていただきます。

次に、請願第1号、学校給食資材の発注に関する請願書を議題とし、紹介議員と関係部署に説明を求め審査に入りましたが、提出書類の内容などについても審査をするには不十分につき、請願書の提出者にも説明を求める必要があり、閉会中の継続審査にすべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育常任厚生委員会委員長の報告を終わります。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号から議案第76号までを一括して採決をいたします。

議案第68号から議案第76号までについては、各常任委員長から閉会中の所管事務の調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第76号までの各案件は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これから、議案第77号、平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第78号、平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第79号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、平成 24 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 83 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について採決をします。

本案について委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 84 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号、学校給食資材の発注に関する請願書を採決します。

請願第 1 号については、教育厚生常任委員長からは閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。常任委員長から申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、請願第 1 号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。日程第 20、発議第 1 号、香美市議会基本条例の制定についてから、日程第 25、意見書案第 14 号、生活保護の予算を削減しないよう求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第 20、発議第 1 号から日程第 25、意見書案第 14 号までの案件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから日程第20、発議第1号、香美市議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 発議第1号、香美市議会基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月24日提出、香美市議会議長 西村芳成殿

提出者、香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 矢野公昭、山崎眞幹、大岸眞弓、依光美代子、前田泰祐、比与森光俊、竹平豊久

発議の第1号、香美市議会基本条例案につきましては、本市議会の最高規範として平成22年10月の定例会において設置をしました議会改革推進特別委員会の中で、昨年10月より1年近く協議を重ねてまいりました。条例案には議会会派制であったりとか、執行部の反問権、また議会報告会など議会改革として実施をしてまいりました事項についても条文化をして盛り込んでいるところでございます。

まず、前文のみ読み上げさせていただきます。

（前文）

香美市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、香美市民から直接選ばれた議員で構成され、同じく香美市民から直接選ばれた香美市長（以下「市長」という。）とともに、香美市の代表機関を構成する。

地方分権の時代にあつて、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は多人数による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、事務執行の監視機能や政策立案機能及び立法的機能の強化、充実に努め、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

これらの使命を達成するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守はもとより、公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策形成への市民参加の推進、議員間のかっ達な討議の展開、市長等執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研さんや資質の向上等、必要な議会運営上の原則や体制整備等を定め、遵守、実践することにより、市民に信頼され、活力ある議会となることを目指し、この条例を制定する。

以上が前文でございます。

条文につきましては、第1条に条例の目的、そして第2条から第4条までが議会及び議員の活動原則について、第5条と6条は市民と議会の関係について、第7条から第10条までが議会と行政の関係について定めております。また、第11条には議員間の討議について、第12条には委員会の運営について、第13条から第16条にかけては議会及び議会事務局の体制整備について定めております。また、第17条から第19条にかけては、議員の政治倫理また身分及び待遇について定めておりますが、議員の政

治倫理につきましては、さらに別途条例で定めることといたしました。この後発議第2号として提案をいたします。第20条と第21条には本条例の最高規範性と見直し手続を定めております。

最後に附則を読み上げさせていただきます。

附則

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

2 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例（平成21年香美市条例第46号）は、廃止する。

以上で提案理由の説明といたします。ご審議よろしくお願いいたします。

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、発議第2号、香美市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 発議第2号、香美市議会議員政治倫理条例の制定について上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月24日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員小松紀夫、賛成者 同 矢野公昭、山崎眞幹、大岸眞弓、依光美代子、前田泰祐、比与森光俊、竹平豊久

発議第2号ですが香美市議会議員政治倫理条例案、これにつきましては、議会基本条例案の検討過程におきまして、議員の政治倫理については別途条例で定めることが望ましいと特別委員会でのこのご意見によりまして、本年1月より協議を重ねてまいりました。条文の説明をさせていただきます。

第1条は、本条例の目的でございます。第2条には、議員の責務を定めております。第3条の政治倫理基準につきましては、読み上げさせていただきます。

第3条 議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表として、その品位と名誉を損なう行為を慎み、公務の執行に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市が行う請負契約、委託契約及び一般物品納入契約等に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。

(4) 市職員の採用、昇格又は異動に関して推薦、紹介をしないこと。

(5) 政治活動に関し、企業、団体等からの寄付金等を受けないこと。また、議員の後援団体においても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付金等を受けないこと。

2 議員は、前項の遵守事項に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、真摯な態度をもって自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

以上が政治倫理基準第3条でございます。

続きまして、第4条には市民の責務、第5条には請負契約に関する遵守事項を定めております。最後の第6条では審査会の設置及び議員に対する措置を定めております。なお、審査会規定につきましては、本条例施行と同時に議長決裁にて施行することといたします。附則としまして、この条例は平成24年10月1日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、発議第3号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 発議第3号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月24日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 前田泰祐、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 大岸真弓、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 島岡信彦

本文は省略をさせていただきます、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の議会会議規則の改正につきましては、情報技術の躍進などにより現在規則と実情が合わなくなってきた箇所や、議会改革などにより一部制度が変わった箇所、また地方自治法の改正があった箇所がありましたので、これらに合わせまして一部語句などを見直す箇所等についても改正を行うため発議をしたものであります。また、この規則は平成24年10月1日から施行いたします。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、意見書案第12号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 意見書案第12号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年9月24日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員

千頭洋一、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦

意見書案の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
(案)

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられていますが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしています。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などの厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月24日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、総務大臣 川端達夫殿、農林水産大臣 郡司 彰殿、環境大臣 細野豪志殿、経済産業大臣 枝野幸男殿、国家戦略担当大臣 古川元久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上、慎重なご審議の上、同僚議員のご賛同よろしくお願いいたします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。本案の質疑を行います。質疑はありま

せんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、意見書案第13号、通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。意見書案第13号、通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年9月24日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書（案）

新学期が始まったばかりの4月、京都府亀岡市で集団登校の列に軽自動車が入り込み、市立安詳小の児童ら10人が最大で25メートルもはね飛ばされ死傷する事故がありました。また、館山市大賀の県道でも、朝、通学のバスを待っていた市立館山小1年生が軽自動車にはねられ死亡するなど、全国で通学中の児童が巻き込まれる交通事故が相次ぎました。

これらの状況を踏まえ、今回、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要綱」を作成して、全国の自治体に通達しました。

この通達に沿って、すでに本市でも危険箇所の早期特定や、警察署や道路管理者による現場点検も行っています。これら危険箇所の改善を図るには、車道と歩道の分離帯・防護柵など、ハード面における整備・設置が必要とされる事案が明らかになっています。特に、国道・県道を通り通学しなければならない箇所もあり、市単独では困難な状況です。

よって、国におかれては、児童生徒の命と安全を確保するために、危険箇所の改善が

早期に実施できるよう予算措置をおこなうことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月24日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、文部科学大臣 平野博文殿、国土交通大臣 羽田雄一郎殿、国家公安委員長 松原 仁殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上、よろしくお願い申し上げます。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。本案の質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから意見書案第13号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、意見書案第14号、生活保護の予算を削減しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。意見書案第14号、生活保護の予算を削減しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年9月24日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 片岡守春、賛成者 同 山崎龍太郎

案文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

生活保護の予算を削減しないよう求める意見書（案）

政府は8月17日に2013年度予算の概算要求基準を閣議決定しました。報道によれば概算要求基準として、日本再生戦略の実現にむけて再生可能エネルギーなどの環境や医療、農林漁業の3分野に予算を最重点で配分するほか、歳出抑制のため、年金など社会保障分野も聖域視せず、生活保護費の削減も明記したとあります。

生活保護利用者数と生活保護費は年々増加していますが、それは、不安定、低賃金の

非正規労働者が全労働者の3分の1を超え、失業率も高止まりしたままである等、雇用が不安定であること、また高齢化が急速に進む中で年金制度が脆弱で生活保障機能が弱いことなどに起因しています。

生活保護が増えたとはいえ、わが国の生活保護利用率は先進諸国に比べ、異常に低く、捕捉率（利用資格のある者のうち実際に利用している者が占める割合）も2～3割にとどまっている状態です。

今年に入ってから、釧路市や札幌市、立川市やさいたま市、足立区などであいついで餓死や孤立死が報告されました。その背景には、生活保護の申請に訪れても、申請させない福祉事務所の窓口のように、不正受給対策のみが声高に叫ばれ、漏給防止策がとられてこなかったことに一因があると考えられます。

「最低賃金で働いた人より支給水準が高い」ことを問題視していますが、働いても生活保護水準にも満たない収入しか得られないことや、低い年金額の方が問題ではないでしょうか。

消費税増税法が、予定通り実施されれば、生活保護受給者や、保護受給にも至らない貧困層の方々にとって、ますます生きづらくなることは目に見えています。

よって国におかれては、生活保護の予算を削減しないよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月24日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 安住 淳殿、厚生労働大臣 小宮山洋子殿

高知県香美市議会議員 西村芳成

以上で提案といたします。どうぞよろしく願いいたします。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。本案の質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論がありますが、本案にまず反対の方の討論ありますか。

それでは、賛成の方の討論ありますか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎晃子です。意見書案第14号、生活保護の予算を削減しないよう求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

今年8月に閣議決定された来年度予算の方針において、3党合意事項に基づき、生活保護費を圧縮する方向が示され、現在厚生労働省の審議会において審議されています。自民党の生活保護に関する見直し案では、生活保護給付水準の10%引き下げ、医療費に自己負担を導入、食費や被服費などは現物給付など数項目を生活保護見直しの具体策として掲げています。また、有名芸能人の母親の保護受給を不正受給であるかのように

描き、国会質問に取り上げました。多くのマスコミもこれに呼応し、生活保護者に対するバッシングが強まりました。こうした質問や状況等を追い風に、政府は生活保護基準の10%引き下げや、医療扶助費の大幅な抑制を図ろうとしています。保護基準を下げるということは、住民税の課税にかかわることから連動して国保税や保育料、介護保険料、就学援助制度などにも影響を及ぼします。生活保護制度の諸問題を保護費抑制の観点からだけ決めていくことは、格差と貧困の広がりを一層広め、生活困窮者から生きる希望と足場を奪い、餓死や孤立死をふやすことにつながるのではないのでしょうか。消費税が2014年に8%、2015年に10%にすることが決められました。このままいくと低所得者、生活困窮者は生存権さえ奪われかねません。今は生活保護予算の削減でなく、むしろ老齢加算の復活、また捕捉率を高め国民生活を安定させることから社会全体を構築し直すべきとの立場から、本意見書案への賛成討論とします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論ありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第14号は、否決されました。

日程第26、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査についての申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○副議長（小松紀夫君） 正場に復します。

議長を交代しました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長、西村芳成君から議長の辞職願が提出をされました。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議

題とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

（追加日程第1を配付）

○副議長（小松紀夫君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、西村芳成君の退席を求めます。

（22番、西村芳成君 退場）

○副議長（小松紀夫君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（小松美公君） それでは朗読します。

辞職願

香美市議会副議長 小松紀夫様

平成22年9月24日の臨時議会において、多くの議員の皆様からご推挙を賜り議長に就任させていただきましたが、本日で申し合わせの2年が経過しますので、本日をもって議長職を辞職いたしますのでよろしくお願いをいたします。

香美市議会議長 西村芳成、平成24年9月24日

以上です。

○副議長（小松紀夫君） 朗読を終わりました。

お諮りをします。西村芳成君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、西村芳成君の議長の辞職を許可するものと決定をいたしました。

西村芳成君の入場を許可します。

（22番、西村芳成君 入場）

○副議長（小松紀夫君） 先ほどの会議におきまして、議長の辞職の件は許可をされましたので告知いたします。

ここで、西村芳成君のご挨拶がありますので、ご静聴をお願いします。

○22番（西村芳成君） それでは、議長辞職に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

平成22年の9月24日に多くの議員の皆様からご推挙賜り議長に就任をさせていただいてから、きょうで丸2年を経過をいたしました。この間私なりに努力をしてみたいつもりでございますが、何せ浅学非才の身でありますので、議会運営に当たりましては、副議長を初め議会運営委員長ほか各議員にご協力を賜りました。また、議会事務局長を初め職員の方々にはご苦勞をおかけし、ご協力いただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、この2年間は昨年3月11日の東日本大震災を初め北九州方面の集中豪雨災害など災害の多い年でありましたし、政治、経済ともに不透明で国民の生活はどうなって

いくのか、地方の財政はどうなっていくのか、見通しの立たない国内情勢であります。こうした厳しい時期であります。また議員の任期も2年間ございますので、地方行政として少しでも市民生活が安定し、暮らしやすい香美市の発展に向けて議会として、行財政改革の推進にさらに特別委員会の取り組みを新組織体制で推進をしていただきたいと思いますところであり、議会改革もさらに推進し、議会報告会等も行い、開かれた議会としての市民に親しまれる議会を目指してほしいと願っております。

最後になりましたが、この2年間議員各位並びに執行部の皆様にもご協力賜りましたことに重ねて感謝をお礼を申し上げ、言葉整いませんが議長辞職のご挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(小松紀夫君) 2年間、議長の職責を果たされたことに対しまして心から感謝の意を表すところでございます。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定をしました。

追加日程を配付します。

(追加日程第2を配付)

○副議長(小松紀夫君) 追加日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において、議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選のいずれの方法により取り行いましょうか。

「投票」という声あり

○副議長(小松紀夫君) ただいま投票という発言がございましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(小松紀夫君) ただいまの出席議員は22人です。

次に、投・開票の立会人を指名します。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、8番、千頭洋一君、16番、島岡信彦君を指名します

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(小松紀夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○副議長(小松紀夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○副議長(小松紀夫君) 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

ここで投票に関して注意を申し上げます。同姓の方がおられますので、氏名を確実にご記入してくださるようお願いいたします。

事務局長から同姓の場合の案分について説明をします。

○議会事務局長(小松美公君) 案分についてご説明いたします。

同姓の場合の案分については、公職選挙法第68条の2に規定されていますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙においては通常の選挙のような案分はできません。

この取り扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制をとらないため、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「何人を記載したかを確認しがたいもの」として、無効となりますのでご注意ください。

○副議長(小松紀夫君) ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いします。

○議会事務局長(小松美公君) それでは、私のほうから順次点呼をしますので、呼ばれた方は投票をお願いします。

1番、有元和哉議員。2番、矢野公昭議員。3番、山崎眞幹議員。4番、利根健二議員。5番、濱田百合子議員。6番、山崎晃子議員。7番、爲近初男議員。8番、千頭洋一議員。9番、織田秀幸議員。10番、比与森光俊議員。11番、依光美代子議員。12番、山崎龍太郎議員。13番、大岸眞弓議員。14番、片岡守春議員。15番、竹平豊久議員。16番、島岡信彦議員。17番、石川彰宏議員。18番、竹内俊夫議員。19番、前田泰祐議員。20番、山本芳男議員。22番、西村芳成議員。21番、小松紀夫議員。

(投票)

○副議長(小松紀夫君) 投票漏れはありますか。

○副議長(小松紀夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。

8番、千頭洋一君、16番、島岡信彦君、開票の立会をお願いいたします。

(開票)

○副議長(小松紀夫君) 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、

有効投票 22票

無効投票 0票でございます。

有効投票のうち、

西村芳成君 12票

石川彰宏君 10票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、西村芳成君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(小松紀夫君) ただいま議長に当選されました西村芳成君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

西村芳成君からご挨拶がありますのでご静聴をお願いいたします。

○議長(西村芳成君) 新たに議長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

多くの皆さん方の、議員の皆さん方のご推挙を賜りまして引き続き議長職の重責を賜りますこと、非常に仰せつかりまして心から感謝を申し上げます。

この2年間、先ほども申し上げましたように私なりに努力をしてみりましたが、これからの2年間につきましては、さらに議会の運営につきましては公正、公平、民主的な議会運営を続けてまいりたいと思っております。そして、また市民に対しましてはやはり議会改革推進特別委員会でやっていただきましたように、さらに市民に対しての情報公開、そして市民に対するいろんな要望等をお聞きをいたしまして、市政発展に、そして福祉の向上に、教育の振興にあるいは地場産業の発展に努めてまいりたいと思っております。さらに昨年3月11日の震災以降ですね、香美市は非常に住宅の問題につきましても有望視されて、いよいよ不動産の方々も香美市を重視をしております。そういった点ではさらにこの土佐山田町(後に「香美市」と訂正あり)に人口増を図るようなやはりこの議会改革組織におかれましたら、やはり何らかの特別委員会を推進しながらしていかなくちゃならんと決意をいたしておりますので、議員の皆さん方の今後のますますのご支援と、あるいはまた執行部の皆さん方のご協力、そして事務局の皆さん方のご協力を賜りまして、この2年間を務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げて議長就任のご挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(拍手)

○副議長(小松紀夫君) 暫時10時35分まで休憩します。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

入る前に、私が先ほど挨拶の中で「香美市」というのを「土佐山田町」と言ったようにございますので、訂正させて「香美市」とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

ただいま、副議長、小松紀夫君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職について日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程を配付をいたします。

（追加日程第3を配付）

○議長（西村芳成君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、小松紀夫君の退席を求めます。

（21番、小松紀夫君 退場）

○議長（西村芳成君） 事務局に辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（小松美公君） 朗読します。

辞職願

香美市議会議長様

平成22年9月24日の臨時議会におきまして、多数の議員各位からご推挙賜り副議長に就任させていただきました。早いもので本日申し合わせの2年間が経過いたしますので、本日をもって副議長の職を辞職いたします。よろしくお願いいたします。

平成24年9月24日、香美市議会副議長 小松紀夫

○議長（西村芳成君） 朗読が終わりました。

お諮りします。小松紀夫君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、小松紀夫君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

小松紀夫君の入場を許可します。

（21番、小松紀夫君 入場）

○議長（西村芳成君） 先ほどの会議において、副議長の辞職の件は許可されましたので告知をいたします。

ここで、小松紀夫君のご挨拶がありますので、ご静聴お願いいたします。小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 議長の許可をいただきましたので一言ご挨拶申し上げます。

一昨年9月の臨時会におきまして多数の議員各位のご推挙をいただきまして副議長に就任をさせていただきました。早いもので申し合わせの2年間が経過をいたしましたので、本日付で副議長の辞職願を提出したところでございます。

この２年間、副議長の最も大切な役割は議長を補佐し、公平で円滑な議会運営に努めることと絶えず自分に言い聞かせてまいったところでございますが、振り返ってみますのに十分なことができたかどうかは疑問でございます。また、自分なりに懸命に努めてまいったところございました。それもこれも議長を初め議員各位のご指導のおかげでございます。この場をおかりをいたしまして心からお礼を申し上げ、辞職の挨拶にかえさせていただきます。２年間本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（西村芳成君） 小松副議長におきましては、この２年間議会改革推進特別委員会委員長として香美市議会基本条例の制定や香美市議会政治倫理条例の制定、さらに第１回目の議会報告会の取り組みなど非常に副議長の責務を果たされたことに対し心から感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第４として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第４として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程を配付をいたします。

(追加日程第４を配付)

○議長（西村芳成君） 追加日程第４、副議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において副議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選のいずれの方法で行いましょうか。

「投票」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。ただいま投票の方法という発言がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は２２人であります。

次に、会議規則３１条第２項の規定により、立会人に８番、千頭洋一君、１６番、島岡信彦君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。事務局の職員、投票用紙を配付お願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長（西村芳成君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長（西村芳成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長（西村芳成君） 異常なしと認めます。

これから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

同姓の方がおられますので氏名を確実に記入してくださるようお願いいたします。

同姓の場合の案分については、先ほどの議長選挙と同様でありますので説明は省略させていただきます。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

○議会事務局長（小松美公君） それでは、私のほうから順次点呼をいたしますので呼ばれた方は投票をお願いします。

1番、有元和哉議員。2番、矢野公昭議員。3番、山崎眞幹議員。4番、利根健二議員。5番、濱田百合子議員。6番、山崎晃子議員。7番、爲近初男議員。8番、千頭洋一議員。9番、織田秀幸議員。10番、比与森光俊議員。11番、依光美代子議員。12番、山崎龍太郎議員。13番、大岸眞弓議員。14番、片岡守春議員。15番、竹平豊久議員。16番、島岡信彦議員。17番、石川彰宏議員。18番、竹内俊夫議員。19番、前田泰祐議員。20番、山本芳男議員。21番、小松紀夫議員。22番、西村芳成議員。

（投票）

○議長（西村芳成君） 投票漏れはありますか。

○議長（西村芳成君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続きまして、開票を行います。

8番、千頭洋一君、16番、島岡信彦君の両君は開票の立会人をお願いいたします。

（開票）

○議長（西村芳成君） 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、

有効投票 22票

無効投票 0票であります。

有効投票のうち、

比与森光俊君 12票

竹内俊夫君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、比与森光俊君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(西村芳成君) ただいま副議長に当選されました比与森光俊君が議場におられますので、議会会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

比与森光俊君からご挨拶がありますのでご静聴をお願いいたします。比与森光俊君。

○副議長(比与森光俊君) ただいま多くの議員の方々に副議長の大任を推挙いただきました。本当にありがとうございます。これからは西村議長、先ほど言われました、るる香美市のために尽力して、皆様の力を得ながら協力して議会運営を図っていきたいと思います。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(西村芳成君) ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員については、各会派から所属したい委員会の希望も聞きながら、各委員会の委員長、副委員長とあわせて会派代表者会で協議をしてみましたので、各委員会の委員の選任は議長の指名によりますので、委員会条例第8条第1項に基づきまして議長の指名とさせていただきます。委員の選任につきましては、議長にお任せを願いたいと思います。

また、議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更の提案したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。

お諮りします。議席の一部変更については日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5、議席の一部変更についてを議題とします。

事務局職員に先に議席の配付をさせていただきます。

(追加日程第5を配付)

(議席表を配付)

○議長(西村芳成君) 追加日程第5、議席の一部変更についてを議題とします。

先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（小松美公君） それでは、議席の一部変更について申し上げます。

議席番号 21 番に比与森光俊議員、議席番号 10 番に小松紀夫議員でお願いします。

○議長（西村芳成君） お諮りします。ただいま朗読しました議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ着席をお願いいたします。

（議席の入れかえを行う）

○議長（西村芳成君） お諮りします。追加日程第 6、各常任委員会委員の選任について、追加日程第 7、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

これから、追加日程第 6、各常任委員会委員の選任について日程を配ります。

（追加日程第 6 を配付）

○議長（西村芳成君） これから、追加日程第 6、各常任委員会委員の選任についてを議題とします。

それでは、常任委員会名簿を配付をいたします。事務局、配付をお願いします。

（常任委員会委員名簿を配付）

○議長（西村芳成君） 各常任委員会委員の任期が、委員会条例第 3 条第 1 項の規定により 9 月 23 日で満了となりました。委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、各常任委員会の委員を議長において指名をいたしますのでご了承願います。

【常任委員会委員名簿 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） ただいま決定いたしました各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

（午前 11 時 23 分 休憩）

（各常任委員会の委員長、副委員長を互選）

（午後 1 時 01 分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。休憩中に行われました委員会におきまして、各常任委員会の委員長と副委員長が選任をされました。

総務常任委員会委員長は山崎眞幹君。同じく副委員長は竹平豊久君。

教育厚生常任委員会委員長は島岡信彦君。同じく副委員長は大岸眞弓君。

産業建設常任委員会委員長は山崎龍太郎君。同じく副委員長は矢野公昭君。

以上のように決定されましたのでよろしくお願いをいたします。

これから、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任について日程をお配りいたします、配付をいたします。事務局、配付をお願いします。

(追加日程第7を配付)

○議長（西村芳成君）　これから、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

それでは、議会運営委員会委員の名簿を配付してください。事務局。

(議会運営委員会委員名簿を配付)

○議長（西村芳成君）　ただいまお配りしております委員の名簿の議席番号が小松紀夫君が「21番」になっておりますので「10番」に変えてください。

議会運営委員会委員の任期が、委員会条例第4条第3項の規定により9月23日で満了となりました。委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名いたしましたのでご了承を願います。

【議会運営委員会委員名簿　巻末に掲載】

○議長（西村芳成君）　ただいま決定いたしました議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

(午後　1時05分　休憩)

(議会運営委員会の委員長、副委員長を互選)

(午後　1時19分　再開)

○議長（西村芳成君）　正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。休憩中に行われた委員会におきまして、議会運営委員会の委員長と副委員長が選任されました。

議会運営委員会委員長は小松紀夫君。同じく副委員長は千頭洋一君。

以上のように決定されました。よろしくお願いをいたします。

次に、特別委員会の委員の任期につきましては、特定しておらず、地方自治法第110条第2項に委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任すると規定されていますので、次の改選日まで引き続いてお願いしたいと思いますが、先ほどの副議長の選挙において比与森光俊君が副議長に当選されましたので、ただいま行財政改革推進特別委員会の比与森光俊君から、委員の口頭で辞職願がありました。

お諮りします。行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　異議なしと認めます。したがって、行財政改革推進特別委員

会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

(追加日程第8を配付)

○議長(西村芳成君) 追加日程第8、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、比与森光俊君の退席を求めます。

(21番、比与森光俊君 退場)

○議長(西村芳成君) 比与森光俊君の行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。したがって、比与森光俊君の行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

比与森光俊君の入場を許可します。

(21番、比与森光俊君 入場)

○議長(西村芳成君) 先ほどの会議において、行財政改革推進特別委員会委員の辞任は許可されましたので告知をいたします。

お諮りします。追加日程第9、行財政改革推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。

これから、追加日程第9、行財政改革推進特別委員会委員の選任についての日程をお配りいたします。配付をお願いいたします。

(追加日程を第9を配付)

○議長(西村芳成君) これから、追加日程第9、行財政改革推進特別委員会委員の選任についてを議題とします。

先ほどの会議において、行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可いたしました。委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、行財政改革推進特別委員会の委員を議長において指名いたしますのでご了承願います。

比与森光俊議員の後任に、織田秀幸議員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

比与森光俊君は、行財政改革推進特別委員会の副委員長を務めていましたので、行財政改革推進特別委員会において副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

(午後 1時24分 休憩)

(行財政改革推進特別委員会の副委員長を互選)

(午後 1時31分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告いたします。休憩中に行われた特別委員会におきまして、行財政改革推進特別委員会の副委員長が選任されました。

行財政改革推進特別委員会副委員長は利根健二君に決定されました。

よろしく願いいたします。

また、一部事務組合の議会の議員の任期につきましては、それぞれ組合議員の規約で議会議員の任期または市の職務の在任期間になるとなっておりますので、次の改選日まで引き続いてお願いしたいと思います。

また、議会選出の監査委員につきましても、任期は4年となっておりますので、引き続きよろしく願いいたしたいと思います。

お諮りします。追加日程第10、香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選についてを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

これから、追加日程第10、香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選についてを日程を配付いたします。

（追加日程第10を配付）

○議長（西村芳成君） これから、追加日程第10、香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選についてを議題といたします。

議会推選の広報部会委員の任期が、香美市広報委員会設置条例第3条第3項の規定により9月23日で満了となり、この後任を推選する必要が生じました。議会広報部会委員の推選については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

委員の名簿を配付をお願いいたします。

（議会広報部会委員の名簿を配付）

○議長（西村芳成君） 議会広報部会委員は、先ほどお手元に配付しました名簿のとおりに推選したいと思います。これにご異議ありませんか。

【議会広報部会委員名簿 巻末に掲載】

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

香美市広報委員会の議会広報部会委員の推選については、お手元に配付しました名簿

のとおり推選することに決定いたしました。

議会広報部会の部会長、副部会長の互選につきましては、後日委員会で互選をしていただくようお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

9月5日に開会されました平成24年第5回香美市議会定例会は、本日までの20日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。ただ、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など9件と請願1件が各常任委員会の継続審査となりましたので、それぞれ12月議会定例会までに慎重な審査をされるようお願いをいたしておきます。

また、今議会定例会では一般質問も12名の議員が質問をされ、市行政全般にわたって真剣な質問がなされましたが、質問の通告要旨と質問内容が異なる点が少しありましたので、今後はもう少し質問の要旨を具体的に、要点をまとめて通告をされるようお願いをいたしておきます。

さて、今議会で議員の任期も折り返し地点に達し、残すところあと2年となり、組織がえも終わりましたので、私も残された期間を民主的な議会運営に努力し、議会として市政発展に、住民福祉の向上に、教育や福祉や医療の充実に、また農林業、地場産業発展に尽くしてまいりたいと考えていますので、議員各位の一層のご協力をよろしくお願いをいたします。

本日で第5回香美市議会定例会を閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対し格段のご協力を賜りまして、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます、閉会に当たり私のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月5日に開会をいたしました今定例議会も、提案をさせていただきました議案に対しまして、議員の皆様方の慎重なる審査を得まして、ここに適切なるご判断を賜り、継続審査となりましたそれぞれの平成23年度歳入歳出決算認定議案を除く全議案可決成立をいただきました。まことにありがとうございました。

そして一般質問には12名の方々が登壇をされました。日ごろの議員活動の中で感じておられる市行政のあり方や疑問に対しまして、他方面にわたってのご質問またご提言をいただきました。貴重なるご意見またご提言は、今後の市政運営に生かしてまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

さて、開会中に発生をいたしました台風16号は、幸いにして直撃は免れましたが、その点被災箇所も比較的少なかったわけですが、局地的な大雨により物部川の濁水が発生をいたしており、この濁水が長期化すれば川魚漁はもちろん、下流域の施設

園芸にも影響が出るのではないかと心配をされます。以前から物部川の濁水問題は流域の大きな課題となっておりまして、これまでも物部川濁水対策検討委員会で、発生源と言われております山林の保全対策やダム管理などさまざまな検討とその対策もなされてきましたが、なかなか抜本的に解消されない状況が続いております。今回の濁水状況を見たとき長期化は避けられないと思われませんが、これからもしっかりとその対策を進めてゆかなければならないと思っております。

さて、先ほどは議会正副議長選挙が行われました。議長には西村芳成氏が再選をされ、また新たに副議長には比与森光俊氏が当選をされました。ご両名に対しまして心からお喜びを申し上げます。また、今回副議長として今日までご活躍をいただきました小松紀夫議員が退任をされたわけですが、この間のご労苦に心からねぎらいの言葉を述べさせていただきたいと思えます。

また、それぞれ常任委員会も新たに組織化をされまして、また正副委員長さんも決定になりました。同時に今議会で議会基本条例、そして議会議員政治倫理条例も制定をされ、さらにこの議会のレベルアップが図られたということと存じまして、今後の皆様方のご活躍と、また同時に執行部に対しましてのご意見、また同時にご提言、そしてご指導をお願いをする次第でございます。

いよいよもう秋も間もなく10月でございますが、秋もこれから深まってまいります。どうぞお体には十分お気をつけいただきまして、地域でのご活躍を心からお祈りをさしただきましてご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。

これをもって平成24年第5回香美市議会定例会を閉会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 1時41分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成24年第5回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	5日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで。
第2日	6日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	7日(金)	休 会	〃
第4日	8日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	9日(日)	休 会	〃 〃
第6日	10日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	11日(火)	本会議	一般質問①（行財政改革推進特別委員会）
第8日	12日(水)	本会議	一般質問②（議会改革推進特別委員会）
第9日	13日(木)	本会議	一般質問③
第10日	14日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託、連合審査会(議案第79号) 総務常任委員会の審査（議案68・79・84号）
第11日	15日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	16日(日)	休 会	〃 〃
第13日	17日(月)	休 会	祝日 〃
第14日	18日(火)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第73・74・75・76・81・82・83号、請願第1号)
第15日	19日(水)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第69・70・71・72・77・78・80・85号)
第16日	20日(木)	休 会	議案審査整理のため
第17日	21日(金)	休 会	〃
第18日	22日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第19日	23日(日)	休 会	〃 〃
第20日	24日(月)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで) 各常任委員会・議会運営委員会委員等の選任と組織改変

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第68号	平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続	全員賛成
議案第69号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第70号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第71号	平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第72号	平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	継続	全員賛成
議案第73号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第74号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第75号	平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第76号	平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成
議案第77号	平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第78号	平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
議案第79号	平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第80号	平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第81号	平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第82号	平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成

議案第83号	平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第84号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第85号	市道の路線の認定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
請願第1号	学校給食資材の発注に関する請願書	教育厚生常任委員会	継続	全員賛成

発議第1号

香美市議会基本条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月24日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	矢野公昭
賛成者	〃	山崎眞幹
賛成者	〃	大岸眞弓
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	前田泰祐
賛成者	〃	比与森光俊
賛成者	〃	竹平豊久

香美市議会基本条例

(前文)

香美市議会（以下「議会」という。）は、二元代表制のもと、香美市民から直接選ばれた議員で構成され、同じく香美市民から直接選ばれた香美市長（以下「市長」という。）とともに、香美市の代表機関を構成する。

地方分権の時代にあって、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は多数による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、事務執行の監視機能や政策立案機能及び立法的機能の強化、充実に努め、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

これらの使命を達成するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守はもとより、公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策形成への市民参加の推進、議員間のかつ達な討議の展開、市長等執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研さんや資質の向上等、必要な議会運営上の原則や体制整備等を定め、遵守、実践することにより、市民に信頼され、活力ある議会となることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい市民に身近な議会として、議会の活性化と充実に必要な議会運営及び議員に係る基本事項を定め、積極的な情報公開と市民参加を基本とした香美市の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指し活動するものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく合理的な議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）、香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）及び議会内での申合せ事項を継続的に見直すものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを常に認識し、議員相互間の自由でかつ達な討議を尊重しなければならない。

2 議員は、特定の団体及び地域の代表に留まらず、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握し、市民全体の代表として活動しなければならない。

- 3 議員は、自己の能力を高める不断の研さん及び調査研究に努め、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派及び会派代表者会議については、別に定める。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に公開するとともに、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに政策提案の拡大を図るものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するために、市内各地域に直接出向き、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会については、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議において、議員と市長等執行機関は、常に緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にして行うこととする。
- 3 市長等執行機関は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容

- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) 関係のある法令、条例等

(予算及び決算の審議)

第9条 議会は、前条の規定に準じ、予算及び決算の審議に当たっても、施策別、事業別の詳細で明確な説明を市長に求めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第10条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、市政全般の重要な計画等について、議会と市長等執行機関が市民に対する責任を共有し、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 振興計画の基本構想及び基本計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が必要と認める計画
- (3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの
- (4) 香美市定住自立圏形成協定に係る事件

第5章 討議の尊重

(討議による合意形成)

第11条 議長及び委員長は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を尊重して会議を運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長が提出する議案並びに市民の提案に関する審議及び採決に当たっては、議員相互間で議論を尽くして合意形成に努めなければならない。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第12条 議会は、多様な行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対して答弁しなければならない。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強

化に努めなければならない。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たっては、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、先進的な取組を学び本市の行政に活かすため、視察研修を年1回以上行うものとする。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議長は、議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化しなければならない。

- 2 議長は、議会事務局の円滑な職務執行を図るため、職員体制の充実に努めなければならない。

(議会図書室の公開、充実)

第15条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

- 2 議会は、図書の充実と有効活用を図るものとする。
- 3 議会図書室の運営管理については、別に定める。

(議会広報活動の充実)

第16条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報紙で公表するなど、情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

- 2 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、当該条例を遵守しなければならない。

(議員定数)

第18条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数を定めるに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。
- 3 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の政策課題並びに類似団体の議員定数等と比較検討し、決定するものとする。
- 4 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬を定めるに当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、決定するものとする。
- 3 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び香美市特別職等報酬審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用し、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、一般選挙後及び必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項による検証結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
(香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の廃止)
- 2 香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例（平成21年香美市条例第46号）は、廃止する。

発議第2号

香美市議会議員政治倫理条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月24日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	矢野公昭
賛成者	〃	山崎眞幹
賛成者	〃	大岸眞弓
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	前田泰祐
賛成者	〃	比与森光俊
賛成者	〃	竹平豊久

香美市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、議会を構成する議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動規範及び道徳（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、自己の地位による影響力を不正に行使することによって自己又は特定の者の利益を図らないことを宣言するとともに、市民も市政の主権者としての認識と自覚を持って市政に参画する責務のあることを明らかにし、公正で健全な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に関わる責任と義務を自覚し、地方自治法（昭和22年法律第67号）の本旨の実現に向け活動しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表として、その品位と名誉を損なう行為を慎み、公務の執行に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う請負契約、委託契約及び一般物品納入契約等に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の採用、昇格又は異動に関して推薦、紹介をしないこと。
- (5) 政治活動に関し、企業、団体等からの寄付金等を受けないこと。また、議員の後援団体においても、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄付金等を受けないこと。

2 議員は、前項の遵守事項に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、真摯な態度をもって自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政の主権者として自らも市政を担い、公共の福祉の増進を目指すことへの自覚を持つとともに、議員に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 前条第2号に規定する金品を贈与する行為
- (2) 前条第3号に規定する契約等の際し、有利な取り計らいを依頼する行為
- (3) 前条第4号に規定する市職員の採用、昇格又は異動に関して、推薦、紹介を依頼する行為
- (4) 前条第5号に規定する寄付等をする行為

(請負契約に関する遵守事項)

第5条 議員、議員の配偶者、2親等以内又は同居の親族が役員をしている企業及び議員

が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の請負契約、委託契約及び一般物品納入契約等の締結については、辞退しなければならない。

(審査会の設置及び議員に対する措置)

第6条 議員に第3条第1項及び前条の規定に違反したとの疑惑が生じ、審査請求の手續が行われた場合には、議長は、速やかに議会運営委員会に諮った上で、必要な場合には香美市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、事実解明に当たらなければならない。

2 議会は、審査会の報告事項を尊重するとともに、議員が第3条第1項及び前条に違反したと認められた場合には、信頼回復のために必要な措置を講ずるものとする。

3 審査会については、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

発議第3号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月24日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	前田泰祐
賛成者	〃	竹平豊久
賛成者	〃	千頭洋一
賛成者	〃	大岸真弓
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	山崎龍太郎
賛成者	〃	比与森光俊
賛成者	〃	島岡信彦

香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則(平成18年香美市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第154条」を「第153条」に、「第155条―第161条」を「154条―第160条」に、「第7章 議員の派遣 (第162条)」を「第6章 協議又は調整を行うための場 (第161条)」に、第7章 議員の派遣 (162条)」に、「第7章」を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に改める。

第26条中「宣告の」を削る。

第33条中「任期の間」を「任期間」に改める。

第56条中「同一の議題」を「同一議題」に改める。

第62条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による質問の方式は、質問者の選択により、総括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかとする。

第64条中「質問」の次に「(一問一答の方式による質問を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 一問一答の方式による質問については、第60条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。

第147条中「帽子、外とう、襟巻、つえ、写真機及び録音機の類を着用し、又は」を「会議の妨げとなるおそれのあるものを着用」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議場又は委員会の会議室に入る者は、携帯電話を携帯する場合は、マナーモードに設定するか、又は電源を切らなければならない。

第162条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

第8章を第9章とし、第7章を第8章とする。

第150条を削り、第151条を第150条とし、第152条から第154条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第155条を第154条とし、第156条から第161条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場
(協議又は調整を行うための場)

第161条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第161条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
議員協議会	執行機関からの説明及び報告 並びに議員間の協議	議員全員	議長
会派代表者会議	各会派間の調整及び協議	会派の代表者	議長

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

意見書案第12号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」 の構築を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年9月24日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	千頭洋一
賛成者	〃	依光美代子
賛成者	〃	島岡信彦

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」 の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられていますが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしています。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされています。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森

林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域が主体的・総合的に実施することが不可欠であります。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などの厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月24日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
財務大臣	安住淳殿
総務大臣	川端達夫殿
農林水産大臣	郡司彰殿
環境大臣	細野豪志殿
経済産業大臣	枝野幸男殿
国家戦略担当大臣	古川元久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第13号

通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年9月24日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	依光美代子
賛成者	〃	島岡信彦
賛成者	〃	千頭洋一

通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書(案)

新学期が始まったばかりの4月、京都府亀岡市で集団登校の列に軽自動車が入り込み、市立安詳小の児童ら10人が最大で25メートルもはね飛ばされ死傷する事故がありました。また、館山市大賀の県道でも、朝、通学のバスを待っていた市立館山小1年生が軽自動車にはねられ死亡するなど、全国で通学中の児童が巻き込まれる交通事故が相次ぎました。

これらの状況を踏まえ、今回、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要綱」を作成して、全国の自治体に通達しました。

この通達に沿って、すでに本市でも危険箇所の早期特定や、警察署や道路管理者による現場点検も行っています。これら危険箇所の改善を図るには、車道と歩道の分離帯・防護柵など、ハード面における整備・設置が必要とされる事案が明らかになっています。特に、国道・県道を通り通学しなければならない箇所もあり、市単独では困難な状況です。

よって、国におかれては、児童生徒の命と安全を確保するために、危険箇所の改善が早期に実施できるよう予算措置をおこなうことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月24日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
財務大臣	安住淳	殿
文部科学大臣	平野博文	殿
国土交通大臣	羽田雄一郎	殿
国家公安委員長	松原仁	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第14号

生活保護の予算を削減しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年9月24日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 // 片岡守春

賛成者 // 山崎龍太郎

生活保護の予算を削減しないよう求める意見書（案）

政府は8月17日に2013年度予算の概算要求基準を閣議決定しました。報道によれば概算要求基準として、日本再生戦略の実現にむけて再生可能エネルギーなどの環境や医療、農林漁業の3分野に予算を最重点で配分するほか、歳出抑制のため、年金など社会保障分野も聖域視せず、生活保護費の削減も明記したとあります。

生活保護利用者数と生活保護費は年々増加していますが、それは、不安定、低賃金の非正規労働者が全労働者の3分の1を超え、失業率も高止まりしたままである等、雇用が不安定であること、また高齢化が急速に進む中で年金制度が脆弱で生活保障機能が弱いことなどに起因しています。

生活保護が増えたとはいえ、わが国の生活保護利用率は先進諸国に比べ、異常に低く、補足率（利用資格のある者のうち実際に利用している者が占める割合）も2～3割にとどまっている状態です。

今年に入ってから、釧路市や札幌市、立川市やさいたま市、足立区などであいついで餓死や孤立死が報告されました。その背景には、生活保護の申請に訪れても、

申請させない福祉事務所の窓口のように、不正受給対策のみが声高に叫ばれ、漏給防止策がとられてこなかったことに一因があると考えられます。

「最低賃金で働いた人より支給水準が高い」ことを問題視していますが、働いても生活保護水準にも満たない収入しか得られないことや、低い年金額の方が問題ではないでしょうか。

消費税増税法が、予定通り実施されれば、生活保護受給者や、保護受給にも至らない貧困層の方々にとって、ますます生きづらくなることは目に見えています。

よって国におかれては、生活保護の予算を削減しないよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月24日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
財務大臣	安住淳	殿
厚生労働大臣	小宮山洋子	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

常任委員会委員の名簿

【 総務常任委員会 8人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
3	山 崎 眞 幹	17	石 川 彰 宏
6	山 崎 晃 子	18	竹 内 俊 夫
10	小 松 紀 夫	20	山 本 芳 男
15	竹 平 豊 久	21	比 与 森 光 俊

【 教育厚生常任委員会 7人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	有 元 和 哉	16	島 岡 信 彦
5	濱 田 百合子	19	前 田 泰 祐
11	依 光 美代子	22	西 村 芳 成
13	大 岸 眞 弓		

【 産業建設常任委員会 7人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
2	矢 野 公 昭	9	織 田 秀 幸
4	利 根 健 二	12	山 崎 龍 太 郎
7	爲 近 初 男	14	片 岡 守 春
8	千 頭 洋 一		

議会運営委員会委員の名簿

【 議会運営委員会 8人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
3	山崎 眞 幹	10	小松 紀 夫
4	利根 健 二	12	山崎 龍太郎
8	千頭 洋 一	13	大岸 眞 弓
9	織田 秀 幸	15	竹平 豊 久

広報委員会の議会広報部会委員の名簿

【 議会広報部会委員 ： 5人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	有 元 和 哉	7	爲 近 初 男
2	矢 野 公 昭	13	大 岸 眞 弓
4	利 根 健 二		

平成24年9月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第68号	平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第69号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第70号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第71号	平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第72号	平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第73号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第74号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第75号	平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第76号	平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	24. 9. 24
議案第77号	平成23年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	認定	24. 9. 24
議案第78号	平成23年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	24. 9. 24
議案第79号	平成24年度香美市一般会計補正予算（第4号）	可決	24. 9. 24
議案第80号	平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決	24. 9. 24
議案第81号	平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	可決	24. 9. 24
議案第82号	平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	可決	24. 9. 24
議案第83号	平成24年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	可決	24. 9. 24
議案第84号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24. 9. 24
議案第85号	市道の路線の認定について	可決	24. 9. 24
発議第1号	香美市議会基本条例の制定について	可決	24. 9. 24

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
発議 第 2 号	香美市議会議員政治倫理条例の制定について	可 決	24. 9. 24
発議 第 3 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可 決	24. 9. 24
意見書案 第 12 号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について	可 決	24. 9. 24
意見書案 第 13 号	通学路における児童生徒の安全対策の強化を求める意見書の提出について	可 決	24. 9. 24
意見書案 第 14 号	生活保護の予算を削減しないよう求める意見書の提出について	否 決	24. 9. 24

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
請願 第 1 号	学校給食資材の発注に関する請願書	継 続	24. 9. 24